平成 30 年定例会

総務常任委員会　年間白書

平成 31 年４月

四日市市議会

目次

１．委員会の構成　　Ｐ１

２．委員会開催状況　　Ｐ２～Ｐ３０

３．委員長報告等　　Ｐ３１～Ｐ１６１

４．所管事務調査報告書　　Ｐ１６２～Ｐ１８６

５．行政視察報告書　　Ｐ１８７～Ｐ２１９

６．議会報告会の概要　　Ｐ２２０～Ｐ２４７

７．高校生議会意見書　　Ｐ２４８～Ｐ２５２

１．委員会の構成

委員長	森　　康哲
副委員長	谷口周司
委　員	川村幸康
	土井数馬
	早川新平
	樋口博己
	三平一良
	村山繁生

２．委員会開催状況

総務常任委員会　審査順序

平成30年５月21日（月）
第１委員会室

財政経営部

１．議案第５号　専決処分について
－四日市市税条例の一部改正について－
…議案書P15～

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、提出議案参考資料等
01_本会議－09_平成 30 年５月開会議会

○事項書
02_総務常任委員会－15_平成 30 年５月開会議会

総 務 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年５月22日（火）
第１委員会室

１．委員長の互選について

２．副委員長の互選について

３．管内視察について（確認）
　　日程：平成30年６月７日（木）

４．行政視察について（案）
　①　７月17日（火）～７月19日（木）
　②　７月23日（月）～７月25日（水）

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会審査順序

平成30年６月22日（金）
10:00～　第１委員会室

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

（付託議案）

１．議案第８号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第２号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第８款　土木費
　　第７項　下水道費　　**補正予算書P14～**
　　歳入全般　　**補正予算書P12～**

【総務常任委員会】

（付託議案）

２．議案第10号　四日市市税条例等の一部改正について　　**議案書P33～**

３．議案第19号　動産の取得について　　**議案書P95～**

総務部

【総務常任委員会】

（報告事項）

４．四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の一部改正について

その他

５．６月定例月議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

６．休会中の所管事務調査について
　①日程案　　平成30年７月27日（金）午前10時～
　　または
　　平成30年７月31日（火）午前10時～　　or　　午後１時30分～
　②調査項目の決定

７．６月定例月議会　議会報告会、シティ・ミーティングについて
　日　時：平成30年７月５日（木）午後６時30分
　場　所：神前地区市民センター　２階大会議室
　シティ・ミーティングテーマ：防災全般について

８．８月定例月議会　議会報告会、シティ・ミーティングについて
　　日程案：平成30年10月９日（火）

９．行政視察について
日　程：７月２３日（月）～２５日（水）
視察先：札幌市、千歳市

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議－10_平成 30 年 6 月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）
06_予算常任委員会－13_平成 30 年 6 月定例月議会－01_補正予算資料（部局別）

○審査順序、総務常任委員会資料等
02_総務常任委員会－16_平成 30 年 6 月定例月議会

総　務　常　任　委　員　会　事　項　書

平成30年７月27日（金）13：30～

（休会中所管事務調査）

１．入札制度について

（その他）

２．議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

〇事項書、資料

02_総務常任委員会－17_平成30年７月27日

総務常任委員会／決算・予算常任委員会総務分科会　審査順序

平成30年９月12日（水）
10:00～　第１委員会室

政策推進部

【決算分科会】

１．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　第１目　一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分
　　決算書P152～　実績報告書P35～
　　第８目　企画費　**決算書P158～　実績報告書P47～**
　　第11目　国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分
　　決算書P162～　実績報告書P52～
　第８款　土木費
　　第５項　港湾費　**決算書P232～　実績報告書P172～**

【予算分科会】

２．議案第 29 号　平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第３号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第２款　総務費
　　第１項総務管理費
　　〔第８目 企画費　**補正予算書 P18～**〕
　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　**補正予算書Ｐ８～、P24**

【総務常任委員会】

（所管事務調査）

３．平成 30 年度四日市大学運営協議会報告について

（報告）

４．四日市港における船舶の接触事故について

消防本部

【決算分科会】

５．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第９款　消防費
　　第１項　消防費
　　第１目　常備消防費　**決算書P240～　実績報告書P184～**
　　第２目　非常備消防費　**決算書P242～　実績報告書P186～**
　　第３目　消防施設費　**決算書P242～　実績報告書P187～**

【総務常任委員会】

６．議案第35号　動産の取得について
　　－消防ポンプ自動車（ＣＤ―Ⅰ型水槽付）１台－
議案書P29～
７．議案第36号　動産の取得について
　　－救助工作車（Ⅱ型）　１台－　議案書P35～

危機管理監

【決算分科会】

８．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第２款　総務費
第１項　総務管理費
〔第14目　防災対策費　決算書P164～　実績報告書P55～〕
第９款　消防費
第１項　消防費
〔第４目　水防費　決算書P244～　実績報告書P188〕

【予算分科会】

９．議案第29号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第３号）
第１条　歳入歳出予算の補正
歳出第２款　総務費
第１項　総務管理費
〔第 14 目 防災対策費　補正予算書 P18～〕
第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　補正予算書Ｐ８～、P24

総務部

【決算分科会】

10．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第２款　総務費
第１項　総務管理費
第１目　一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分
決算書P152～　実績報告書P35～
第２目　人事管理費　決算書P154～　実績報告書P40～
第３目　恩給及び退職年金費　決算書P156～　実績報告書P42
第４目　文書広報費中総務課関係部分　決算書P156～　実績報告書P42～
第９目　計算記録管理費　決算書P160～　実績報告書P49～
第15目　人権推進費　決算書P166～　実績報告書P57～
第21目　諸費中総務課関係部分　決算書P170～　実績報告書P67～
第４項　選挙費　決算書P174～　実績報告書P72～
第５項　統計調査費　決算書P178～　実績報告書P73～

会計管理室

【決算分科会】

11．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　〔第６目　会計管理費　　**決算書P156～　実績報告書P45～**〕

監査事務局

【決算分科会】

12．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第２款　総務費
　　第６項　監査委員費　　**決算書P178～　実績報告書P73～**

財政経営部

【決算分科会】

13．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　第１目　一般管理費中管財課関係部分　**決算書P152～　実績報告書P35～**
　　第５目　財政管理費　　**決算書P156～　実績報告書P44～**
　　第７目　財産管理費　　**決算書P158～　実績報告書P46～**
　　第21目　諸費中収納推進課、財政課関係部分
　　決算書P170～　実績報告書P67～
　　第２項　徴税費　　**決算書P172～　実績報告書P68～**
　　第４款　衛生費
　　第４項　病院費　　**決算書P208～　実績報告書P133**
　　第８款　土木費
　　第７項　下水道費　　**決算書P238～　実績報告書P181**
　　第11款　公債費　　**決算書P262～　実績報告書P216**
　　第12款　予備費　　**決算書P262～　実績報告書P217**
　桜財産区　　**決算書P417～　実績報告書P290～**

【予算分科会】

14．議案第29号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第３号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　歳入全般　　**補正予算書P14～**
　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　〔第23目　諸費　　**補正予算書P18～**〕

【総務常任委員会】

15．議案第30号　四日市市アセットマネジメント基金条例の制定について
　　議案書P13～

財政経営部・会計管理室

【決算分科会】

16．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳入全般　**決算書P114～　実績報告書P7～**

議会事務局

【決算分科会】

17．議案第25号　平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
　歳出第１款　議会費　**決算書P152～　実績報告書P33～**

その他

18．所管事務調査について

19．休会中の所管事務調査について
　①日程（案）・10 月 22 日（月）午前 10 時　or　午後１時 30 分
　　または
　　・10 月 23 日（火）午後１時 30 分

　②調査項目の決定

20．８月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
　日程：平成 30 年 10 月９日（火）18:30～20:45
　会場：楠地区市民センター３階 301 会議室
　テーマ：防災全般について

21．11 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
　日程案：①平成 30 年１月７日（月）
　　②平成 30 年１月８日（火）

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議－11_平成 30 年８月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）
06_予算常任委員会－15_平成 30 年８月定例月議会－01 補正予算資料（部局別）

○決算常任委員会資料（部局別）
07_決算常任委員会－13_平成 30 年８月定例月議会－決算常任委員会資料（部局別）

○事項書、総務常任委員会資料
02_総務常任委員会－18_平成 30 年８月定例月議会

予算常任委員会総務分科会　審査順序

平成30年10月４日（木）
第１委員会室

財政経営部

１．議案第38号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第４号）	
第１条　歳入歳出予算の補正	
歳入全般	…補正予算書(2)P12～
第２条　地方債の補正	…補正予算書(2)P12～,16

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議－11_平成 30 年８月定例月議会

○事項書
02_総務常任委員会－19_平成 30 年 10 月４日

総　務　常　任　委　員　会　事　項　書

平成30年11月１日（木）

１．議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○事項書、資料

02_総務常任委員会－20_平成30年11月１日

総 務 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年12月５日（水）
第１委員会室

１．付託予定請願の扱いについて

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会　審査順序

平成30年12月11日（火）
10:00～　第１委員会室

財政経営部

【総務常任委員会】

１．請願第１号　消費税率の10％への引き上げの中止を求める意見書の提出について

【予算分科会】

２．議案第46号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第５号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第２款　総務費
　　第１項総務管理費
　　〔第23目 諸費　…補正予算書P26～〕
　　第12款　公債費　…補正予算書P56～
　　歳入全般　…補正予算書P15～
　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　…補正予算書P10～,P61～
　第３条　地方債の補正　…補正予算書P13,P63

【総務常任委員会】

３．議案第59号　四日市市特別会計条例の一部改正について　…議案書P35

４．議案第60号　四日市市税関係手数料条例の一部改正について　…議案書P37～

消防本部

【予算分科会】

５．議案第46号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第５号）
　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　…補正予算書P10～,P61～

【協議会】

６．南消防署整備事業について

政策推進部

【予算分科会】

７．議案第 46 号　平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第５号）
　　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第２款　総務費
　　第１項総務管理費
　　〔第８目 企画費　…補正予算書 P26～〕
　　第８款　土木費
　　第５項　港湾費　…補正予算書 P46～
　　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　…補正予算書 P10～,P61～

【協議会】

８．市と四日市市土地開発公社との清算及び公社の解散等について

総務部

【予算分科会】

９．議案第46号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第５号）
　　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第１款　議会費　～　第10款教育費（人件費補正分）　…補正予算書P26～
　　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　…補正予算書P10～,P61～

10．議案第47号　平成30年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第１号）
　　…補正予算書P67～

11．議案第48号　平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
　　（人件費補正分）
　　…補正予算書P79～

12．議案第50号　平成30年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第１号）
　　（人件費補正分）
　　…補正予算書P101～

13．議案第51号　平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
　　…補正予算書P125～

【総務常任委員会】

14．議案第55号　四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について　…議案書P７～

15．議案第56号　四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について　…議案書P９～

16．議案第57号　四日市市職員給与条例の一部改正について　…議案書P11～

17．議案第58号　四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について　…議案書P31～

議会事務局

【予算分科会】

18．議案第46号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第５号）
　第２条　債務負担行為の補正（関係部分）　…補正予算書P10～,P61～

その他

19．所管事務調査について

20．休会中の所管事務調査について
　①日程（案）・平成 31 年１月 23 日（水）午前 10 時　or　午後１時 30 分
　　または
　　・平成 31 年１月 31 日（金）午前 10 時　or　午後１時 30 分

　②調査項目の決定

21．11 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
　日程：平成 31 年１月７日（月）18:30～20:45
　会場：小山田地区市民センター２階大会議室

22．２月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
　日程：平成 31 年３月 27 日（水）18:30～20:45

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、提出議案参考資料、補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議－12_平成 30 年 11 月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）
06_予算常任委員会－16_平成 30 年 11 月定例月議会－01 補正予算資料（部局別）

○事項書、総務常任委員会関係資料
02_総務常任委員会－21_平成 30 年 11 月定例月議会

総　務　常　任　委　員　会　事　項　書

平成30年12月17日（月）

１．休会中の所管事務調査の調査項目について 日程：平成 31 年１月 23 日（水）　午後１時 30 分

総　務　常　任　委　員　会　事　項　書

平成31年１月21日（月）

１．議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

〇事項書、資料

02_総務常任委員会－22_平成 31 年 1 月 21 日

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会　審査順序

平成31年２月27日（水）
10：00～　第１委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算
　第１条　歳入歳出予算
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　第１目　一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分
　　…予算書P82～
　　第８目　企画費　…予算書P92～
　　第11目　国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分
　　…予算書P94～
　　第８款　土木費
　　第５項　港湾費　…予算書P206～

２．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第８款　土木費
　　第５項　港湾費　…補正予算書P42～

【総務常任委員会】

３．議案第120号　四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部改正について
　…議案書（その２）P161～
４．議案第121号　土地の取得について　…議案書（その２）P163～
５．議案第122号　権利の放棄について　…議案書（その２）P175
６．議案第123号　四日市市土地開発公社の解散について　…議案書（その２）P177

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算
　第１条　歳入歳出予算
　　歳出第９款　消防費
　　第１項　消防費
　　第１目　常備消防費　…予算書P216～
　　第２目　非常備消防費　…予算書P218～
　　第３目　消防施設費　…予算書P220～

２．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第９款　消防費
　　第１項　消防費
　　第１目　常備消防費　…補正予算書P44～
　　第２目　非常備消防費　…補正予算書P44～
　　第３目　消防施設費　…補正予算書P44～

【総務常任委員会】

３．楠地区消防分団の一分団化に向けての進捗状況について（報告）

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算
　第１条　歳入歳出予算
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　〔第14目　防災対策費　…予算書P98～〕
　　第９款　消防費
　　第１項　消防費
　　〔第４目　水防費　…予算書P220～〕

２．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　〔第14目　防災対策費　…補正予算書P30～〕

【総務常任委員会】

３．議案第125号　工事請負契約の締結について　－総合防災拠点整備工事－ …議案書（その２）P181～

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算
　第１条　歳入歳出予算
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　第１目　一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分
　　…予算書P82～
　　第２目　人事管理費　…予算書P86～
　　第３目　恩給及び退職年金費　…予算書P86～
　　第４目　文書広報費中総務課関係部分　…予算書P86～
　　第９目　計算記録管理費　…予算書P92～
　　第15目　人権推進費　…予算書P100～
　　第23目　諸費中総務課関係部分　…予算書P108～
　　第４項　選挙費　…予算書P114～
　　第５項　統計調査費　…予算書P122～
　第２条　債務負担行為（関係部分）　…予算書P15～

２．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　第１目　一般管理費　…補正予算書P30～
　　第２目　人事管理費　…補正予算書P30～
　　第９目　計算記録管理費　…補正予算書P30～

【総務常任委員会】

３.議案第106号　四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について　…議案書P7～ ４．議案第107号　四日市市職員給与条例の一部改正について　…議案書P81～ ５.議案第108号　四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について　…議案書P83 ６．議案第109号　四日市市職員定数条例の一部改正について　…議案書P85

【総務常任委員会所管事務調査】

７．平成30年度第１回及び第２回人権施策推進懇話会並びに平成30年度第１回同和行政推進審議会について

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算 第１条　歳入歳出予算 歳出第２款　総務費 第１項　総務管理費 〔第６目　会計管理費　…予算書P88～〕

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算 第１条　歳入歳出予算 歳出第２款　総務費 第１項　総務管理費 第１目　一般管理費中管財課関係部分　…予算書P82～ 第５目　財政管理費　…予算書P88～ 第７目　財産管理費　…予算書P90～ 第23目　諸費中収納推進課、財政課関係部分　…予算書P108～ 第２項　徴税費　…予算書P110～ 第４款　衛生費 第４項　病院費　…予算書P170～ 第８款　土木費 第７項　下水道費　…予算書P214～ 第11款　公債費　…予算書P246～ 第12款　予備費　…予算書P246～ 第２条　債務負担行為（関係部分）　…予算書P15～ 第５条　歳出予算の流用　…予算書P7 ２．議案第105号　平成31年度四日市市桜財産区予算　…予算書（特別会計・財産区）P227～

３．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　歳出第２款　総務費
　第１項　総務管理費
〔第７目　財産管理費　…補正予算書P30～
第23目　諸費　…補正予算書P32～〕
第12款　公債費　…補正予算書P50～

４．議案第135号　平成31年度四日市市一般会計補正予算（第１号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　歳出第２款　総務費
　第１項　総務管理費
〔第23目　諸費　…補正予算書(2)P16～〕

財政経営部・会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算
　第１条　歳入歳出予算
　歳入全般　…予算書P22～
　第３条　地方債　…予算書P17
　第４条　一時借入金　…予算書P7

２．議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　歳入全般　…補正予算書P18～
　第４条　地方債の補正　…予算書P13

３．議案第135号　平成31年度四日市市一般会計補正予算（第１号）
　第１条　歳入歳出予算の補正
　歳入全般　…補正予算書(2)P12～
　第２条　地方債の補正　…補正予算書(2)P8～

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算 第１条　歳入歳出予算 歳出第２款　総務費 第６項　監査委員費　…予算書P124～

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

１．議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算 第１条　歳入歳出予算 歳出第１款　議会費　…予算書P82～ 第２条　債務負担行為（関係部分）　…予算書P15～

その他

１．所管事務調査について

２．２月定例月議会　議会報告会、シティ・ミーティングについて（役割決め） 日程：平成31年３月27日（水）18:30～20:45 会場：羽津地区市民センター　２階大会議室 テーマ：防災全般について

３．６月定例月議会　議会報告会、シティ・ミーティングについて 日程：平成31年７月10日（水）18:30～20:45

４．４常任委員会報告会について

５．平成30年度総務常任委員会　年間白書について

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、予算書、当初予算資料等
01_本会議－13_平成 31 年２月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）
06_予算常任委員会－17_平成 31 年２月定例月議会－01_当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）
06_予算常任委員会－17_平成 31 年２月定例月議会－02_補正予算資料（部局別）

○事項書、総務常任委員会資料等
02_総務常任委員会－23_平成 31 年２月定例月議会

予算常任委員会総務分科会　審査順序

平成31年３月15日（金）
第１委員会室

財政経営部

１．議案第141号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第８号）
　　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳入全般　…補正予算書(4)P14～

２．議案第142号　平成31年度四日市市一般会計補正予算（第２号）
　　第１条　歳入歳出予算の補正
　　歳入全般　…補正予算書(5)P12～
　　歳出第２款　総務費
　　第１項　総務管理費
　　〔第23目　諸費　…補正予算書(5)P14～〕

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○補正予算書、補正予算参考資料等
01_本会議－13_平成 31 年２月定例月議会

○事項書
02_総務常任委員会－24_平成 31 年３月 15 日

総務常任委員会　事項書

平成31年３月31日（日）
本会議休憩中　第１委員会室

【総務常任委員会】

１．議案第147号　四日市市税条例の一部改正について	**…議案書P5～**

※配付資料
＜会議用システム内のフォルダ＞
○議案書、提出議案参考資料等
01_本会議－14_平成 31 年３月緊急議会

○事項書
02_総務常任委員会－25_平成 31 年３月緊急議会

３．委員長報告等

総務常任委員長報告（平成30年５月開会議会）

総務常任委員会に付託されました議案第５号　専決処分について―四日市市税条例等の一部改正について―、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき行われた、地方税法等の一部改正に伴う関係規程の整備に係る専決処分について、その承認を求めるものであり、委員からは、市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置の廃止の対象は、三大都市圏の特定市であるとのことだが、町は特定市には含まれないのか。また、このことは本市にとって不利にならないのかとの質疑があり、理事者からは、町はもともと当減額措置の対象とはなっていない。また、減額措置の廃止に伴う市にとっての有利・不利については判断できるものではないと考えているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第５号につきましては、別段異議なく、承認すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成30年６月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました２議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第10号　四日市市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、今回の改正により、たばこ税はどれほどの増収となるのかとの質疑があり、理事者からは、一般の紙巻たばこについては、税率の段階的引き上げにより、平成33年10月までに１箱あたり60円の増額となる予定であるが、加熱式たばこ課税方式の見直しにおいて、加熱式たばこ１箱の紙巻たばこへの換算に必要な重量の要素や価格の要素がまだ公表されていないことから、正確な試算ではないものの、およそ２億６千万円の増収となるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、固定資産税関係の改正のうち、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する特例措置の創設に関し、対象資産に係る固定資産税の課税標準について、ゼロから２分の１の範囲内において条例で定める特例割合を課税標準となるべき価格に乗じて得た額とするとのことであるが、本市の条例で定める割合はゼロである。これは他の自治体においても同様であるのかとの質疑があり、理事者からは、多くの自治体が、特例割合ゼロを採用すると確認しているとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、固定資産税における当該特例措置の創設により、どれほどの税収の影響が見込まれるのかとの質疑があり、理事者からは、適用期間３カ年で300者からの申請があることを想定に試算を行った結果、ピーク時で約9500万円の税収減となると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、平成28年度税制改正における償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設に当たっては、国への要望の結果、本市の財政に大きな影響を及ぼすほどの税収減を回避できたとの経緯がある。今回の特例措置の創設について、本市の財政への大きな影響はないものと考えてよいかとの質疑があり、理事者からは、これまでの要望活動の成果もあり、今回の特例措置の対象者については、中小事業者等に限定され、さらに大企業の子会社を除くこととされており、ピーク時で約9500万円の税収減にとどめることができるものと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、経済や事業活動の活性化の観点からは、事業者に対する税制上の優遇も重要であるが、国の施策に追随するだけでなく、市として増収に結びつく施策についても考えるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、固定資産税関係の改正のうち、再生可能エネルギー源を電気に変換する発電設備に対する特例措置の見直しも行うとのことだが、水力発電等への適用は本市において見込めるのかとの質疑があり、理事者からは、風力発電、水力発電、地熱発電等に係る当該特例措置の適用

について、改正前においての実績はなかった。本市の特性的にそれほど見込めるものではなく、国の基準に基づく特例割合としたものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、太陽光発電については、対象を自家消費型発電設備に限るとのことであり、消費電力の削減の観点からは、さらに思い切った特例割合としてもよいのではないかとの意見がありました。

関連して他の委員からは、太陽光発電設備について、特例措置の対象となる自家消費型発電設備を有する事業者は、市内にどれほどあるのかとの質疑があり、理事者からは、他市では大規模な食料品店等に設置しているケースがある。市内ではそのような例はないが、今後、このような事業者が現れることも想定される。なお、特例措置の対象は政府の補助を受けて取得したものである必要があり、自家消費に加えて売電もできる太陽光発電設備については、対象外となるとの答弁がありました。

議案第19号　動産の取得につきましては、市庁舎11階第１から第４委員会室及び全員協議会室の音響・映像設備を取得しようとするものであり、委員からは、委員会室のマイクについて、現状ではボタンの押し忘れも多くあることから、発言をより聞き取りやすくし、また、発言内容の正確な記録を担保するためにも、発言を感知し自動で電源のオンオフを切り替える機能は必須であると考えるが、今回の機器の更新でそのような機能は採用されるのか。また、ワイヤレスマイク

の使用において、他の会議室の音声と混信する場合があるが、改善されるのかとの質疑があり、理事者からは、平成29年中の議会運営委員会の議論に基づき、仕様書においては発言を感知する機能まで求めていなかったが、入札の結果、そのような機能も備えた機器が納入される予定である。また、ワイヤレスマイクについては、従来の無線タイプから赤外線タイプに変更する予定であり、混信を防ぐとともに、音質の向上や盗聴被害の防止にもつながるとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、発言の自動感知機能を使用する場合、委員長の許可を得ていない発言も認識されるのではないかとの質疑があり、理事者からは、マイクの感度についてはウェブアプリを通じて調整することが可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、天井固定カメラの更新に伴い、インターネット中継の画質は現在よりも向上するのかとの質疑があり、理事者からは、インターネット中継用のカメラについては現在家庭用カメラを使用している状況であるが、今回の機器更新で、これを庁舎内モニター用のカメラと統合する。インターネット上での画質の設定も必要であるが、信頼性の高い業務用カメラとなることから、ノイズ等の少ない良好な画質が期待できるとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、現状の委員会インターネット中継は、理事者の答弁の際も委員席が映ったままである。カメラの更新において、従来よりも映る範囲は広くなるとのことであるが、委員会においては委員の質疑よりも理事者側の答

弁時間の方が長いと考えられることから、可能であれば、カメラの反転等により、理事者席最前列まで映るような工夫をお願いしたいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました２議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

Ｑ．：質疑　Ａ．：答弁

予算常任委員会総務分科会長報告（平成 30 年６月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第８号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第２号）

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、意見はなかった。

≪歳出第８款土木費　第７項下水道費≫

下水道企業会計負担金について

（意見）浜田通り貯留管築造工事において、落札者が独占禁止法違反の疑いがあったことから契約を保留し、その後落札決定を取り消したことにより、再入札が必要となっているが、落札後の契約保留という事例は聞いたことがなく、行政の行為に瑕疵があるのではないかと考える。落札決定時に入札参加資格が停止されていたわけではないにもかかわらず契約を保留したこと、また、再入札となれば工事が半年程度遅れることに加え、余分に経費が必要となることを踏まえ、下水道企業会計負担金として財政担当部局も関係することから、市全体として手法について考えるべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成30年８月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました３議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第30号　四日市市アセットマネジメント基金条例の制定については、既存の公共施設の維持更新に要する財源を確保するため、アセットマネジメントに係る基金を設置しようとするものであり、委員からは、当条例制定の必要性及び緊急性についてどのように考えているかとの質疑があり、理事者からは、本市では、四日市市アセットマネジメント基本方針及び四日市市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のアセットマネジメントの取り組みを進めているが、今後、多くの施設の維持・更新が必要となる中、その財源の確保に向けた具体的な考え方をお示しできていない状況であった。ＩＴ関連企業の法人市民税について増収が見込まれる現在において、基金を設置し、まず、特に緊急性の高い小中学校施設の更新費用として、200億円を目標に積立てを行いたいと考える。積立目標額については、公共施設等総合管理計画の改定や中期財政収支見通しの策定に際して精査を行うとともに、地区市民センター等、その他の施設の維持更新に係る費用については、方針が明確となり次第、個別に積立てを行うこととしたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、各施設の維持更新について、統廃合も含めてどのような方針とするのかが明確でない状況

において、数十年先を見据えた基金を現段階で設置することに疑問がある。金額の精査がなされていない中で基金を積み立てることにより、行政改革がなおざりになることを危惧するが、逆に、将来的な本市の増収に向けて、現段階から必要な投資を行うべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、今後の人口推移等に応じた公共施設の維持更新の見直しの基本的な方針については、公共施設等総合管理計画にも謳っており、200億円という目標額についても、状況に応じて精査を行っていく。将来に向けた投資に係る施策については、総合計画において位置付け、必要なものは積極的に行う姿勢で臨みたいと考えるが、将来の投資に際し、確実に必要となる公共施設の更新費用の心配をしなくてもよいよう、現段階から積立てを行いたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、アセットマネジメントに係る財源の確保については必要性を認めているが、公共施設等総合管理計画は、公共施設の維持更新等に係る基本的な方向性を定めたものであるなど、各施設更新に当たっての個別具体的な目標やそれに伴う経費が明確でない中、当基金を現段階で設置する必要性について、説明材料が不足しているのではないか。現状では、財政調整基金の活用で済むのではないかとの質疑があり、理事者からは、個々の施設の最適化の方針については、早期に確定できるものではなく、今後、総合計画等に位置付け、固めていきたいと考えるが、十数年先には小中学校施設の建替えが集中することが明らかであり、非常に多くの経費を要することとなる。将来世代の過剰な負担とな

ることを避けるためにも、ＩＴ関連企業による増収が見込まれる現状において、将来への備えをしっかり行いたいとの思いから基金を設置しようとするものである。なお、財政調整基金については、災害発生等による臨時的な支出や、景気後退等による急激な減収分を補てんする目的で積み立てるものであるため、アセットマネジメントという特定の目的を持った基金として別に対応したいと考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当基金の用途については、公共施設の更新以外に、道路や上下水道等、生活インフラへの活用も想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、当基金については、公共施設の維持更新に限るものであり、インフラ整備に充当することについては現段階で考えていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、現時点では、小中学校施設の更新に要する経費のみ目標額として示されているが、今後は、学校施設の一部を地区市民センターとして活用するといった手法も考えられる。このような場合、積立目標額200億円とは別に考えるのかとの質疑があり、理事者からは、基本的には別途計上と考えているが、各学校施設の更新に当たっては個別の整備計画を立てることとなり、現時点での試算として200億円としている積立目標額についても、その過程において随時見直すこととなるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、将来的には公共施設の集約化・複合化を図りつつ、サービス内容は維持していくという考え

方が必要であると考えるが、現在の公共施設等総合管理計画については、基本的な考え方が示されているのみである。数年先までの税収については一定程度予測が可能であることも踏まえ、より踏み込んだ公共施設のあり方について早急に議論し、計画的に公共施設の更新に取り組むべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、行政において、財政状況を理由に事業展開を踏みとどまるという例がしばしばあるが、一方で財政調整基金を含め、多くの積立てを行っている。この中で、新たに基金を設置するのであれば、その具体的な必要性や金額について、より説得力のある説明が必要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在も学校施設整備基金や都市基盤・公共施設等整備基金等がある状況において、既存の基金への積立てを行わず、新たに基金を設ける意味は何かとの質疑があり、理事者からは、公共施設の大量更新に係る経費については、他の基金とは異なり、超長期的な視点で多額の財源確保が必要となるものであることから、中期的な個別施設の整備基金ではなく、市の公共施設全体の更新を目的とした基金の積立てによるべきと判断した。なお、学校施設整備基金については、中学校給食実施に向けた施設整備や、普通教室への空調整備等、中期的な視点で必要となる経費について活用したいと考えているとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、本市として超長期的な視点でアセットマネジメントに対する基金を積み立てる場合、公

共施設更新に係る国からの交付金等の算定において、本市が不利となる可能性も考えられる。将来的な財政支出の平準化に資するとはいうものの、現段階では、小中学校施設の維持更新に係る経費が示されているのみであり、この経費も含めて、各施設の人口推計等に基づく具体的な積立て見通しがない中で、使途の限定された超長期的な基金を積み立てることは、現在納税している市民の理解を得にくいのではないか。将来のアセットマネジメントに向けた基金を創設するのであれば、具体的な計画とそれに基づく最終的な目標金額を示した上で提案されるべきではないかとの質疑があり、理事者からは、公共施設の老朽化に伴う大量更新について、多額の経費を要することとなるため、積立てによりその財源を確保することが当基金創設の主目的である。中でも、喫緊の課題となる小中学校施設の更新費用について、まず、200億円を目標に積立てを行いたいと考えるが、超長期的な需要に対する積立てであることから、将来の人口推計や、将来的な施設の統廃合の方向性等を反映した具体的な積立額の積算が困難であり、この点で、中期的な見通しに基づく基金の設置とは異なるものである。各施設固有の課題を解決する中で具体的な金額が定まることとなるため、直近に最終的な積立目標をお示しすることはできないが、十数年後に迫る小中学校施設の更新も含めて相当の経費を要するために、早期に基金を創設し、財源確保に努めたいと考えるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、将来的な積立額について、具体的な見通しがない中で基金を創設することについては、これ

までの行政手続や法律上問題ないのかとの質疑があり、理事者からは、個別具体的な整備方針が定かでない状況において、簡易的な試算であるものの、一定の根拠を持った金額として積立目標額をお示ししており、手続的にも法的にも問題はない。また、当基金のような特定目的基金については、過去にも団塊の世代の大量退職に備えた基金を創設した際に、正確な退職手当の必要額が定かでない中、在職職員の人数と年齢に基づき概算で目標積立額を設定したという経緯もあり、今回も同様の手続きであると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、公共施設の更新については、人口の減少傾向がある中、今後の施設の統廃合等の方針次第では、想定よりも経費が大幅に縮小となる可能性もあることから、退職手当と同質のものではないと考える。このような中で、将来的な人口推計や施設整備方針に基づく説得力のある目標額をもって、基金の創設を提案することが、行政として信頼を得る手法ではないかと感じるとの意見がありました。

また、他の委員からは、超長期的な視点で公共施設の維持更新に向けた基金を積むのであれば、アセットマネジメントの内容・意義について、市民に対して積極的に広報すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、現在は、「公共施設大量更新問題」として「広報よっかいち」に特集を掲載しており、市民との情報共有を図っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市では他に多くの基金を保有し

ているが、積み立てるのみで活用されていないものもあると考える。今回の基金は、アセットマネジメントに用途が限定されるとのことだが、大規模災害の発生時には財政調整基金の取崩しのみでは対応できないと考える。他の基金で活用できるものはあるのかとの質疑があり、理事者からは、各基金の設置条例を改正すれば災害時等への活用も不可能ではないが、大規模災害に係る国からの支援は通常事業よりも手厚いものの、激甚災害の指定の有無等によって国からの支援金額も大きく異なることから、市においても十分な備えが必要である。また、市内企業の業績悪化に伴う大幅な税収減等、不測の事態にも備え、さらに財政調整基金への積み増しが必要であると考えている。なお、本市が保有している他の基金について、長期にわたって使用しておらず、今後も使用の見込みがないものについては整理を行うなど、全体的に見直しを図りたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大矢知興譲小学校について、改築の時期が到来していないにもかかわらず、改築方針を決めたことが、学校施設をはじめとした公共施設更新に係る財源を現段階で確保するという発想につながっているのかとの質疑があり、理事者からは、以前より、公共施設の大量更新問題に係る財源確保を課題として認識してきたものであり、大矢知興譲小学校の改築については関係がないとの答弁がありました。

議案第35号　動産の取得について―消防ポンプ自動車（ＣＤ－Ｉ型　水槽付）―については、平成19年３月に取得し、南消防署に配備した救助機能付き消防ポンプ自動車の更新に伴い、消防ポンプ自動車を購入するものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第36号　動産の取得について―救助工作車（Ⅱ型）―については、南消防署の救助体制を強化するため、平成19年３月に取得し、南消防署に配備した救助機能付き消防ポンプ自動車を消防ポンプ自動車に変更するとともに、新たに救助工作車（Ⅱ型）を購入するものであり、委員からは、救助工作車の耐用年数及び取得金額を問う質疑があり、理事者からは、耐用年数は16年であり、取得金額は１億3068万円であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、救助工作車の積載品として、陽圧式化学防護服を購入するとのことだが、消防本部としてどれだけ保有しており、新たに何着購入するのかとの質疑があり、理事者からは、現在、中消防署に５着、南消防署に５着を保有しており、今回は５着を購入する。南消防署では当面、計10着での運用となるが、古い防護服については、耐用年数の経過に合わせて廃棄するか、訓練用の防護服として活用するとの答弁がありました。

これに対して委員からは、耐用年数の経過を待たずに新しい防護服を購入するのかとの質疑があり、理事者からは、現在保有する陽圧式化学防護服は、平成28年度に購入したもの

であり、耐用年数経過後も、保守点検を受ければ引き続き使用が可能である。防護服は訓練用にも必要となるため、使用できるものについては並行して保有していきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、陽圧式化学防護服の保有は中消防署で５着、南消防署で10着とし、使用できなくなった部分については買い換えを行うのかとの質疑があり、理事者からは、そのように考えているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました３議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてでありますが、平成30年度四日市大学運営協議会について、及び消防救急体制について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成30年８月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第29号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第３号）について

【政策推進部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正
≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第８目企画費≫
○第２条 債務負担行為の補正

中心市街地拠点施設整備事業費（可能性調査検討経費）について

Ｑ．２年近くをかけて策定した中心市街地拠点施設整備基本計画について、議会の総意として反対しているわけではないにもかかわらず、改めて立地場所について調査する理由を確認したい。拠点施設整備事業は、振出しに戻ったのか。

Ａ．基本計画においては、庁舎東側広場を敷地とした場合、どのような規模・機能を有した施設が整備できるかを検討し、その中で、新図書館の規模、機能やその内容についても十分議論を行った。その結果を、本年１月の議員説明会で報告したところ、拠点施設の各機能やその規模などについては一定の理解を得られたとの印象であったが、立地場所については、庁舎東側広場も含め、近鉄四日市駅前広場との一体的な整備やＪＲ四日市駅周辺など、様々な意見をいただいている状況である。こうしたご意見について、基本計画の中で想定する規模・機能を有した施設を他の場所に整備した場合にどのような施設になるかを補完的に調査し、各候補地におけるメリット・デメリットを比較の上お示しし、最終的に立地場所を決定していきたい。

Ｑ．基本計画策定に当たって、一度は候補から外れた鵜の森公園が、再度可能性調査の対象地として挙げられているが、これはなぜか。

Ａ．中心市街地活性化推進方策検討会議で示された４カ所の候補地のうち、もっとも中心市街地活性化に資する場所であるとの判断から庁舎東側広場で基本計画を策定するに至った。しかし、立地場所については、新図書館の整備を中心市街地活性化という目的とは切り離して検討すべきといった意見もいただいている。このことから、今回は、中心市街地活性化の観点からだけでなく、新しい図書館を整備する場合にどこがふさわしいのかという観点も踏まえると、議員政策研究会「新しい図書館を考える分科会」からは、近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅周辺での場所選定という提言もあることから、近鉄四日市駅に近い場所として調査対象に挙げるものである。

Ｑ．調査結果については、庁舎東側と比較できる形で報告されるのか。

Ａ．土地によっては敷地条件や交通条件も異なることから、現在想定している規模・機能を有する施設を各候補地に整備した場合、どのような施設となるかが比較できるような形でお示ししたいと考えている。

Ｑ．５カ所程度について、具体的な場所は決まっているのか。

Ａ．庁舎東側広場、鵜の森公園、ＪＲ四日市駅周辺以外の２カ所程度については、これまでにいただいた意見や、今定例月議会での意見も踏まえて絞り込みたいと考えている。これまでの意見を踏まえ、民間の土地も含めて比較検討を行いたい。

Ｑ．基本計画に対する議会の意見を踏まえての補完調査ということであるが、再度、検討委員会等へ諮問するのか。

Ａ．施設の規模や機能については、すでに基本計画において方向性を出しているため、今回は、法規制も含めた施設整備に係る技術的な側面について、コンサルタントに委託し、調査を行いたい。

Ｑ．事業名は、中心市街地拠点施設整備事業であるが、やはり図書館機能だけに特化した調査は行わず、中心市街地活性化と関連付けた調査を行うのか。

Ａ．全市民の使いやすさの観点からは、議員政策研究会の提言にも「近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅周辺での場所選定」とあるように、中心市街地に設置することは、一定の合意を得ていると考えている。したがって、中心市街地活性化を目的とするかは別として、中心市街地の中に設置する図書館を中心とした拠点施設として検討していきたい。

Ｑ．当予算は、可能性調査検討経費であるとのことだが、施設の規模や機能等、内容面については基本計画の方向性を引き継ぐのであれば、たとえ他の候補地について調査を行うとしても、結果として庁舎東側広場での整備という結論となるのは明らかではないか。庁舎東側での整備を根拠づけるための調査を行うのではなく、行政の方針として立地場所を決定した上で、議案として賛否を問うべきではないのか。

Ａ．現段階では、庁舎東側での整備がもっともふさわしいと考えているところであるが、立地場所に関する様々な意見に対し、それぞれの場所で施設整備した場合のメリット、デメリット等について十分説明することができない状況である。ニュートラルな見方で調査を行い、結果をお示しした上で、立地場所についての合意を図っていきたい。なお、立地場所については、この調査結果をもって決定するわけではなく、現在策定中の新たな総合計画への記述を行い、議決していただくことをもって最終的に判断いただきたいと考えている。

（意見）自治体によっては、広い土地のある郊外で中央図書館を整備している例もある中、規模や機能については基本計画の内容を踏襲し、中心市街地への立地を前提とするのであれば、庁舎東側への整備が結論付けられることが強く推測される。そのような中での可能性調査に経費をかけることは、無駄であると考える。

Ｑ．施設の機能を図書館だけに絞り込むのか、複合施設とするのかにより方向性は異なると考える。図書館機能のみとするのであれば、郊外の広い土地に建てる選択肢もあると感じるが、どのように考えているか。

Ａ．近年に整備された図書館については、単なる図書館機能だけにとどまらないことから、基本計画で整理したワークショップスペースなど多世代交流機能や情報発信・コミュニケーション機能、幅広い市民が気軽に立ち寄れる憩いの空間等の機能も含め、複合的な施設としての可能性を調査していきたいと考えている。

（意見）シティプロモーション方策報告書によれば、本市に対するイメージが、特に39歳以下で悪い状況であることを踏まえ、そのような層のイメージアップにつながる機能を入れるべきである。

Q．複合的な機能を有する施設として整備する方針とのことであるが、図書館の利用者は高校生が多いという状況がある中、図書館単体で見れば、駅周辺への設置が望ましい。中心市街地拠点施設の整備事業については、最初から場所ありきであるという感覚を拭えないが、図書館利用者の立場に立って、どの場所がもっともふさわしいのか第一に考えるべきである。一度施設を整備したら、その場所が四、五十年継続して本市の図書館として使用されることを踏まえて、事業に取り組むべきと考えるが、どうか。

A．基本計画において整理した拠点施設の機能や規模については、本年１月の議員説明会においても、大きな反対意見はなかったと感じている。したがって、この部分の方針は一定程度固めた上で、他の場所で計画した際にどのような内容の施設整備が可能となるのかを調査したいと考える。例えば駅周辺で整備した場合、鉄道とのアクセスは良くなる一方、駐車場所の確保が難しいといった課題が予測されるなど、土地によって施設を整備する上での諸条件は異なり、それぞれ一長一短がある。立地場所を庁舎東側として推し進めるのではなく、それぞれの場所でのメリット、デメリットを比較し、立地場所についての一定の理解を得た上で次の段階に進めていきたい。

Q．当予算が、庁舎東側施設整備の可能性調査検討経費となるのであれば賛成できない。追加資料では、拠点施設における各機能のあり方や規模として、本年１月の議員説明会資料の内容・数値がそのまま転記されているが、庁舎東側を前提とせず、選択肢の幅を広げるのであれば、この条件は撤廃すべきではないのか。

A．拠点施設における各機能のあり方や規模については、基本計画策定に当たり調査を進めてきた成果であり、尊重するものではあるが、土地によって敷地形状が異なり、整備できる施設の形状も異なると考えられるため、蔵書能力や面積等、記載の数値がそのまま適用されるわけではなく、一つの目安と考えてほしい。

Q．公有地に加えて、民間の土地についても調査の対象とするとのことだが、土地の取得費等も含めてコストを比較した場合、公有地が有利となるのは明らかである。他の行政財産を売却することで同条件となると考えるが、コスト比較はどのように行うのか。

A．用地買収に係る経費は別として、施設整備や管理に係る部分を比較するなど、それぞれの場所が平等に比較できるよう努めたい。

（意見）中心市街地の拠点施設整備という名目ではなく、立地場所について、幅広い可能性を調査することを重視しなければ、当予算は可能性の限定された意味のないものになると考えるため、配慮してほしい。

Q．５カ所程度の対象地での可能性調査について、基本計画で整理したコンセプトをもとに、それぞれの土地の特色に応じた内容が提案されるのか。

A．土地の形状により、整備できる施設の階数も異なることから、基本計画と同等の機能を設ける場合、当該地でどのような形で配置ができるのかを検討する。また、各土

地の交通条件に合った駐車場・駐輪場等の規模の検討も行い、建築に向けた詳細な設計図までは作成できないが、当該地における施設の概要・イメージが分かるような平面図、立面図をお示ししたい。加えて、それぞれの土地における初期投資額・維持管理に係る運営費や標準工期、運営方式等を比較できるような形としたいと考える。

Q．庁舎東側、鵜の森公園、ＪＲ四日市駅周辺以外の土地については、市が候補地をコンサルタントに対して提案するのか。

A．市から候補地を提案し、コンサルタントにおいて検討してもらうことを考えている。

Q．市からは、コンサルタントに対して、民間の土地の活用についても提案するのか。

A．民間の土地についても、最低１カ所は比較すべきであると考えている。他の施設の跡地や空閑地のうち、一定程度の面積が確保できそうな場所があれば選定し、調査検討の対象としたい。

（意見）民間の土地を活用する場合は、新たな土地の取得に時間がかかることも考慮に入れて検討すべきと考える。また、基本計画で整理した拠点施設における各機能のあり方や規模の概要については、施設整備に係る基本コンセプトとなることから、行政として、この方針をしっかり持って、コンサルタントに調査検討を依頼すべきである。当分科会での議論の内容も踏まえた調査検討となるようお願いしたい。

（意見）図書館を中心市街地活性化の要素とすることも重要であるが、図書館として今後 50 年活用することを念頭に置き、市民の利用にもっともふさわしい場所となるよう、立地場所の選定を行うべきであると考える。学生の利用者が多いことを考えれば、立地場所は駅に近いことが望ましいが、新たな土地の取得も視野に入れるのであれば、有益な情報を逃さないよう、常に情報網を張り巡らす姿勢が必要である。近鉄四日市駅前には、取得できる可能性のある土地がすでにあることからも、庁舎東側での整備を推し進めるのではなく、一度立ち止まって再考しなければ、将来に禍根を残すことになると考える。

Q．結局、今回の調査については、基本計画の内容に基づき、再度、立地場所について様々な調査を行った上で比較検討を行い、より望ましい場所はどこか、可能性を探るものと理解してよいか。

A．今回の調査について、庁舎東側広場での整備を正当化するためのものではなく、様々な意見がある中で、立地場所について中立的に検討し、結果として立地場所はどこが望ましいのか、平等に比較すべきという趣旨の意見をいただいた。したがって、基本計画で整理した機能や規模をベースとはするものの、これらを他の場所で整備した場合にはどのような施設となるのかをニュートラルに比較した上で、行政として、もっとも望ましい立地場所はどこかをお示しするというスタンスで臨みたい。

【危機管理監・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 14 目防災対策費≫

○第２条 債務負担行為の補正

総合防災拠点整備事業費について

Ｑ．調整池の地盤改良等に伴い、結果として、工事期間はどれほどの延長になるのか。

Ａ．工事期間は計 396 日となり、当初の予定より 36 日の延長となる。

Ｑ．地盤の支持力が不足していることが判明したのは調整池部分であるとのことだが、活動広場については問題ないのか。

Ａ．地盤の支持力に関しては、問題はない。

Ｑ．追加工事となるのは調整池の地盤改良であるが、活動広場については先に工事が完了するのか。その場合は、活動広場を完成次第運用に供することはできるのか。

Ａ．活動広場の造成に際して排水対策を行う必要があるため、まずは調整池の整備を行い、その後に活動広場の造成を行う。よって、活動広場の運用開始は平成 32 年４月と見込んでいる。

Ｑ．出入り口の夜間の防犯対策及び安全確保のための夜間照明の追加や、災害時の使用及び平時の防災啓発を考慮した、手洗い場及びマンホールトイレの設置については、当初から計画していなかったのか。

Ａ．当初の計画には入っていなかったが、平成 29 年 12 月にライフライン企業・自衛隊・消防・警察等との協議を行ったところ要望があった。なお、これらの追加工事については、直接工期の延長につながるものではない。

Ｑ．調整池の地盤改良がなかったとしても、夜間照明の追加、上下水道施設の追加については補正予算を上程する予定であったのか。

Ａ．調整池の地盤の支持力不足が判明しなければ、６月定例月議会に補正予算を上程する予定であった。

Ｑ．調整池の地盤改良に１カ月程度を要するために、全体の工期が遅れるものと理解するが、工期の短縮は見込めないのか。

Ａ．工事の金額に応じて標準工期が定められており、３億 2500 万円の事業費が４億 3300 万円に増額されたことに伴い、工期が１カ月延長となったものである。工事の進捗状況によっては前倒しで完成する可能性もあるが、難しい状況であると考えている。

（意見）延長した期間の間に大災害が起こらないとも限らない。市民としては、早期の活用が望まれる施設であるため、１日も早く工事が完了できるよう努めてほしい。

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成30年８月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第38号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第４号）について

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第２条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

Ｑ．：質疑　Ａ．：答弁

決算常任委員会総務分科会長報告（平成 30 年８月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 25 号　平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

地域活性化アドバイザー事業について

Ｑ．当事業による産業分野の報告書において、ＥＶシフトや航空・宇宙産業の動向の注視や支援といったことに触れられているが、これを受けて、今後、何らかの議論は行うのか。

Ａ．アドバイザーからの報告書は、非常に広い範囲の提言となっているため、全てを施策に反映するものではないが、報告書の内容は各部局に示し、これを受けて各部局で必要な検討を行い、場合によっては事業化することとなる。

Ｑ．アドバイザーに対して、報告書の主題を市から提案しているのか。

Ａ．報告書については、事前にアドバイザーと協議し、本市が抱える課題とアドバイザーの専門分野とが合致するものを主題として定めている。

Ｑ．アドバイザーの活用に当たり、どのような分野で助言を求めたいか、事前に各部局から意向を聴取しているのか。

Ａ．各部局から要請のあった項目について、協議の上、主題とすることもある。

Ｑ．報告書の主題は広範囲にわたるものであるが、提供された助言や情報を受け、施策の推進に向けて部局横断的に協議を行うことはあるのか。

Ａ．現段階では行っていない。

（意見）当事業の成果を有効に活用するためにも、アドバイザーからの助言の内容について、関係部局から意見を募り、最終的にはテーマについて、部局を跨いで協議する場も設けるべきである。

Ｑ．当事業については、平成 29 年度で終了したとのことだが、成果はあったのか。

Ａ．大型外国客船寄港に当たり、報告書の助言を受けた取り組みを実施している。

Ｑ．平成 29 年度下半期の報告書では、ＥＶシフトや航空・宇宙産業の動向の注視や支援といったことが書かれているが、このような活動が鈍いために、東芝メモリのＮＡＮＤフラッシュ製造拠点が、本市ではなく岩手県に整備されることになったと考える。企業の動向を確実に把握するための努力をしてほしい。

Ａ．ＮＡＮＤフラッシュ製造拠点の岩手県への整備については、従来から計画はあったと聞いているが、企業の動向を見極め、情報共有することは非常に重要である。本市では企業立地奨励金による金銭面での支援はあるものの、半導体企業の立地に当たっ

ては、いかに素早く操業開始できるかがもっとも重要である。このため、本市では、企業立地奨励金の交付に加え、企業の新たな設備投資に向けた手続きが簡便に進むよう、商工農水部を中心に関係部局が連携して支援を行っており、今後も、ワンストップで対応できる体制を維持し、企業の設備投資がスムーズに進むよう支援していきたい。

（意見）東芝メモリでは、当初、工場を本市に集約する計画であったと聞いている。適当な土地があれば本市に立地したとも考えられるため、新工場の整備計画段階から、土地の提供等について、企業の中に入り込んで協議を行う必要があったのではないか。

Ｑ．本市の税収が好調である中、将来の大規模な工場立地計画を想定し、紹介できる土地を現段階で確保しておく必要があるのではないか。将来を見据えた準備・投資が重要であると考える。

Ａ．事前の用地買収までは困難であると考えるが、将来の企業の工場立地に向けて、紹介できる土地の把握は進めるべきと考える。なお、東芝メモリの新製造棟の整備に当たっては、企業の用地買収に向けた地元説明会の会場設定等、準備の段階で市としても積極的に支援を行っている。

（意見）現在の本市の状況であれば、将来に向けた大規模な投資も可能であると考えるため、体力のあるうちに、必要な投資は行うべきである。

シティプロモーション推進事業費について

Ｑ．本市の物産・観光ＰＲイベント等、複数のイベントを実施しているが、目に見えて成果の出たものはあったか。

Ａ．物産観光イベント、販路開拓イベント、東海地域東京事務所連携イベントについては、費用対効果を考慮し、場所を変えるなどして実施しており、今後も継続して実施していきたいと考えている。特にハッピーロード大山商店街での販路開拓イベントは、場所の条件がよいこともあり非常に多くの人が訪れた。また、日本橋での物産観光イベントについてもかなりの人通りがあり、今後も多くの人が訪れる場所を選んで物販を行い、併せて対話によるイメージ向上も図っていきたい。

Ｑ．移住・交流促進イベントへの参加を通じ、本市への移住に向けて話が進んだなどの成果はあるか。

Ａ．当イベントでは、移住に係る金銭面、生活面等の全般的な説明会を行った後、各市町村のブースを設けてＰＲを行っている。ブースでは、本市への移住促進に向けたプロモーションビデオを放映するとともに、移住に向けた困りごと等の相談に応じており、本市に移住した場合、どのような場所があるのか、住みやすいのかといった質問はあったが、移住するとの意向は聞かれなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第８目企画費≫

マーケティング調査事業について

Ｑ．シティプロモーション方策報告書によれば、四日市市に対するイメージは、特に 39

歳以下で悪い状況であるが、どのように分析しているか。

A．本市に買い物や遊びで訪れること、本市で働くことをお勧めできない状況が、特に若い女性で顕著となっており、住むことについての不満はそれほどないものの、外に対して誇れるものがない状況が明らかとなっている。

Q．突出してイメージが悪いものはないと考えてよいか。

A．買い物、遊び、デート等、人との交流を深める分野で、本市は特に若い女性にとって評価が低くなっているという状況である。

Q．40 歳以上では、逆に本市に対するイメージが向上しているが、39 歳以下との差は何か。

A．40 歳以上では本市に対する愛着度が高くなるという結果が出ている。40 歳以上の女性では、愛着度は 39 歳以下の女性の３倍ほどとなり、一定期間本市に住むことで、住みやすい場所であるという感覚になっているのではないかと推測する。

Q．報告書には、本市から名古屋市への通勤者数は減少傾向にあるとの記載がある一方、近鉄富田駅ではマンション建設が進んでおり、多くは名古屋市への通勤者であると考えるが、実態はどうか。

A．当調査事業では国勢調査が行われた 2002 年、2010 年、2015 年の３カ年で比較しており、その結果、減少傾向にあることが分かる。しかし、直近のデータではないため、2020 年の調査では名古屋市への通勤者は増えている可能性もあると考える。

Q．当事業によるシティプロモーションの方向性に関する分析を受け、政策推進部からシティプロモーション部に対して、具体的な施策に関する助言は行っているのか。

A．平成 29 年度の政策推進部マーケティング担当理事は、現在のシティプロモーション部長であり、当事業を中心になって進めてきたという経緯がある。このため、当事業による報告書の内容が、現在のシティプロモーション部の基本的な考え方の一つとなっており、これをベースに、具体的な施策展開について部内で議論を行っているものと考える。

（意見）シティプロモーション部の役割は、本市のイメージアップを図ることであると考えるため、昨年度にシティプロモーションの方向性に関する分析を行った政策推進部としても、イメージアップにつながる具体的施策が展開できるよう、しっかり引継ぎしてほしい。

Q．本市では、「ちょうどいいがここにある」というキャッチフレーズを設け、市のイメージアップに向けて取り組んでいるが、各部局の目標・方向性に差異があることが課題であると考える。本市はどのような方向性でイメージアップを図ろうとしているのか。

A．２年前に当キャッチフレーズを打ち出し、本市への定住促進に向けた取り組みを進めてきたが、なかなか成果に繋がらず、現市長のもと、子育て世代の本市への定住を促進するに当たり、どのような層をターゲットに、どのようにＰＲすべきかを再検討するため、マーケティング調査を行った。結果として、特に独身の若い女性に向けて本市をより知ってもらうための取り組みが必要であること、気軽に名古屋市を訪れることができるという地理的特性を生かした定住促進策も重要であることが明らかとな

ったため、このような結果に基づき、シティプロモーション部において具体的施策の検討を行うこととなる。展開すべき施策については、現在策定を進めている新たな総合計画において体系的に位置づけることが望ましいと考えている。

（意見）39 歳以下と 40 歳以上では、本市に対するイメージが大きく異なるという調査結果も踏まえ、産業都市である本市においては、市民の満足度の指針をどこに定め、イメージアップに向けてどのような方向を目指すのか、政策推進部が中心となり、全庁的に足並みを揃えて取り組みを進めるべきである。

Q．マーケティング調査を行うのはよいが、定住人口の増に向けて具体的に何を行うべきかは読み取れない。定住人口の増に向けては、宅地として利用できる土地を増やすなどの政策が必要であると考えるが、調査の結果を踏まえ、人と物をどのように動かすのか、具体的な政策に反映させるべきである。

A．平成 29 年度の調査では、どの層にターゲットを置き、どのようにイメージアップを図るべきか、シティプロモーションの方向性を調査・検討したところであり、これを受けて全市的にどのような施策を展開するかが問われている。また、イメージアップを図るだけでは足りず、新たな総合計画の策定においても、人口の受け皿作りに向け、土地利用・まちづくりのあり方についても十分議論していく必要がある。シティプロモーションだけでなく、他の施策も併せて総合的に取り組むべきであるとの意見と受け止める。

Q．人口の流れは以前と変わってきており、小規模な事業所レベルでも、東京に本社がありながら本市の店舗で働く人も増えていると感じる。このような層をターゲットに定住を促すことも有効であると考える。また、東芝メモリの岩手新工場の整備に当たり、本市の労働者が岩手県へ転出する例もあり、産業振興策と同時に労働者の定住促進策もあれば流出は防げたのではないかと考えている。本市への定住促進を狙うのであれば、よりスピード感をもって取り組みに当たるべきである。

A．新たな総合計画を策定するに当たり、まずは市街化区域、市街化調整区域それぞれの課題への対応等について議論を行い、その上で、他の施策との連携において、土地利用はどうあるべきか十分検討したい。

広域連携事業について

Q．本市は、北勢５市５町で組織する「ＦＵＴＵＲＥ２１北勢」で、広域連携に向けた意見交換や先進地調査等の取り組みを行っているが、平成 28 年度の広域連携事業においては、鈴鹿市、桑名市の参加はなかった。両市の考え方はどのようなものであったか。

A．平成 28 年度の広域連携事業は、国のメニューを活用し、将来、本市が中核市となり、北勢圏域の中心都市として高次都市機能を集約させた場合の広域連携のあり方について調査するものであった。事業の実施に当たっては、北勢５市５町に参加を呼びかけたが、結果として合意が得られたのは２市４町であった。鈴鹿市、桑名市ともに従来の広域行政の圏域があり、本市に高次都市機能を集中させることについて否定的な考えもあったのではないかと推測する。また、当事業により、将来的な市町村合併につ

ながることを危惧する意見もあったと聞いている。しかし、当事業による調査の結果については、「ＦＵＴＵＲＥ２１北勢」において報告し、５市５町で情報共有は行っている。

Ｑ．調査結果の中では、圏域内市町間の職員交流が、圏域全体の生活関連サービスの向上に有効であるという趣旨の記載があるが、日常業務の中での人事交流をイメージしているのか。

Ａ．現時点では、四日市地区広域市町村圏協議会において、同一の研修に圏域内市町の職員が参加しており、その後も職員同士での情報共有や、職員の資質向上に向けた取り組みも行っている。調査結果を踏まえ、最終的には人事交流もあっても良いのではないかと考えている。

（意見）将来的に、鈴鹿市や桑名市も含めた周辺市町村と広域連携せざるを得ない時代が来ると考えるため、調査結果を踏まえ、人事交流の可能性も含め、広域連携事業にしっかり取り組んでほしい。

中核市移行推進事業について

Ｑ．大矢知・平津事案の対策工事が、平成 32 年度中に完了する予定であるが、工事継続中であっても中核市に早期に移行できるように取り組む方針であることは以前より聞いている。新たな総合計画の策定に向けて、何らかの進展はあるのか。

Ａ．大矢知・平津事案の対策工事の終了が見えてきたため、現在、工事中においても中核市へ移行できる方策について三重県と詳細に協議しているところであり、まとまり次第、総務省との協議に臨む予定である。

Ｑ．次期総合計画に合わせた移行を目指しているとのことだが、平成 30 年度、31 年度で、移行に向けた具体的な手続を進めていくということか。

Ａ．平成 25 年度の総務省との協議の際は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下、産廃特措法。）の大臣認定がなされ、対策工事が始まったばかりであり、中核市移行に理解が得られなかったという経緯があるが、現在は、工事の終了が見えている状態であるため、残る工事及び産廃特措法に基づく工事実施後のモニタリングを引き続き三重県が担うという形で中核市へ移行ができないか、総務省と協議したいと考えている。総務省は、産廃行政の一部を県に残したまま中核市へ移行することはできないとのスタンスであるが、本市としては、県に残すのはあくまで工事のみであり、その他の産廃行政は全て本市が引き継ぐのであるから、中核市移行を認めてほしいとのスタンスで協議に臨みたいと考えている。

（意見）新たな総合計画策定に当たり、中核市移行の目途が立たない状況では、この先 10 年間の道筋を建てることは困難であること、平成 28 年度に国からの受託事業として実施した広域連携事業については、本市が中核市となることが前提となっていたことも踏まえ、新たな総合計画の開始に合わせて中核市への移行ができるよう、総務省との協議を進めるべきである。

Ｑ．対策工事の完了は平成 32 年度を見込んでいるとのことだが、対象地域に新たにジオキサンが検出されており、平成 32 年度以降も対策は必要であると考える。これを市で

行うこととなるのであれば、中核市への移行は進まないのではないか。

A．産廃特措法に基づくモニタリング期間は平成34年度までであり、期間終了後に本市が産業廃棄物に係る事務を引き継いでいる場合は、平成35年度以降は、当然、本市がモニタリングを行わなければならない。しかし、ジオキサン対策も含めた一連の工事については、県において完了してほしいと考えており、これが当該地域住民としての思いでもあると考えている。

Q．対策工事は県の責任において行うというのであれば、本市はより早く中核市へ移行できるのではないか。

A．対策工事だけを残して中核市へ移行することに対し、現時点では国の理解を得られていない。本市としては、産廃行政の一部を県に残すのではなく、あくまで対策工事のみを残すのであるから、中核市への移行を認めてほしいとの考えを、再度国に対して申し述べていく。

Q．国との交渉について、時期の目途はあるのか。

A．現段階では、目途は立っていない。

（意見）対策工事を残して中核市へ移行することに国からの理解を得られていない中、これまで長年にわたって中核市移行に向けた取り組みを進めながら、いまだ実現に至っていないことを考えれば、新たな総合計画の開始に合わせて中核市へ移行することは困難であると考える。保健所機能をすでに移管して、中核市要件も以前より緩和されている中で、早期に中核市へ移行してもそれほどメリットがあるとは思えない。これまでの経緯を踏まえ、新たな総合計画に合わせて中核市移行を無理に進めることがよいのかは、慎重に検討すべきである。

土地開発公社関係事業について

Q．保々ふれあい会館について、現在、土地開発公社からの助成金を受けて保々地区連合自治会が運営している状況であるが、公社解散後の運営はどのように考えているか。

A．現在、公社からの助成金は200万円であるが、これがなくなった場合、連合自治会としてはふれあい会館を維持管理することができないと聞いている。他の集会所との公平性の観点から、市としては助成を行うことができないため、公社の設置者である本市が、売却を前提として建物を引き取る方針である。売却が進まない可能性もあるが、こうしたリスクを負うことが、公社の設置者である市としての責任の処し方であると考えている。

Q．現在の会館使用者との調整はどのように行うのか。

A．現在、会館は、学童保育所と学習塾として継続利用されている。学童保育所については、本市も補助を行う施設であるため、移設場所の検討について市も協力したいと考えている。学習塾については、公社の清算までに、地域で対応してもらうようお願いしている。

（意見）ふれあい会館の処遇については、市として積極的に援助するとともに、現在の施設利用者との調整を丁寧に行ってほしい。

Q．平成29年度の事業計画において、大字茂福の市街化調整区域が選定され、結果売却

に至らなかったとのことであるが、通常の住宅は建てられないのか。

Ａ．当該地は阿倉川西富田線の整備に当たり、建築物を移転するための補償地として充てられてきたものである。そのため宅地ではあるが、市街化調整区域であることから建てられる物件が制限されるため、一般の市民にとっては購入しにくい土地となっている。

市制施行 120 周年記念事業推進費について

Ｑ．市制施行 120 周年記念事業で記念切手を 2,000 シート作成しているが、平成 29 年度末で 1,756 シートが残部となっているが、実態を確認したい。

Ａ．市制施行 120 周年記念事業企画委員会での提案に基づき、記念切手を２種類、各 1,000 シート作成し、大四日市まつりや、政策推進課窓口で販売を行った。当初は四日市観光協会等と連携しての販売を考えていたが、実現に至らず、結果として多くが残部となっている。現在、切手はシティプロモーション部に移管し、市の発出する郵便での使用等、今後の使用方法について検討している状況である。

（意見）切手に 120 周年という文字が入っているのであれば、現在は積極的には販売できない。2,000 シートも作成したのであれば、もう少し積極的な販売に努めるべきであったと考えるため、今後は同様のことがないよう、作成に当たっては慎重に検討してほしい。

Ｑ．枚数についてはどのように決定したのか。

Ａ．日本郵便株式会社において、イベント等に合わせた記念切手シートを、１種類最小単位として 1,000 シートをデザインする事業があり、２種類、計 2,000 シート作成することとした。金券であることから景品等への流用ができず、結果として多くが売れ残っている状況である。今後とも可能な限り売却に努めながら、最終的には切手として使用する可能性もある。

Ｑ．金券であれば売れ残ることも予測できるが、その場合の対応について、企画段階で協議されたのか。

Ａ．市制 111 周年記念事業の際のグッズが多く売れたことから、同様に切手シートも売れるのではないかと見込んでいた部分もあったと考える。委託販売の場合は手数料を上乗せする必要もある。販売方法についても反省しなければならない。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 11 目国際化推進費≫

姉妹都市ロングビーチとの交流事業について

Ｑ．交換学生・教師（通称：トリオ）の相互派遣について、平成 29 年度末までに通算 159 名が往来しているとのことだが、当事業開始から 50 年が経過する中、人数が少ないと感じる。子供たちの国際感覚醸成に向けた投資を、ロングビーチとの交流の中でさらに行うべきではないか。

Ａ．交流事業に係る経費は、旅費等であるためそれほど大きな金額とはならない。トリオの相互派遣については、以前交換学生として本市を訪れた人がホストファミリーとして本市の学生を受け入れる側となるなど、世代を超えた交流となってきており、今

後、新たな展開も期待できる。ロングビーチとは、市民交流を拡大する方向で考えている一方、アジア圏との経済交流に向けては予算枠を徐々に拡大しており、経済交流に向けた協定締結等をベトナムのほかにも進めていきたいと考えている。

（意見）子供たちにとっては、交換留学は良い経験になり、将来に向けた財産にもなりうる。また、東京オリンピックの事前キャンプを本市で行う予定のカナダ体操協会との交流など、スポーツ施策とも連携して国際交流を実施することにより、本市のスポーツ力の芽を伸ばすことにもつながることから、国際交流に係る投資を積極的に行うべきである。

≪歳出第８款土木費　第５項港湾費≫

四日市港管理組合負担金について

Ｑ．霞４号幹線の整備完了に伴い、四日市港管理組合負担金の県市負担割合のあり方について議論していく考え方はあるのか。

Ａ．四日市港管理組合の設立当初、当負担金の県市負担割合については将来的に５対５にしていく合意のもとで、５対３から始まった。平成７年から平成 17 年の間は５対５であったが、スーパー中枢港湾といった大規模事業を行うに当たり、当時の本市の財政状況が非常に厳しかったことから、負担割合を５対４に変更したという経緯がある。霞４号幹線整備事業は平成 30 年度で完了し、大規模な投資が減ることから、さまざまな意見を勘案しながら、従来の５対５の負担割合に戻すという議論を行う可能性もありうる。負担割合の変更には、県議会、市議会双方の同意が必要であり、非常に大きな課題であることから、今後の方向性について現段階で答えることはできないが、本来あるべき姿は５対５の負担割合であると考えている。

（意見）５対５の負担割合に戻すことで、以前のように市長が港湾管理者となることも可能となり、人事権や決定権を持つことができるようになれば、市の管理組合に対するスタンスも大きく変わることが想定される。管理組合で勤務した職員の意見も聞きながら、負担割合のあり方について庁内で議論してほしい。

（意見）近年、負担割合の変更について三重県と協議したことはないとのことだが、大規模な事業が完了しつつある現在、県の財政が厳しく、本市は比較的財政豊かであるなど、以前とは逆の状況が生じている。四日市港は、国際コンテナ戦略港湾の次点となり、時代とともに役割も変わってきていると考えているが、本市が前面に出て港湾運営を進めていくためにも、市から県に対し、負担割合の変更について協議を持ちかけるべきである。

（意見）現在の５対４の負担割合への変更については、本市からの要望がきっかけであったことからも、財政状況が回復したからと言って、再び従来の負担割合に戻すよう働きかけるのは虫がよすぎるのではないかと感じる。

Ｑ．全国には市が全額負担して運営している港湾もあり、四日市港においてもこれまでの経過を踏まえると一考の余地があると思われるが、手続的には可能であるのか。

Ａ．市議会、県議会の同意など、法的な手続きを行えば可能と考えられ、財政面、港湾運営のノウハウの継承も含めた人事面で課題がある。

Ｑ．四日市地区では、市民に親しまれる港づくりをめざし、人を集めるための取り組みを行っているとのことであるが、末広橋梁や臨港橋といった文化遺産があり、写真を撮りに来る人が多いにもかかわらず、トイレやベンチ等、集客に向けた環境整備が追い付いていない。前市長の時代に観光元年を掲げてＰＲを行ったが、それだけではなく、環境整備も同時並行で行うべきと考えるが、どうか。

Ａ．四日市地区へ人を集めるための取り組みについては、四日市港長期構想・四日市港戦略計画にも位置づけ、喫茶店等が立地できるよう条例改正により規制緩和も行ったところであるが、現状立地はされていない。市としても、サイン計画に基づき案内看板を立てるなど、港への誘導に向けた取り組みを行っているところであるが、国の交付金の関係で整備のスピードが上がらない状況である。計画に基づき、客船誘致などで賑わいづくりに努めているが、まだ目に見えた成果には至っていない。

（意見）規制緩和や賑わいづくりのための環境整備については十数年前から意見しているが、ほとんど進展がない。良い観光地となりうるのであるから、構想を立てるだけではなく、それに基づく対応について、スピード感を持って取り組むべきである。

（意見）現在の県市負担割合は５対４であるが、本市は不交付団体であるため、港湾運営への実質的な負担は、見方によっては県よりも多いのではないかと考えている。港湾関係企業の存在が本市の税収に大きく貢献していることからも、四日市港の活性化については、市としてより力を入れるべきと感じているが、四日市港にも長期構想や戦略計画といった大きな計画はあるものの、個別の実施計画が弱く、これが事業等の伸展が遅い原因であると考える。また、四日市地区の賑わいづくりについては、現地事業者の協力が必要であり、事業の支障となってはならない。港湾企業の移転に伴い空地となった場所を、集客スポットとして整備するなど、人を集める場所と事業を行う場所について、明確にすみ分けを行わなければならないと考える。

【消防本部・経過】

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第１目常備消防費≫

消防救急体制について

Ｑ．平成 29 年の出動指令から放水開始までの平均時間は、前年に比べ９秒短くなり、出動指令から現場到着までの時間は、前年に比べて１秒の短縮となったとのことであるが、南消防署南部分署が整備されたにもかかわらず、短縮幅が小さいと感じる。南消防署管内では短縮されたが、他の管内が長い結果であると考えるが、平成 30 年度には北消防署北部分署が整備されたことで、本年の実績は前年比でさらに短縮されると予想しているのか。

Ａ．北部分署の開設に伴い、時間はさらに短縮されると予測している。

Ｑ．南部分署が開設されたにもかかわらず、平成 29 年の消防車の出動指令から放水開始までの時間は、平成 26 年、平成 27 年と比べて長くなっているが、どのように分析し

ているか。

Ａ．火災については、救急に比べて件数が少ないため、どのような場所での発生が多かったかに影響される。消防署からの距離のある場所で火災が発生した場合は到着時間が遅くなるため、そのような事象が発生していると分析している。

Ｑ．救急車についても平成 26 年、平成 27 年に比べて現場到着までの時間が長いが、どのように分析しているか。

Ａ．救急の件数は増加傾向にあり、救急車の管轄区域外への出動が多くなることから、時間の短縮が図れていないのではないかと考えている。

Ｑ．救急車の出動要請が重なり、管轄区域外へ出動することが多くなっているのであれば、８分消防５分救急を掲げる以上、それを完遂するための体制の整備等に努める必要があると考えるが、どうか。

Ａ．現場到着までの時間の短縮は、消防本部の重要な任務であり、体制の強化については平成 29 年度の総務常任委員会における指摘を重く受け止めている。平成 29 年度には南部分署が、平成 30 年度には北部分署が開署し、人員も増えたところであるが、新設の北部分署も含めた統計を見る中で、今後の適切な人員の配置、車両の配置について総合的な検討を進めたいと考えている。

Ｑ．北部分署、南部分署では消防車と救急車が１台ずつであり、乗換による運用であることから同時に出動できない状況である。人員が不足していると考えるが、消防職員の成り手は少ないのか。

Ａ．昨年の消防職員採用試験では、定員の７倍の応募があった。現在の消防本部の職員定数は 361 名であり、南部分署、北部分署の増設に当たり 41 名を増員している。昨年度の総務常任委員会においても、南部分署における消防・救急の需要が中央分署と同等と考えられる中、消防車、救急車の乗換えによる対応ではなく、同時に出動できるように人員配置すべきであるとの意見をいただいたところであるが、いったん北部分署の稼働状況を見た上で、体制については総合的に判断したいと考えている。平成 29 年度の南部分署の出動については、特に四郷地区において、火災出動中に救急事案が発生したり、救急出動中に火災事案が発生している。現時点で、新分署において消防車と救急車を同時に出動させるには、一定の定数の増が必要と考えている。

（意見）南部分署については、中央分署に匹敵するほどの出動件数があり、北部分署についても現時点で、同程度の出動件数となることが予測される。拠点整備をしたのであれば、現場到着時間の短縮につながることが市民の期待するところであるが、南部分署については、火災出動中のため救急要請に応じられない案件が５件も発生しているなど、市民にとっても消防本部にとっても残念な結果となっている。一刻も早い現場への到着は、消防本部を初め、市民も、議会も望むことであるのであるから、両分署から同時出動できる体制の強化に積極的に努めるべきである。

消防音楽隊活動費について

Ｑ．消防音楽隊活動費の内容、及び音楽隊の活動実績を確認したい。

A. 消防音楽隊は、年間 10 回程度の演奏活動を市内各地で行っており、費用については、出演者への費用弁償、音楽隊隊長への講師報酬等に充てている。

Q. 消防出初式や団消防操法大会等の公式行事以外にも、要請があれば出演できるのか。

A．地域からの要望も多くあり、県地区や水沢地区等の行事にも参加した。しかし、地区の行事の開催は、季節が偏る傾向にあり、地区ごとに分散して参加するなど、隊員の負担に考慮しながら派遣を行っている状況である。

Q．隊員は全て機能別消防団員であるのか。

A．現在、一般音楽隊員 13 名、機能別消防団員 16 名で活動しており、一般音楽隊員には報酬として１回 2778 円、機能別消防団員には費用弁償として 2500 円を支払っている。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第２目非常備消防費≫

非常勤職員報酬について

Q．消防団員の年報酬及び災害時の活動に応じた費用弁償は、どのように消防団員に支払われるのか。

A．消防団員個人の口座への振り込みによる。

Q．平成 29 年度中に年間の活動が１度もない消防団員もいるのか。

A．体調不良により活動のない団員が１名いる。

Q．他市において、個人口座を別の消防団員が一括管理し、現金を引き出している例が問題となったが、本市の状況を把握しているか。

A．市からの口座振込後の報酬について、各消防分団がどのように取り扱っているかは把握していない。消防分団によっては、会費等を集めている分団もあると聞いている。

Q．仮に個人口座からの会費等の徴収がある場合、分団の中で活用することに合意があればよいが、不本意に感じる分団員がいないか心配する。消防団員が意欲をもって活動できる体制となっているのか、確認をお願いしたい。

A．過去には、各分団に一括して報酬を支払っていたが、数年前に各個人に対して支給する方式に変更した。各分団内での報酬の取扱いについてチェックはできないが、消防団活動全般について、団長とも連携し、団員が意見を言いやすい雰囲気づくりなど、意欲をもって活動できる環境づくりに努めたい。

（意見）市としての責任は報酬の支払いまでであり、報酬が消防団員に行きわたっているかは確認しなければならないが、その後の活用等についてはあくまで各分団内部の運営の範囲であることから、市が監督することは難しいと考える。

一般管理費について

Q．各消防分団について、以前からそれほど団員の構成が変わっておらず、高齢化が進んでいることから 10 年先に組織を維持できるのか危惧している。消防団組織の維持・育成について、普及啓発することが急務であると考える。将来的には各分団がブロックごとに固まって活動するなど、消防団の広域化も必要であると感じており、消防団組織の維持・育成に向けた普及啓発について、次期総合計画にも位置づけるべきと考

えるが、どうか。

Ａ．地域格差はあるものの、特に指導的立場にある団員が高齢化しているのは事実であり、消防団の維持や若返りについて、次期総合計画への位置づけも含めて検討したい。現在は、プロモーションビデオによるＰＲや、消防団協力事業所表示制度等に取り組んでいるが、団員確保への直接的な効果はそれほど大きくなく、長期的な視点での対策を考えていきたい。

（意見）報酬の増額など、消防団員の待遇改善も含めて検討すべきである。指導的立場の団員の報酬を引き上げることも有効と考える。

Ｑ．台風の際には分団長を含め、各分団６名が出動することとなっているが、使命感から自主的に出動する団員もいる。このような団員に対しても費用弁償を支給するなどの取り組みが必要ではないか。

Ａ．台風の際は、各分団６名、状況に応じて最大８名までの団員に出動してもらうこととなっているが、多くの団員に自主的に出動してもらっている。交替要員も必要であるため、全員の出動をお願いするわけにはいかないが、活動していただいた団員には費用弁償を支払うべきであると考えており、今後、各消防分団との調整は必要であるが、指摘については処遇改善の観点から対応していきたい。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第３目消防施設費≫

耐震性貯水槽整備事業費について

Ｑ．耐震性貯水槽の整備は全地区で完了したのか。

Ａ．年間計画を立てて設置しており、３カ所が未整備となっている。現段階では、来年度以降に大矢知地区、八郷地区、海蔵地区の一部で整備が必要となっている。

Ｑ．消火栓の整備が進んでおり、耐震性貯水槽が活用されているのは見たことがないが、使用することはあるのか。

Ａ．耐震性貯水槽は、東海地震の発生に備えて昭和 53 年頃より整備しており、地震発生時に水道管破損により消火栓が使用できない場合の代替手段となるものである。それほど使用頻度はないが、大火事の場合、複数の消防車が消火栓から取水することで放水できなくなる場合があり、その際に耐震性貯水槽から水を引くといった活用方法もある。

【危機管理監・経過】

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 14 目防災対策費≫

緊急告知ラジオの貸与状況について

Ｑ．平成 26 年度より高齢者等を対象に緊急告知ラジオの貸与を開始したが、対象者の中には不要であるとの声がある一方、対象でなくとも、購入してでもほしいという声もある。ラジオの配布について、今後はどのように対応していくのか。

Ａ．緊急告知ラジオについては、当初、災害時要援護者、自治会長、自主防災組織の代表者、民生委員を対象に配付しており、平成 28 年度には消防団員にも配付した。従来

の災害時要援護者は、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者に変わったため、名簿を精査の上、今後改めて配付を行う予定である。また、自治会長等への配付については、役員の交代に伴うラジオの引継ぎができていない例が見受けられるため、再調査の上、正確に行きわたるよう努めたい。対象者以外のラジオの購入希望者に対しては、配付分の在庫があるため、まずはその部分で対応したいと考えている。

Q．貸与者の死亡や不要等の理由により、返却となったのはどの程度か。

A．500 台ほどが返却となっている。

Q．一人暮らしの貸与者が死亡した際、どのように返却させているのか。

A．民生委員等を通じて返却してもらっている。

（意見）緊急時に命を救うことを命題としているのであれば、行政として、社会的弱者に手を差し伸べるだけでなく、購入してでもほしいという人に対しても手を差し伸べるべきである。

（意見）配付した緊急告知ラジオについて、現在どのような状態かを把握できていないと考えているため、まずはその確認を行った上、耐用年数等も踏まえ、どのように更新していくのか方向性を定める必要があると考える。

住宅等耐震化促進事業について

Q．当事業について、三重県に対し国費の配分を増加するよう要望を行ってきた結果、平成 29 年度について、待ち件数が改善したとのことであるが、平成 30 年度はどのような見通しであるか。

A．項目のうち、計画、補強工事については例年 20 件程度の申請があるが、若干の余裕が出ている。診断、除却については不足分があるものの、計画、補強工事の余裕分で対応できると考えている。

Q．危険家屋除却についての申請は増加傾向にあるのではないかと考えるが、状況を確認したい。

A．平成 28 年度実績は８件、平成 29 年度実績は４件となっており、平成 30 年度は８件を見込んでいる。

Q．耐震診断については全額公費で実施しているところであるが、除却工事について補助を受けようとする際も、まずは耐震診断を受ける必要がある。建築年数等により、耐震基準を満たしていない建築物の除却については、耐震診断を省いた方が効率的であると考えるが、検討できないか。

A．国、県、市の協調補助となるため難しいが、検討したい。

Q．耐震診断の実施１件当たり、どれほどの経費が必要となるのか。

A．１件当たり 46,320 円であり、内訳は国費４分の２、県費、市費がそれぞれ４分の１ずつである。建物の大きさにかかわらず金額は一律である。

耐震シェルター設置事業補助金について

Q．当補助金について、平成 29 年度の交付実績は１件であるとのことだが、これまでの実績を確認したい。

Ａ．平成 22 年度に事業を開始し、主に各年度１件又は２件の実績で推移している。

Ｑ．三重県の補助金に基づく他の補助と耐震シェルター設置事業補助金の関係を確認したい。

Ａ．耐震補強工事に関する補助は、工事等に対する補助である木造住宅耐震補強工事等補助金、設計に対する補助である木造住宅耐震補強計画費補助金があり、最初から耐震シェルターを希望する人もいるが、まずは家屋全体の補強を考えていただくよう誘導している。その上で、全面工事が予算的に厳しい場合は、耐震シェルター設置に対する補助を案内している。

（意見）耐震補強等工事補助金の実績を見れば、耐震補強工事の実績が 19 件であるのに対し、除却工事が 278 件であり、耐震補強工事には手が伸びていないことが分かる。この状況を見れば、市として耐震シェルターの普及を促すことが、耐震化促進に向けた一手となりうると考える。これまでの補助実績があまりないことも踏まえ、予算の増額も含めて検討してほしい。

緊急輸送道路沿道建築物耐震化について

Ｑ．第一次緊急輸送道路沿いの建築物耐震診断・耐震改修の促進について、予算の執行状況を確認したい。

Ａ．耐震診断は平成 28 年度に２件分、平成 29 年度に４件分を執行した。平成 30 年度には耐震診断を８件分、耐震設計を４件分見込んでいる。

Ｑ．耐震診断はほぼ完了したのか。

Ａ．最終的な目標値は 41 件となっている。対象者には平成 32 年度までに耐震診断を受け、報告するよう周知を図っているところである。耐震診断完了後は、必要箇所について、補強工事を促していきたい。

Ｑ．当事業の今後の見通しはどうか。

Ａ．当事業は、国費・県費・市費で行っており、見通しは立っている状況である。

ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業について

Ｑ．当事業について、開始から長年が経過している状況であるが、地域でも知らない人が多い。地区の民生委員に協力を求めていることもあり、自治会長の認知度が低いことが活用の進まない一因であると考える。組織的な情報連携の悪さを感じるが、今後、当事業をどのように広報していくのか。

Ａ．広報が足りないことは認識しており、どのような手法であれば広く市民へ周知することができるか検討し、取り組みたい。また、年度当初等に、各地区自治会長会議に出向き、年度計画等について説明したいと考える。

（意見）耐震対策については市民の命にかかわることであり、組織的な情報連携のあり方を含め、適切に市民に情報がいきわたるよう、具体的な広報手段を検討すべきである。

国土強靭化地域計画について

Q．国土強靭化地域計画を策定している自治体は、内閣官房ホームページにおいて公表されているが、本市は独自の計画を策定していないことから対象となっていない。現在の取り組み状況を確認したい。

A．本市では、現在、「三重県国土強靭化地域計画」のリスクシナリオに基づき、各部局において脆弱性評価に対する取り組みを行うこととしており、今後、項目に不足が出た場合は、改めて項目立てし、取り組みを推進していくこととしている。

Q．独自の地域計画を立てることにより、社会資本整備に係る交付金が増額されるなどのメリットはないのか。

A．内閣府は、交付の判断に当たって一定程度配慮することを各省庁に求めているが、優先的な予算措置までは求めておらず、現段階では計画を策定していないことにより大きく影響するものではないと考えている。

Q．三重県の計画は、地域ごとの特徴までカバーできるものではないと考える。度重なる災害の発生で、市民の防災意識が高まる中、本市独自の地域計画を策定することで、本市が真剣に国土強靭化に取り組んでいることを国や市民に示し、近隣の自治体に対しても策定を促していく姿勢が重要と考えるが、どうか。

A．三重県の地域計画に記載のない新たな事象が発生した場合は、随時項目の追加等で対応することとし、まずは三重県の地域計画をベースに取り組みを進めていきたいと考える。

（意見）本市として、独自の地域計画を策定する意思がないことを確認するが、リスクシナリオごとの脆弱性評価に対する取り組みは、しっかり進めてほしい。また、取り組みの進捗状況については、毎年度、決算審査の時期に合わせて議会に報告してほしい。

（意見）国土強靭化地域計画は、自治体の他の計画の指針となるアンブレラ計画として位置付けられていること、市民の防災に係る意識が高まっていることも踏まえ、次期総合計画においては、防災・減災というテーマを大きな柱として位置付けるべきである。

Q．通学路等のブロック塀倒壊対策について、危機管理監として啓蒙・啓発する立場にあるのであれば、国土強靭化地域計画の項目に追加し、進捗状況を確認しいていくことが重要と考える。ブロック塀に限らず、細部の項目に本市の色を追加しながら取り組みを進めるべきと考えるが、どうか。

A．県内全ての自治体が同じ条件下にあるわけではないので、本市の地域特性を勘案し、三重県の地域計画に不足があるのであれば、項目を追加し対応していきたい。

避難所運営訓練について

Q．要配慮者にやさしい避難所運営訓練の実施回数が、目標の 29 回以上に比べて、実績が 11 件と少ないが、その理由を確認したい。

A．平成 28 年２月に「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引き」を作成し、それに基づく訓練を平成 29 年度に、モデル的に橋北交流会館で実施した。これらを参

考として、各地域に訓練の実施を依頼しているところであるが、各地区防災組織が３年間でそれぞれ１回以上実施することを目標としているため、３年間の目標として 29 回以上という数値を置いている。

避難施設等整備事業費について

Q．防災井戸については、今後も増やしていく予定であるとのことだが、予定のない指定避難所については、将来的にも設置はないのか。

A．浅井戸で対応できない指定避難所については、浄水器による対応を行う。

Q．防災井戸と個人の掘る井戸には違いがあるのか。

A．防災井戸は、指定避難所となっている小中学校等において、生活用水確保のために浅井戸を掘るものであり、一方、個人の所有する井戸は防災協力井戸という形で別に登録してもらっている。

Q．防災協力井戸の水は、飲料用に活用できるのか。

A．登録時に水質検査は行っているが、地震によって水脈等が変わることが危惧されるため、原則として生活用水として協力いただいている。地震発生後に水質検査をして問題がなければ飲料としても活用できると考える。

Q．防災井戸の水を浄水器でろ過し、飲料用に転嫁することはできないのか。

A．井戸水を飲料用とする場合、性能の高い浄水器が必要となることから、費用対効果の面からも考えていない。

Q．四日市羽津医療センターでは防災協力井戸を登録してもらい、浄水器により飲料用にろ過し、有事の際に地域に提供するという協定を結んでいるが、そのような例は市内で他にあるのか。

A．専用水道というものであり、三十数カ所が所有している。有事の際の水の提供について地域と協定を結んでいる例は、５事業者である。

指定避難所の緊急用貯水槽について

Q．地上式の緊急用貯水槽を設置している指定避難所が数カ所あるが、それを活用した防災訓練は行われているのか。

A．訓練での活用例については把握していない。しかし、訓練していなければ非常時に活用することができないため、関係部局に依頼し、状況を把握したい。

Q．他の自治体のほとんどが、有事に備えて飲料水の備蓄をしている状況であるが、本市では給水車を配備し、貯水槽や配水池で配付することとしている。現在の体制を継続するなら、緊急用貯水槽を活用した訓練はすべきと考えるが、今後、このような貯水槽はさらに設置していく方向であるのか。

A．北消防署を含めた市内 14 カ所にある緊急用貯水槽、配水池内の応急給水拠点に加え、市民に備蓄をお願いしている１週間分の飲料水で対応していきたいと考える。

（意見）計画上は、市民は１週間分の飲料水を備蓄することとなっているが、防災訓練では水を背負って避難する光景は見受けられず、実態と計画にずれがあると考える。１週間分の水を背負って避難することが現実的であるかも含め、計画と実態

の整合が図れるよう、指導していくべきである。

指定避難所の非常灯について

Ｑ．指定避難所に指定されている小中学校では、施設の照明とは別にＬＥＤの非常灯が設置されているが、先日の台風で停電した際、非常灯も消えていた例があった。電源は独立したものではないのか。

Ａ．小中学校の非常灯は太陽電池を電力源としており、通常照明とは別系統であるが、電池自体が消耗品であるため、充電が不十分であったと考えられる。照明がつかない場合は、主に施設管理者からの報告に基づき電池交換をしているが、今回はそのような報告がなされていなかった。

（意見）一度、状況について確認してほしい。

地域防災力向上支援事業について

Ｑ．水防法の改正を受けたハザードマップの作成検討について、今後防災マップ改正ワークショップを行うとのことだが、この内容を確認したい。

Ａ．水防法改正に伴い、想定最大規模の降雨・高潮等に対応した浸水想定や浸水継続時間等が示されている。これに対応し、平成 29 年度に東京大学の特任教授を座長に、地区防災組織の会長や連合自治会長等をメンバーとし、逃げどきマップや気づきマップといった作成すべき防災マップの内容を検討した。平成 30 年度においては、まず、浸水想定が最初に公開されている鈴鹿川水系に関わりのある５地区でワークショップを行うこととしている。

Ｑ．今後も、市内各地域でハザードマップの作成検討を行うのか。

Ａ．浸水想定が公開された順に沿って、各河川関連地域でワークショップを行いマップの作成を検討していく。

Ｑ．ハザードマップが各地域住民の手に渡る時期はいつごろを想定しているのか。また、全戸配布を行うのか。

Ａ．河川関連地域ごとにワークショップを実施するため、地域ごとに完成したものは、その部分について該当地域住民にお示しする。また、全５水系についてのハザードマップの完成は二、三年後を目途としており、全体のマップについては各戸配布をしたいと考えている。

宿日直業務について

Ｑ．監査結果報告書では、平日の夜及び土日祝日の終日行われている嘱託職員の宿日直業務について、現在は一人体制でマニュアルに基づき業務を行っているが、現行の体制で問題がないか検証し、見直しを検討することとの指摘がある。現在の検討状況を確認したい。

Ａ．当該嘱託職員については、消防職員ＯＢを雇用しているところであり、各個人に対し、業務量や一人体制の状況でよいかどうかについてヒアリングを行った。その結果、大規模災害が発生しない限りは一人体制で対応できるということを確認している。

Ｑ．通常業務は問題ないとのことだが、一人体制の際に地震が発生した場合は対応できるのか。

Ａ．台風や地震については、災害対策本部が開設され、職員も参集するためそれほど負担は変わらないと考える。また、業務中に予期せぬ地震が発生した場合は、各段階に応じて誰に連絡すればよいかというマニュアルを整備しており、それに基づき順次適切に連絡をしてもらうこととなる。

Ｑ．業務中に地震が発生した場合、市民からの問合せもあると考えるが、その対応についてもマニュアル化されているのか。

Ａ．電話対応についてのマニュアルはない。しかし、消防職員ＯＢを雇用していることから、これまでの知識・経験に基づき適切にアドバイスできると考えている。

災害従事車について

Ｑ．監査結果報告書では、災害従事車を１台所管しているが、カメラや無線が搭載されていないなど、装備が不十分と思われる。災害従事車の位置づけや役割を再度確認し、必要となる台数や装備について改めて検討することとの指摘があるが、このカメラはドライブレコーダーという意味か。また、指摘を受けて早期に装備する予定であるのか。

Ａ．カメラについては災害状況を映すものであり、ドライブレコーダーではない。必要に応じ、危機管理室で保有するカメラやＭＣＡ無線等を配備して出動する。

Ｑ．災害従事車は、宿日直体制の嘱託職員が運転して出動することもあるのか。

Ａ．災害時に出動するものであり、宿日直体制の嘱託職員が運転することはない。

危機管理監の業務・体制について

Ｑ．空き家対策については、都市整備部や消防本部においても事業があるが、それぞれの役割をどのようにすみ分けしているのか。

Ａ．空き家の管理に関することは、火災予防条例に規定されていることから、消防本部の所管となっており、建築基準法に基づいた指導等については都市整備部建築指導課において行っている。また、危機管理監はそのとりまとめを行っている。また、予算については、バリケード等応急処置に関するものは危機管理監で、法的手続きに関するものについては都市整備部で措置している。

Ｑ．危機管理監という部局はあるものの、具体的な業務については各専門部局が担当する状況であり、危機管理監が担当するフィールドがないと感じているが、現場としてはどのように感じているか。

Ａ．危機管理室には、一般事務職のほか、専門的な知識・技能を持つ土木技師、建築技師、消防士を配置しており、災害対策本部を立ち上げるときはもちろん、平時からも市全体の危機管理体制をコーディネートするための組織であると考える。確かに固有の事業はそれほどない状況であるが、出前講座や広報媒体等を活用した、専門的な視点からの市民への啓発活動が主な役割であると考える。また、他の自治体の危機管理担当部署とのネットワークから得た情報を、全庁的に共有することも重要な役割のひ

とつである。

Q．危機管理監としての業務のあり方を見直すべきではないかと考える。通学路に面したブロック塀について教育委員会が安全性を調査していたが、撤去等の補助も含めた全体的な対策は、危機管理監が行うべきではないのか。

A．通学路のブロック塀の安全点検については教育委員会で行っており、通学路に限らず危険なブロック塀の除去等に関しては都市整備部で補正予算を上程している状況である。危機管理監としての役割は、被害を受ける可能性のある通行者側、危害を加える可能性のある所有者側に対し、ブロック塀の危険性について広く周知していくことであると考えている。

Q．市有施設のブロック塀対策については所管部局で行うことはよいが、通学路も含めた民有地のブロック塀の対策は危機管理監が主導して行うべきではないか。ブロック塀の生垣への変更により、ブロック塀の撤去を促すという手法も有効であると考えるが、大阪府北部地震が発生して間もない時期であるからこそスピード感を持って働きかけを行うべきではないか。

A．民有地については、指導する権限がないため難しい部分もあるが、危機管理監としては啓蒙・啓発が重要であると考えるため、教育委員会や都市整備部とも連携し、情報共有しながら少しでも危険箇所がなくなるよう努力したい。

（意見）今回、都市整備部においてブロック塀等アドバイザー派遣や、市内全域を対象としたブロック塀等撤去費補助金が補正予算として上程されているが、日常的な業務の中、この周知・啓発は都市整備部では難しいと考える。危機管理監として広く意識啓発に努めるべきである。

Q．ブロック塀対策を主導することは、今の危機管理監の体制でできるのか。

A．現在の職員体制では難しいと考えるが、市民の防災意識の高い今、広報、啓蒙・啓発活動にまずは取り組みたい。

Q．津波避難ビルの指定等の議論が行われていた際、津市では本市の倍以上の職員を危機管理担当部署に配置し、取り組みを行っていた。危機管理に関する様々な情報の収集や、ブロック塀対策等の個別事案を統括することは、現在の危機管理監の職員体制を見直さなければ困難であると考えるため、全庁的に協議し、時限措置も含めて、人員配置の増を図るべきと考えるが、どうか。

A．津市とは一部業務内容も異なるため、単純比較はできないが、マンパワーの面では劣っていると感じているため、体制強化が図れれば心強いと考える。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第４目水防費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

障害者雇用について

Ｑ．本市において、障害者雇用人数の水増しはないか。また、対象者は何名となるのか。

Ａ．本市の場合は、障害者手帳の所持を確認した上で雇用数にカウントしているため、水増しはない。平成 30 年６月１日現在で、対象者は 46.5 名とカウントしている。

調達契約事務費について

Ｑ．大規模工事の契約に当たっては、最低賃金を適切に確認しているのか。

Ａ．四日市市公契約条例に基づき、対象工事については労働環境チェックシートの提出を求めており、職種ごとの賃金を報告してもらっている。それをもとに調達契約課で最低賃金を下回っていないかチェックしており、平成 29 年度については最低賃金を下回る例はなかった。

Ｑ．業務委託の契約について、「契約方法が競争入札及び随意契約見積合わせによる率」を 60％以上とする目標を立てているが、実績は 45.6％にとどまっている。１者随意契約を減少させ、競争力を高める狙いがあるとのことだが、各事業に対して入札した事業者が少なかったという背景もあるのか。

Ａ．地方自治体の入札については、原則として競争入札となるが、例外として、地方自治法において随意契約できる場合が限定的に定められており、例えば電子システムの改修など、システムを開発した事業者でなければ適切に業務の執行ができない場合等については、１者と随意契約によることができる。その結果として、平成 29 年度は目標に達しなかったもので、入札への参加者が少なかったということではない。

Ｑ．やむを得ず１者と随意契約にする場合が多いのであれば、目標が現実とかい離していると感じるが、60％以上という数値は達成可能なのか。

Ａ．システム改修等については毎年度、同程度の業務があるわけではなく、随意契約の割合については年度間で差があることもあり、目標としては高めに設定しているが、直近２カ年の実績を見る限り、目標の立て方に問題があったのではないかと感じている。

Ｑ．１者と随意契約をせざるを得ない業務委託契約の割合は、全体のどの程度であるか。

Ａ．５割程度である。システム改修以外に、生活環境公社への委託業務、エレベーター等機械設備の保守点検等が挙げられる。

Ｑ．１者との随意契約については、競争入札の結果、入札事業者が１者であったのか。それとも事業内容を履行できるのが当該事業者のみであるからか。

Ａ．契約すべき相手方が当該事業者しかないことによる。その場合、市場における価格水準や人件費の上昇割合、また、業務の見直し等を材料に、適切な価格での契約となるよう事業者と交渉している。

（意見）業務委託契約の目標の立て方については、随意契約せざるを得ない契約について母数に入れることが適切かどうかも含め、一度検討してほしい。また、１者単

独随意契約に当たっては、価格面や事業内容について事前にしっかり協議し、たとえ同じ価格であっても実としてサービスの向上につながるよう取り組んでほしい。

Q．最低制限価格制度に中央公契連モデルを採用したのは平成22年度であるが、一定期間が経過している中、大きく入札制度を変更する時期について、目途はあるのか。

A．中央公契連モデルに替わる適切な手法が現段階ではなく、具体的な時期の目途は立っていない。

Q．現状の入札制度についてどのような課題があると認識しているのか。

A．中央公契連モデルでは、最低制限価格の積算根拠が明確であることから、入札の多くは抽選で契約相手方が決まっている状況である。同モデルを採用する他の自治体においても同様の状況となっているため、国の考え方も注視しながら見直しを図っていきたい。また、予定価格を事前公表していることが高い抽選率の一因となっており、国においても事後公表へ見直すべきとの方針が出されていることから、この点も課題であると考える。

Q．入札制度を一定周期で変更していくことは必要であり、検討すべき時期に来ているのではないかと考えるが、どうか。

A．総務部としても課題認識はしているところであるが、最低制限価格制度についてはこれまでも様々な手法を試してきたものの、良い結果には繋がらなかったこと、全国的に中央公契連モデルを採用する自治体が多い中で、抜本的な改革が難しい状況である。そのような中、根本的な解決策ではないものの、入札契約方式については様々な方式を取り入れようとしており、すでに実施したＥＣＩ方式に加え、今後は地域維持型契約方式の試行を考えている。また、抽選率の高い状況について、総合評価方式の採用を進めることがひとつの解決策となる。市側、受注者側双方が相当の労力を要するため、全面的に取り入れることはできないが、積み重ねにより、少しでも課題解決につなげていきたいと考えている。

Q．入札制度における中央公契連モデルの採用により、最低制限価格と同額での入札が多くなっているが、事業者としては価格を抑制するために、下請事業者、孫請事業者との契約で調整を図っているものと考えるが、その内容や労働環境が適切なものであるのか、行政としてチェックはできるのか。

A．現状、下請け、孫請けの状況については市にも報告をもらうこととなっており、下請けについては請負金額についても確認をとっている。しかし、契約の内容や労働環境等を中に入って確認することは困難であると考える。

Q．公共工事の発注者である市として、安全で適正な工事の施工を担保するためにも、下請け、孫請けの労務安全面等について、法律の範囲内で確認するよう努めるべきではないか。

A．法的に、行政としてどこまでできるのか確認した上で、検討したい。

公有財産の管理について

Q．施設別行政コスト計算書が作成、提出されているが、各部局において有効に活用さ

れていない施設や土地も多くあると考える。売却も含め、今後の活用方法について計画し、速やかに対応していく必要があるのではないか。関係部局で整理し、当初予算審査の際には報告できるようにしてほしい。

Ａ．本市が所有する財産については、長期間検討の場にも上がっていないものが多くあり、今後の活用方法等について、総務部、財政経営部、政策推進部を中心に関係部局と連携して検討したい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費・第２目人事管理費≫

普通退職の状況・職員体制等について

Ｑ．平成 29 年度の普通退職者計 25 名のうち、３名がメンタルを理由としているとのことであるが、医師の診断書により確認しているのか。

Ａ．退職時に特に理由については確認していないが、３名についてはメンタル疾患を理由に休職し、そのまま退職となったものであるため、退職理由をメンタルと判断している。

Ｑ．これまでには、メンタル面で休職していったん復帰したものの、結果的に退職となったケースはあるのか。

Ａ．詳細を把握していないが、ゼロ件ではない。

Ｑ．定年まで働き続けることができるように、どのようなサポートを行っているのか。

Ａ．病気休暇や育児休暇の制度を設けており、継続して働きやすい環境は整えているが、結婚や家庭の事情等もあるため、対策が難しい面もある。長期休暇を取得していた職員が復帰した場合は、トレーナー制度を活用し、当該職員に過度に負担がかからないようサポートしながら、継続して働けるための対策を講じている。

Ｑ．平成 26 年度には保育士・幼稚園教諭の退職が 14 名と多くなっているが、理由は把握しているか。

Ａ．結婚等により市外転出する例が多く見受けられた。

Ｑ．人口減少が進む中で多様な人材を確保していく観点からは、メンタル面のケアも含め、様々な形で、職員が働き続けられるようサポートする仕組みが求められる。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育士の確保も難しくなると考えるが、職員が継続して働けるようにするための工夫をどのように考えているか。

Ａ．地方分権が進む中、行政の仕事も高度化・複雑化しており、今後はより専門的な知識も求められるようになる。職員の資質向上は必要であるが、業務によっては民間の力を活用するなど、様々な対策を組み合わせながら、現職の職員が能率的に業務を行えるよう取り組みを進めたい。メンタル面のケアも含めて、職場環境の改善に向けて様々な対策を継続的に行う必要があると考える。

（意見）高い志を持って入庁した若い職員が、モチベーションを保ちながら、希望を持って業務に当たれるよう努めてほしい。また、民間で可能なことは民間に任せながら、市としてより専門的な人材を確保・育成していくことを要望する。

Ｑ．精神疾患については内因性と外因性があるなど、多様な要因・症状があり、発症の仕方についても様々である。このような中、どのように職員のフォローアップを行っ

ているのか。

Ａ．メンタルで休職した職員の復帰には、復帰１カ月前に主治医の診断書を提出してもらい、市の産業医が本人及び所属長と面談を行い、どのような形での復帰が望ましいか協議している。多くは半日程度の勤務から始まり、徐々に勤務時間を伸ばしていく形態で復帰させている状況である。所属長に対しては、当該職員のケアについてもアドバイスを行っている。

（意見）近年は、外的な要因による精神疾患が多くなっており、その要因を解消しなければ根本的な解決にならない。励ましの言葉がかえって悪影響になる例も見られるため、丁寧なケアを心がけてほしい。

（意見）メンタルで職員が休職した場合、同じ所属の他の職員にその分の負担がかかると考えるが、連鎖的にその職員も疲弊し、休職・退職につながるようなことがあってはならない。恒常的な休職・退職が発生しないよう、適切に対応すべきである。

（意見）大阪府北部地震での事故を受け、都市整備部建築指導課がブロック塀等の撤去に係る補助について補正予算を上程しているが、当課は本来業務で多忙であり、適切に事業遂行できるのか疑問である。本来であれば危機管理監主導で行うべきと考えるが、今回のように、緊急的に予算措置が必要な場合については、所属の負担も考え、過度に業務が集中しないよう配慮すべきである。

（意見）消防本部では、南消防署南部分署及び北消防署北部分署について、現在の人員配置では、救急車と消防車の同時出動ができない状況にある。計 20 名程度の増員により同時出動が可能になるとのことであり、総務常任委員会においても昨年度より指摘していることであるため、人事当局としても前向きに検討してほしい。また、危機管理監について、津波避難ビルの指定業務の際、同格市の津市では本市の倍以上の人員で業務を遂行していたとのことである。審査の中で、緊急時の様々な対応が求められる中、職員配置の増を検討してほしいとの印象を受けた。人事当局として、各部局の人員配置の需要を正確に把握し、取り組みを進めてほしい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第２目人事管理費≫

職員研修所の業務について

Ｑ．職員研修を行うことにより、際立った成果は出ているか。

Ａ．際立った成果まで求めることは難しいが、新規採用職員や新たに昇格した職員など、階層別に必要な研修を実施し、例えばメンタル面で悩む職員がいた場合、所属長等の立場として適切に見守ることができるような能力の向上を図っている。また、技術系職員については専門機関への派遣等により専門知識・技能の向上が図れるよう努めている。職員の資質の向上に向けては、地道に努力するほかないと考えている。

Ｑ．全職員を対象としたアンケートについて、集計に半年もかかった理由は何か。

Ａ．職員アンケートは臨時職員も含めた全職員に対して行い、回収率は 93.1％であった。また、業務改善等について現場の意見を聞きたいとの市長の思いから、自由記述欄を

設けたところ、およそ９割以上の職員から何らかの提案があったところであり、非常に意義を感じたところである。その取りまとめに時間がかかってしまったが、アンケート結果については分析の上、市長を含め全職員に示し、意見を真摯に受け止め業務改善につなげていきたいと考えている。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第３目恩給及び退職年金費≫
≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第４目文書広報費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第９目計算記録管理費≫

マイナンバー制度における情報連携について

Ｑ．平成 29 年度においてマイナンバー制度における情報連携の本格運用を開始しており、住民票・所得課税証明書などの提出を省略できるようになったとのことだが、マイナンバーカードの提示は必要なのか。

Ａ．申請書等にマイナンバーを記載するのみでよく、マイナンバーカードの提示までは必要ない。

Ｑ．本市のマイナンバーカードの普及率はどの程度か。

Ａ．平成 30 年８月末時点で、交付率は 8.87％となっている。

Ｑ．今後もマイナンバー制度による情報連携は拡大していく予定であるのか。

Ａ．本市では、平成 30 年 10 月より、マイナンバーを申請書等に記載することで、保育園・幼稚園の入園申込み・認定申請に際しての所得課税証明書の提出、児童手当申請時の住民票の提出、国民健康保険料の算定に際しての所得課税証明書の提出が新たに不要となる予定であり、現在準備を進めている。今後の利用範囲の拡大については、国において新たな動きがあれば、市民の利便性の向上・事務の効率化につながるよう取り組みを進めたい。

Ｑ．利用範囲の拡大に当たって、システム改修等の手続きは必要ないのか。

Ａ．情報連携を行う際は、国への申請手続きが必要となるため準備を進めている。また、国の情報提供ネットワークシステムと本市の既存システムの接続が必要となるため、ＩＴ推進課において改修を行っている。

（意見）マイナンバーの活用により、様々な手続きが簡素化できるため、市民の利便性が向上し、行政の事務の効率化にもつながると考える。マイナンバーカードを所有してもらうことの利便性をどのように伝え、普及率を高めるかが今後の課題であると考えるため、様々な取り組みをお願いしたい。

Ｑ．市職員のマイナンバーカードの保有率は把握しているか。

Ａ．把握していないが、市民課と連携し、庁内の職員掲示板においてマイナンバーカードの普及に向けた啓発を行っている。

＜議員間討議：マイナンバー制度の活用について＞

・マイナンバー制度については、番号で個人を管理されることへの抵抗感があるように感じる。現在のマイナンバーカードの交付率は８％程度であるとのことだが、制度導入当時がもっとも普及すると考えられる中、この程度にとどまっているということは、この施策は失敗と言っても過言ではない。今後の利用促進に向けて予算措置しても、投資に対する効果があるのか疑問であるとの意見があった。

・国の制度としてマイナンバー制度がある以上は、どのように利活用していくかを考えなければならない。三条市においては、職員全員がマイナンバーカードを所持しており、タイムカード代わりに活用し、サービス残業の減少につながっているとのことである。また、期日前投票の受付にも活用しているとも聞いている。マイナンバーカードを所有することのメリットを市民が感じなければ、普及率は上がらないと考えるとの意見があった。

・番号で個人を管理されることに対する抵抗感があるのはもちろんだが、マイナンバーカードの交付申請に当たっての手続きが煩雑であることがもっとも問題である。これに加えて、本市ではカード所有によるメリットがほとんどないため、積極的に所有する理由がないという状況であると考える。ただし、平成 29 年度でマイナンバーを活用した情報連携の実績が一定程度あることは、市民が利便性を感じている証拠である。いかにカードを所有することのメリットがあるか、市民が実感できるための施策が必要であると考えるとの意見があった。

・真に良い制度であれば、市民は早い段階でカードを取得すると考えるが、実際にはあまり魅力がないものであることは交付率が物語っている。現段階で市民がメリットを感じていないのに、予算を投じてメリットを付けることには疑問が残るとの意見があった。

・現在、買い物も含め様々なことが携帯電話で網羅できるようになっている。このような中、図書館での貸し出しなど、全てカード１枚で解決できるシステムを組むことで、さらに普及も進むと考える。マイナンバーカードは自治体での独自利用が認められているにもかかわらず、本市はあまり積極的でないと感じるため、さらに普及に向けた努力をする必要がある。カードの普及とサービス範囲の拡大については、同時並行で進めるべきであるとの意見があった。

・マイナンバーカードの利用頻度は個人によっても差があるところであり、ほとんど利用しない人にとっては、いくらメリットを付加してもそれほど利便性を感じるものではない。良い制度であれば自然に普及すると考えるが、紛失するリスクや、手続面での煩雑さもあり、なかなか普及は進まないと考える。使い勝手がよければ口コミ等で広がると考えるため、行政から市民に積極的に働きかける必要まではないのではないかとの意見があった。

・マイナンバーカードの交付手続きが煩雑である上に、カード受取りの案内が届くのが遅い状況であり、高齢者でも容易に手続きができるようにすれば、さらに普及するのではないか。預金通帳作成等の身分証明書替わりになるという点では、利便性はあると考えるとの意見があった。

・個人的にはマイナンバーカードは必要ないが、所得税の確定申告をする際には必ずマイナンバーの記載は必要となる。適切に徴税する上で、国にとってメリットのある制度となっているのではないかとの意見があった。

文書の電子化について

Ｑ．公文書の管理は全て電子化しているのか。

Ａ．紙で保存しているものもあり、平成 29 年度は、電子化率の目標を 48%以上としたところ、実績は 46.15%となった。これを受け、平成 30 年度においては、庁内の事務研修等の場において、文書の電子化率を上げるよう各所属に求めているところである。

Ｑ．電子化した文書は永久保存となるのか。

Ａ．全ての文書が永久ではない。文書管理規程において各文書の保存年限を定めているため、文書によって保存年数は異なることとなる。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 15 目人権推進費≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 21 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第４項選挙費≫

期日前投票所について

Ｑ．平成 29 年 10 月の衆議院議員選挙について、台風接近に伴い期日前投票を行う人が多い状況であったが、期日前投票所である防災教育センターの駐車場が混雑し、国道１号の大渋滞を引き起こした。今後も同様の事象が発生する可能性もあるが、どのように対策を講じるのか。

Ａ．各施設の駐車スペースは限られているため、非常に難しい課題であると考えるが、近隣の団体や企業等に働きかけ、まずは駐車スペースの確保に努めたい。しかし、台風接近時は、駐車場の確保のみで解決できるものではないため、選挙人が自らの行動を適切に判断できるよう、各期日前投票所の状況を、選挙管理委員会ホームページやＳＮＳを活用してリアルタイムに発信するような取り組みを検討している。

Ｑ．国道１号は慢性的に渋滞がある中、選挙人の道路への違法駐車もあって大渋滞となった。この対策はどのように考えるか。

Ａ．初日から駐車場整備員を配置することとし、違法駐車が起こらないよう指導するとともに、警察署とも協議しながら対応を検討したい。

（意見）駐車場整備員の指示に従わない人もいる。各投票所の特性を踏まえた上で、車がスムーズに移動できる対策を考えるべきである。駐車場への入口と出口を別にするなど、事前にルートを決めておくのも有効ではないかと考える。

Ｑ．三条市のように、マイナンバーカードを期日前投票の受付に活用することにより、効率的に混雑緩和を図ることができると考えるが、どうか。

Ａ．期日前投票の場合、宣誓書の記載が必要であり、それに時間を要する面もある。受付については、現在、入場券のバーコード読み取りにより行っているが、これをマイ

ナンバーカードの読み取りに替えてもそれほど時間の短縮にはつながらないのではないかと現状では感じている。

Q．北消防署北部分署が開署したことにより、平成31年４月の統一地方選挙以降の期日前投票所はどのようになるのか。

A．北部分署には新たに期日前投票所を開設する方向で準備を進めている。その際、四日市大学の期日前投票所については北部分署へ統合したいと考えている。

Q．隣接する県広域防災拠点の駐車場スペースも借りることを想定しているのか。

A．その方向で調整を進めたいと考えている。

選挙管理委員会費について

Q．選挙管理委員会委員として、議会から推薦した２名が活動しているが、これまでと議論の中身は変わっているか。

A．元議員の視点や会社役員としての視点など、委員のこれまでの経験による様々な意見をいただいている。在外選挙人名簿登録者への制度の変更の啓発についても適切に行っていくようにといった意見もいただいており、選挙管理委員会での議案審議や意見交換が進んでいる状況である。

Q．当費目の指標が会議開催数となっているが、投票率の向上とすべきではないか。

A．投票率については、選挙管理委員会の努力による部分もあるが、それぞれの選挙の状況によってかなり変動するものである。そのため、選挙管理委員会として、目標として具体的な投票率を置くことは難しいと考える。

≪歳出第２款総務費　第５項統計調査費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理室・経過】

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第６目会計管理費≫

金券の購入及び管理について

Q．管財課及び市民税課で金券残高が増えているのはなぜか。

A．管財課については新丁ひろば駐車場の駐車券を一括購入したことによる。市民税課については、平成29年度に特別徴収税額の通知にレターパックプラスを利用したことから、この部分で残高が増えている。

Q．平成29年度の平均資金残高（日平均）のうち預金運用分については46,463,395千円となっているが、国債運用分はゼロとなっている。債券での運用は行わないのか、この背景を確認したい。

A．近年、国債の金利は下がっており、運用実績がないが、平成25年度頃までは預金と同等又はそれ以上の金利での運用が可能であったため、平均資金残高の内訳に国債運用分という項目を挙げている。国債が有利に運用できるようになれば、運用を再開したいと考えている。

Ｑ．国債は短期で運用していたのか。

Ａ．過去の実績としては最長５年ほどの国債を保有したことはあるが、多くは年度内期間での運用を行った。

【監査事務局・経過】

≪歳出第２款総務費　第６項監査委員費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

民間車両借上経費について

Ｑ．管財課で管理する公用車は現在 61 台であり、うち 55 台が一元管理公用車となっている。一元管理公用車のうちすでに 53 台がリース車両となっており、平成 30 年度には新たに１台をリース車両とするとのことだが、公用車は更新のタイミングで全てリース車両にするのか。

Ａ．一元管理公用車については、全てリース車両とする方針であり、残り１台となる購入車両については使用頻度を見ながら、リース車両に切り替えるか廃車とするかを見極めたい。一元管理公用車以外の６台については、２台がリース車両である。残り４台は購入車両であり、市長車、副市長車、マイクロバス等であるが、現段階でリース車両に切り替えるという方針は立てていない。

Ｑ．一元管理公用車以外の購入車両については、更新時期にリース車両に切り替える検討はするのか。

Ａ．市長車、副市長車については登録してから５年程度経過したのみであり、しばらくは現状のままである。購入としてきた理由については、一般公用車と異なり、使用頻度もそれほど多くなく、運転についても専門事業者に委託していることから車両管理も徹底されており、故障や事故等のリスクも小さいことから、メンテナンス付きのリースとするメリットが発揮されにくいことによる。今後も、購入の方向で検討することとなると考えるが、これまでの経緯も踏まえた上で内部的に検討したい。

（意見）市長等は、夜遅い時間の移動についてはタクシーを利用していると考えるため、そのような状況も踏まえ、様々な可能性を含めて検討してほしい。

Ｑ．公用車は、中長期的に見れば購入の方が経費も抑制でき、有利であると考える。メンテナンス等に多少の負担はあると考えるが、市税の有効活用の観点からは、購入とすることも検討すべきと考えるが、どうか。

Ａ．経費の面以外にも、メンテナンスや人的なやり繰りの課題から、本市ではリースの方にメリットがあると考えてきたが、購入、リースの優位性については、継続して検討していきたい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第５目財政管理費≫

臨時財政対策債について

Ｑ．平成 28 年度、29 年度の借入額はゼロであるが、財政力指数が１を下回った場合でも、今後は発行しない方針であるのか。

Ａ．臨時財政対策債は、通常の起債とは異なり、交付税措置の代わりとなるものであるため、一般財源として扱われるものである。地方交付税の算定に当たっては、実際の発行額にかかわらず、各年度の発行可能額をもとにした標準的な発行条件で算出した理論償還費用を、交付税の基準財政需要額に算入してもらえることから、本市として財政的に余力がある場合は、まず臨時財政対策債の発行を抑制することを基本的な考え方としている。

Ｑ．今後も引き続き発行を抑制していくのか。

Ａ．将来世代の負担の公平性の観点からも、市債については、まったく借りないということは考えていないが、可能な限り発行は抑制し、プライマリーバランスの均衡を保ちたいと考えている。

行財政改革プラン 2017 に基づく取り組みについて

Ｑ．行政コスト計算の分析による事務事業の見直しについて、行政コスト計算書については適切に作成することができたのか。

Ａ．改革項目の一つとして、行政コスト分析を掲げており、これまでは市全体の状況を示す財務書類を作成していたところ、平成 29 年度において、これを施設や部局等、比較検討しやすい単位に細分化する手法の検討を進め、結果として、施設別行政コスト計算書を今定例月議会に提出することができた。

Ｑ．既存施設の有効活用と不要資産の売却等の推進について、普通財産２件への応札がなかったなど、計画目標に至らなかったとのことであるが、この結果を受けて、今後、どのように改善していくのか。

Ａ．改革項目の進捗管理については、取り組みの進捗状況や成果、課題や今後の見通しについて行財政改革課が所管部局に対してヒアリングを行っており、意見交換を踏まえて、今後の問題点を整理している。目標に至らなかった項目については、改善に向けた考え方や今後の見通しを確認し、行財政改革課からも助言を行っているところであり、いずれの項目も、そのような進捗管理の中で目標達成ができるよう、協議しながら事業を進めたい。

（意見）改革項目のうち、達成できなかった項目については、何が原因で達成できなかったのかを分析し、次年度に向けた取り組みに生かしてほしい。

Ｑ．不要資産の売却については、どのように予定価格の算定をしているのか。

Ａ．売却できなかった普通財産２件は、旧みたき保養所、及び南五味塚地先宅地である。入札前に不動産鑑定を行い、市の規定に基づき実際の鑑定額の 80％の金額で公有財産審査会にかけ、予定価格を決定した。

Ｑ．本町プラザ駐車施設の廃止について、計画目標通りに達成できたとのことであるが、付近の宝くじ売り場の客が路上に違法駐車していることが課題となっており、平面ス

ペースに駐車場所を設けるなど同時に対策を行う必要があると考えるが、どのように対応しているか。

Ａ．本町プラザ駐車施設については現在撤去作業中であり、それに伴い宝くじ売り場も本町プラザ北側へ移転した。工事用スペースの確保に伴い車道部分が狭くなることから、車を最寄りの新丁ひろば駐車場へ誘導することとしており、宝くじ事業者に対しても適切に案内していただくよう依頼している。平面スペースはおもいやり駐車場として整備するものでありこれ以上のスペース確保は難しいこと、違法駐車の問題は一事業者にかかわるものであることから、新たに駐車スペースを整備することは困難と考える。行政としてできる範囲内において、違法駐車が起きないよう工夫したい。

（意見）新丁ひろば駐車場は宝くじ売り場からは離れており、案内しても実際に利用は進まない。結果として、今までの違法駐車の状況は変わらないと考える。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第７目財産管理費≫

普通財産管理費について

Ｑ．平成 29 年度において、旧みたき保養所の売却を図ったが応札がなく、今後どうしていくのか確認したい。

Ａ．旧みたき保養所については公告時点で多くの問合せがあったが、当地には地下にコンクリート製の埋設物があり、周囲の土地利用の状況や技術的な観点から現時点での撤去が困難であることから、不動産業者としても手を出せず、応札ゼロとなったと考えている。今後の方向性については、周知が十分でなかった面もあるため、再度一般競争入札を実施したいと考えているが、結果として応札がなければ、新たに貸付け等の方向を探ることになると考える。

Ｑ．埋設物の存在も加味して不動産鑑定額を算出しているとのことだが、市場としてはさらに低い価格を求めている可能性もあるのではないか。

Ａ．実際には不動産鑑定額の 80％の価格で入札にかけているため、実勢価格からすればかなり安いという認識はあるが、売却できなかったことについては残念である。

Ｑ．普通財産のうち、賃貸可能として公開されている物件についても、接面する道路が狭い、地上権等が設定されている、津波等の浸水リスクがあるなど、様々な困難事由があるが、どのようにすれば活用が進むと考えるか。

Ａ．管財課において、普通財産の調査を進め、一定程度まとまった土地 16 件を賃貸可能として整理し、ホームページで公開している。このことにより平成 28 年度には１件の貸付けが実現した例もあり、年間 43 万円程度の収入に繋がっているため、ホームページの掲載場所について工夫するなど、様々な手段での周知徹底に努め、市の財政収入に少しでも寄与できるようにしていきたい。

Ｑ．管財課が所管する普通財産の管理費はどれほどかかっているのか。

Ａ．平成 29 年度で、樹木の剪定・除草費用として 163 万 3 千円程度の決算額となっている。

Ｑ．普通財産については、入札不調であったからと言って現状のままとしていては価値が低下する。売却することについて積極的にＰＲするとともに、大幅に値下げしても

売却すべきと考えるが、どうか。

A．旧みたき保養所については、再度売却を図りたいと考えている。また、前回の一般競争入札においては、予定価格に対して応札がなかったという事実を踏まえて改めて不動産鑑定を行い、売却可能な価格設定に努めたい。

行政財産の有効活用等について

Q．本市には数多くの行政財産があるが、その中でも、すでにほとんど利用のない公園や、公共工事の際の余剰地等、有効活用されていない資産も多く見受けられる。高齢化に伴い、特に地域の公園の維持管理については、地域住民にとって非常に負担となっている。施設別行政コスト計算書を作成した現段階において、有効に活用されていない行政財産がどれほどあるのか整理・分析を行い、該当する財産については民間に売り払う等の対応方針を検討すべきであると考えるが、どうか。

A．他部局とも連携して調査を行い、活用方針の策定を行いたいと考える。

（意見）行政財産の有効活用に向けては、中長期的な視点に立ち、財産の処分目標等、具体的な行動計画を策定した上で、取り組みを進めるべきである。

Q．有効活用されていない行政財産のほかに、全国的に相続人不明に伴う所有者不明土地等、民有地でも有効活用されていない土地が増えているが、行政として調査は行っているのか。

A．国においても所有者不明土地問題に対し、相続の義務化等を検討しており、本市としても国の動向を注視しているところである。市の業務としては、あくまで固定資産税の賦課徴収に当たり、相続登記が放置されている土地については相続人の確認調査を行っている。

Q．中には相続放棄する例もあると考えるが、所有者不明土地を放置することで、その分、本市の固定資産税収入が減ることとなる。所有者不明土地について、市の財産とすることはできないのか。

A．相続人が不存在の場合は、相続財産管理人を選任の上、当該相続財産に係る債権等について清算手続きが行われることとなり、結果として残った財産については国庫に帰属することとなる。

Q．相続人が不存在の場合の土地等に係る市の債権はどのように扱われるのか。

A．累積滞納として扱われる。

（意見）今後も所有者不明土地等は増加すると考えているが、市の税収に直結する問題であるため、どのように対処するのか市としてもシミュレーションしておくべきであると考える。

電力入札の取り組みについて

Q．市庁舎及び総合会館での高圧受電施設を対象とした電力入札の結果、従来の22.3%の経費削減につながっており、低圧受電施設、ガス受給契約についても入札実施の可能性を検討しているとのことだが、この検討状況を確認したい。

A．低圧受電施設については、現在、楠地区市民センターを除く各地区市民センターや、

保育園・幼稚園、人権プラザ等小規模施設が多く、調査検討を進めているが、他の自治体においても入札は進んでいない。関係事業者の声も聞きながら検討を進めているが、低圧受電施設では電気使用量も少なく、入札の効果が出にくいという意見もあることから、現在は複数の施設を一括して入札することを検討している状況である。都市ガスの入札については、現状本市で供給が可能なのは２事業者であり、具体的に見積もりをとりながら検討を進めている。ガス式の空調冷温水機を使用する市庁舎のように、大量のガスを使用する施設については非常に入札の効果も高いと判断しており、現在、どの施設で入札が可能か調査を進めている。平成 30 年度中には方向性が出るよう努めたい。

Ｑ．都市ガスを使用している施設について、一括で入札を実施することはできないか。

Ａ．都市ガスを使用する市の施設は 149 あり、使用料は計約 9,400 万円である。複数施設を一括で入札することも可能と考えており、各施設の契約の状況を確認しながら、発注方法について調査研究を行っている。

Ｑ．プロパンガスについての入札は難しいのか。

Ａ．プロパンガスについては、小規模事業者が供給を担っていると考える。現時点でプロパンガスの入札の可能性までは調査していない。

（意見）小中学校への空調の設置に当たり、ガスを熱源とすることも考えられる。教育委員会において入札に取り組むまでには、財政経営部においてガス受給契約の入札方針やノウハウ等を整理しておくべきである。また、小中学校での使用の可能性も踏まえ、プロパンガスの入札についても検討材料に入れてほしい。

Ｑ．市庁舎及び総合会館においての電力入札による削減額は 1,371 万円程度であるとのことだが、下水道施設等を含む合計では、どれほどの削減額になるのか。

Ａ．市庁舎、総合会館以外の施設である、下水道施設、消防施設、あさけプラザ、文化会館、市立四日市病院、三重北勢健康増進センターでは、合計１億 4,000 万円程度の削減額となる。

公共施設ＬＥＤ化推進事業について

Ｑ．ＬＥＤに切り替わっていない施設はどれほどあるのか。また、今後の見通しを確認したい。

Ａ．平成 26 年度に消防本部、北消防署、中消防署西分署、平成 27 年度・28 年度に市庁舎において実施しており、平成 30 年度については総合会館、なやプラザにおいて切り替えを予定している。第３次推進計画に基づき、平成 31 年度以降は、24 地区市民センターを初め 27 施設において順次切り替えを行っていく。

（意見）施設によってはまだ照明の更新をしてからそれほど時期が経過していない箇所もあると考えるため、そのような状況や費用対効果も確認しながら、より具体的な計画を立てた上で、切り替えを推進すべきであると考える。

Ｑ．ＬＥＤへの切り替えにより、どれほどの電気料金が削減されたのか。

Ａ．平成 28 年度までに実施した市庁舎、消防関係施設について、削減効果は年間計 741 万９千円と算定している。

自動販売機設置にかかる入札について

Ｑ．四日市ドームの自動販売機設置については、以前はプロポーザル方式で契約していたところ、一般競争入札に変更され、アンケートによれば多くの事業者が価格競争に反対していることが分かっている。総務部からは、入札制度の改革について、総合評価方式の範囲の拡大に向けた積極的な姿勢が示されたと感じているが、これを受け、より丁寧な契約手法に変更することはできないのか。

Ａ．プロポーザル方式の場合、事業者選定における合理性、客観性の確保が問題となる。これを一般競争入札とした場合においても、一定の品質、水準は確保できるとの判断から、市として契約方式を変更した経緯がある。他市の状況を見ても、自動販売機についてはほとんどが一般競争入札で実施されていることからも、現在の方式が最善であると考えている。

Ｑ．事業者が価格競争を否定しているのは、ベースが違うからである。ランク制を設ける建設工事や土木工事と違い、ランクを分けないことに不公平感を持っている。このことを踏まえれば、プロポーザル方式に戻すことが望ましいのではないか。

Ａ．自動販売機の入札に関しては、行政財産の貸付収入を少しでも増やすことを第一義として行っているものであり、一般競争入札とすることに問題はないと考える。ランク制とは異なるが、市内に本店又は支店を設置している事業者であること、個人の場合は市内に住所を要していることを入札参加の条件としており、市内事業者が参画できるよう一定の配慮は行っている。

Ｑ．自動販売機の設置は営利を目的としているのか。

Ａ．市民サービスの充実・向上に向け、歳入の確保に最大限努力しているものであり、決して営利を目的としているものではない。

Ｑ．市民サービスの向上の観点からは、自動販売機で売られている商品の品質も一定以上のレベルが求められる。この点を踏まえれば、価格競争だけの現在の方式は見直すべきではないのか。

Ａ．一般競争入札とすることにより、品質レベルが下がったということは現時点ではない。市として一定の仕様を組んだ上で一般競争入札とすることにより、一定の品質の確保や公正な競争が担保できると判断しているため、引き続き、現行の方式で対応したい。しかし、指摘の内容については改めて検討したい。

（意見）総務部調達契約課の方向性も確認しながら、検討してほしい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 21 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第２項徴税費≫

市民税賦課経費について

Ｑ．課税誤り率の目標が、個人市民税 0.008％以下、軽自動車税 0.004％以下となっているが、これは０％とすべきではないのか。

Ａ．課税誤り率の目標については、職員に伝えた上で年度の業務に取り組んでいる。当然、ゼロを目指すべきであるが、課税事務については４月、５月の業務量が圧倒的に多く、６月以降も税更正等が発生する中、１件でも誤りが発生すると目標が達成できないこととなり、職員のモチベーションにもかかわることから、職員の努力を促す意味で現在の数値を置いている。目標の立て方については、改めて検討したい。

（意見）モチベーションへの配慮は理解するが、最初から数件の課税誤りはやむを得ないというスタンスではいけないと考えるため、再度検討してほしい。

クレジットカード収納について

Ｑ．本市では現在クレジットカードによる収納を導入していないが、他の自治体の状況を見れば、平成 30 年度以降では、導入予定も含め前年度の２倍程度の 314 自治体での導入が確認できる。このような傾向がある中、本市では今後もクレジットカード収納を検討しないのか。

Ａ．現時点ではクレジットカード収納は導入していないが、同等の機能を持つスマートフォン専用アプリを導入し、納付環境を整えたところである。クレジットカード収納の導入自治体は増えているものの、費用対効果の面で課題が多く、特に、利用手数料の負担割合の設定によっては利用率が低くなるおそれがあり、現に全国及び三重県内自治体ともに平均利用率は１％未満という状況である。クレジットカード収納を実施する場合、千数百万円のシステム改修費を要することとなるが、市全体の基幹システムの更新を平成 32 年度以降順次進めることとなるため、これと同時にクレジットカード収納システムを構築する場合、スケールメリットにより経費を抑制できる可能性もある。このことも踏まえ、ただちに導入する考えはないが、今後も引き続きクレジットカード収納の実施について検討したい。

Ｑ．クレジットカードを利用した地方税等の納入については、他の収納手段とは異なる利益が利用者に発生することから、他の収納手段の手数料との均衡を保つことが必要であるとの趣旨の総務省からの通知が平成 18 年に出されているが、この考え方は現在でも有効なのか。

Ａ．平成 18 年以降に、クレジットカード収納に係る総務省からの通知は出されておらず、本通知は現在も有効である。これも踏まえながら、検討を進めている状況である。

Ｑ．一方で、国税の収納に関しては、クレジットカードの納付はできるのではないか。

Ａ．国税については平成 29 年１月から導入している。利用手数料の負担は、全額利用者負担となっている。

（意見）例えば、ふるさと納税の利用が多い理由に、自宅で簡単にクレジットカードを利用して納付ができるということも挙げられる。国や三重県もクレジットカード収納を導入しており、他の市町村でも導入が増えているという社会情勢や市民のニーズを踏まえ、本市が他の自治体に行き遅れることのないよう、導入に向けた検討を続けてほしい。

Ｑ．平成 30 年度に導入したスマートフォン専用アプリについては、市独自のアプリであるのか。

Ａ．二種類のアプリがあり、いずれも市独自で作成したものではない。

市税収納率の状況について

Ｑ．平成 29 年度の市税の現年課税分については 99.30％と高い状況であるが、景気動向以外にどのような取り組みによるものか。

Ａ．個人の市県民税においては、給与等を支払う事業者が本人に替わって納付を行う特別徴収を行っており、この件数を増やす取り組みを行っていることが収納率の向上につながっていると考える。また、収納推進課では、現年度の滞納が年度内に解決できるよう、嘱託職員を活用した架電による納付催告を行っており、滞納初期段階から早期に完納できるよう取り組んでいる。さらに、継続的な取り組みとしては、平日午後７時 30 分までの窓口相談や、月１回の日曜窓口を実施しているほか、月初めに徴収担当者会議を行っており、前年同月の収納率の状況を指標に、収納率が下がっている場合は、夜間や休日の電話催告の強化や滞納処分の強化等に努めている。継続的な取り組みと進捗管理により、収納率向上につながっているものと考えている。

Ｑ．市県民税の特別徴収の推進について、平成 29 年度の事業者へのアプローチ状況及び効果について確認したい。

Ａ．雇用している従業員数が少ない事業者に対して依頼しており、平成 29 年度は 10 人以上を雇用する事業者に対して特別徴収をお願いし、実施した。今後、より従業員数の少ない事業者に対して依頼していく予定である。成果については、平成 29 年度の特別徴収対象事業者は 14,456 者となっており、平成 28 年度と比較して 623 者増となっている。また、給与所得者に占める特別徴収の割合については、平成 29 年度では 87.04％となっており、前年度比 1.31 ポイントの上昇となっている。給与所得者の市民税額に占める市民税特別徴収の割合については、平成 29 年度では 93.47％となっており、前年度比 0.53％の上昇となっている。

（意見）特別徴収は、収納率の向上への効果があると考えるため、引き続き努力し、進捗状況については議会にも報告してほしい。

Ｑ．介護保険料について、収納推進課への移管件数が 85 件あるが、そのうち、介護保険サービス利用者が多いのか、割合を確認したい。

Ａ．85 件のうち、実際にサービスを利用している人が何件かは確認していない。しかし、通常の納付相談や、状況確認からの推測ではあるが、滞納になっている時点で介護保険サービスの利用にかなり支障が出るが、サービス利用が必要となった時点で納付されるケースが多いことから、現時点で直ちに介護保険サービスの利用が必要であるという件数は少ないと思われる。

Ｑ．件数は少ないかもしれないが、急に介護保険サービスが必要となったものの、保険料を継続的に滞納しているという相談を受けたことがある。そのようなケースについては、介護保険サービスが素早く利用できるよう、健康福祉部とも密に連携して丁寧に対応すべきと考えるが、どうか。

Ａ．市税、介護保険料、国民健康保険料等について重複した滞納が発生している場合については、収納推進課への移管の有無にかかわらず、状況を聞き取った上で、介護保

険サービスが喫緊に必要であるということであれば、介護保険料を集中して納付してもらうような対応を行っているところである。

Q．相談者は、自分自身が滞納していることに対して引け目があり、サービス受給について自らの希望を伝えにくい面もあると考えるため、職員側が相談者に寄り添って話しを聞くというスタンスを徹底してほしい。

A．相談に当たっては十分留意させていただく。

Q．本市の不納欠損額は、他の市町村に比べてどの程度であるのか。

A．本市の不納欠損額は、平成 29 年度で１億 1,520 万円強であり、津市の約１億 4,330 万円、松阪市の約１億２千万円に次いで、３番目に多い状況である。本市における過去の状況については、平成 28 年度は 1 億 2,330 万円強、平成 27 年度は１億 2,930 万円強と、徐々に減少はしている。

Q．不納欠損額だけでは、本市の収納状況が悪いとは言えないが、収納率については他の自治体に比べてどのような状況か。

A．平成 13 年度から平成 28 年度までは県下 14 市中２番目の収納率であったが、平成 29 年度については、県下１位となっている。

Q．市税過納返還金の推移については、どのような状況か。

A．平成 29 年度は２億３千万円弱、平成 28 年度は約４億 8,400 万円、平成 27 年度は約３億４千万円であり、景気の動向や法人の収支状況等によりバラつきのある状況である。

≪歳出第４款衛生費　第４項病院費≫

≪歳出第８款土木費　第７項下水道費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第 11 款公債費≫

一般会計の市債残高について

Q．市債残高は平成 29 年度末で 613 億円まで減少しているが、どれほどまで下げるべきか、財政規模に応じた適正水準はあるのか。

A．市債の残高については、上限はあるものの、どのレベルまで下げるべきかについては一般的な目安はない。ただし、市民一人当たりの地方債残高については、他の中核市や不交付団体の中には、本市よりも少ない自治体もある。このような中で、本市としてもこれまで市債の減少に努めてきたが、さらに削減していくべきであると考えている。

Q．国体関係の施設整備や給食センターの整備など、多くの投資がある中、10 年後に向けた市債残高のシミュレーションはあるのか。

A．現在の市債残高に対する公債費が今後どのように動くかは把握できるが、どれほどの額を新たに借りることになるのかが不明であるため、10 年後の残高のシミュレーションについて正確には算出できない。世代間の負担の公平性の観点からは、まったく市債を発行しないということは考えていないが、本市は、市債の残高が他の類似団体

に比べてまだ多い状況であると考えているため、少なくとも類似団体と同程度になるまで減らしていきたい。

Q．10年先まではどのような事業があるのかが概ね分かっている状況であるのであるから、具体的な市債残高の目途は持つべきではないか。

A．短期にはなるが、行財政改革プラン2017において、市債残高を1,700億円以下とする目標を立てて財政運営を行ってきたところであるが、平成29年度末で1,689億円となり目標を前倒しで達成した。同様に、この先数年分の見通しについては、次期行財政改革プランや中期財政収支見通しの策定において、考えていきたい。

Q．経済状況についての見通しは難しいが、次期総合計画の策定により10年間の支出の見通しは立つのではないかと考える。総合計画に合わせて10年先の市債残高の減少に向けた目標を持つべきではないか。

A．次期総合計画の策定と同時に、将来の財政見通しを立て、目標を定めることは必要であると考える。中期的に行財政改革プランで設定したような目標を定め、本市の財政運営に努めたい。

（意見）市債残高と基金残高の均衡が図られるように計画してほしい。

≪歳出第12款予備費≫

予備費の使途について

Q．台風等で農業施設が損壊した場合、補正予算の議決を待っていては農繁期を過ぎてしまい、農作業ができなくなるという例も聞く。このように施設等の復旧に緊急を要する場合、予備費の充用はできるのか。また、予備費の適正な額はどれほどか。

A．災害の発生により施設等の復旧が必要な場合、補正予算により手当てすることが原則であるが、復旧に急を要する場合は、補正予算が議決される前に、各部局に配分された予算から流用を行い対応しているところである。過去に、予備費を災害復旧や農業土木の災害復旧補助事業に支出したこともあるが、仮に予備費を充用する場合、会計ルール上、後に金額の変更をすることができないことから、時間の余裕がなく、かつ支出金額が確定している場合にのみ予備費を充用することとしている。平成29年度においては衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙事務費への充用を行った。なお、予備費の予算額については平成12年度までは3,000万円であったが、近年では1億円を計上しており、災害復旧にも対応できる金額となっている。

（意見）他の自治体では、予備費の中に災害復旧分という項目を設けている例もあったと考えるため、一度予備費のあり方については研究してほしい。

Q．緊急的な農業土木工事に、災害救助基金は使えないのか。

A．当基金は、火事の発生等の被災者に対し、見舞金等の支払いの財源に充てるものであり、一般的な公共施設等の災害復旧に充てるものではない。

≪桜財産区≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部＆会計管理室・経過】

≪歳入全般≫

基金の運用について

Ｑ．各基金の運用については、どのように行っているのか。

Ａ．まずは各基金の執行予定額や、運用可能額・期間について勘案し、それらを集約した上で入札にかけ、定期預金の形で運用を行っている。

Ｑ．一般会計については、財政調整基金だけが三重銀行の株券となっているが、それ以外は全て定期預金となっている。過去においては国債等での運用もあったと考えるが、今後の見通しはどうか。

Ａ．近年、低金利により国債の利回りが低いことや、今後の金利の上昇時点が分からない中での長期運用は望ましくないという判断もあり、国債ではなく、１年又は１年未満の短期の定期預金として運用している。今後は、利率の状況を見ながら、時点に応じてもっとも有利な方法で運用を行いたい。

Ｑ．全国的には各自治体で少しずつ国債等の運用の動きも出てきており、国も基金の積極的な運用を促進する考え方を打ち出している状況である。高崎市では、平成 27 年度で、特別会計も含めて 250 億円の基金で、3,500 万円程度の運用益が出たとの報告もされており、少しでも有利な手段があれば積極的に運用をしていくべきと考えるが、どうか。

Ａ．市民の貴重な税金を預かっているため、運用については慎重に取り組む必要がある。元本保証を前提に、金利の状況等を注視しながら、時点に応じたもっとも有利な運用となるよう、十分に注意して取り組みたい。

（意見）国において、地方公共団体金融機構債の活用を推奨しており、平成 27 年度において都道府県では 89％の 42 団体が、市区町村では 36％の 623 団体が運用している状況であり、このような情報も適切に入手し、少しでも有益な運用ができるよう取り組んでほしい。

軽自動車税について

Ｑ．ここ数年、他県ナンバーの車が集合住宅に継続的に駐車されている。本市に住所があるのであれば、三重県ナンバーに変更し、本市に対して軽自動車税の納付を行うべきと考えるが、何らかの対策は行えないのか。

Ａ．車のナンバーについては、定置場で登録することが本来であり、住民票を移した際は、転出元の自治体から登録変更をするよう通知されることになるが、単身赴任という形で、住所を本市に移していない可能性がある。

Ｑ．勤務先が推測できるのであれば、勤務先から本人に対して住所変更や、ナンバーの変更を促してもらうことはできないのか。

Ａ．車の所有者について、勤務先も含め、名前や実際の居住地についても確実なことが分からないため、難しいと考える。

【議会事務局・経過】

≪歳出第１款議会費≫

調査法制係の業務について

Ｑ．議員から調査を依頼したところ、提供された資料が議員の趣旨に合っていない場合も見受けられる。適切にコミュニケーションがとれているのか。

Ａ．調査法制係の職員は、日頃より議員とコミュニケーションを密にしながら業務に当たる必要があると考えているが、今後、議員の意図することが十分理解できるよう、さらなるコミュニケーションに努めたい。

【結果】

以上の経過により、議案第 25 号　平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成30年11月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました6議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第55号　四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第56号　四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第57号　四日市市職員給与条例の一部改正について、及び議案第58号　四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第59号　四日市市特別会計条例の一部改正については、三泗鈴亀農業共済事務組合の清算の完了に伴い、当該事業の特別会計を削除するものであり、委員からは、これまでに組合等が解散するに当たり、市で特別会計を設置して清算した例はあるのかとの質疑があり、理事者からは、一部事務組合である三泗鈴亀農業共済事務組合については、平成29年度をもって解散となったが、翌年度まで共済金の支払い事務が残り、本市においてその清算を行う必要があったことから、清算に特化した特別会計を設置し清算業務を行ってきたものであり、これまでの特別会計の廃止とは異なっているとの答弁がありました。

議案第60号　四日市市税関係手数料条例の一部改正については、市税に関する証明書について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から取得できるサービスを開始することに伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、コンビニでの課税証明書等の交付を開始した場合、地区市民センターの窓口でのサービス量にどれほど影響を及ぼすと考えているのかとの質疑があり、理事者からは、地区市民センターの業務にどれほど影響を及ぼすかは把握していないが、すでにコンビニ交付を実施している自治体においては、課税証明書発行件数の1.9％程度がコンビニ交付によるものであるとのことであり、それほど窓口業務に影響するものではないと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、サービスの選択肢が増えることは良いが、地区市民センターでの窓口サービスは本市独自の仕組みである。この廃止は望ましくないと考えるところであるが、全国的にもコンビニ交付の件数が少ないのであれば、その費用対効果や、今後の地区市民センターのあり方を併せて、過剰なサービス供給とならないよう市民文化部も含めて全庁的に検証すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、コンビニ交付については、第３次推進計画に位置付け、平成29年度から準備を進めている。現時点では、コンビニ交付による証明書の取得件数は決して多くないと見込んでいるが、コンビニ交付については窓口サービスとは異なり、午後11時まで利用が可能であり、共働きの家庭等には非常に有

効なサービスと考えている。また、利用には必ずマイナンバーカードが必要であるが、現時点でカードの普及率は低く、今後、爆発的にコンビニ交付の件数が多くなるとの想定はない。したがって現段階では地区市民センターの業務に大きな影響が出るものとは考えておらず、今後の地区市民センターのあり方も含めた議論には至っていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、世の中の動きは速く、利便性の高さが市民に伝わればコンビニ交付は瞬く間に普及し、それに伴いマイナンバーカードの取得数も増えると考える。コンビニ交付サービスを開始する段階において、当サービスに、市民の負担も含めてどれほどのコストがかかり、市民の利便性にどう影響するのか、費用対効果の面について広く周知すべきである。行政としては、コンビニ交付の実施により過剰なサービス供給となる可能性も視野に入れ、常にコスト意識を持ち、事業の進捗状況について適宜検証を行うべきである。また、検証に当たっては、将来的な地区市民センターの業務のあり方も含めた議論を行い、結果を議会にも報告してほしいとの意見がありました。

また、関連して他の委員からは、多額の経費をかけてコンビニ交付を実施するものの、それほどコンビニでの証明書発行件数は多くないということであるが、何を目的にコンビニ交付を推進するのかを明確にするため、事業にどれほどの経費がかかり、どのような影響があるのかを示すべきである。また、コンビニ交付の開始後、将来的に地区市民センターの

集約化に向かうことを危惧するため、窓口業務以外の役割についても検討してほしいとの意見があり、理事者からは、地区市民センターでの証明書発行業務については、コンビニ交付開始以降もこれまで通り行っていく。機械の操作が苦手な人や、どの証明書の発行が必要か、窓口での相談を経て判断する人もいるため、引き続き窓口での対応は必要であると考えている。コンビニ交付については、幅広い時間帯で証明書の取得が可能なプラスアルファのサービスと捉えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、コンビニ交付について、証明書1件当たりの委託手数料は115円であるとのことだが、日中は地区市民センター等の窓口での証明書交付を基本とし、夜間等時間外の証明書発行についてのみコンビニ交付とした場合、委託手数料は変更となるのかとの質疑があり、理事者からは、委託手数料については1種類しか示されておらず、これと異なる契約はできないと聞いているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、コンビニではなく、地区市民センターに証明書自動発行機を設置し、夜間等でも証明書を発行できるようにすることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、技術的に不可能ではないが、新たに行政で機械を購入するなど、ハード整備において非常に多額の経費を要することとなるため、既存の発行機や回線を活用できるコンビニ交付による方が、よりメリットがあると考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地区市民センターの業務について、コンビニ交付が普及したあかつきには、相談を必要とする手続きに係る業務に特化していくべきであると考える。また、コンビニ交付の実施に合わせて、マイナンバーカードの普及・啓発についても併せて取り組んでいくべきであると考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、コンビニでの証明書交付が普及するか否かはマイナンバーカードの普及にかかっており、この普及なしでは、サービスの件数に対して委託手数料等のコストが高いといった結果が生じるのは明らかである。職員も取得に努めるなど、積極的にマイナンバーカードの普及・啓発を行ってほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました6議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員会委員長報告（平成30年11月定例月議会）

【請願（審査の経過と結果）】

総務常任委員会に付託されました請願第１号　消費税率の 10％への引き上げの中止を求める意見書の提出につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申出があり、これを受け、当委員会では、12 月５日に委員会を開催し、審査に当たり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

審査に当たっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

来年 10 月に消費税率 10％への引上げが実施される予定であるが、所得の上がっていない多くの市民からは、今以上の節約が困難であるなど悲鳴の声が上がっており、事業者からも増税により営業を続けることが困難になるとの声を多く聞いている。

消費税増税に向けた節約のために、事業者においては、労働力の確保について、派遣社員の雇用や請負に切り替える例も増えている。建設業界においては、増税による材料費の高騰に加え、消費の縮減による新築工事の減少から、業績悪化を懸念する声もある。また、事業者が雇用に代えて請負を多用することにより、新たな人材育成の障害になる恐れもある。

さらに、増税と同時に実施される軽減税率制度について、家族で飲食店を経営する事業者からは、飲食料品については

値段が据え置かれるものの、出前や持ち帰りの増加により、燃料費や包装紙代などがかかり、かえって経営に打撃を受けるとの声もある。このことにより、将来的には大型店やチェーン店ばかりが生き残り、地域の商店街の衰退・地域コミュニティの希薄化が懸念される。

一方、消費税の増税は、公立病院における経営の圧迫や、国民健康保険料や住民税等の滞納リスクの増など、市民や事業者だけでなく、地方財政にとっても大きな負担となることが予測される。

政府は、消費税は社会保障に充てると言いながら、前回の消費増税以降も、医療費の負担増、介護保険の利用制限等が行われるなど、増税により誰も市民生活が改善されたとは感じていないのが実情であると考える。こうした地域経済を根本から壊す大増税、しかも所得の低い人ほど重い負担増を受け入れることはできない。

以上の理由から、国に対して消費税率の 10％への引上げの中止を求める意見書を提出してほしいとのことでありました。

次に、質疑において、委員から請願者に対し、請願趣旨において、そもそも消費税は社会保障の財源としてふさわしくないとの表記があるが、どのような財源がふさわしいと考えているのかとの質疑があり、請願者からは、消費税率が８％に引き上げられてからも、これが社会保障のために活用されていないことが明白であるため、社会保障の財源としてふさわしくないと述べているものであり、どのような財源がふさわしいかを答えることは難しいとの説明がありました。

これに対して委員からは、これから超高齢化社会を迎える中、必要な社会保障を確保するためには、何らかの財源を手当てしておく必要はあると考えるとの意見がありました。

また、他の委員から請願者に対し、介護保険サービスにおいて、介護福祉士の不足から十分なサービス供給ができていないという側面もあると考える。人材の確保に向け、介護報酬の引上げ等に消費税を使う必要もあると考えるが、どのように考えるかとの質疑があり、請願者からは、政府は、消費税は社会保障に充てると言いながら、実際には赤字国債の穴埋めにも使うという趣旨の国会答弁もあったと聞いている。消費税の導入以降、法人税の減税が続いていることからも、介護報酬等社会保障の財源について、全てを消費税で賄うとの考え方に疑問があり、他の税金も活用すべきではないかと考えているとの説明がありました。

次に、討論において、委員からは、少子高齢化が進む中で、社会保障のための安定した財源を確保しておくことは重要である。また、将来世代の負担軽減という観点から、消費税を赤字国債の返済に活用することについても理解するところであり、貴重な財源の確保に向けて、消費税の増税については国民に協力をお願いしていかなければならないと考えるため、本請願の採択に反対するとの意見がありました。

また、他の委員からは、軽減税率の内容についてはまだ不明確な部分も多いため、現時点では、本請願について審査期限の延期を申し出るべきとの意見がありました。

以上の議論を踏まえ、まず、審査期限の延期を申し出るこ

とについて採決を行ったところ、賛成少数により、審査期限の延期の申し出は行わないことに決しました。

以上の経過ののち、当委員会において採決を行ったところ、本請願につきましては、全会一致により不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成30年11月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第46号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第５号）について

（人件費補正分を除く）

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第23目諸費≫

積立金（財政調整基金）について

積立金（アセットマネジメント基金）について

Ｑ．年度途中で歳入の増額補正を行った場合、どのような基準で財政調整基金への積立てを行うのか。

Ａ．地方財政法の規定に基づき、最低でも決算剰余金の２分の１の額について財政調整基金への積立てを行う必要があるが、これ以外に特段の取り決めはない。歳入の増額補正があった場合は、基金の処分事由も勘案し、どれほどの額を財政調整基金に積み立てるか判断することとなる。

Ｑ．財政調整基金への積立額には上限はあるのか。

Ａ．特に上限を定めているものではない。

Ｑ．今回、アセットマネジメント基金に75億円を積み立てようとしているが、一部を、いったん財政調整基金に積み立てることはできるのか。

Ａ．可能であるが、基金の取崩しができるのは、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるときや、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収をうめるための財源に充てるときなど、四日市市財政調整基金条例において定められた処分事由に限られる。自由な取り崩しができるわけではないため、その点も考慮した計画的な積立てが必要である。

Ｑ．財政調整基金の額が増えすぎることによるデメリットはあるのか。

Ａ．地方自治体における基金残高が増えていることを理由に、地方交付税交付金を削減する案が財務省において検討されていたが、総務省との協議の結果、基金残高を理由に地方交付税交付金の多寡を判断するとの結論には至らなかったと聞いている。しかし、財政調整基金にも設置目的や適正な積立て規模があり、理由もなく適正な水準を大幅に超える積立てには説明責任が伴う。アセットマネジメント基金や都市基盤・公共施設等整備基金など、特定の目的で設置した基金への積立てを行うほうがデメリットがないと考える。

Ｑ．財政調整基金を取り崩し、アセットマネジメント基金に積み替えることはできないのか。

Ａ．経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において財政調整基金の取崩しを行った結果、アセットマネジメント基金への積立金も含めた歳出全体の財源に充てることとなる場合も考えられるが、アセットマネジメント基金への積み替えを直接的な目的として財政調整基金を取り崩すことはできない。

Ｑ．現段階でのアセットマネジメント基金への積立目標額は 200 億円であるとのことだが、今回 75 億円を積み立てた後の年次の具体的な積立て計画はあるのか。

Ａ．現段階で各年度の具体的な積立てについて計画があるものではない。200 億円を十数年で均等に積み立てた場合、毎年 15 億円程度が必要となるが、将来的に法人市民税の減収が見込まれる中、これを継続して積み立てることは難しい。今回は市税収入の特別な事情による一時的な上振れ分を活用し、今後の積立てに係る負担を軽くするために 75 億円を積み立てようとするものである。

Ｑ．市税収入の一時的な上振れ等によって生じた 75 億円について、約 20 年後の公共施設の更新に備えて現段階から積立てを行うことも必要であるが、全額を積み立てることには市民の理解は得られない。将来への投資に加えて、現在の納税者へのサービス還元や需要の創出といった観点からも増収分の使途を考えるべきである。ＩＴ関連企業による法人市民税が市税収入の上振れの要因であるのであれば、増収分の一部をその周辺の交通渋滞の緩和策に活用するなど、現在の市民生活における困りごとへの還元も重要な視点である。その他にも、例えば次なる企業誘致に向けた用地の確保や、老朽化した北勢公設市場への投資等への活用も考えられ、市民生活がより豊かになるよう、もう少し広範な視点から財政運営を行うべきと考えるが、どうか。

Ａ．交通渋滞対策としては、社会資本整備総合交付金事業において、小杉新町２号線等の整備で国庫補助交付決定に至らなかった部分に市費を投入し、事業進捗を図るべく今定例月議会に補正予算を上程している。また、企業誘致についても、地区計画制度を活用した工業用地ニーズへの迅速な対応、窓口のワンストップ化、企業立地奨励金の交付など様々な支援を行ってきており、市民生活の充実に向けた財政運営は、これまでも行ってきていると認識している。今回のアセットマネジメント基金への積立ても、長期的に健全な財政運営の維持を目的に、将来の支出に備えるものであり、決して無駄なものとはならない。75 億円という金額は非常に大きいが、これは特別な事情による法人市民税の上振れ分である。この上振れ分の法人市民税については、次年度には今年度の４割程度に減る見込みであることからも、この上振れを有効活用したいとの思いがあり、アセットマネジメント基金への積立てを提案している。

（意見）市民からは、75 億円全額を特定の目的に限った基金に積み立て、公共施設の更新時期が来るまで活用しないことについて疑問の声も多くあり、現在の市民の平均年齢を見れば、直接的に利益を享受しない世代も多いと考える。本市での雇用の創出や定住促進策といった経済対策を実施するなど、現在の市民のニーズにも応えるべきであり、75 億円全額をアセットマネジメント基金に積み立てるべきではないと考える。

Ｑ．市民からは、75 億円全額を積み立てるのではなく、他の用途にも使ってほしいとの声はあると考えるが、渋滞緩和策等は大規模な事業となり、今回の増収分について使

途を即座に政策決定することは困難と考える。しかし、次年度以降の収入においても一定の増収見込みがあるのであれば、当初予算の編成において、ＩＴ関連企業による増収分の活用方法について全庁的にしっかり議論する必要があると考える。その上で、次年度の増収分をどのように活用していくのか、市民に対しても発信していく必要があると考えるが、どうか。

Ａ．現時点での見通しでは、次年度の税収全体では、今年度よりも若干下がる程度で推移すると見込んでいるが、6年ほど先には平成29年度以前の水準に戻る見込みである。そのような見込みも踏まえた上、新年度の増収分の活用について、しっかり事業構築していきたい。

（意見）具体的な活用方法については現段階では明示できないと考えるが、どのように活用するかは市民に対してわかりやすく発信してほしい。また、喫緊の課題は小中学校の大量更新であることは理解するが、地区市民センターや北勢公設市場の更新についても課題となるため、今後を見据えた財政運営に努めてほしい。

Ｑ．今回のアセットマネジメント基金への75億円の積立てについては、今生きている市民に対する投資という視点があまりに少ないと感じる。また、数年先の市税収入の見通しが厳しいのであれば、さらなる増収に向けた投資を今行うという視点も重要であるが、現在の市政にはこのような努力が足らないとも感じている。基金への積立てを行うのであれば、他の中小企業振興基金や減債基金等に分散させて積み立てるという手法もあると考えるが、増収分の活用方法についてもう少し研究すべきでないのか。

Ａ．200億円を目標にアセットマネジメント基金を積み立てる場合、年度平均で15億円程度の積立てが必要となるが、増収分の活用により最初に75億円を積み立てておくことで各年度の負担が軽くなり、浮いた財源を各年度の必要な事業に充てることができるという側面もあるため、ご理解いただきたい。

Ｑ．所得の再分配、景気対策による需要の創出、市民生活を豊かにすることが財政運営の根幹であるが、現在の納税者の視点からは、今回の基金への積立てはそのどれにも当てはまらず、理解できないものと考える。他の事業への活用と併せて基金への積立てが提案されるのであればよいが、現状では議会としても認めにくいと考えるが、どうか。

Ａ．市民から、現在のサービスが不十分であるとの声があるのであれば、真摯に受け止めなければならない。しかし、現在の市民も、交通インフラや基金など、過去の世代の負担による恩恵を受けている側面もあり、健全で持続可能な財政運営に向けては将来に対する負担も必要である。人口減少・高齢化社会の到来により将来的な財政見通しが厳しい中、将来世代の負担が過重とならないよう、公共施設の大量更新に向けて現役世代がフォローすることは重要であり、その点については現在の市民にも理解いただけるものと考えている。75億円をアセットマネジメント基金に積み立てることについては最善の策であると考え、提案させていただいたものである。

Ｑ．行政としては最善と考えているとしても、やはり納税者からの意見を踏まえれば最善とは考えられない。また、積立目標額はあるものの、個別具体的な計画が立てられない中、75億円の使途を、現時点で約20年先の公共工事に限定することにも疑問が

ある。将来負担の軽減に向けては、減債基金等への積立てという選択肢もある中、それでも最善の策と言い切れるのか。

Ａ．まず、アセットマネジメント基金への最大限の積立てを現段階で行うことにより、当基金に対する後年度の負担が軽くなるという側面があり、最善の策と判断した。このことにより浮いた財源については、現役世代の市民に十分サービス還元できるよう努めていく。

（意見）現役世代の市民へのサービス還元が財政運営の原則であると考える。長期的視点、短期的視点で考え方に差が出ることは理解するが、75 億円も上振れ分があるのであれば、３割程度は現年度での活用法を模索すべきと考える。特に、増収の要因となったＩＴ関連企業周辺の交通渋滞は、市民や従業員にとって大きな負担となっていることから、喫緊に対策が必要である。また、他にも長期的な視点では、中小企業の振興や北勢公設市場の施設更新といった市民生活に直結する課題もあるため、増収分の他の基金への積立てという手法も検討すべきである。なお、本件については非常に高額な税収の使途に係る問題であるため、全議員で議論し、合意形成を図るべきと考えるため、全体会審査を提案する。

Ｑ．今回の 75 億円を活用するかは別として、当該ＩＴ関連企業周辺の交通渋滞緩和策は喫緊の課題である。都市総合交通戦略協議会においても平津駅から事業所までの新道の整備について提案がなされており、近鉄富田駅からの通勤バスもかなり混雑が見られる状況である。こうした状況を受け止め、貴重な財源の活用方法についてしっかり議論してほしい。

Ａ．都市総合交通戦略協議会における意見については聞いている。都市整備部も渋滞緩和策について対応しているものと考えており、担当部局での検討の結果、必要であれば財政経営部としても財政面から支えていきたいと考える。

（討論）将来世代の負担軽減に向けて、アセットマネジメント基金の積立てを行うことは重要であると考えるが、短期的に見ても、予算を投じるべき課題は多くある中で、一度に当基金に 75 億円全額を積み立てることは無策であると考えるため、アセットマネジメント基金への積立金に反対する。

（討論）アセットマネジメント基金の設置については認めたものの、いきなり 75 億円を積み立てることについては条例制定の段階で説明はなかった。75 億円を一度基金に積み立ててしまえば、将来の公共施設の更新時期まで取り崩すことができなくなる。積立てを行うことは悪いことではないが、現役世代の市民へのサービス還元と将来世代の負担という双方の観点から活用方法を再検討し、市民に対して説得力のある財政運営に努めるべきと考えるため、アセットマネジメント基金への積立金に反対する。

（討論）75 億円全額をアセットマネジメント基金に積み立てることには疑問があるため、アセットマネジメント基金への積立金に反対する。

（討論）渋滞緩和策等については強く求めるところであるが、事業を行うとしても非常に大きな金額となり、75 億円の使途を即座に決定することは困難である。75 億円を基金に積んだとしても、次年度には今年度の上振れ分が約４割になると見込ま

れるとのことであるため、当初予算の編成作業において、増収分の活用法について市民が納得できるような議論をしていくことを求め、アセットマネジメント基金への積立金に賛成する。

≪歳出第 12 款公債費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳入全般≫

事業所税について

Q．中小企業に向けた事業所税の減免措置が、平成 29 年度限りで終了したが、これに代わる中小企業への支援策は、庁内で議論しているのか。

A．事業所税の減免については地方税法に基づく制度であるため、市単独で対策を行うことは難しい。しかし、事業所税も含めた税制において、自治体独自の考え方に基づく運用ができるよう、国に対して制度改正の要望は行っている。また、固定資産税における、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する特例措置について、本市ではいち早く特例割合をゼロとするなど、中小企業に対する支援を行っているところである。

○第２条債務負担行為の補正

○第３条地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

○第２条 債務負担行為の補正

寝具取替え及び乾燥消毒業務委託について

Q．寝具の契約数については、280 セットで定期的に交換、乾燥等を行うとのことであるが、どれほどの期間で行うのか。また、枕等の本体の交換はしているのか。

A．個人の布団カバー、掛布カバー、枕カバーについて、交換を月２回実施しており、乾燥については概ね月１回実施している。なお、交換は原則としてカバーのみであり、本体については乾燥しながら使用している。

【政策推進部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第８目企画費≫

≪歳出第８款土木費　第５項港湾費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第２条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

○第２条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第２条 債務負担行為の補正

市議会会議録印刷業務委託について

よっかいち市議会だより印刷業務委託について

Ｑ．印刷業務において、事業者によるミスが数回発生しており、過去には全冊刷り直した例もあったと記憶しているが、これによる契約単価の変更はあるのか。

Ａ．そのような事象の発生が原因で単価を変更した例はないと考える。

Ｑ．会議録についても、納入期限の関係上、印刷ミス部分をシールで済ます場合もあるが、本来は適切でないと考える。印刷ミスがあった場合に、事業者負担による刷り直しも含めて、どのような対応を求めるのか、委託契約時に取り決めを行っておくべきではないか。

Ａ．会議録等で印刷ミスや落丁が発生した場合、原因の聞き取りを行った上で、明らかに事業者側に責が認められる場合は、事業者の負担により再納入してもらうことを基本としている。ミスの程度により、永久保存の原本については刷り直しを行い、配付用についてはシールでの対応とするなど、事業者と協議しながら対応している状況である。

（意見）同じ相手方との契約期間が長くなるにつれ、事業者とのよしみが出てくる面もあると考えるため、会議録や市議会だよりにおける印刷ミス等が発覚した場合の責任の所在と取るべき対応について、委託契約時に明確に取り決めておくべきである。

人件費補正分について

議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第５号）

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第１款　議会費　～　第 10 款教育費≫

議案第 47 号 平成 30 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第１号）

議案第 48 号　平成 30 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第 50 号　平成 30 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第 51 号　平成 30 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

【総務部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、議案第 46 号　平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第５号）、第１条歳入歳出予算の補正のうち、歳出第２款総務費　第１項総務管理費、第 23 目諸費中、積立金（アセットマネジメント基金）については賛成少数により、修正すべきものとして全体会審査に送ることとし、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成31年２月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました９議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第106号　四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第107号　四日市市職員給与条例の一部改正について、及び議案第108号　四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第109号　四日市市職員定数条例の一部改正については、職員の働き方改革を推し進めるとともに、効果的な職員配置を実施するため、また北消防署北部分署及び南消防署南部分署の機能強化を図るため、市長の事務部局及び消防部局の職員定数の改正を行おうとするものであり、委員からは、人員配置に影響する委託契約に関し、平成30年度において、新たに外部委託となった業務はあるのかとの質疑があり、理事者からは、平成30年度について新たに外部委託となった業務はないとの答弁がありました。

また、委員からは、条例改正による職員定数の増に加え、法務担当者などの専門知識を有する人材の活用等の取り組みを行っていくとのことだが、現在、国体等関連業務担当として、４名の任期付職員を配置している。この職員の業務内

容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、当該職員については、専門職というものではなく、一般事務職と同様の業務を行っているとの答弁がありました。

また、委員からは、任期付職員として、弁護士である法務専門監が総務課に配属されているところであるが、教育現場からの相談についても対応しているのかとの質疑があり、理事者からは、法務専門監は業務に関する職員からの日常的な法律相談や、職員に対する研修等を担っている。教育現場で法的問題がある場合、教育委員会を通じて法務専門監へ相談しているケースもあるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、教育委員会は独自に弁護士との顧問契約を締結していると聞いているが、常勤の弁護士であれば、よりタイムリーな相談に応じられると考える。今後、任期付の弁護士の採用を増やす考えはないかとの質疑があり、理事者からは、各部局からの相談対応に当たっては現状でも特に支障がなく、総務課の法務係を中心にカバーできる体制であることから、現時点で増員の考えはないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、教育現場から相談があった場合でも、現状で適切に応じることができていると理解してよいかとの質疑があり、理事者からは、法務専門監は常時在席しているため、タイムリーな相談対応は可能であると認識しているが、訴訟に発展するような案件については顧問弁護士に相談し、整理していく問題であると考えているとの答弁がありました。

議案第120号　四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部改正について、議案第121号　土地の取得について、議案第122号　権利の放棄について、及び議案第123号　四日市市土地開発公社の解散については、いずれも四日市市土地開発公社の清算及び解散に係るものであり、市が新たに土地開発公社より取得する土地について、委員からは、寺方町に、第一次経営健全化計画期間よりも後の平成23年に道路補修事業所用地として取得された土地が、売却する土地として分類されているが、この背景を確認したいとの質疑があり、理事者からは、下海老寺方線の道路工事において代替地を確保する必要が生じたため、本件土地とすでに公社が取得していた土地を平成23年に等価交換したものであり、もともと公社が所有していた土地は第一次経営健全化計画期間よりも前に取得していたものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当該土地は市街化調整区域にあるものの、地目は宅地となっているところが多い。現在でも住宅は建てられるのかとの質疑があり、理事者からは、四日市市開発許可等に関する条例に基づく規制緩和エリアに入っていないため住宅は建てられないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、本件土地周辺については、大きく伐採等が進んでいる状況であると認識している。本件土地を分類通り売却するのであれば、地価等に影響することも考えられるため、現地の状況は確認しておくべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、近鉄桜駅前広場用地として取得された土地が、里山等として保有する土地として分類されているが、今後、地域より駅前広場等として活用してほしいとの要望があった場合はどのように扱うのかとの質疑があり、理事者からは、当分類については、第二次経営健全化計画の後期において土地開発公社が行ったものである。市として土地は引き継ぐこととなるが、取得後の活用については当分類にかかわらず、基本的には売却できるものは売却したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、保々ふれあい会館の今後の処遇については、どのような見通しであるのかとの質疑があり、理事者からは、会館施設そのものは市が無償譲渡を受けるという方向で地元とも調整が済んでおり、施設内に入居している学童保育所の代替施設が確保できた後に、土地・建物をまとめて売却したいと考えている。最終的に売却できなかった場合の方針については定まっていないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当施設を最終的に売却できなかった場合の方針についても、検討しておくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、売却するものとして整理されている土地のうち、すでに売却先が決まっているものはあるのか。また、営業活動は行っているのかとの質疑があり、理事者からは、現時点で売却先が決まっているものはない。また、今回の土地開発公社関係の議案を準備する段階まではホームページへの土地内容の掲載や定期的な公告等により営業活

動を行っていたが、売却は進んでいない状況であったとの答弁がありました。

これに対して委員からは、売却するものとして整理されている土地のうち、すでに利用されている土地はあるのかとの質疑があり、理事者からは、ハイテク工業用地内に駐車場として貸し出している土地がある。また、バスの転回場として貸し出している土地もあるとの答弁がありました。

また、すでに土地開発公社より買い戻した土地について、委員からは、羽津古新田について買い戻したものの、いまだ利用がされていない状況であるが、今後の方向性をどのように考えているかとの質疑があり、理事者からは、本件土地については、これまでも太陽光発電施設の設置や地域の活動場所としての活用など、暫定的な土地利用についても議論されてきているところであるが、本格的な土地利用を行うためには都市計画道路である三重橋垂坂線の整備が必要であると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、羽津古新田の区域内には民間保有地も残っている状況である。広大な土地を有効活用するためにも、現段階で開発等に向けた一定のビジョンが必要であると考えるが、何らかの構想はあるのかとの質疑があり、理事者からは、広大な土地を放置するのではなく、何とか活用していく必要性は感じているが、区域内に民間保有地を残し歯抜け状態となっていることもあり、整備構想の具体化には至っていない。有効活用するためには三重橋垂坂線の整備が重要であると考えているところであるが、道路整備計画に位

置付けられた路線についてはまだ着手できていない部分も多い。道路整備については新たな総合計画の中で十分議論していきたいと考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、羽津古新田など未利用の土地については、いつ頃を目途に活用の方向性を打ち出そうと考えているのかとの質疑があり、理事者からは、今回、土地開発公社から市が新たに取得する土地を含めて、政策推進部が音頭を取り、少しでも売却や公共事業用地としての活用が進むよう、庁内調整に取り組みたい。第一次経営健全化計画期間においては、10年以内の土地の活用を前提として起債を行い、買い戻しを行った経緯があり、現時点では羽津古新田など二カ所が未利用となっている。すでに起債の償還は終えているものの、未利用の土地については早期に何らかの活用を図るべきであると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、買い戻し後10年以内の活用が前提であったのであるから、本来であれば未利用の土地についてもすでに活用に着手していなければならない。未利用の土地の活用については早急に議論の俎上に乗せ、方策を見出すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、第一次経営健全化計画期間における買い戻しの後に未利用となっている土地について、放置するのではなく活用の方向性を見出すべきであるが、これまでの経緯から容易でない部分もあると考える。例えば羽津古新田について、一部に民間保有地が残っているというのであれば、一定の区域ごとに活用方法を検討するなど、具体的な利

用に向けた計画を持つべきであると考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、これまでに土地開発公社が取得した土地や、すでに売却した土地について、境界の確定等に関し、現時点で問題となっている案件もあると聞いているが、土地開発公社が解散するに当たり、今後、そのような案件は全て市が窓口となって対応していくのかとの質疑があり、理事者からは、市が土地開発公社から土地を引き継ぐこととなるため、土地にまつわる様々な課題についても、当然、市が引き継いでいくこととなるとの答弁がありました。

議案第125号　工事請負契約の締結について－総合防災拠点整備工事－については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました９議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてでありますが、平成30年度第１回及び第２回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成30年度第１回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

Ｑ．：質疑　Ａ．：答弁

予算常任委員会総務分科会長報告（平成31年２月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

首都圏におけるシティプロモーション推進事業費

Ｑ．首都圏における移住イベントに参加した人が、結果として本市に移住したかは把握できないのか。

Ａ．移住者からの申し出がないため、数値としての把握が難しい。

Ｑ．首都圏で移住イベントを開催することの効果は検証できないのか。

Ａ．人口動態より、若い世代がどこから移住してきたかを把握することはできるが、動機までは明らかでないため、イベントそのものの効果までは計り知れない。

Ｑ．ＩＴ関連企業の影響による移住であるのかなど、確認する手段はないのか。また、マーケティング調査によれば、本市が若い世代の女性に魅力を感じてもらいにくいとの結果も出ていたが、この点からも、イベントの開催手法により工夫が必要ではないか。

Ａ．どのような理由で本市に移住してきたのか、移住者に直接確認することが難しいが、新たな総合計画の策定に当たり、ウェブアンケートを実施し、若い世代が本市に住む理由も調査・分析している。アンケート結果から、若い世代が本市のどこに魅力を感じるかなどを把握し、イベントのあり方についても方向性を見定めていきたい。

（意見）本市への移住者の特徴についてもう少し分析を行った上、より狙いを絞ったイベントとなるよう、会場の選定や案内の手法等について工夫してほしい。

Ｑ．首都圏における移住イベントは、シティプロモーションとして行われているが、これがどのように成果に結びついているのかが明確でない。住み替え支援等は都市整備部で行っている中、当事業で得た情報を整理し、都市整備部へ情報提供を行わなければ、単にイベントを実施するのみに終わるのではないか。

Ａ．住み替え支援事業においては、市外からの移住者に対し、家賃補助やリフォーム補助を行っており、平成25年度からの通算では、計20世帯68名が当事業を活用して市内に転入している。首都圏におけるイベントを通じて移住に至ったのかまでは確認していないが、都市整備部としても様々な場所で相談会を実施しており、首都圏でのイベントにも参加している。今後も、より狙いを定め、政策推進部と都市整備部が連携して本市への移住に向けたＰＲを行っていく。

（意見）首都圏における移住イベントも含めて、開催後の効果検証が不十分であり、次

なる成果につながらないと感じるため、十分に検証の上、事業を進めてほしい。

Q．当事業の効果検証を適切に行い、結果によっては予算額を変更するなどの対応も必要であると考える。また、近年、首都圏よりも名古屋市からの転入が増えていると感じる。東京事務所があるために首都圏のみで移住イベントを開催するのではなく、名古屋市でも事業展開をすることでより効果が得られるのではないか。

A．シティプロモーション部では、平成31年度予算において名古屋駅でのデジタルサイネージ広告事業等を計上しており、平成30年度には大阪でのイベントも開催している。また、東京事務所の職員は同部との兼務となっており、首都圏におけるイベントはシティプロモーションの一環として計上している。リニア中央新幹線が開通すれば、名古屋市のステータスもさらに上がると考えるため、本市も「大名古屋都市圏」の中で発展できるよう、今後の計画を進めていきたい。

（意見）過去には地方都市から東京への移動も多かったが、近年では、中国地方なら広島市、九州地方なら熊本市など、地方の大都市への人口の流入が増えていると聞いている。その意味では、今後の名古屋の可能性は大きく、名古屋の人口を本市で受け止めるための施策に重点を置いた方が、効率が良いのではないかと考える。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第８目企画費≫

産学官連携事業推進費

Q．三重大学北勢サテライトは、従来の三重大学四日市フロントを解消して新たに設置されるものであるが、以前、本市議会が三重大学とのパートナーシップ協定を締結しようとした際、四日市フロントと大学本部との意思疎通ができておらず、協定締結は不調に終わったという経緯がある。北勢サテライトとなっても同様のことが起こるのではないかと危惧するが、どうか。単に連携するだけでなく、連携によりどのような効果があったのかも検証していく必要があると考える。

A．四日市フロントは、本市にしかない特別な組織であったが、今回の北勢サテライトは、県内に四カ所設置される地域サテライトのうちの一つであり、大学の正式な出先機関となる。より大学との結びつきが強くなり、今後新たな協定締結等についての申し出があれば、過去の反省点を踏まえ、まず当サテライトが窓口となり、大学の理事会、学部長会等での審議など、適切な事務手続きを踏んだ上で判断されると確認している。

Q．三重大学と市との協定には期限があるのか。

A．期限はなく、北勢サテライト開設後も引き続き継続していきたい。

Q．北勢サテライトを活用した産学官連携について、本市はどのようにかかわっていくのか。

A．例えば、特定の課題の解決に向けて相談を持ちかける際、北勢サテライトが窓口となり、適切な学部や研究者を紹介する。その後は、実際に共同研究が可能であるのか協議を行うこととなり、連携の手法については、本市から研究を委託する場合や、市と大学それぞれで研究を行う場合など、状況に応じて様々であると考える。また、連携に際して、サテライト職員の事務に係る経費に一部補助を行うこととなる。

Ｑ．三重大学北勢サテライト、東京大学地域未来社会連携研究機構のサテライト拠点の開所式の報道において、市長の姿がなかったが、本市はどのような形で参加していくのか。

Ａ．今回の拠点については、三重大学北勢サテライト、東京大学地域未来社会連携研究機構、三重県産業支援センター（ＡＭＩＣ）が、それぞれ別の動きをする中で、研究成果をより高める観点から同一施設に入居したものであり、事業主体は三重大学、東京大学、三重県となっており、市長は開所式には来賓として参加している。市内に設置された施設を有効活用し、地域の課題解決や地域の産業界の発展につなげていくことが市の務めであると考えている。

Ｑ．三重大学北勢サテライトへの補助金として 300 万円を計上しているのであるから、本市も主体として参加してもよいのではないか。

Ａ．あくまで事業主体は三重大学、東京大学、三重県であるが、せっかく市に拠点を設置したのであるから、より各主体との関係性を深め、地域に役立てられるよう努めたい。具体的には、地域の企業が大学等と共同研究できる仕組みができればよいと考えている。

Ｑ．「三重大学北勢サテライト」と銘打つのであれば、北勢地域の他の市町や県からも相応の負担があるべきと考えるが、どのようになっているのか。また、他のサテライトについては、関連自治体はどのように支援を行っているのか。

Ａ．東紀州サテライト・伊勢志摩サテライトにおいては、自治体の施設を無償で貸与しており、伊賀サテライトにおいては北勢サテライトと同様に自治体が経費の一部を補助しているなど、サテライトによって支援の方法は異なる。今回、拠点が本市に継続して設置してもらえるよう、四日市フロントのときと変わらず支援を行っていくこととしているが、あくまで北勢地域のサテライトであるため、広域的な研究を行う場合などには、必要に応じて他市町にも負担を求める仕組みを作る必要があると考える。

Ｑ．四日市フロントを発展的に解消して三重大学北勢サテライトとすると言っても、現時点では事実上「四日市サテライト」であると感じる。他の市町に相応の負担を求めるのであれば、連携当初から取り決めをしておくべきであり、政治的に、その声掛けは三重県が行うべきであると考えるが、どうか。

Ａ．「三重大学北勢サテライト」を銘打つ中、他の市町に専属する事業に本市の補助金が充てられることのないよう、運営費補助ではなく、本市にかかわる事業への補助として考えており、現に商工農水部や消防本部等で具体的な連携事業を予定している。また、ご意見を受け、広域的な研究を行う場合などには、北勢地域の他の自治体にも相応の負担を求めるよう、三重大学や県とも協議していきたい。

（意見）スタート時点で具体的な負担のあり方について取り決めをしておかなければ、広域的な拠点とはなりにくいと考える。三重大学北勢サテライトを事実上、本市で支えることとならないよう精査し、状況を議会にも報告してほしい。

Ｑ．三重県において、東京大学地域未来社会連携研究機構のサテライト拠点に関する予算はあるのか。

Ａ．共同研究に関する予算はまだないとのことであるが、具体的な方針が決まり次第、

補正予算を計上すると聞いている。

Ｑ．東京大学地域未来社会連携研究機構において、ＧＩＳ（地理情報システム）によるビッグデータの解析は具体的に行っていくのか。

Ａ．ビッグデータのＧＩＳによる地図化と、多様な研究者のフィールドワークの統合については取り組むこととなっているが、防災や農業等、具体的な分野については明らかになっていない。

Ｑ．例えばＧＩＳによるビッグデータの解析を防災分野で行うこととなった場合、共同研究に向けての予算は新たに危機管理監が計上することとなるのか。

Ａ．共同研究を行う分野が定かでないため、現状は企画費において調査研究費 300 万円を計上している。例えば防災分野での共同研究が決まった場合、この予算額で不足する部分については、危機管理監において予算計上することとしたい。

Ｑ．機構改革によりＩＴ推進課がＩＣＴ戦略課に改称となるが、産学官連携調査研究にどのようにかかわっていくのか。

Ａ．ＩＣＴ戦略課においては、まずＡＩやＩｏＴを活用した行政内部の事務の効率化、市民サービスの向上に向けた調査研究を行う。現時点では、他の自治体における先進事例等の調査研究が主であるが、次の段階として、ＡＩ等を活用した行政システムを東京大学や三重大学との連携により新たに構築することとなれば、共同研究に係る予算を計上することとなると考える。

（意見）すでに共同研究の可能性については具体例が出されていることからも、産学官連携により、新たな技術を活用した積極的な事業展開に努めてほしい。

中核市移行推進事業費

Ｑ．中核市移行のメリットをどのように捉えているか。

Ａ．平成 26 年５月に特例市制度が廃止され、第 30 次地方制度調査会答申においても今後の中核市の役割の重要性が謳われている。国においては連携中枢都市圏構想を推進し、本市も平成 28 年度に総務省のモデル事業を受託したところであり、同様の方向性で広域連携を進めていく必要があると認識しているが、そのためには本市が中核市とならなければならない。また、平成 30 年 12 月に本市は中枢中核都市に指定されたところであり、国は、東京一極集中を是正するため、中枢中核都市の活性化は極めて重要と位置付けているところである。このような国の動向や、今後の人口減少社会による行政の停滞を見据え、先取りして広域的な連携を行うためにも中核市に移行すべきと考えている。個別の事務におけるメリットとしては、介護福祉施設や保育所等の問題や、産業廃棄物の不法投棄を察知した際、市の権限で速やかに対応することができるようになるなど、市が権限を持つことにより市民生活の安全度をより高めることにつながる。市民には、自らのことを自らで決めることができることのメリットを分かりやすくアピールしていく必要があると考える。

Ｑ．中核市へ移行した場合、文教行政に関する事務についても市に移譲される部分がある。「教育するなら四日市」を掲げる中、中核市移行のメリットとして、文教行政部分でアピールできる点はないか。

Ａ．文教行政においては、県費負担教職員の研修ができるようになる。非常勤講師以外にも研修を行うことで、より四日市の特色ある教育につなげることができると考える。なお、教職員の人事権は県が有するため、本市の研修を受けた教職員が三泗地区外へ異動しないよう県に要望している。

Ｑ．市内ではなく、三泗地区内での異動を要望しているのか。

Ａ．教職員の異動は１市３町の範囲内で行われることが多い。究極的には、市内での異動を要望しなければならないと考えている。

Ｑ．教職員の三泗地区内、市内での異動については、一方的に申し伝えているのみなのか、それとも何らかの協議を行っているのか。

Ａ．平成 29 年度の市長と知事の１対１対談で要望している。現在、県費教職員は、最初は自らの地元以外の地に赴任することとなっているが、本市出身の教職員を採用した場合、本市に最初から赴任し、そのまま本市の中で異動することが望ましいと考え要望したものである。なお、本要望は、中核市移行とは別の問題として行ったものである。

（意見）本市出身の教職員が最初から本市に赴任し、中核市移行後は本市の研修を受け、市内で異動できるのであれば、本市の教育の魅力になると考える。人事権が県にあることから難しい面もあるが、より積極的に協議してほしい。

Ｑ．身体障害者手帳の交付についても、中核市移行による移譲事務となっているが、県への報告等なく、本市独自の判断で手帳が交付できるのか。

Ａ．そのとおりである。

全国施行時特例市市長会負担金

Ｑ．施行時特例市が集まることについては必要性を感じておらず、負担金を出し続けることにも疑問を感じるが、どのように考えるか。

Ａ．施行時特例市制度は、平成 26 年度に特例市制度が廃止された際、５年の時限で設けられたものである。したがって、全国施行時特例市市長会は平成 31 年度をもって解散となり、負担金も終了する。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 11 目国際化推進費≫

姉妹友好都市交流事業費

国際経済交流等関係経費

Ｑ．ベトナム・ハイフォン市との経済交流について、多くがセミナーや意見交換となっているが、実際に市内企業が現地へ進出した例はあるのか。

Ａ．現地企業とのマッチング商談会である「ＦＢＣハノイものづくり商談会」に参加した市内企業１社が、平成 30 年にベトナムに現地法人を設立した事例がある。

Ｑ．現時点で、さらに進出予定はあるのか。

Ａ．商工農水部から情報収集しているが、現段階での進出予定は確認していない。

Ｑ．ハイフォン市に続き、新たに経済交流に関する覚書を締結する国・都市の調査・検討を進めるとのことだが、今後もハイフォン市との交流に重きを置いていくのか。

Ａ．協定締結後の交流事業については、商工農水部が行っており、政策推進部としては新たな交流先の掘り出しを行っている。新年度においてはタイの特定の県との交流に向けた調査を想定しているが、市だけで判断するのではなく、本市の産業界やＪＩＣＡ、経済産業省等の意見も聞きながら調査を進めたい。

Ｑ．これまでも、民間レベルでの海外都市との交流に、本市が追随したという例もあったと考える。経済交流等に関しては、民間の持つノウハウに頼って候補先を抽出した方がより効果的と考えることもできるが、どうか。

Ａ．ハイフォン市との経済交流については、交流の可能性のある都市について民間のシンクタンクに調査を依頼し、併せて商工会議所を中心とした地元の経済界からも意見の聴取を行い決定した経緯がある。市だけでは情報量が足りない中、さらなる候補については、地元経済界からはインドネシア、フィリピン、タイといった声が上がっているところであるが、国により制度が異なることから、都市レベルで覚書を締結しても意味をなさない場合がある。一方、交流の主体となる経済界が望まない国と覚書を締結しても、これも意味をなさないため、今後も民間のシンクタンクや経済界の意見を聞きながら、総合的な視点で判断していきたい。

Ｑ．ロングビーチ市や天津市との人的・文化的な交流については市が主体的に行うべきと考えるが、経済交流に関しては、市としては候補先の抽出に協力するのみでよく、後の交流に関しては、ある程度民間に任せるべきであると考える。しかし、国によって制度が様々であることから、例えば天津市に進出した企業が退去を迫られるなど、現地での困りごともあると聞いている。このような場合に、現地訪問による交渉など、友好都市提携をもとに行政として適切にフォローできるよう、予算措置をしておくべきではないか。

Ａ．国際交流事業費において旅費を確保しているため、その中で対応できると考えている。

Ｑ．オリンピックに向け、カナダの体操チームが本市で事前キャンプを行うこととなっているが、国際交流の予定はあるのか。

Ａ．政策推進部として特段予定しているものはないが、スポーツ・国体推進部において、事前の準備等に係る予算は計上していると考える。

≪歳出第８款土木費　第５項港湾費≫

四日市港管理組合負担金

Ｑ．四日市港の整備促進について、本市の特色ある産業観光資源を活かし、まちと一体となった港づくりを目指した取り組みを進めるとのことだが、本市がどれほど関与できるのか。

Ａ．末広橋梁や潮吹き防波堤などが存在する臨港地区の整備については四日市港管理組合の権限で行うことであり、本市としては、ＪＲ四日市駅から港に至るまでの動線を整備し、まちと一体となった港づくりを進めようとしているものである。

Ｑ．本市の財政が比較的豊かである現在において、四日市港管理組合負担金の負担割合について協議していく考えはあるのか。

Ａ．県市の負担割合は５対５が望ましいが、具体的に負担割合について協議を行っている状況ではない。

（意見）新たな総合計画の期間内には負担割合の変更に向けた何らかの取り組みは行うべきであると考える。現在の県市５対４の負担割合においては、部長職等、重要なポストは県の職員が担っており、本市の意見が反映しづらい状況であると感じているため、早急に負担割合の変更に関する議論ができる状況を作ってほしい。

Ｑ．負担割合を変更しなければ、重要なポストを本市の職員が担うことはできないのか。

Ａ．具体的に議論したことはないが、現在の役職配置はバランスが悪いと感じているため、まず、その点について県に申し入れていく必要があると考えている。

Ｑ．現在、県市の負担割合は５対４であるが、県とは異なり、本市は普通交付税の不交付団体であることから、実質的には県市の負担割合は同程度と見ることもできるのではないかと考えるが、どうか。

Ａ．県は普通交付税の交付団体であるが、普通交付税は国が徴収し、再配分を行うものであり、もともとは地方の一般財源である。そのように考えれば、実質的にも県市の負担割合は５対４であると考える。

Ｑ．四日市港は四日市市内にあるのであるから、やはり地域のことをよく知る本市が主体となり、責任を持って港湾運営に当たるべきであると考える。これまでも負担割合の変更については議会から指摘があり、５対５に戻すべきであるという意思もあるのであれば、なぜ行政として意思決定しないのか。

Ａ．負担割合の変更に向けては、県市の行政だけの問題ではなく、市議会、県議会も含めて同じ方向を向く必要があり、非常にエネルギーが必要となることから、まだ意思決定に至っていない。本件については、今後十分議論していきたい。

（意見）一般論では、５対５の負担割合に戻すことについて、当分科会としても概ね理解していると考える。負担割合の変更には相当なエネルギーが必要と言うが、政策推進部として５対５の割合に戻すことが望ましいと考えているのであれば、なぜそのように考えるのか、具体的な判断材料を早期に委員会にも示すべきである。

（意見）四日市港が国際コンテナ戦略港湾の次点となった段階で、負担割合を５対５に戻すという判断をすべきであったと考える。本市や背後地域との連携を主とした施策を四日市港が行うのであれば、やはり本市が主導権を握るべきと考えるため、ぜひ取り組んでほしい。

（意見）負担割合の変更について議論を行っていくに当たり、これまでの課題の洗い出しや、今の時代に５対５の割合が望ましいと考えられる具体的な判断材料について示すことを、当分科会として求めるべきであると考える。

【消防本部・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第１目常備消防費≫

サミット消防特別警戒対策費

Ｑ．Ｇ20 大阪サミットにおける消防特別警戒について、資機材の購入は国庫補助によるとのことだが、予算額 3957 千円は全額が国庫補助であるのか。

Ａ．当予算額については職員の派遣旅費、備品購入費の合計であり、全額国から補助を受けられる予定である。

Ｑ．派遣要請については、どのような考え方で行われているのか。

Ａ．本市と同程度の規模の都市について、国から派遣要請があったものと考えている。また、大阪市と各市町が協定を締結して派遣を行うこととしている。

Ｑ．消防特別警戒への派遣の成果を、どのように本市の消防行政にフィードバックするか、考えはあるか。

Ａ．化学防護服や、防毒マスクといった資機材の使用に長けた職員を派遣することとしており、派遣後は、現地で他の自治体の消防職員から得た情報等について本市の消防職員に教育・研修するといった機会を設けることも考えている。

救急救命士養成事業

Ｑ．本市においては、全ての救急車に救急救命士が常時１名以上の乗車となるよう配置を行っているが、救急救命士養成計画においては、救急車１台当たりの計画人員の増員も視野に入れているとのことである。平成 31 年度以降の養成計画数は毎年３名となっているが、これで間に合うのか。

Ａ．現在は、救急車１台を配備する署所には３班計６名の救急救命士を配置しているところであるが、休暇や研修等で職員が欠ける場合もあるため、最低でも１名は救急車に乗れるようにしておく必要がある。この救急車１台当たり６名の配置を少しでも増員すべく、最低でも年間３名は救急救命士の養成を行いたいと考えているところである。

Ｑ．北部分署、南部分署に関して救急車と消防車の同時出動ができるよう職員の増員が予定されているが、この状況を踏まえても、年間３名の救急救命士の養成で十分であるのか。

Ａ．南部分署、北部分署には救急車が１台ずつ配備されているため、それぞれ６名の救急救命士を配置する必要がある。職員が増員されれば養成人員についても融通の利く部分もあると考える。今後も３名の養成数は維持しつつ状況に応じて年間四、五名の救急救命士の養成も検討していきたいと考えている。

（意見）今後、ますます救急救命士のニーズは高まり、高度な専門知識も求められるようになると考えるため、適切な救急救命士の配置に努めるとともに、養成計画数も増員できるよう努力してほしい。

防災教育センターについて

Q．防災教育センターの活動として、防災指導員が民生委員とともに、一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、家庭内の防火防災についての指導等を行う防災診断が挙げられているが、耐震診断等も同時に行っているのか。

A．防災診断については、火災予防に関する指導が主である。耐震診断までは行っていないが、家具固定に関する指導等は行っている。

Q．防災展示室の展示物については火災に特化したものであるのか。

A．火災に関する展示が主であるが、地震や台風に関するパネル展を行うなど、過去に発生した災害を通じた啓発も行っている。

Q．南海トラフ地震等への警戒が叫ばれている中、「防災教育センター」を掲げるのであれば、自然災害全般への啓発に、より一層取り組む必要があるのではないか。

A．当センターは北消防署併設であることから、設置当時は火災予防に重点を置き、展示物等を整備してきた経緯がある。しかし、近年様々な災害の発生から、地震や水害への啓発についてニーズが高まっており、その観点を踏まえた運営も図ってきたところである。今後の当センターの活用の方向性については、危機管理監とも連携し、どのような対応が可能であるのか検討していきたいと考える。

Q．当センターの平成 31 年度予算額として、伊勢湾台風イベント関係経費に 22 千円が計上されているが、これで十分であるのか。

A．伊勢湾台風から 60 年を迎える中、消防本部としても、市民の記憶の風化を防ぐために何らかのイベントを開催したいと考えている。当予算については、ビデオ等、視聴覚の資機材の購入に充てるものであり、イベントについてはマンパワーでの対応を基本に考えている。

Q．イベントとして、伊勢湾台風の映像を流すのであれば、センター内の映像機器の更新も必要ではないか。伊勢湾台風から 60 年を迎えるのであれば、危機管理監とも連携し、充実した啓発活動を考えるべきではないか。

A．綺麗な画面で映像を見てもらえるよう、２月に入り、テレビ、ビデオ機器等の更新を行った。今後も、展示物について工夫を行うなど、より来場者に満足してもらえるような施設の展開について検討していきたい。

（意見）危機管理監とも協議し、当センターのあり方について今後も検討してほしい。

Q．本市より規模の小さな自治体でも、充実した機能の防災教育施設は多くある。本市として、防災教育センター機能のより一層の充実について、検討していく考えはあるのか。

A．ハード面に関し、地震、風水害等の啓発に係る展示物がないということは認識している。現状では、地震、風水害等についてはシンポジウムや企画展などマンパワーに頼る部分が多いが、今後の方向性として、視聴覚に訴える啓発手法について模索しているところであり、費用面も含めて危機管理監とも協議を行い、当センターの防災に関する情報発信機能がより充実するよう取り組んでいきたい。

消防指令センター共同運用事業費

Q．消防指令センターの職員配置について、四日市市、桑名市、菰野町の内訳を確認したい。

A．センター長は四日市市、副センター長は桑名市の消防職員が務めている。24 時間勤務は３班の交替で行っており、１班の内訳は、人口規模に応じ、四日市市４名、桑名市３名、菰野町１名の計８名となっている。さらに四日市市の職員１名がシステム担当を務めており、合計 27 名で消防指令センターを運営している。

Q．班員のうち、菰野町の職員１名が欠けた場合はどのような対応となるのか。

A．三重北消防指令センターは協議会方式での運営となり、市町の消防本部とは別組織となるため、菰野町の職員が欠けた場合は、四日市市、桑名市の職員でフォローすることとなる。ただし、その場合は、菰野町消防本部と連携して対応している。

消防救急体制について

Q．職員定数の増により、北部分署と南部分署の消防職員数が増える予定であるが、これにより、消防車と救急車の同時出動が可能となると考えてよいか。

A．同時出動が可能となり、本市の消防力の強化につながると考えている。

Q．同時出動はいつごろ可能になるのか。

A．消防職員の定数については条例改正により 20 名の増となるが、実際には２年をかけて 10 名ずつ増員する予定である。新規採用職員は、消防学校初任科を卒業する必要があるため、人員配置の完了までにはしばらく時間がかかることとなる。

Q．南部分署は、２部隊を配置する中央分署に比べ、事務所の面積は４分の１程度である。この状況で、消防車と救急車の同時出動ができるような人員増に対応できるのか。

A．南部分署の事務所の面積が狭いことは事実である。しかし、机について可動式キャビネットを備えたものを使用していることから、事務作業に当たり、一人あたりの占有面積が特段狭くなるものとは考えていない。

Q．より適正に、支障なく執務を行うためにも、会議室と事務所の入れ替えを行うなどの工夫が必要ではないか。

A．南部分署の会議室は、期日前投票の会場ともなることから広くスペースを確保している。地域住民の講習会等で活用する場面もあるが、日常業務において、事務所の狭さをカバーするために活用することも視野に検討していきたい。北部分署についても同様に取り組み、執務環境の改善に努めたい。

消防行政の効率化について

Q．現在の消防本部の予算は、阪神淡路大震災発生前後と比べて、どの程度の推移となっているのか。

A．阪神淡路大震災の発生直後の平成７年度は 36 億 8700 万円であったが、その前後は約 30 億円程度で推移していた。平成 30 年度の消防本部の予算は、40 億 2700 万円まで増えている。職員定数の増により人件費が増えていることが大きな要因である。

Q．予算額は増加しているが、少子高齢化が進む中においては、消防行政の効率化の観点を持ち、適正な職員数はどの程度であるのかも検証が必要であると考える。現在の

人口に対する消防職員数の割合はどの程度であるのか。

A．消防職員１人当たりが抱える人口は、定数 361 名の場合、935 名程度であり、条例改正により定数 381 名となれば、886 名程度となる。条例改正後の消防職員１人当たりが抱える人口は中核市や施行時特例市の平均よりやや少ない状況となる。救急件数が増加している状況や、消防職員数の全国的な水準に鑑み定数増を判断しているが、適正な職員数がどの程度であるかを見定めることは難しい。消防行政は縮小の難しい分野であるが、高機能でコンパクトな車両の導入を検討するなど、新たな総合計画の策定に向けて、効率化の視点も合わせて取り組んでいきたい。

Q．消防予算の縮小は切り出しにくい面もあるが、少子高齢化社会を迎えるに当たり、多方面に手を出すばかりでなく、効率化という考えも持つべきであると考える。北勢地区において消防の広域化を進めることも有効であると考えるが、どうか。

A．現在、消防指令センターについては桑名市、菰野町と共同運用を行っている状況であるが、これを三重県で一本化するという動きも今後出てくると考える。また、鈴鹿市と亀山市ではしご車を共同で所有するという議論も始まったところである。少子高齢化社会を迎える中、消防組織のコンパクト化や消防の広域化については意識して取り組んでいく必要がある。合理化は非常に難しい課題であるが、限られた予算の中で、可能な限り効率的な消防行政となるよう努めたい。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第２目非常備消防費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第３目消防施設費≫

消防本部庁舎整備事業費

Q．消防庁舎のアセットマネジメントについて、数年以内に大きな工事が重なるという想定はあるのか。

A．アセットマネジメントについては、多額の経費を要する年には他の大きな工事が重ならないよう、予算の平準化に配慮して計画を立てている。

Q．分団車庫の改築についても予算平準化に向けた計画を持っているのか。

A．分団車庫の改築工事については、建築年数、施設の老朽化等を勘案して順序を定めており、一度に多くの分団車庫を改築することとならないよう、計画的に取り組みたい。

Q．富洲原分団車庫については、移転ではなく現地で改築となるのか。

A．富洲原分団車庫は海抜が低い位置にあるが、分団員からの要望に基づき、現地で車庫の改築を行う計画としている。

消防車両整備事業

Q．軽救命消防車は、いつごろ、どこに配置される予定であるのか。

A．先日、すでに当該車両を導入している横浜市、横須賀市へ職員を派遣し、車両活用の特徴や課題について聞き取りを行った。両市の運用では差異があることも踏まえ、

本市においてはどのようなスタイルが望ましいのか検討する必要があり、それに見合った車両を導入する必要がある。この検討に時間を要することから、車両配備は平成31 年末から平成 31 年度末を想定している。なお、車両は、中消防署に配備する予定である。

Q．軽救命消防車は将来的には各消防署１台ずつの配備が望ましいと考えるが、方向性をどのように考えるか。

A．まずは中消防署に配備し、様々な資機材を積載した上でどのような運用ができるのか検証を行いたい。軽自動車については職員からも使い勝手が良いのではないかとの声も上がっていることから、可能であれば、将来的に各消防署に１台ずつ配備したいと考えている。

Q．消防分団の車両について、運転免許制度の改正により、新入団員が現行の車両を運転できないケースも出てきている。この状況にどのように対応していくのか。

A．指摘の点については、長期的な課題であると認識している。メーカーにおいては3.5ｔ未満の消防車両の開発も進んでいることから、今後このような車両への切り替えも必要であると考えるが、消防車両は 20 年の長期にわたって使用するものであるため、現行の消防車両をどのように運用していくか、団員の中型免許の取得に向けて市としてどのように取り組んでいくのか、今後検討していきたい。

Q．大矢知分団と保々分団に導入される消防ポンプ自動車は、新しい制度の普通免許でも運転は可能であるのか。

A．現行型のキャブオーバー型を導入することから、新しい制度の普通免許では運転できないものである。

Q．現在の分団車両を運転できない団員は、全分団のうちどれほどであるか把握しているか。

A．把握はしていないが、平成 29 年３月以降に運転免許を取得した者が対象であるため、人数は少ないと考える。しかし、有事の際には消防車両の運転が必要となるため、新入団員を迎える年度当初において調査を行うとともに、分団員に対しても車両の運転の可否に関する意識啓発を図りたい。

（意見）車両の運転において法令違反が発生しないよう適切に調査を行うとともに、公費負担により免許取得を支援することも検討すべきである。

【危機管理監・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 14 目防災対策費≫

地域応急給水栓配備事業費

Q．応急給水栓については、３年をかけて各地区市民センターに配備するのか。

A．各地区市民センターには平成 31 年度に全てを配備する。指定避難所は平成 31 年度から３年間、広域用の拠点防災倉庫については平成 31 年度から４年間をかけて配備する予定である。

Q．復旧給水栓の整備計画はどのようなものか。

A．復旧給水栓の整備は上下水道局が行う。各地区市民センターに３年をかけて８カ所ずつ整備を行い、配水池や緊急用貯水槽が設置されていない地区から施工していくと聞いている。

Q．応急給水栓の配備完了までの間に災害が発生した場合、給水車での対応が必要となると考えるが、給水車の配備や有事の際の運行計画はできているのか。

A．応急給水は上下水道局が所管となるが、給水車も数台所持していると聞いている。部分的な断水については給水車で対応するが、広域的に断水が発生している場合は、他の自治体からの応援が必要となると考える。

（意見）応急給水は上下水道局の所管といえども、常に連絡を取り合い、有事の際の計画を立てておくべきである。

Q．応急給水栓の配備はありがたいが、大規模災害が発生した場合、全域的な断水が発生し、結局緊急用貯水槽に頼らなければならないのではないかと考えるが、どうか。

A．全域的な断水の状況であれば、応急給水栓は使えず、緊急用貯水槽と貯水池の活用による応急給水となると考える。しかし、順次復旧が進み、消火栓が使える状況となれば、応急給水栓の活用により市民がより近くの安全な場所で水の提供を受けることができる。断水や復旧の状況により応急給水の手法は変わることとなる。

Q．危機管理監の担う役割を考えたとき、もっとも重要なのは災害に対する意識の啓蒙・啓発である。それを踏まえた上で、あらゆる方面に手を出すのではなく、危機管理監としてどこまでの範囲を担うべきか考える必要があるが、今回の地域応急給水栓については配備に異論はないものの、危機管理として行うべきものではなく、上下水道局が本来担うべきものではないかと考えている。既存施設の有効活用の観点からは、これまで整備してきた耐震性貯水槽を飲料水にも活用するといったことを提案すべきではなかったのか。

A．最悪の事態が発生した場合、飲料水を何人分、何日分用意すればよいのかは想定が難しい部分がある。これまで災害時の応急給水に向けては、緊急用貯水槽等の応急給水拠点をベースに、災害時応援協定の締結や市民への水の備蓄の啓発等で対応してきたところであるが、それで十分というわけではない。その意味で、応急給水栓の配備については、給水手法の多重化・多層化に向けて行うものであり、市民が身近な場所で給水を受けられる点で、一定の効果があると考えている。

Q．千歳市では、受援計画に基づいて市内にある自衛隊基地と協定を結び、災害時に防災学習交流センター「そなえーる」において食糧等の供給や給水を受けると聞いているが、本市においても受援計画を整備しているのか。

A．受援計画は先行して三重県が策定しており、本市においても平成 31 年度以降、そのモデルを活用して受援計画を策定していくこととなる。

Q．四日市市民公園や河原田小学校には、地上式の緊急用貯水槽が設置してあり、有事の際に飲料用として使用できるよう蛇口が設置できるようになっているが、給水拠点として、このような施設を拡大していく方向性はないのか。

A．沿岸部の緊急用貯水槽においては、沿岸部の住民の３日分の飲料水を確保しており、

配水池については市民全員の 10 日分の飲料用も含めた生活用水を確保している。こうした施設はすでに充足している状況であると認識している。

Q．大規模災害時には消火栓がどのようになるのか。三連動地震が発生した際、液状化が発生すると想定されている地域もあるが、その場合、濁水が発生し、飲料水としては使用できないのではないか。

A．地震発生時は、地殻変動による消火栓の破断等が起こり、濁水が発生する可能性もある。飲料水としては適さないものとなるが、生活用水としては使用可能と考えている。

Q．消防本部が整備している耐震性貯水槽については、飲料用ではないのか。

A．耐震性貯水槽については、阪神淡路大震災の発生をきっかけとして順次整備を進めてきたものである。主な目的は、地震後の火災発生時において、使用できない消火栓や防火水槽に代わり取水を行うものである。

Q．大規模災害が発生した際、家庭の水道が断水した場合、その近くの消火栓も同じように使えないようになることが想定されるため、そこで応急給水栓を活用することは現実的ではない。それなら、給水車を活用した方がよいのではないか。

A．確かに使用できる消火栓に応急給水栓を接続する必要があるが、消火栓が使えない地域からできるだけ近い位置で接続することができれば、遠くの応急給水拠点等まで出向く必要がなくなると考える。大震災が発生して水道管が断裂した際、本管から順次復旧作業を行うため、宅地内等の復旧は後になる。本管が復旧した段階であれば、応急給水栓の活用により、より近くで市民が飲料水を確保できるようになると考えている。応急給水栓は、災害発生直後では使えない可能性も高いが、復旧段階では有効な手法であると捉えている。

（意見）危機管理監としては災害直後の、消火栓等あらゆるものが使えない最悪の状況に備えた対策を考えるべきである。耐震性貯水槽の飲料水への活用ということであれば理解できるが、日常的な水の供給に関する業務は上下水道局が行うべきことであり、復旧途中の給水にまで手を出していては、業務の肥大化につながり、効率が悪いと考える。また、実際に業務を担当すべき上下水道局には応急給水栓の配備の予定はない。飲料用水の確保について自助の意識を啓発する方が、危機管理の業務としてははるかに効率がよいのではないか。

（意見）あくまで復旧給水栓を整備するのは上下水道局であり、予算措置もされている。東日本大震災の際には、耐震性貯水槽が使用できなかったとの事例も聞いており、また、地震が発生した場合、給水車も通行できなくなる可能性がある。危機管理監としては、あらゆる事態を想定したリスクマネジメントとして、復旧給水栓や消火栓に接続する応急給水栓を配備しようとするものである。今回の事業にそれほど大きな金額がかかるわけではなく、身近な場所で給水車を待たずに給水が受けられることは有効であり、まったく無駄な事業ではないと考える。

（意見）耐震性貯水槽の飲料としての活用を検討すると答弁を受けたと記憶しており、まずはこれを各地区平等に行うべきであると考えていたところ、応急給水栓の配備事業が提案された。このため、危機管理監として本来行うべきは耐震性貯水槽

の飲料としての活用を進めることであり、平等性の観点からも、考え方を見直すべきではないかと考える。

Q．応急給水栓の配備について有効であるという考え方、これを危機管理監で行うのであれば市民への啓発や耐震性貯水槽の飲料としての活用に予算を使うべきという二面から意見が出された。当事業については反対しにくいものであるが、危機管理監は災害時に指導的な役割を果たす重要な部局である。災害時の心臓部であることを自覚し、双方の意見も踏まえた上で、危機管理監として災害時の応急給水の考え方について自信を持って答えるべきである。

A．当事業については上下水道局との連携による事業であり、復旧給水栓については上下水道局が整備を行う。危機管理監としては、この復旧給水栓や既存の消火栓を活用し、断水が順次復旧していく段階において、市民がより身近な場所で飲料水を確保できるよう、応急給水栓配備の取り組みを進めるものである。なお、耐震性貯水槽について、現在でもトイレの流し水等の生活用水としては活用できると考える。しかし、活用に向けた取水方法等、さらに飲料水とするためのろ過の方法については研究の必要があるため、提案を受けたことを踏まえ、今後、研究を深めていきたい。

Q．やはり危機管理監は大規模災害発生時の対応に係る情報収集や、市民の自助意識を高める意識啓発に軸足を置きながら業務を行うべきであり、他の部局に係る業務にまで手を伸ばせば、望むような事業の成果は得られない。今回の応急給水栓配備事業についても、消火栓の復旧など、現実に上下水道局の職員でなければできない範囲の業務もあり、やはり危機管理監で所管する事業と見ることに疑問が残るが、どのように判断しているのか。

A．当事業について、指摘のとおり応急給水拠点の開設及び運用については上下水道局の職員や地区緊急分隊員が担うこととなる。危機管理監としては、限られた人員の中、様々な部局と連携した取り組みを進めていく必要があると考えている。これまでも災害時の水の確保については、市民への飲料水の備蓄の啓発を行ってきたところであり、これは今後も引き続き呼びかけていく必要がある。また、事業所等と水の供給に関する応援協定等の締結も進めてきたところであり、今回の応急給水栓配備も含め、危機管理監として幅広い視野を持って取り組みを進めていかなければならないと考えている。

Q．危機管理監として応急給水栓を配備していくのであれば、有事にそれを設置するための体制についても責任を持って考えておくべきであるが、シミュレーションはしているのか。

A．設置については上下水道局職員や緊急分隊員が、消火栓の状況を確認しながら行うことになる。また、給水場所を設ける必要があるが、場所については地域での周知が必要であるため、地域住民と協議しながら、災害時にどの場所を給水拠点とするのがよいのか決定していきたい。

Q．水道管が正常であっても、場所によっては、停電等の影響で給水ができない場合も考えられるが、そのような場合の拠点となる応急給水場所をあらかじめ決めておくべきではないか。

Ａ．交通等、様々な状況を踏まえれば、復旧給水栓を整備する各地区市民センターがもっとも安全であり、給水拠点として適当であると考える。

（意見）一義的には地区市民センターでよいが、駐車場のない場所もあり、また、万が一ではあるが、地区市民センターが機能しない可能性もある。危機管理監としては、このような場合のことについてもあらかじめシミュレーションしておくべきである。

Ｑ．指定避難所 118 カ所に３年をかけて応急給水栓を配備するとのことだが、上水道は、枝管の耐震化を進めている途中であると考えるため、その進捗状況も加味しながら、配備の優先順位を決めるべきと考えるが、どうか。

Ａ．その点も踏まえて今後検討していきたい。

Ｑ．大規模災害の発生時に給水する際、個人が持参した容器への給水を考えているとのことである。それならば、飲料水の備蓄以外に、給水への対応についても市民に啓発していくことが重要であると考えるが、どうか。

Ａ．拠点給水を行う際は、個人で容器を持参していただくよう、今後、広報していきたい。また、容器の種類については、ペットボトルやポリタンクに加え、給水袋の使用についても啓発したいと考える。

Ｑ．給水袋も含めた容器類は、断水の際は市が提供するのか。

Ａ．上下水道局で所有していると認識しているが、防災は自助が第一であるため、市民に準備してもらうことが適当であると考える。この点も含め、種々広報していきたい。

（意見）給水袋について、市で備蓄しておくことも一つの考え方であるため、検討してほしい。

Ｑ．緊急用貯水槽は飲料用に適したものであるが、耐震性貯水槽については第一義的に防火用に整備されたものであることは市民にはわかりにくい。非常時の水については何が飲めるものであるのか、適切に広報すべきである。

Ａ．災害時の給水については、上下水道局において、広報よっかいちやホームページ、チラシ等でＰＲしているが、危機管理監としても、出前講座等、様々な機会を活用してＰＲに努めたい。

Ｑ．応急給水栓の設置に際し、飲料として活用できるか、水質検査等は行うのか。

Ａ．水質検査を行い、給水可能かどうか判断していきたいと考える。

Ｑ．消火栓の点検をした際、１年に１回点検しているものでも最初は濁水の状態となっている。これが正常に飲めるようになるまでどれほどかかるのか把握しているか。

Ａ．濁水が出ることは承知しているが、どれほどの時間で飲めるようになるかは把握していない。

Ｑ．応急給水栓の配備に当たり、設置マニュアル、応急給水場所を囲むカラーコーン、残塩測定器等を合わせてセットするとのことだが、設置マニュアルに、濁水が出た場合の対応などは記載されていないのか。

Ａ．設置マニュアルは今後作成していくため、完成次第お示ししたい。

（意見）具体的な運用についての取り決めもない状態で予算を上程するのは乱暴ではないか。

（意見）緊急時の対応などは危機管理監で整理できると考えるが、濁水時の対応など設置に係る技術的なマニュアルについては上下水道局でなければ作成できないのではないか。しかし、予算を上程している以上、具体的なマニュアルについては、上下水道局とも協議の上、予算常任委員会全体会までに整理すべきであると考える。

（意見）大規模地震で全域的に断水が発生している場合や、停電が起こっている場合など状況は様々である。この点も踏まえて応急給水栓の設置及び運用に関するマニュアルが必要であると考えるが、現時点では作成されていないことも含め、具体的な運用について、危機管理監と上下水道局との意思疎通が図れていない面がある。当事業は２部局にまたがるものであることから、全体会審査に送ることとし、それまでに両部局で協議し、マニュアルの内容について整理すべきである。

（意見）全体会に送ることに異論はないが、当分科会で、事業を行うこと自体への反対はないと考えることから、全体会においては、一から議論しなおすのではなく、提出されたマニュアルに基づく当事業の具体的な運用について取り扱っていただくよう、配慮してほしい。

避難施設等整備事業について

Ｑ．平成 31 年度は民間開発団地において、集中浄化槽から公共下水道への切り替えに当たり、浄化槽の一部をマンホールトイレとして整備するとのことだが、平成 30 年度には常磐小学校において、下水直結の貯留式マンホールトイレの整備に向けた設計に係る予算が計上されていた。平成 31 年度予算には計上されていないが、この進捗状況を確認したい。

Ａ．平成 30 年度については貯留式マンホールトイレの基本設計を行ったが、整備に当たっては国の補助メニューがあり、新年度に申請手続きを行ってからの整備となるため、平成 31 年度予算には計上していないが、順次整備を行っていきたい。

防災意識の啓発について

Ｑ．事業所や学校への出前講座等により、防災・減災に対する意識啓発を進めていくとのことだが、実際に市内の事業所等で防災訓練が行われていると耳にすることはあまりない。また、議会においても、本会議等の最中に災害が発生した場合にどのように避難等を行うか分からない面もある。危機管理監として様々なシミュレーションのもと、防災訓練の具体的内容等について提案してはどうか。また、実施した内容を広報していくことで、さらなる防災・減災意識の向上につながると考える。

Ａ．防災・減災に関する意識啓発は、危機管理監の重要な任務である。ご意見を踏まえ、学校や事業所等への出前講座等の機会を捉えて啓発に努めたい。また、議場における防災訓練等についても関係部局と協議していきたい。

（意見）様々な形で防災訓練等を提案していくことも重要と考える。また、地域の防災訓練について、臨場感がなく、実施することで満足しているように感じるときもある。地域に対しても適切な指導を行い、訓練の手法についても提案を行ってほ

しい。

Q．以前、地域での防災訓練において、非常持出袋等を何も持たずに避難行動している場合があるとの指摘があったが改善されているのか。地域の訓練に対して危機管理監から指示は行っているのか。

A．啓発活動の中で、非常持出袋を持って避難するよう呼びかけは行っており、訓練を通じて日常的な備えにつなげていただくことは重要であると考えている。地域での防災訓練には、地区市民センターや地区緊急分隊も入っているため、地域と協議を行う中で、具体的な備えをした上で訓練に臨んでもらえるようにすることも今後検討していきたい。

（意見）東日本大震災のときに、リュックサック型の非常袋が落下物の下敷きになり、取り出すことができなかった。壁にかけておけば発災時にスムーズに持ち出すことができたとの声もある。このような経験者の声を広報等に添えれば、救われる命も増えるのではないかと考える。

地域防災力向上支援事業について

Q．水防法改正を受けたハザードマップの作成や内水浸水想定区域図を作成するとのことだが、これをどのように周知していくかが重要である。ハザードマップ等については存在は知っているものの見たことはないという人もいると考えるが、どのように中身を見てもらい、啓発していくのか考えはあるか。

A．ハザードマップ作成については、平成30年度においては鈴鹿川水系について取り組みを進めており、関係５地区の連合自治会や地区防災協議会、民生委員、消防団、障害者団体等の関係者が集まり、これまで３回のワークショップを開催してきた。参加者も、広く地域住民への啓発が必要との認識があることから、地域住民が集まる場での同マップの説明や、出前講座での活用を考えている。また、少年期からの防災意識の醸成も重要であるため、関係５地区においては、中学生に対する防災教室の中で、地震に加えて同マップの普及啓発も図っていきたい。

（意見）素直に情報を吸収できる義務教育の期間に、ハザードマップの普及啓発を図ることが重要である。また、高齢者については、地域の老人会からも様々な項目について出前講座の開催依頼があることから、待ちの姿勢ではなく、危機管理監から直接出前講座の開催を働きかけるなど、積極的な姿勢が必要である。これらは計画的に進める必要があり、普及啓発に関する戦略を立てて委員会にも示してほしい。

Q．せっかくハザードマップ等を作成しても、配布することで完結している部分があると考える。中身を見たか、役に立っているか等、簡単なアンケートを地区広報等で行うなど、これらが本当に利用されているのかを追跡調査していく必要もあると考えるが、どうか。

A．多額の経費をかけてマップを作っても、活用されなければ意味がない。今回の水防法改正を受けたハザードマップ作成については、初めて住民参加の形をとったが、積極的にかかわることによって住民の意識も大幅に変わると考えるため、今後もこうし

た手法を継続したい。また、地区広報等を活用しながら、既存の啓発物を見てもらえるような努力もしていきたいと考える。

Q．ハザードマップを配布しても見てもらえない状況があるのであれば、スマートフォンのアプリ等を活用して電子化し、常に持ち歩けるようにすることも有効と考えるが、検討したことはあるか。

A．ハザードマップは、従前よりホームページに掲載しているところである。しかし、スマートフォンで見る場合、画面が小さくなるため、見づらさの解消について検討する必要があると考える。

Q．近年、様々な防災関係のアプリが開発されている。スマートフォンの所持率も高くなる中、危機管理室としてアプリを開発し、あらゆる情報が閲覧できるようにしておくことも早急に検討する必要があるのではないか。スマートフォンであれば拡大は可能であり、また、位置情報システムも備えていることから、現在地がどのような場所であるのか、近くの避難所はどこか等もわかりやすくなり、有効であると考える。

A．他都市の状況も研究し、今後、その方向で取り組んでいきたい。

（意見）新年度にはＩＴ推進課が、新たにＩＣＴ戦略課となるため、ぜひ連携して研究を進めてほしい。

Q．東京大学地域未来社会連携研究機構と連携した調査研究について、政策推進部が予算を計上しているが、当機構ではＧＩＳによるビッグデータの解析を行う予定があり、防災分野で連携ができる可能性がある。防災アプリの展開についても共同研究できる可能性があるのではないか。

A．政策推進部とも連携し、当機構の活用も含めて防災情報の電子化の方向で取り組みを進めたい。

（意見）本市ではすでに津波浸水予測図を各戸配布しているところであり、その中で南海トラフ地震が発生した際の津波の第一波は 77 分後に到達すると紹介されているが、他方で地震により堤防が崩壊した際の浸水予測は別に出ており、市民の混乱のもととなる。浸水予測図に注釈を適切に記載するなど、市民が混乱しないよう、親切な情報提供・啓発に努めてほしい。

Q．防災・減災人材の育成について、防災士の資格取得を支援するとのことだが、防災士はどのように活用しているのか。

A．防災士資格取得試験の受験者数は増えており、資格取得後は地区防災組織の役員になるなど、地域の中で活動してもらいながら、訓練の方法や組織の活動に対する助言など、尽力されているものと認識している。

Q．防災士の資格取得者数は把握しているのか。

A．市の講座を受講した人のうち、どれだけの人が資格を取得したかは把握している。

Q．他にも防災士の資格を取得している市民もいると考えるため、日本防災士会等と協力し、積極的に把握に努めるべきである。また、今後、ハザードマップ等を現場で実際に活用する段階となったとき、単位自治会よりも小規模な組単位での避難行動計画等も必要になってくると考えるが、防災士を活用し、顔の見える範囲での啓発、助言を行えるようにすることが有効と考えるが、どうか。

Ａ．市内の防災士資格取得者数について、全体を把握できるか、まず確認する必要があるが、より小規模な単位の方が普及啓発は効果的であると考えるため、可能であればその方向で検討したい。

住宅等耐震化促進事業費

Ｑ．高齢者宅等の寝室における家具固定事業について、開始して十数年が経過するが、民生委員が窓口になっていることから、自治会の認知度が低く、市民に情報が適切に行き届いていない。当事業は、市内各地域を３年単位で順番に回るものであるから、その際に地域住民に説明するなど、周知の丁寧さが必要ではないか。

Ａ．当事業については民生委員や防災指導員が各家庭を訪問した際に説明し、後に申請書を提出いただく形であったが、家庭訪問の際にその場で申請してもらえる形に直したことで、若干申請件数は伸びている。このような手法に加え、もう少し丁寧に広報していくべきと考える。

（意見）民生委員が窓口になっていることを地域の自治会長等は知らないことが多い。また、住宅等耐震化促進事業の中で、民生委員が窓口になっているのは当事業だけであり、誤解を招きやすいため、制度の詳細も含めて、住民に情報が行き届くよう親切心を持った広報に努めるべきである。

Ｑ．沿道建築物耐震補強工事費等補助金が拡充されたにもかかわらず、住宅等耐震化促進事業全体では、平成 30 年度比で予算が減額となっている。この理由を確認したい。

Ａ．木造住宅の耐震補強工事が近年減少傾向にあるため、木造住宅耐震補強計画策定費補助金、木造住宅耐震補強工事費補助金について、実情に応じた額としたためである。具体的には、これまで 50 件程度で予算計上していたが、平成 31 年度予算では 20 件程度にしている。

Ｑ．木造住宅除却工事費補助金の申請件数が増えているのか。

Ａ．除却は近年増えつつあり、平成 30 年度も非常に申請が多かったことから、平成 30 年度と同規模の予算を計上している。

Ｑ．木造住宅除却工事費補助金の平成 30 年度予算については、全ての申請に対応できる規模であったのか。

Ａ．そのとおりである。

Ｑ．住宅の耐震化については耐震化率 95％を目標として進められている中、今後は、平成 12 年の建築基準法改正前に着工された住宅についても新耐震基準に基づく耐震化を促進していく必要があると考えるが、どうか。

Ａ．新耐震基準に係る啓発は今後行っていきたいと考えるが、補助制度への反映は、国からの支援メニューが出されてからとなる。

（意見）三重県建築物耐震改修促進計画では、平成 12 年の新耐震基準以前に着工された住宅の耐震化にも触れていたと記憶しているため、その点も踏まえて啓発に努めてほしい。

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第４目水防費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

紙の使用量について

Ｑ．タブレット端末の導入は、ペーパーレス化に効果があったと考えるか。

Ａ．タブレットの本格運用を開始した平成 28 年度は、議案関係資料を印刷している地下印刷室での印刷実績枚数が前年度比で 30 万枚以上の削減となっているため、一定の効果はあったのではないかと考える。

Ｑ．金額ベースではどれほどの削減になっているのか。

Ａ．地下印刷室で全庁的に使用する紙の購入に係る料金として年間 220 万円ほどがかかっている。全体的に紙の使用枚数自体が逓減してきているものの、金額的には大きく下がってはいない。

（意見）ペーパーレス化は時代の流れであるが、タブレットを使いこなせない面もあることを考えると、やはり紙資料を活用した方が丁寧な審査ができるのではないかとの思いもある。タブレットを導入することで真に効果があるかは、費用対効果の面、議会側での審査における使い勝手の面から引き続き検証したい。

Ｑ．タブレットの本格運用が始まったものの、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、12 万枚ほど紙の使用量が増えている。この理由について分析は行っているか。

Ａ．分析までは行っていないが、地下印刷室で印刷するものの大多数は市民への配布資料であり、その市民配布資料について印刷業務の委託をやめ、庁内での白黒印刷に切り替えたという部局もあると聞いており、委託に係る経費を抑えた結果、若干紙の使用量が増えた部分もあると感じている。

Ｑ．タブレットの導入によって大幅に紙の使用量が削減できたとは感じない。ペーパーレス化は時代の流れであるものの、不向きな人もおり、紙と電子の使用については使い分けてもよいのではないかと感じるところであるが、所感はあるか。

Ａ．行政としても、これまで公文書の電子化を図り、紙の量を削減してきた経緯がある。電子データについては、動画やプレゼンテーション資料を用いて相手側に自らの意思を効果的に伝えることができる点で優れていると考えるが、紙でなければ効果を得にくい部分は職員側においてもある。議会側、行政側の意思疎通を図り、審査を深めるという視点からは、電子データと紙のどちらが効果的であるのかは一概に判断しにくいものであるが、今後の会議用システムの運用方法も踏まえて見極めるべきものではないかと感じている。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第２目人事管理費≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第３目恩給及び退職年金費≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第４目文書広報費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第９目計算記録管理費≫

ＡＩ等を活用した庁内業務改善事業費

Ｑ．ＡＩ等を活用した庁内業務例として挙げられているもののうち、保育所入所選考業務を除く部分で、もっとも早く導入できる可能性があるものは何か。

Ａ．ＡＩによる議事録作成支援ツールについて、比較的早期に利用が可能と考えている。また、ＡＩ－ＯＣＲを用いた申請書のテキスト変換や、ＲＰＡを活用したテキストデータの自動入力についても先行して行っている自治体もあるため、情報収集の上、できる限り早期に導入していきたい。

Ｑ．総合案内窓口等でのＡＩチャットボットサービスを活用した対話形式での問い合わせ対応について、問い合わせのパターンを入力し、蓄積させていくイメージであるのか。

Ａ．初期段階ではロボットが対応するための基本的な設問について、テキストデータで入力していくが、その後は、やりとりの結果からロボットが学習し、問い合わせ対応の精度が高まっていくものをイメージしている。

Ｑ．現段階では、ロボットに相談者が話しかけることをイメージしているのか。

Ａ．庁舎１階の総合案内窓口にロボットを設置し、実際に会話をさせる方法も一つにある。また、ホームページやスマートフォンを通じたやりとりなど、他にも様々な手法があるため、何がもっとも効果的であるのか、今後、検討していきたい。

Ｑ．ＡＩチャットボットサービスについては、すでに導入している自治体もあるのか。

Ａ．平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、複数の自治体が当該サービスを活用した実証実験を行っている。しかし、メンテナンス等に対し、非常に職員の負荷がかかるということを聞いており、即座に導入するのではなく、検討が必要と考えている。

（意見）チャットボットは間違った案内を行うこともしばしばあると聞いている。庁舎入り口での案内等はできても、まだ結果まで求めることは難しい状況と感じる。導入したものの有効に活用できなかったということにならないよう、他の事例も調査し、検討を進めてほしい。

Ｑ．チャットボットについては、具体的なことや細かい対応よりも、手続の窓口案内など、前さばきの部分からの活用を考えているのか。

Ａ．具体的なことは決まっていないが、窓口案内等から始め、最終的にはさらに深めたいと考える。しかし、全てをＡＩに任せることは難しいと考えており、可能な部分についてのみＡＩを活用し、その後の部分は職員で判断するといった手法を検討したい。

Ｑ．転入・転出や死亡の場合について、複数の手続きが必要となるが、それらに総合的に対応できる窓口が必要と考える。この点を踏まえ、可能な部分についてはＡＩで処理し、それ以外の部分については複数の業務に総合的に職員が対応できるようにするなど、ＡＩの活用に併せて職員の育成を行うことも検討すべきと考えるが、どうか。

Ａ．例えば死亡届を提出する場合でも、市民課だけの手続きだけではなく、福祉や教育

に関する複数の手続きを行う必要が出てくる場合もある。紙ベースでの案内は市民課ですでに行っているが、ここにＡＩを活用してより利便性を高めれば、四日市市独自の総合窓口の運用が可能となるというイメージは持っている。

（意見）本庁においてそのようなシステムができれば、地区市民センターにおいても総合窓口の設置が可能となり、あらゆる手続きが地区市民センターで解決できるようになる。職員の育成も含め、地区市民センターでの幅広い相談業務の実施についても、ＡＩの活用とセットで検討してほしい。

Ｑ．ＡＩ等導入による庁内業務効率化事業に 1000 万円を計上しているが、平成 31 年度はあくまで実証実験のための予算であるのか。

Ａ．具体例として挙げた五つの業務へのＡＩの活用について、どのようにすれば導入できるか早い段階で調査検討し、実証実験にとどまらず、早期に導入できると判断したものについては、平成 31 年度中に本格導入していきたいと考えている。

Ｑ．具体例として挙げられた五つの業務だけでなく、民間の自由な発想も活用しながらＡＩの導入について検討していく考えはあるか。

Ａ．民間の様々な意見や情報も収集し、よいものは採用していきたい。

Ｑ．ＡＩの活用については職員の働き方改革が主眼となっているが、様々な角度から活用法を研究する必要がある。例えば、24 時間サービスは可能であるとしても、どこまでの範囲を行うのか、外国人が増えていることからも通訳にＡＩを活用する方が効果的ではないかといったことについて検討が必要である。また、行政サービスへの具体的な活用法として、市民税等の申告や徴収への活用、津波避難マップの電子化など防災への活用が考えられる。また、他にもＬＧＢＴや虐待など、プライバシーにかかわるきめ細かな相談について、第一段階としてＡＩで対応できれば望ましいと考える。児童虐待が疑われる場合でも、例えば親と子の間に人ではなく中立性を持ったＡＩを介在させることで、後の被害を未然に防ぐことができる可能性もある。このように、活用の可能性は多部局にわたるものであるが、裾野を広げて活用方法を検討してほしいと考えるが、どうか。

Ａ．ＡＩを活用した行政サービスは無限の可能性があり、いかに効率的なサービスにつなげていくかは知恵の絞りどころである。行政への相談業務は、一部局では解決できない複雑な問題が増えていることから、まずＡＩに相談内容を分析させ、担当部局の優先順位をつけて行政職員が即座に対応できる状況を作り出すといった活用方法も考えられる。総務部の中だけで解決するのではなく、全庁的な状況を見ながら、可能な限り多くの部署にＡＩの活用が広められるよう努力していきたい。

（意見）最初の調査の段階から、あらゆる可能性を視野に取り組みを進めるべきである。公共施設等の使用の予約についても、優先順位を職員で判断するのではなく、ＡＩにある程度任せることで職員の負担軽減にもつながると考える。想像力を持って対応してほしい。

Ｑ．育児休業等の職員が自宅から庁内の掲示板に接続し、職務情報を取得できる環境を構築するための予算が計上されているが、現在、職務情報の提供は、四日市市トレーナー制度実施要領に基づき、各所属のトレーナーが３カ月に１回を目安に行っている

とのことである。これまでの手法では情報がスムーズに行き届かなかったのか、今回の予算計上に至った背景を確認したい。

Ａ．育児休業等の職員への職務情報の提供は、概ね３カ月に１回行うよう指示しており、郵送で提供する場合や、職員自らが来庁する場合もある。しかし、日常はあくまで育児に専念している状況であるため、職員が、夜間など自らの都合の良いときに、いつでも情報を取得できる環境を構築することがベストではないかと考え、導入しようとするものである。

Ｑ．取得する情報については契約や人事に関することなど重要事項もあるのではないかと推察するが、情報セキュリティはどのようになっているのか。画面を職員以外が閲覧してしまうこともあるのではないか。

Ａ．セキュリティ面では、専用の端末のみで閲覧できるようにする方法や、ＩＤ・パスワードを用いてスマートフォン等からアクセスできるようにするなどの手法が考えられる。端末の画面を職員以外が覗き見するなどは技術上防ぎようがないものであるが、職員には秘密保持の義務があるため、情報の管理は、職員個人の責任で適切に行うこととしたいと考える。

Ｑ．予算額697万円の積算根拠を確認したい。

Ａ．行政内部のネットワークは、インターネット環境から分離して構築しているが、当該ネットワークを流用し、職員が自宅等から閲覧できるようにするにはどのようにすればよいか事業者に相談し、見積もった金額である。しかし、この方式に限らず、他のシステムについても良いものがあれば活用したいと考えているため、並行して協議を行っている。

パソコンの更新について

Ｑ．Windows７サポート終了に伴う行政事務用パソコンの更新を実施するとのことだが、改元への対応はこれに合わせて行うのか。

Ａ．平成30年度予算において改元に係るシステム改修費用を計上しており、年度末までに試験運用を概ね終わらせる予定である。４月１日の新元号公表後から１カ月間で最終確認を行い、５月１日を迎えるという段取りとなっている。

Ｑ．庁内のパソコンについて、既存の機器のＯＳを更新するのか、それとも機器の入れ替えを行うのか。

Ａ．Windows７のサポート終了時期は来年１月14日となっているため、平成31年度事業において、Windows10 への置き換えを行うことになる。既存のパソコンについて、調達時期は様々であるため、ＯＳのアップグレードで終えるものもあれば、機器自体の入れ替えを行うものもある。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第15目人権推進費≫

人権啓発経費

（意見）平成28年に人権三法（障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法）が施行されたが、これを受けた取り組みについては自治体間でかなり

の差があるものと考える。三法の成立を受け、行政として新たにどのような施策の芽を伸ばすのか、総務部が主導して判断し、事業の推進に当たっては適切に周知を図っていく必要がある。その意味では、今後、新たに会議体を設置するなど体制を整備し、事業推進の方向性について意思決定の上、計画図に落とし込んで適切に進捗管理を行っていくべきであると考える。大型共同作業場の跡地の活用など、これまで実施に至らなかった残事業もあり、これらも含めてこの１年で今後の施策の方向性を整理し、平成 32 年度予算には芽出しをできるようにしてほしい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第４項選挙費≫

投票方法の充実について

Ｑ．投票率の向上に向けては、様々な施策を展開する必要があると考えるが、期日前投票の件数が増える中、本市として移動投票所を導入する考えはないか。

Ａ．全国的に、過疎地などで投票所の開設が難しい場所については、自動車に投票関係機材を積載して移動し、時間を決めて投票所として活用するといった例もある。これは人口減少地域等で有効な施策として行われているものであり、本市の規模で移動投票所を設けることが有効であるのかは、まだ研究する必要がある。実際に規模の大きな都市で実施しているところは少ない状況である。

Ｑ．ショッピングセンター等に期日前投票所を設置している例もある。また、函館市など、共通投票所を設置している例もあるが、本市においての検討状況はどうか。

Ａ．期日前投票所を開設するためには、オンラインシステムを活用し、二重投票を防止するための仕組みが必要となるが、ショッピングセンター等の民間施設で実施しようとする場合、既存の期日前投票所と民間施設をオンラインで繋ぐ必要があり、セキュリティ保護の観点から、十分に検討が必要と考える。また、選挙当日の共通投票所を設ける場合については、市内全ての投票所をオンラインで接続する必要があることから、技術的な面をクリアしていく必要がある。

（意見）ショッピングセンターへの期日前投票所の設置や、共通投票所の設置についてはすでに取り組んでいる自治体もあるのであるから、検討すべきである。

Ｑ．不在者投票ができる病院は、指定された病院のみであるのか。

Ａ．三重県選挙管理委員会が指定した病院等でのみ不在者投票が可能である。

Ｑ．介護保険施設や高齢者福祉施設についてはどうか。

Ａ．三重県選挙管理委員会が指定した施設であれば可能である。この指定については、施設側からの申請に基づき行われるものである。

Ｑ．三重県において、指定の基準はあるのか。

Ａ．病院については、三重県では 29 床以上の病床を備えた施設を指定している。このほか、投票の秘密を確保できるスペースがあるか、適切に対応するための職員数が確保

できるかといった点を考慮して指定の判断を行っているとのことである。なお、病床数の条件については、地域の実情に応じて各都道府県で決められるとのことである。

Q．県の指定施設でなければ不在者投票ができないとのことであるが、他の施設に入院・入居している人は自ら投票所に行く必要があり、平等性に欠けるのではないか。

A．公職選挙法に基づく制度であるため、現段階ではそれに従うより方法がないが、何か改善策があれば、全国選挙管理委員会連合会等を通じて、制度の改善について要望していきたいと考える。

Q．県の指定施設以外にも、指定条件を満たす施設はあるのではないかと考えるが、そのような施設に対して選挙管理委員会が申請を呼びかけることにより、結果として不在者投票できる人が増えることにはならないか。

A．過去からの経緯は把握していないが、近年では、新設された施設について不在者投票施設の申請の案内を行い、実際に申請してもらったという例がある。

Q．投票率向上に向けては市民に向けて啓発を図ることも一手であるが、不在者投票の条件を満たす施設をピックアップし、施設側に申請を促していくことも効率的な手法であると考えるため、そのような視点を持って取り組みを進めてほしい。４月の統一地方選挙までに啓発を図るべきと考えるが、どうか。

A．県の審査の手続きの関係もあり、統一地方選挙に間に合うかは分からないが、現在指定を受けていない施設について、条件を満たす施設があれば働きかけていきたいと考える。投票率の向上に向けて、前向きに努力していきたい。

Q．例えば愛知県の病院に入院している本市の市民が不在者投票を行うことはできるのか。

A．本市の選挙人名簿に登録されている方が、愛知県の選挙管理委員会が指定している病院等に入院している場合は、その病院等で不在者投票を行うことができる。

投票所の環境・投票率の向上について

Q．古くから使っている投票所については、アプローチ道路が狭く車が対向できないことが障壁となり、特に新しく住み始めた若い市民が投票へ行かないケースもあると認識しており、新たに駐車場を借りても地域への周知が行き届いていない状況である。20年ほど前から声が上がっているにもかかわらず、ハード面での投票環境の整備が遅れていると感じるが、どのように考えるか。

A．地元の集会所等を借りて投票所としているような場合については、投票環境が良いとは言えない状況であるが、地域住民の利便性や過去からの経緯もあり、これまでも同じ場所で設置してきたところである。投票区の規模等の諸条件を検討し、可能な場所については見直しを図りたいと考えるが、代替としてふさわしい施設が見つからないなど、なかなか投票環境の向上を図れていないということは認識している。新たな駐車場の確保や、狭い道路は選挙期間中には一方通行をお願いするなどの対応は現在も行っているところであるが、周知が行き届いていない面もあり、地区広報等での周知に努めている状況である。

（意見）投票率の向上を呼びかけながら、他方で過去から声の上がっている課題に対し

て改善するための本気度が感じられない。投票所へのアプローチ環境の悪さや駐車場整備の不十分さは結果として投票率にも表れる。投票率を上げたいというのであれば、古くからの投票所をそのまま継続するのではなく、時代に見合った投票環境の整備に努めるべきである。

Q．大規模投票区については投票所を分割するということを聞いているが、施設があるにもかかわらず分割されていないところがある。例えば、大矢知興譲小学校の投票区であれば、あさけプラザを活用することも考えられるのではないか。

A．投票所として活用するかどうかの判断において、急遽の衆議院の解散に対応できる施設であるかを重視している。あさけプラザのような貸館施設であればすでに予約が入っている可能性があり、非常に短期間で施設利用に向けた調整を行うことは困難と考えるため、投票所としての活用に踏み込めない状況である。

Q．総合会館で期日前投票を実施する場合は、ロビーをパーテーションで区切って対応している。あさけプラザでも同様の対応ができるのではないか。

A．あさけプラザにはホールもあり、選挙と重複して大規模なイベントがある場合には駐車場の確保が困難となる可能性もある。その点も含めて困難ではないかと考える。

（意見）投票所の分割について、何とかしてできる方策を探してほしいということが市民の意見である。あさけプラザ等の貸館施設についても、衆議院の解散による選挙には対応できないかもしれないが、他の選挙であれば準備も可能であると考える。投票率の向上を目指すのであれば、アプローチも含め、各投票所の実態を的確に把握し、時代に合った投票所の配置の検討を行うことを強く求める。

Q．あさけプラザ等は、衆議院の解散に対応できない可能性があることから投票所としての活用を見送っているとのことだが、投票所については、他の選挙と統一しなければならないというルールはあるのか。

A．特段そのような基準はない。しかし、統一地方選挙や参議院議員選挙など、ある程度日程の固まっている選挙の投票所と、衆議院議員選挙の投票所が異なることとなると、有権者に混乱を生じさせることとなるため、投票所については統一しておくことが必要であると考えている。

Q．考えられる選挙は衆議院議員、参議院議員、県知事、市長、県議会議員、市議会議員の６種類であるが、期日が読めないのは衆議院議員のみである。このことを考えれば、他の５種類の選挙については、貸館施設であっても特定の投票所で行うこととし、衆議院議員選挙については例外として市民に周知する方が効率的ではないかと考える。また、投票率が下がってきている中では、高齢化への対応も考えなければならない。投票所によっては雨天時などでも高齢者が歩きにくい砂場を通らなければならない場所もあり、このような状況を確認の上、適切にバリアフリー対応を行うべきである。他に、大谷台小学校については、運動場が駐車場となっていないことから、投票所へ向かう車が学校周辺で大渋滞を引き起こす例が長年続いている。何らかの対応により投票環境を整備してほしいとの声が住民からも上がっており、投票率の向上に向けても、次回の選挙では何らかの対策を打つべきではないか。

A．いただいた意見について、早急にできるものもあれば、一定の時間を要するものも

あると考える。まずは課題を洗い出し、それを克服するためにはどのように対応すればよいか整理しなおし、検討していきたい。なお、大谷台小学校の件については、一度状況を確認したいと考えるが、渋滞の解消に向けて短期間で行える対策があれば、前向きに検討したい。

（意見）大谷台小学校の運動場については、車を止めれば轍ができることから学校側が駐車場としての使用に許可を出さないと聞いている。しかし、その課題については、多少の工夫で解決できるものであると感じている。高齢者が雨天でも砂場を歩かなければならない状況も、同様に解決できるものと考えており、本気で投票率の向上を目指すのであれば、現場の実態を調査し、次回の選挙では適切に対応すべきである。

Q．前回の衆議院議員選挙において、防災教育センターで期日前投票を行った際、駐車場の混雑により国道１号で大渋滞が発生したが、その解決策をどのように考えているか。

A．防災教育センターは駐車場が限られていることから、現在、近隣の民間施設等で駐車スペースができるだけ借りられるよう依頼を行っているところである。また、各期日前投票所で渋滞等の状況が発生すれば、その情報をリアルタイムでホームページに掲載できるよう対応を行った。根本的な渋滞解消には繋がらない可能性もあるが、市民への適切な情報提供により対応していきたいと考える。

（意見）防災教育センターでの期日前投票で渋滞が起こるのは、駐車場への入り口と出口が同一箇所にあることが原因と考える。ソフト面での対応だけでなく、駐車場への入り口と出口を別にするなど、状況改善に向けたハード面での対策も考えるべきである。

Q．北消防署北部分署、南消防署南部分署については今回、期日前投票所となるのか。

A．南部分署については、平成 29 年の衆議院議員選挙に引き続き期日前投票所として活用する。また、北部分署にも新たに期日前投票所を開設するが、四日市大学の期日前投票所については、近接地であることから北部分署へ統合することとしている。

Q．選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた際、新有権者に投票を促すハガキを発送しているが、発送後の新有権者の投票率等について、効果検証すべきではないか。誰が投票に行ったかはわかるはずであり、そのようなデータは活用できないのか。

A．ハガキを発送したことによる投票率等への影響について検証することは難しいが、平成 31 年度については、ハガキを送った人が投票に行ったかどうか、何らかの方法で確認して効果検証したいと考える。投票データの活用については、秘密保持の観点から不可能と考える。

（意見）ハガキの効果がないのであれば別の啓発手法も考えられる。これを判断するためにも、効果検証は行うべきである。

Q．選挙権年齢の 18 歳への引き下げに伴い、初めて投票を迎える子供たちへの教育等は行っているのか。

A．市内の高校等と協力し、出前講座等により、選挙に関する授業や、実際の投票機材を活用した模擬投票を行っている。ただし、全ての高校での開催は難しいことから、

選挙に関する様々な制度を紹介する冊子を独自に作成し、市内の高校３年生全員に配布するなどの啓発を行っている。冊子の配布と同時に、教職員から制度の周知を図っていただくなどの配慮も必要であると考えている。

Ｑ．政策推進部において、三重大学北勢サテライトや東京大学地域未来社会連携研究機構と連携した産学官連携調査研究の予算が計上されている。これを活用し、スマートフォンのアプリ等を利用した選挙告示情報のプッシュ通知や、不在者投票等各種制度の案内などを行うことで、冊子の作成よりもはるかに効率のよい啓発が図れるのではないかと考えるが、どうか。

Ａ．若い世代のほとんどがスマートフォンを使用していることから、平成 30 年に選挙管理委員会のホームページをスマートフォンでも閲覧しやすいようにリニューアルし、検索性についても高まるよう工夫を行った。しかし、ホームページは、市民自らが情報へアクセスする必要があるため、指摘のように、逆に市民へ情報を送信するための何らかの仕組みができないか検討していきたいと考える。

≪歳出第２款総務費　第５項統計調査費≫

基幹統計調査について

Ｑ．農林業センサスについて、兼業農家も含めて農家すべてに対して調査を行うとのことであるが、実際に訪問しているのか。

Ａ．調査員１人当たり 30 軒から 40 軒の農家を受け持ち、全て訪問している。農業者は高齢化していることもあり、調査票の書き方等の相談にその場で応じている場合もある。

第２条　債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理室・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第６目会計管理費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第５目財政管理費≫

庁内業務の委託について

Ｑ．平成 31 年度において、新たに委託を行う庁内業務はあるか。

Ａ．観光交流課におけるこにゅうどうくん活動業務委託、生活環境課における資源物持ち去り禁止パトロールの委託、あけぼの学園の通園バスの運行管理業務委託、博物館の番組制作業務委託等がある。また、平成 31 年度ではないが、道路照明等の付け替えについても委託化の検討を行う予定である。なお、新たに霞ヶ浦第３野球場ができれば、指定管理を行う見通しである。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第７目財産管理費≫

市庁舎等管理運営費（市庁舎トイレ改修工事）

Ｑ．１階から３階に設置される多目的トイレについて、一般の男女トイレと入り口は分けるのか。

Ａ．多目的トイレと一般のトイレとの入り口は別となっている。例えば西側の階段側については、廊下の突き当たりが多目的トイレ、その右側に一般男子トイレという形となり、多目的トイレの入り口には引き戸を設ける予定である。

Ｑ．案内表示はどのように考えるか。

Ａ．ピクトグラム等で男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレが明確に分かるよう工事を行う予定である。

Ｑ．１階から３階までの多目的トイレは男女兼用となるのか。

Ａ．男女兼用となる。ただし、入りにくさを考慮し、西側については男子トイレの近くに、東側については女子トイレの近くに多目的トイレを設置することとしている。

（意見）せっかく多目的トイレを設置するのであれば、市民からトイレの確認があれば、職員からも丁寧に案内してほしい。

Ｑ．１階から３階までと４階から 11 階までのトイレの構造を分けている理由を確認したい。

Ａ．１階から３階までについては来庁者が非常に多く、子供連れや障害者も多いことから、東西１カ所ずつに多目的トイレを設置することとした。また、４階から 11 階については比較的来庁者が少なく、多目的トイレの設置までは行っていないが、一般トイレの中に、障害者でも利用できるコンパクト多目的トイレを設けて対応することとしたい。

（意見）１階から３階の西側では男子トイレ側に多目的トイレを設けるとのことだが、このことにより、図面からは、男子の大便器と小便器が一つずつ減ることが読み取れる。多目的トイレについては女子の方が使用も多いと考えられ、今でも男子トイレは混雑している状況も踏まえれば、コンパクト多目的トイレを設ける４階から 11 階の仕様と同じでもよかったのではないか。現在、男子トイレよりも狭い状況の女子トイレの平米数の見直しも含め、多額の経費をかけるのであれば、もう少しスペースが生きるような改修とすべきではないかと考える。

公共施設等総合管理計画に基づく取り組みについて

Ｑ．公共施設について、将来的な人口の動向や財政規模、少子高齢化などの社会情勢の

変化等を踏まえ、個別施設計画策定に向け、施設カルテ等を活用して今後の施設のあり方について検討を進めるとのことであるが、平成31年度は具体的にどのような取り組みを行うのか。

A．四日市市公共施設等総合管理計画は、市保有施設の最適化に向け、転用や廃止、集約等の検討を進めるに当たり、包括的な考え方を示したものであり、今後は、当計画を具体化するための検討が必要となる。国からは平成32年度までに個別施設計画の策定を求められていることから、平成31年度においては現在作成を進めている施設カルテのデータの分析業務を委託する予定である。平成32年度においては、施設カルテの客観的な分析データを活用し、個別施設計画の策定作業を進めたいと考えている。

Q．施設カルテの分析状況については、途中経過についても議会へ報告されるのか。

A．施設カルテの分析と並行し、公共施設等総合管理計画の内容をより具体化した、公共施設のあり方に関する基本方針を策定していく予定である。策定作業を進める中で、議会にも基本的な考え方をお示ししたいと考えており、可能であれば、施設カルテの分析状況についても途中経過を報告したいと考える。

（意見）公共施設の統廃合や縮減といった方向に向かうと考えており、地元合意も含めた様々な課題が出てくる問題であるため、適宜議会への報告をお願いしたい。

車両管理費

Q．決算議会等の指摘に対し、管財課の一元管理車両、及び一元管理車両以外の車両のうち、使用頻度が高く、走行距離も多い車両についてはメンテナンス付リースとするとのことだが、それ以外の車両については原則購入とするよう見直すとのことである。実際に購入として予算計上しているものはどれほどあるのか。

A．各所属で更新の必要な公用車計15台について購入としている。なお、使用年数及び走行距離から再リース可能と判断した車両は計16台である。

Q．これまで公用車の経費比較については、車両の管理に係る人件費を理由に購入よりもリースが有利と説明されてきた。平成31年度予算編成においては、車両管理に係る人件費は1台当たり年額5000円で算定するとのことだが、この考え方に至った理由を確認したい。

A．これまでは、管財課の臨時職員2名分の賃金を、管財課所管の公用車61台分で割って車両1台当たりの人件費を算出してきたところであるが、この算出方法が実態に照らして適切であるのか基本に立ち返って検討し、平成31年度当初予算においては、臨時職員1名分の賃金を購入車両286台で割るという手法で人件費を算出した。この手法による方が、より現実に即しているのではないかと考えている。

Q．今後、公用車の経費比較について、購入の方が安くなるという考え方に基づき行っていくのか。

A．管財課の所管する一元管理公用車については、引き続きリースが有利との考え方のもとに取り組んでいく。しかし、各所属で所管している車両については、購入としたとしても管理のために新たに職員配置を要することはなく、人件費を勘案する必要がないことから、基本的に10年を超えて乗るような車両については原則購入とするよう

考え方を改めたものである。

Q．リースについては、予算の平準化には資するものの、行政では一般法人のようにリース料を損金計上できるというメリットはない。人件費に係る考え方を大きく変えたのであれば、一元管理車両についても購入とした方が経費が安く済むのではないか。

A．平成31年度において一元管理公用車の車両更新はないが、今後、車両更新を行う際は、新たな人件費の考え方や車両購入に係る値引き額も考慮した上で、リースと購入の経費比較を行うこととなる。しかし、一元管理公用車については、行財政改革の一環で従来の車両係を廃してリース化したという経緯がある。車両台数も55台と多いことから、再び購入に戻した場合、車両の管理に相当の職員数が必要となり、それに応じた人件費も必要となることから、引き続きリースとしていく方針で考えている。

Q．消防本部では70台以上の車両を保有しているが、全て購入である。また、消防分団車両等についてもリースではない。稼働率も決して高くない車両もあると考えるが、購入の方が安いとの判断があるのではないか。

A．一般的には、リース料には車両の管理に係るコストが積算されていることから、リースよりも購入の方が安くなるのは事実である。しかし、購入を行った場合、車両の管理に係るコストは人件費として必要となる。この人件費についてはどれほどかかるものか実際に算定することは極めて困難であるが、管財課で現在雇用する臨時職員１名が市全体の購入車両の管理に係る事務を行ったと仮定し、その１名分の賃金を購入車両台数で割った金額をもとに車両管理に係る人件費を算出した。これを勘案した購入金額と、リース会社からの見積りに基づくリース料金を比較し、有利・不利を判断している。なお、消防本部等の車両について、どのように管理を行っているのかは一度確認したい。

（意見）リース、購入のどちらも長短があると考える。車両１台当たりの人件費を5000円と見積もることが適正かどうかについての判断は難しい面もあるが、これまでの当分科会における意見を受け、リースと購入の比較において、購入における見積額を定価から、実際の値引き額を反映させたものに変更するなど、理事者側においての考え方は、何歩も前進したものと感じる。

Q．リースにおいては、残価設定を行い、あらかじめその残価を引いた金額で契約する手法もあると考えるが、そのような手法については選択の余地はないのか。

A．指摘の契約はオープンエンド方式というものであり、これを採用した場合、リース期間満了時の残価と実際の市場における取引価格との差について、市がリスク負担することとなる。管財課の一元管理車両は走行距離も長く、様々な職員が運転することもあり、リース期間満了後において残価が市場価格より安くなる可能性があるため、そこまでのリスクを負うべきではないと考えている。よって、現在は、残価設定が開示されないクローズドエンド方式で契約しており、一般的に法人がリースを行う場合は、この方式が主流であると理解している。

Q．一元管理公用車は軽自動車が多いが、一般的には普通車と比較しても軽自動車の方が、７年後で高値が付く可能性は高い。車種や車格によっても状況は異なると考えるため、調査の上、もっとも有利な方式を採用し、経費が抑制できるよう努めてほしい。

A．オープンエンド方式を否定するものではないため、今後調査研究していきたい。
Q．各所属に対して、「車両更新又は新規購入・リースを予算要求する場合は、経費比較の表、見積書・仕様書等を必ず添付する。添付資料について、同条件で比較するべき見積書等に不備がある場合、更新の予算を認めない」と周知しながら、一方で「管財課所管の一元管理車両の更新は基本リースにて行うこととする」とのことである。決算議会等の指摘に対して、これまでリースを基本としてきた考え方を改めたとのことだが、これを読めば、実際には基準となる考え方は二つあるのではないか。
A．管財課においても、当然、購入とリースの経費比較は行った上、より低廉な方法を選択して車両更新を行うという考え方は基本にある。ただし、車両管理に係る職員の事務量の抑制、財政の平準化を考慮に入れ、外部への説明責任が果たせるよう考え方を整理の上、購入・リースのどちらが適当かを判断することになる。なお、平成 31 年度においては、管財課の一元管理車両の更新はない。
Q．結局、管財課の一元管理公用車についても、更新時期には全て購入、リースの経費比較を行うということでよいのか。
A．一元管理公用車についても、更新に当たっては購入、リースの経費比較は行う。なお、平成 31 年度に更新を行う各所属の公用車については、同様の経費比較において、リースの方が安価との結果が出たものについても、年間の車両の使用状況や使用年数等も勘案した結果、購入と判断したものもある。
Q．リースと購入の比較については、単に価格のみで比較するのではないと理解してよいか。
A．経費比較を基本に行うが、各車両によって年間の使用状況や使用年数の見込みは異なるため、各車両の状況に応じた検討を行っていく。
Q．当初予算資料においても、「管財課の一元管理車両についてはメンテナンス付リースとする」と記載されているが、これは平成 31 年度において車両更新がないためにこのような表現になっているのか。
A．管財課の一元管理車両は基本的には７年でリースアップを迎えるため、７年間で経費を比較した場合、リースの方が安価であることから、一元管理車両についてはリースの方が有利と判断し、表記したものである。
Q．一元管理公用車を７年でリースアップするのは、残存価値がなくなるからか。
A．一元管理公用車については、７年のリース期間が満了する前に、車の状態、故障や事故の頻度といった点を踏まえ、再リースした場合の価格の見積もりを行っている。したがって、残存価値がなくなるから必ず７年でリースアップするのではなく、車両の状況や再リースを行った場合のリース料を勘案し、再リースかリースアップかを選択している状況である。
Q．そのような状況であれば、購入を視野に入れた契約を行ってもよいのではないか。また、オープンエンド方式での契約も検討すべきではないか。
A．現状において、一元管理公用車のうち購入車両は１台のみであり、残りは全てリースとなっている。各車両のリース契約期間は不揃いであり、更新に際して車両を購入することとした場合、職員の事務負担が増えるだけでなく、リース車両と購入車両が

混在することになり、業務の複雑化を招き、ミスを誘発する可能性もある。更新に際してリースと購入の経費比較は行っていくが、車両を管理する専門の職員がいないという現状も鑑み、基本的にはリースで契約していきたいとの思いを持っている。この意味では、基準となる考え方が二つあると捉えられてもやむを得ないと考える。

（意見）この数年の間に、車両をめぐる環境はめまぐるしく変化していくことが想像される。この中で、一元管理公用車について７年を期間とするリースを継続することが真に望ましいのか、検討は行うべきである。時代に合った契約方法となるよう、研究してほしい。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第２項徴税費≫

固定資産課税台帳（名寄帳）について

Q. 電柱など固定資産の数が非常に多い事業所については、名寄帳を閲覧するに当たり、非常に枚数が多くなり、各種手続きが煩雑となることがあると聞いている。データで名寄帳の提供を受けている事業所もあるとのことだが、状況を確認したい。

A. データでの名寄帳の提供を試行的に行っているのは、現段階で１事業所のみである。

Q．実際に行っている事業所があるのであれば、範囲を拡大することはできないのか。

A．電子データであれば、紙を打ち出す手間が省け、省スペース化にもつながる。名寄帳のデータでの提供に向けては、市の提供するデータ形式と相手方の受け取るデータ形式の整合を図る必要があり、この整理ができれば、今後、取り組みを広げられるものと考える。

（意見）少しでも納税者の視点に立ち、手続が簡略化できるよう努めてほしい。

クレジット収納について

Q．今回もクレジット収納導入に係る予算は計上されていないが、本市が導入しない理由について改めて確認したい。

A. 国において 2025 年までにキャッシュレス決済比率を４割程度とすることが目標とされており、地方自治体においてもクレジット収納が増えつつある中、本市としてもこの導入については検討している。しかし、全国及び県内自治体ともにクレジット収納の利用率は１％未満であること、収納システムの改修に千数百万円程度の経費がかかることから費用対効果の面で課題がある。本市では平成 30 年度よりスマートフォンアプリを活用した収納方法を取り入れていることからも、ただちにクレジット収納を導入する考えはない。

（意見）クレジット収納を取り入れながら、さらなるキャッシュレス決済に取り組む自治体も出てきている。他の自治体も積極的にクレジット収納を取り入れている中、納税者の利便性の向上という視点を第一に持ち、時代の流れに乗り遅れないよう、ぜひ早期の導入に向けた検討を進めてほしい。

債権管理の適正化について

Q．債権管理について、効果が出ているのか確認したい。

A．債権管理については、副市長をトップに関係部局長で構成する債権管理推進本部を中心に進捗管理を行っており、平成 26 年度には事務レベルでの連携強化を図るため、債権管理検討・推進部会を立ち上げ、全庁的な取り組みを実施している。当部会では、徴収業務に係る研修を毎年行っているほか、徴収困難案件についてのヒアリングや総務課配属の法務専門監との連携を通じ、債権回収の強化に努めている。収入未済額については、平成 29 年度決算については前年度比で４億円ほど減少しているなど、こうした事務レベルでの連携を進めることにより、毎年一定の効果が出ていると考えている。

Q．各部局の担当者が夜遅くまで徴収業務に出向いているのを見ることがあるが、債権管理関連予算として、全庁的な徴収業務に係る経費については財政経営部として把握しているのか。

A．各部局の職員が他の業務もある中、どれだけ徴収業務に時間を費やしたか、経費として把握することは難しいが、例えば文書催告に係る経費や、市外・県外に徴収に出向く場合の旅費については債権管理関連予算として把握している。各部局の訪宅による結果としてどれほどの債権回収につながったかは把握していないが、今後は、そのような観点も踏まえ、効果検証していきたい。

Q．高齢化が進むなど家族形態にも変化がある中、債権管理については、各部局での対応が非常に難しいものも増えていると考える。チーム四日市としての債権管理の強化に向け、適正な債権管理体制について判断するためにも、全庁的にどれほどの労力や経費がかかり、どれだけの債権回収につながっているか、債権管理の全体像についてはおおよそでも把握し、示す必要があると考える。

A．現在、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権合わせて、全部局総勢 128 名で債権管理に当たっている状況である。平成 30 年度収入未済額について現時点では確定していないが、平成 29 年度決算では、収入未済額は計約 88 億円であり、平成 28 年度決算に比して約４億円の減となっている。また、債権管理の推進に係る事業予算については、文書催告に係る経費や訪宅徴収のための旅費、システム導入経費や債権管理に係る再任用職員給与等を合わせて、１億 6500 万円余となっている。

Q．収入未済額が平成 28 年度比で４億円減っているとのことだが、毎年度、同程度の収入未済額の減があるのか。

A．概ね、毎年度４億円程度の減となっている。

Q．不納欠損額はどれほどであるのか。

A．４億 1400 万円程度である。

Q．債権管理に多額の経費をかけているにもかかわらず、４億 1400 万円もの不納欠損額が出ている状況であるが、この金額についてどのように考えるか。

A．不納欠損については、時効によるものばかりでなく、地方税法に基づく生活困窮、居所不明といった理由による執行停止もある。本市の市税についての不納欠損額は平

成 29 年度で１億 1500 万円程度であり、津市、松阪市に次いで多い状況であるが、調定額に対する不納欠損額の割合は 0.17％となっており、これはいなべ市、名張市に次いで低い割合となっている。

Ｑ．県外に滞納者がいる場合、債権の額よりも徴収に係る旅費の方が高額となる場合も考えられる。このような場合でも、逃げ得は許さないとの姿勢のもと、徴収に出向くのか。

Ａ．１件当たりの滞納金額が少ない場合もあるが、市税においては、県外滞納整理は班を組み、数十件まとめて訪宅することにより、効率的に取り組みを進めている。訪宅して相手の顔を見ることにより、分納誓約等の具体的な行動につながるため、今後も継続していきたいと考える。一度賦課した税金については回収することを基本としており、状況に応じて必要な措置を講じている。したがって、県外への訪宅の有無についても、単なる費用対効果で判断しているものではない。

Ｑ．市立病院の債権などについても、財政経営部の指針に基づき管理されているのか。

Ａ．市立病院についても、債権管理推進本部及び債権管理検討・推進部会の取り組み指針に基づき債権管理を行っている。したがって、訪宅による徴収や文書催告等も行っているが、市立病院の債権は私債権であるため、市税等の公債権とは消滅時効の適用など債権管理の運用が一部異なる部分もある。

ふるさと納税について

Ｑ．大阪府泉佐野市において、ふるさと納税の返礼品に加えて Amazon ギフト券をプレゼントするキャンペーンを行うなど、過度な返礼品競争の抑制を図る総務省の方向性と対立する自治体も出ている中、本市はふるさと納税について、どのような考え方であるのか。

Ａ．ふるさと納税については、高い税収を誇る都市部と、地方との財源格差を調整するために設けられたものであると理解しているが、各自治体の考え方に基づいて行うべきものとはいえ、今回の泉佐野市のような方法はとるべきではなかったと考える。本市としても、ふるさと納税として入る額よりも税額控除される金額の方が大きいことから、返礼品の種類を増やすなど様々な取り組みを行ってきたところであるが、一定の節度を保ち、本来の目的から逸脱することのないよう留意している。今後も、ルールを踏まえてできる範囲での努力を続けていきたい。

（意見）本市はふるさと納税に対し、夜景クルーズなど本市の特色を生かした返礼品を用意しているが、Amazon ギフト券等を返礼品とする自治体もあるなど、制度が本来の目的からはかけ離れてきていると感じている。全国的なブームに乗ることなく、本市としてふるさと納税のあり方は一度整理すべきであると考える。

≪歳出第４款衛生費　第４項病院費≫
≪歳出第８款土木費　第７項下水道費≫
≪歳出第 11 款公債費≫
≪歳出第 12 款予備費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪その他≫

予算編成全般について

Ｑ．本市の税収が好調である現在においても、行政の予算編成に対する考え方は財政状況が厳しかった時代とさほど変わっていないように感じる。多額の税収があるにもかかわらず、それを次にどう生かせばよいのか、具体的な施策が見出せていないように感じる部分が多い。他方で、補助金や負担金については現時点でそれほど効果があるのか疑問に思われるものも計上されている状況もあり、財政経営部において、市民が真に納得する行政サービスを展開するためには予算編成はどうあるべきか検討し、意識改革を図るべきと考えるが、どうか。

Ａ．行財政改革については、市民サービスの向上を主眼に行ってきている。予算編成においても、好調な税収を有効に活用して現役世代のサービスの充実を図るという視点を基本としており、将来への備えについても考えあわせた上で、必要事業に可能な限りの予算を計上しているところである。

（意見）例えばスポーツ・国体推進部ができたことにより以前は教育費に置かれていた予算が今では総務費に移っているなど、機構改革があったことにより、予算費目の増減が、前年度と単純に比較できなくなっている面もある。細分化して丁寧に比較した場合、実際には前年度比で増えすぎている部分もあるのではないかと考えるが、税収が好調な時期であるからこそ、より効果的な予算の編成について議論を行うべきである。

（意見）補助金・負担金について、すでにほとんど活動実態がないような会議体への負担金を例年通り予算計上している例も見られる。現在の補助金・負担金が真に必要なものであるのか、財政経営部においても検討すべきである。

（意見）債権の適正管理など、市全体における財政経営部の役割は非常に大きいと考えるため、特に当初予算においては、的確に全体像を把握した上で金額を計上すべきであると考える。また、公用車の経費比較及び車両更新の考え方についても、購入、リースどちらを原則としていくのか、根本となる考え方を丁寧に説明し、理解を求めるべきであると考える。財政経営部だからこそ、こうした基本的な意識が求められるが、当初予算の説明に当たっては、もう少しきめ細かさや丁寧さがより必要ではないかと考える。

第２条　債務負担行為

第５条　歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部＆会計管理室・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳入全般≫

石油貯蔵施設立地対策等交付金

Ｑ．本市では、石油貯蔵施設の大規模火災に対応するため、消防力の向上を図る事業を優先した上で、当交付金を充当しているとのことだが、過去の実績を見れば、コンビナート災害が発生した際の出動を求められていない西部地域の消防分団の消防ポンプ自動車へも充当されている。交付金の趣旨からすれば、これは適切ではないのではないか。

Ａ．西部地域の消防団については、通常コンビナート地域への出動態勢とはならないが、コンビナート災害では、市内の全消防力を結集して災害対応に当たる必要があり、消防分団の消防ポンプ自動車についても国から交付対象として認められているものである。

（意見）西部地域だけでなく、沿岸地域の消防分団についてもコンビナート災害に対処するための消防資機材を持ち合わせていないはずである。このことから、やはり過去の充当先は、当交付金の趣旨に照らして適切でないと考える。地上式の緊急用貯水槽の沿岸部への整備充実等も望まれるところであり、このような点も踏まえて、充当先について精査すべきである。

第３条　地方債

第４条　一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【監査事務局・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第２款総務費　第６項監査委員費≫

監査委員報酬

Ｑ．監査委員報酬を日額で支払っているところもあり、名張市では議選監査委員で 16500 円である。実働日数が少ないのではないかと推察するが、本市ではどのような状況か。

Ａ．本市の議選監査委員の報酬は月額 47900 円であり、実働日数は概ね 50 日から 55 日である。年額は 574800 円であることから、これを実働日数で割れば、概ねの日額が算出される。

【議会事務局・経過】

第１条　歳入歳出予算

≪歳出第１款議会費≫

議会事務局の体制について

Ｑ．事務局長会議等において、議会事務局へのプロパー職員の採用や、三重県内での議会事務局職員の人材交流などは検討されているのか。

Ａ．事務局長会議でプロパー職員の採用や広域での人材交流等について、具体的に議題となったことはない。しかし、本市議会の議会改革が進んでいる中、今後は、より専門的な知識を有する職員が必要となる可能性がある。このため、例えば期限付きの職員の採用等についても検討していく必要が出てくるのではないかと考えている。

（意見）議会基本条例の基本方針の三本柱（市民との情報共有、市民参加の推進、議員間討議の活性化）に鑑みれば、今後は、市長部局に依存しない、より市民主体の議会を目指す必要があると考える。現在、議会事務局職員には、市で採用された職員を充てている状況であるが、市民主体の議会の補佐役として、議会事務局の体制・機能の見直しについて検討すべき時期に来ていると考える。

議案第 105 号 平成 31 年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第６号）

【政策推進部・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第８款土木費　第５項港湾費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第１目常備消防費≫

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第２目非常備消防費≫

≪歳出第９款消防費　第１項消防費　第３目消防施設費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 14 目防災対策費≫

住宅等耐震化促進事業費

Ｑ．平成 30 年度末で、木造住宅の耐震化率は何％になる見込みであるのか。

Ａ．90.9％と見込んでいる。この数値については、平成 25 年度の住宅・土地統計調査を

もとに、平成 32 年度末で耐震化率 95%を達成すると見込んだ上での推計値であり、実際にこの数値を達成しているかどうかは、平成 30 年度の同調査の結果が出なければ分からないものである。

Q．毎年度の耐震化率の目標は持ち合わせていないのか。

A．平成 32 年度に耐震化率 95%を達成するための、年度ごとの目標はあるが、達成できているかはリアルタイムでは分からないということである。

Q．耐震化率が平成 30 年度末で 90.9%を達成しているか分からないのに減額補正を行うこととなる。適切に事業の効果の検証ができていないのではないか。

A．当事業は国県市の協調補助で進めているものであるが、制度を使わず個人で除却を行ったり建て替えを行う人もいるため、当事業が全体の耐震化率にどれほど影響しているかは、把握することは難しいと考える。

Q．家具固定事業について、目標に対する達成状況はどのようなものか。

A．当初予算では 70 件の申請を見込んでいたが、現段階での実績見込みは 105 件となっている。平成 29 年度、平成 30 年度は以前に比べて増加傾向にあり、民生委員が家庭訪問をした際に、その場で申請ができるよう申込み方法を改善したことが効果につながっているのではないかと考えている。

【総務部・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第１目一般管理費≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第２目人事管理費≫

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第９目計算記録管理費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第７目財産管理費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目諸費≫

基金積立金

Q．議会は、11 月定例月議会において、アセットマネジメント基金への積立金 75 億円を、現役世代への還元を求めるため、減額修正した経緯がある。積立金は 75 億円から 72.8 億円に変更されているが、議会の意思がどのように反映されたのか確認したい。

A．アセットマネジメント基金への積立金は、11 月定例月議会で減額修正された法人市民税が財源であり、前回の 70 億円に新たな増収分 2.8 億円を加えた 72.8 億円としている。現役世代への還元として、収支差の 92.6 億円のうち、11.5 億円を都市基盤・

公共施設等整備基金に積み立てた。平成 31 年度当初予算においては、同基金からの 18 億円の繰り入れを取りやめており、両年度で約 30 億円を積み立てた計算となる。また、収支差のうち、両基金を除く残りの 8.3 億円を交付税措置のない市債の発行抑制に活用した。

Q．議会が減額修正を行った意図は、市も理解をしていると捉えている。基金への積み立て自体は否定しないが、前回の 75 億円の減額分をどのように振り分け、予算に反映されたのか明確でないため、もう一度確認したい。

A．アセットマネジメント基金への積立は、11 月定例月議会での法人市民税 70 億円と一般繰越金５億円を財源とした計 75 億円から、法人市民税のみを財源とした 72.8 億円に変更した。また、11 月定例月議会では予算要求していなかった都市基盤・公共施設等整備基金に新たに 11.5 億円を積むこととし、平成 31 年度当初予算では、同基金からの 18 億円の繰り入れを取りやめ、さらに 1.5 億円を新たに積み立てる。このため、都市基盤・公共施設等整備基金は合計 30 億円強の残高を増やした形となっている。

Q．打つべき政策や次世代への投資を熟慮せず、アセットマネジメント基金へ積み立てることに再考を促すための減額修正であったが、結果として、今回もアセットマネジメント基金に 72.8 億円を積み立てており、議会の意思がどのように反映されたかが明確に分からない。議会の意見を受け、増収分についてどのように活用していくのか分かりやすく示した資料はないのか。

A．２月補正予算での収支差の財源 92.6 億円について、その配分を示した資料は作成しているが、平成 31 年度当初予算における事業内容も含めた総合的な説明資料は作成していない。

Q．都市基盤・公共施設等整備基金への積み増しは、今後数年内に還元されるものと理解するが、アセットマネジメント基金には前回の 75 億円と同規模の 72.8 億円を積み立てており、減額修正した 75 億円を現役世代へどのように還元するのか見えてこない。補正予算と当初予算を含めて原資がどれほどあり、平成 31 年度に向かって、具体的にどのような事業がなされるのか分かる資料を作成すべきである。

A．平成 30 年度では事業の実施が難しいために、当補正予算では二つの基金への積み立てを行うこととしている。減額修正された 75 億円を振り分けるという形での予算編成は行っていないため、関連付けて示すことは困難であるが、平成 31 年度当初予算においては、同様に増額が見込まれる歳入を現役世代の市民への還元に最大限活用することとしている。

（意見）当補正予算において、72.8 億円は基金に積み立てる使い道しかなかったと言うならば、併せて、平成 31 年度当初予算の事業内容が、議会の意思の反映により、従来の予定からどう変更されたのかを明確に示すべきである。

（意見）11 月定例月議会において、アセットマネジメント基金 75 億円を減額修正した議会の意思を受け、補正予算における収支差の配分を示すだけでなく、平成 31 年度当初予算にどのように反映したのかを併せて示すべきであり、その説明がなければ議論は先に進まない。

（意見）議会の意思が当初予算も含めてどれだけ反映されているかを示す資料がなけれ

ば審査は進まないと考えるが、当該資料の作成には時間がかかると考えられることから、委員会運営上、採決留保した上での全体会送りを提案する。また、前回の減額修正は、全議員の賛否が拮抗する中で可決されたものであり、各議員がそれぞれに意見を有していることを鑑みても、全体会送りが妥当である。

Q．都市基盤・公共施設等整備基金へ、新たに 11.5 億円を積んだ上で、平成 31 年度当初予算で 18 億円を取り崩さなかったということであるが、その部分は何らかの形で当初予算の事業に反映されているのか。

A．都市基盤・公共施設等整備基金の 18 億円については、平成 31 年度予算の財源に充てる予定であったが、活用できる一般財源が増えたことから繰り入れを取りやめたものであり、その分、基金残高が増えることとなる。なお、当補正予算では執行予算を組むことができないが、議会の意思を真摯に受け止め、当初予算では、現役世代に還元できるサービスの拡充に努めている。道路整備事業や渋滞対策などへ積極的に活用すべきといった指摘もあったことから、渋滞のネック箇所である千歳町小生線、西阿倉川 62 号線の交差点改良等を市単独事業で実施することとしている。

（意見）分科会審査は重視すべきと考えるが、今回の審査に関しては、議会の意思に基づき、平成 31 年度当初予算も含め、事業を想定よりもどれだけ拡充したのか、どの部分の市債発行を抑制したのかなど、目に見える形の資料が示されなければ、議会としての理解は広がらないと考えるため、採決留保での全体会送りを支持する。

（意見）多くの委員が詳細で明確な説明を求めているため、理事者側においては、分かりやすい資料の作成に努めてほしい。

≪歳出第 12 款公債費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部＆会計管理室・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

第４条　地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

なお、歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目基金積立金については、当分科会での採決を留保し、全体会に審査を送ることとなったが、この議論において、収支差の財源 92.6 億円の配分先として、アセットマネジメント基金、都市基盤・公共施設等整備基金への積立てに加えて、交付税措置のない市債の発行抑制にも活用することが明らかとなったことから、第４条　地方債の補正についても当分科会での採決を留保し、全体会に審査を送ることとなった。

議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第１号）

【財政経営部・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳出第第２款 総務費　第１項総務管理費　第23目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部＆会計管理室・経過】

第１条　歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

第２条　地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、議案第129号　平成30年度四日市市一般会計補正予算（第６号）　第１条歳入歳出予算の補正のうち、歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第23目諸費中、基金積立金及び第４条地方債の補正については分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査に送ることとし、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他の３議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、議案第93号　平成31年度四日市市一般会計予算について、歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第14目防災対策費中、地域応急給水栓配備事業費については、全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会審査に送ることと決しました。

このほか、四日市港管理組合負担金の負担割合について、現在は県市５対４の状況でありますが、今後、当分科会で負担割合の変更に関する議論を行っていくに当たり、将来計画や財政状況など、具体的な判断材料を明示されることを、担当部局に求めたことを申し添えます。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成 31 年２月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 141 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第８号）について

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 142 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第２号）について

【財政経営部・経過】

○第１条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第２款総務費　第１項総務管理費　第 23 目諸費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成31年３月緊急議会）

総務常任委員会に付託されました議案第147号　四日市市税条例の一部改正について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税における特例控除対象の見直し等、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第147号につきましては、別段異議なく、可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

４．所管事務調査報告書

総務常任委員会

○入札制度について

１．はじめに

本市の入札制度については、最低制限価格制度における中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの採用や、総合評価一般競争入札方式の導入等により、公契約の公正性・透明性の向上や、不良不適格業者の排除など、改善を進めてきているところであります。

しかしながら、入札制度には絶対的な正解はなく、現に、最低制限価格と同額での抽選による落札決定が入札結果の大半を占めている、土木工事において変更契約が多く発生しているといった種々の課題が発生している状況であります。このため、当委員会においては、複数回にわたり、入札制度について所管事務調査を実施してきたところでありますが、新体制の委員会へ移行するに当たり、改めてこれまでの本市における入札制度変革の経緯や課題について確認し、より時代に合った入札制度のあり方について議論を深めるため、所管事務調査を実施することといたしました。

２．最低制限価格制度について

本市では、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、一定水準を下回る低価格による入札については自動的に失格とする最低制限価格制度を採用している。

平成15年度から、開札時に立会人３名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乗じて最低制限価格を算定する方法を導入した。しかし、くじのため最低制限価格の算定根拠がなく、最低制限価格を下回る参加者が多数あった。

平成20年度から導入した変動型最低制限価格制度は、入札参加者の入札額により最低制限価格を決定し、実勢価格を反映するという面においては有効な制度である。しかし、本市においては予想しがたい低価格入札状況となり、落札率が著しく低下した。

そのため、平成22年度から、中央公契連モデルを採用している。当モデルは、最低制限価格の算出根拠も明らかで、全国でも多くの自治体が採用している。

（１）最低制限価格の算出方法の推移

時期	区分	算出方法	範囲
H15.4	**【率抽選方式】** ＜効果＞ 　同額入札による抽選がほとんど起こらない。 ＜課題＞	立会人３名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に乗じて算出	予定価格の 80.00% ～ 84.99%

<table>
<tr><td></td><td>最低制限価格がくじで決まることから算定根拠が無く、結果として業者が積算せずに入札するようになる。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>H20.4</td><td rowspan="5">【変動型】
＜効果＞
業者が見積もった価格（実勢価格）をもとに算出される。
＜課題＞
価格競争が激化されることにより、結果として、工事の品質低下が懸念される。</td><td>入札者の下位６割の入札の平均に90/100を乗じて算出</td><td rowspan="5">予定価格の
17/20(85%)
～
3/5(60%)</td></tr>
<tr><td>H21.7</td><td>入札者の下位１割を除いた６割の入札の平均に95/100を乗じて算出</td></tr>
<tr><td>H22.4</td><td>【中央公契連（※）モデル】
＜効果＞
算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。
＜課題＞
計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</td><td>各経費に率を乗じて算出
（一般土木工事の場合）
直接工事費×95/100
共通仮設費×90/100
現場管理費×70/100
一般管理費×30/100</td></tr>
<tr><td>H24.4</td><td>現場管理費に乗じる率を変更
現場管理費×80/100</td></tr>
<tr><td>H25.6</td><td>（※）中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）
：公共工事の契約制度の運用の合理化を図るため、国の行政機関、公社・公団、都道府県、政令指定都市などが会員となって、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う組織</td><td>一般管理費に乗じる率を変更
一般管理費×55/100</td><td rowspan="3">予定価格の
9/10(90%)
～
7/10(70%)</td></tr>
<tr><td>H28.6</td><td>共通仮設費、現場管理費、一般管理費に乗じる率を変更
共通仮設費×95/100
現場管理費×90/100
一般管理費×65/100</td></tr>
<tr><td>H29.6</td><td>直接工事費、共通仮設費に乗じる率を変更
直接工事費×97/100
共通仮設費×97/100</td></tr>
</table>

（２）最低制限価格の算出例

最低制限価格は、予定価格の各費目に係数を乗じて下記のような方法で算出する。

（一般土木工事の場合）

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.65

（建築工事の場合）

直接工事費×90％×0.97＋共通仮設費×0.97＋（直接工事費×10％＋現場管理費）×0.9＋一般管理費×0.65

※ただし、算出された最低制限価格が予定価格の 10 分の９を超える場合は 10 分の９とし、10 分の７に満たない場合は、10 分の７とする。

３．建設工事の入札にかかる予定価格の公表時期について

平成10年４月より予定価格の事後公表を開始した後、平成11年１月から事前公表の試行を開始し、平成13年５月に事前公表を本格実施した。平成14年４月には、測量設計業務についても事前公表を実施している。

平成 10 年度
○予定価格を事後公表 入札手続きの一層の透明性を確保するため、入札及び随意契約を行うものについて、４月以降、予定価格を入札後に公表。 **○予定価格を事前公表（試行）** 中央建設業審議会（※１）が建議（※２）を提出したことをふまえ、契約事務の透明性を高め、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、予定価格の事前公表を試行。（平成 11 年１月以降、一般競争入札（８千万円以上）から抽出） ※１　中央建設業審議会…建設業法に基づいて国土交通省に設置された諮問機関 ※２　中央建設業審議会建議（平成 10 年２月４日）抜粋 ・予定価格の事後公表…予定価格の事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきである。 ・予定価格の事前公表…予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、透明性、競争性の確保や予定価格の上限拘束性の在り方と併せ、今後の長期的な検討課題とすべきである。

平成 11 年度
○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大 一般競争入札を行う舗装工事の対象を３千万円以上に拡大（７月～）したことに伴い、10 月以降、一般競争入札を行う舗装工事からも抽出を行い、予定価格の事前公表を試行。
平成 12 年度
○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大 一般競争入札の対象拡大（７月～）に合わせ、一般競争入札を行うものは原則予定価格の事前公表を試行。 市内業者　土木一式・建築一式工事　５千万円以上、舗装工事　３千万円以上、その他工事　８千万円以上 市外業者　全業種　８千万円以上
平成 13 年度
○予定価格の事前公表（本格実施） 平成 13 年２月 16 日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令」の施行による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年３月９日閣議決定)」において、発注者の取り組み事項として、「予定価格の公表」が定められたこともふまえ、入札のさらなる透明性を高め、予定価格を事前に探ろうとする不正な動きを防止するため、すべての入札について予定価格の事前公表を実施。

＜事前公表を継続する理由＞

・透明性及び客観性の確保に資すること

・競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること

・入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること

○予定価格の公表時期の状況（三重県及び県内29市町）

（単位：自治体数）

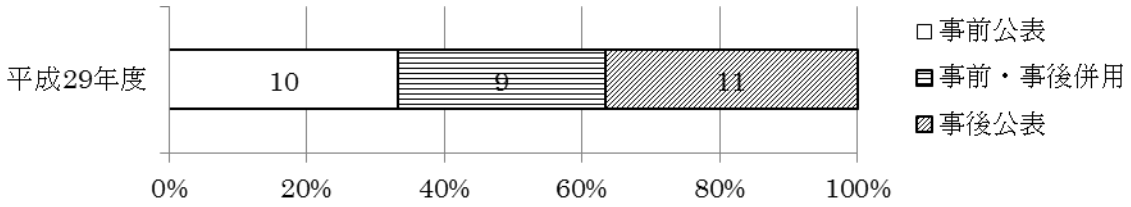

※平成 30 年４月実施の建通新聞アンケート結果より

４．入札参加資格要件の設定について

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ公正な競争が確保できるよう、入札参加資格要件を定めている。

①ランクの設定

工事規模に見合った適切な建設業者を選定し、また、公共工事の適正な配分に留意し、大手建設業者のみに偏重することなく、中小建設業者の保護育成に留意するため、入札参加資格者名簿において認定されたランク又は総合点数の範囲を設定している。

【土木一式工事の例】　　※その他に建築一式工事・舗装工事で格付けを実施

ﾗﾝｸ	総合点	完成工事高	技術者	許可	発注金額
A	760 点	２億円	１級国家資格者３名	特定（※３）	5000 万円以上
B	650 点	１億円	国家資格者３名（うち１級１名）		2500 万円以上 5000 万円未満
C	590 点	３千万円	国家資格者３名又は国家資格者２名（うち１級１名）		1000 万円以上 2500 万円未満
D	530 点	１千万円	国家資格者１名		1000 万円未満
E	上記以外				500 万円未満

○建設業の許可は、特定（※３）建設業と一般建設業に区分される。軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければならない。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ3000万円（建築一式工事の場合は、4500万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定（※３）建設業の許可を受けなければならない。

②技術者要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な技術者の資格を設定する。

③施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な、施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件はある場合には、当該要件を追加する。

④地域要件の設定

公正な競争が確保できる範囲で、当該入札に参加できる者の地域要件（本店の所在地、受任者（支店・営業等）の所在地）を設定する。

＜参考：三重県のランク制＞

【土木一式工事の例】

ﾗﾝｸ	総合点	技術者
A	840 点	１級国家資格者５名
B	760 点	１級国家資格者２名
C	上記以外	上記以外

発注金額
3000 万円以上
2000 万円以上 7000 万円未満
2500 万円未満

５．入札・契約方式について

地方公共団体の契約は、契約の性質等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされている。 また、指名競争入札、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限られ、原則的には、一般競争入札によることとされている。

一方で、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題や建設工事の適正な施工及び品質の確保に対応するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）において、事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の導入・活用が求められている。

（１）総合評価一般競争入札方式について

会社実績や工事成績、施工時の技術力提案等の「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価して、もっとも評価の高い者を落札者として決定する方法である。本市では、平成20年度から工事規模・内容に応じて対象工事を拡大しながら実施している。

＜対象工事＞　　※下記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出

対象業種	予定価格
土木一式工事（上下水道工事除く）	５千万円以上
土木一式工事（上下水道工事） 建築一式工事（新築、改築、増築に限る） 電気工事 管工事 舗装工事（※平成 30 年度から実施） 機械器具設置工事（上下水道施設）	１億円以上

＜評価点の設定＞

・価格評価点70点

・技術評価点30点　⇒技術評価は、以下の項目で評価

評価分類	評価項目	配点例
地域要件	工事地域精通度（本店等所在地、市内工事実績）	2
企業要件	工事成績（過去５年平均）	2
	優良工事表彰（過去 10 年実績）	1
	施工実績（過去 15 年の同種工事実績）	2
	地域・社会貢献度（障害者雇用、災害協定締結など）	3.5
	安全衛生管理	0.5
技術者要件	施工実績	3
技術力	工程管理に関する工夫	12
	品質管理に関する工夫	
	周辺環境に関する工夫	
	施工上の課題に関する工夫	
	ヒアリング（技術力全般）	4

※配点例は特定建設工事共同企業体（ＪＶ）の場合

（２）その他の入札契約方式について

＜国土交通省　平成29年度多様な入札契約方式モデル事業事例集より＞

主な入札契約方式	概　要
ＥＣＩ方式 （設計段階から施工者が関与する方式、ｱｰﾘｰ・ｺﾝﾄﾗｸﾀｰ・ｲﾝﾎﾞﾙﾌﾞﾒﾝﾄ）	優先交渉者選定後、別途契約している設計業務に対して、技術協力業務により当該技術提案を反映させた後に優先交渉権者との施工の契約を行う方式 本市では中央緑地新体育館建設工事で導入
ＣＭ方式 （コンストラクション・マネジメント方式）	対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式。庁舎建替え事業など、職員の退職でノウハウが継承されない事業等で、発注者の立場に立った事業マネジメントが可能

地域維持型契約方式 （地域における社会資本の維持管理に資する方式）	地域の社会資本の維持管理（修繕、巡回、災害応急対応、除雪など）について、 包括的な事業の契約単位（工種・工区・工期）としたり、地域企業による包括的な体制（ＪＶ）で実施する方式。包括的に発注することで安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能 三重県は、道路維持業務・雪氷対策業務などで平成27年から導入
設計・施工一括発注方式	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式 現場条件等が特殊であり、施工者のノウハウが必要な場合に、設計と合わせて施工も一括発注

６．入札状況の推移（平成25～29年度）

（１）建設工事

	H25	H26	H27	H28	H29
件　数	511	514	495	516	457
落札価格 （千円・税抜）	9,061,003	9,553,889	12,225,024	14,804,425	14,692,485
落札率	86.3%	86.6%	86.2%	89.2%	90.1%
抽選件数	407	393	361	429	396
抽選率	79.6%	76.5%	72.9%	83.1%	86.7%

（２）測量設計業務

	H25	H26	H27	H28	H29
件　数	82	114	101	93	121
落札価格 （千円・税抜）	495,030	680,569	588,205	586,001	635,903
落札率	81.1%	82.4%	80.2%	83.5%	83.9%
抽選件数	51	79	68	60	90
抽選率	62.2%	69.3%	67.3%	64.5%	74.4%

※落札率は、「１件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

※数字は上下水道局発注を含む

７．主な工種別の入札状況（平成25年度～29年度）

（１）土木一式工事

	Ｈ２５				Ｈ２６				Ｈ２７				Ｈ２８				Ｈ２９			
予定価格	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
5000万円以上	29	86.3%	21	72.4%	20	86.4%	11	55.0%	31	86.1%	17	54.8%	32	89.9%	19	59.4%	40	90.1%	26	65%
2500～5000万円	31	86.2%	31	100%	30	86.4%	30	100%	27	85.2%	27	100%	34	89.5%	34	100%	38	90.0%	38	100%
1000～2500万円	33	85.1%	33	100%	30	85.7%	30	100%	38	84.8%	37	97.4%	35	88.4%	35	100%	47	89.7%	46	97.9%
500～1000万円	46	85.5%	46	100%	47	87.1%	45	95.7%	35	84.2%	35	100%	40	89.2%	40	100%	32	89.9%	32	100%
500万円未満	127	85.1%	120	94.5%	135	85.5%	132	97.8%	121	84.2%	115	95.0%	106	88.5%	105	99.1%	95	89.7%	92	96.8%
全体	266	85.4%	251	94.4%	262	85.6%	248	94.7%	252	84.6%	231	91.7%	247	88.9%	233	94.3%	252	89.8%	234	92.9%

（２）建築一式工事

	Ｈ２５				Ｈ２６				Ｈ２７				Ｈ２８				Ｈ２９			
予定価格	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
5000万円以上	8	88.7%	1	12.5%	8	88.6%	0	0.0%	12	92.0%	0	－	15	89.7%	2	13.3%	13	92.3%	7	53.8%
1000～5000万円	16	92.8%	2	12.5%	10	89.8%	0	0.0%	19	91.7%	2	10.5%	16	90.1%	11	68.8%	14	90.0%	13	92.9%
1000万円未満	12	95.1%	0	0.0%	18	94.0%	3	16.7%	20	91.5%	1	5.0%	15	91.7%	5	33.3%	7	89.9%	4	57.1%
全体	36	92.7%	3	8.3%	36	91.6%	3	8.3%	51	91.7%	3	5.9%	46	90.5%	18	39.1%	34	90.8%	24	70.6%

（３）舗装工事

	Ｈ２５				Ｈ２６				Ｈ２７				Ｈ２８				Ｈ２９			
予定価格	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率	件数	落札率	抽選件数	抽選率
500万円以上	25	85.2%	23	92.0%	27	86.1%	27	100%	21	84.4%	21	100%	29	89.0%	28	96.6%	24	90.0%	23	95.8%
200～500万円	26	85.5%	26	100%	20	85.4%	20	100%	20	83.7%	20	100%	24	88.5%	24	100%	22	89.6%	22	100%
200万円未満	8	85.0%	8	100%	11	85.2%	10	90.9%	11	81.0%	11	100%	16	88.2%	15	93.8%	3	89.6%	3	100%
全体	59	85.3%	57	96.6%	58	85.7%	57	98.3%	52	83.4%	52	100%	69	88.6%	67	97.1%	49	89.8%	48	98.0%

※一般競争入札（総合評価方式を含む）

※落札率は、「１件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

※数字は上下水道局発注を含む

８．委員からの意見

・最低制限価格の算出方法について、中央公契連モデルを採用する本市においては、抽選率が高くなることから、公共工事からは手を引く事業者もあると聞いている。こうしたことから、当モデルを採用している現状は、ベストな状態ではないと考えるが、より技術力を評価してほしいとの事業者からの声もあるのであれば、本市としての新たな入札制度を求めていくべきではないか。

・抽選率の高い現状について、談合の疑われるような高い落札率での抽選が常態化している状況ではないため、適正な競争が行われているものと捉えているとのことだが、抽選率が100％近くとなる場合、その状況は正常とは言えないと考える。業種の特性に鑑みても、余りにも抽選件数が多いということであれば、入札制度の改革が必要であると考える。

・中央公契連モデルについては、最低制限価格を事業者が容易に算定できることで、最低制限価格と同額での入札・抽選が多発するとのことだが、事業者による価格の精査がなされず、手抜き工事につながる場合もあると考える。現行制度を採用する弊害の一つであると考えるため、そのような事業者が現れた場合はペナルティを科すなどの対応も検討すべきである。

・本市の入札に参画する事業者は、他市に比べて多いと感じている。産業都市であるため、民需も多くあることも要因であると考えるが、他の自治体と比べてどれほど入札への参画が多いのか、現状の抽選率の高さと関係があるのかについては分析すべきである。

・今後、高齢化による事業者不足が懸念されることからも、入札参加資格要件のランクの設定に当たっては、市内事業者の育成・保護の観点も踏まえて、時代に応じた見直しを行うべきである。

・現在の総合評価方式の評価点は、価格評価点70点、技術評価点30点の割合となっているが、価格評価に重点を置きすぎると、参画する事業者の減につながる可能性もあると考えるため、配点割合の再考も有効であると考える。また、技術評価点については、自治体の特性や時代によって重視すべき項目も異なると考えるため、本市の状況を注視しながら見直しを図るべきである。現在では、社会的に、障害者雇用や女性の管理職への登用等が求められているため、そのような点も加味して要件を設定する必要がある。

・消防団員の雇用や、消防団活動への協力を行っている事業者に対し、総合評価の企業要件において加点を行うことも検討すべきである。また、現在企業要件の評価項目となっている優良工事表彰については、多いときで10社近くが対象となることもあり、制度の形骸化も懸念されることから、これらの点も踏まえて、企業要件の設定については、総合的な検討が必要であると考える。

・事業者からは、抽選の多い現状において、総合評価方式の範囲を拡大してほしいとの意見もある。範囲の拡大により事務量は増えると考えるが、抽選の多発を回避する方法とし

て総合評価方式を有効な手段と捉えているのであれば、技術評価項目の削減等、できるだけ事務量の増を抑制できる手法について検討すべきである。

・本市の事業者が市外で行われる公共工事を受注しようとした場合、地域要件のため入札に参加できないという事案も発生しているが、本市の発注する工事については、市外事業者の参画も多い状況である。事業者からは、市内、市外ともに事業の受注がしにくいという声もあるため、これも踏まえて入札制度の改革に取り組むべきであり、例えば県全体を見渡した上で制度の見直しを行うなど、地元事業者が本市を見限らないような対策に努めるべきである。

・公共工事への参画意欲については、市場の変動に影響されるものと考える。民需が多くある場合は、公共工事への参画は少なくなると考えられることから、市場の影響を受けやすい分野については地元事業者を優遇するなど、地元事業者が本市を見限らず、また、本市として公共工事が実施できないという状況を避けるための対策が必要である。

・今後は、地域住民から収集した情報に基づき、路面の修繕等、社会資本の整備を行う流れになることが想定される。地域維持型契約方式を取り入れ、地域の企業による包括的な体制でこれを行うことは、本市が、他市に先駆けて取り組むべきと考える。まずモデル的に実施をすることにより、今後の包括的な公共工事の発注の流れを作ることができるため、積極的な姿勢を期待したい。

・浜田通り貯留管築造工事において、落札者が独占禁止法違反の疑いがあったことから、落札決定時に入札参加資格が停止されていたわけではないにもかかわらず、契約を保留し、その後落札決定を取り消したという事案が発生したが、客観性の確保の観点からは、手続にない恣意的な判断は、こと入札制度に限っては行うべきでないと考える。本市の入札制度自体の信頼を揺るがすことにもなるのではないか。

・入札契約方式によっては、建築工事において、価格抑制のために耐震強度に余裕を持たせることができない場合がある。しかし、一定の地震規模を僅かでも超えれば建物の倒壊につながる可能性があるということを事業者からは聞いており、近い将来、南海トラフ地震の発生が懸念されることからも、建築工事の発注に当たっては、市民の安全に最大限配慮した基準の設定を検討すべきである。

９．まとめ

本市の入札制度においては、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、最低制限価格制度を採用し､最低制限価格の算出方法については､平成15年度からの率抽選方式、平成20年度からの変動型最低制限価格制度を経て、現在考えられ得る最善の手法として、平成22年度より中央公契連モデルを採用しているところであります。

当モデルは、事業者が最低制限価格を算定することが容易であることから、価格競争の激

化による工事品質の低下を防ぐことができる点で効果があり、全国的にも多くの自治体で採用されています。しかし、土木一式工事や舗装工事については近年、発注件数のほとんどが最低制限価格での入札による抽選となるなど、抽選率の高さが大きな課題であります。公共工事の受注の可否が抽選に任されることが多くなれば、今後、受注機会を求める事業者が公共工事から手を引くことも懸念され、実際に、事業者からは、価格以外の技術面等も評価してほしいとの意見が出ているところであります。

当委員会においても、これまで複数回にわたって入札制度について所管事務調査として取り扱い、議論を行ってきましたが、抽選率の高さと効果的なダンピング対策については表裏一体の面があり、抜本的な解決策を導くことは難しい状況にあります。しかしながら、現在、「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価する総合評価一般競争入札方式が、工事規模・内容を限定して導入されているところであり、まずは、この対象範囲の拡大を行うことが、現状の課題を解決するために有効な手法であると考えます。入札制度を、より技術力や業績での評価に近づけることにより、公共工事への事業者の参画意欲を喚起し、ひいては優良・健全な地元事業者を育成することにもつながります。過度な事務負担とならないよう工夫しながら、今まで以上に積極的に範囲の拡大に取り組む必要があると考えます。

また、今後、高齢化による地域の技術者不足が懸念される中、先に述べた地元事業者の保護・育成や、この視点を踏まえた入札制度の改革が重要となります。担当部局からは、地域の社会資本の管理について、地域企業による包括的な体制（ＪＶ）等で実施する地域維持型契約方式の実施ついて、前向きな姿勢が示されました。一事業者では担えない公共工事を複数事業者で包括して受託することにより、安定的に社会資本を管理することができ、事業者の受注機会を確保することにもつながります。加えて、地域に身近な事業者が地域の工事を担うことにより、良質な工事品質の担保も期待できるところです。ＪＶの編成には一定のネットワークが必要であるなど、実施に向けた課題もあるとのことですが、地元事業者の保護・育成、受注機会の確保に向けては有効な制度であるため、全市的な展開を見据えた取り組みについて、当委員会としても後押ししていきたいと考えます。

これまでの調査からも分かるとおり、入札制度については絶対的な正解がなく、社会情勢や地域の特性に応じて見直しを行い、最善の手法に改めていくことが必要です。ダンピング対策という側面からは、現在の中央公契連モデルについて大幅に変更することは困難であると考えますが、抽選による落札が多くを占めている現状を、課題と捉えて真摯に向き合い、事業者の声も拾いながら、少しでも状況が改善するよう取り組むべきであります。当委員会の指摘も踏まえ、今後も、入札制度の透明性・公正性のさらなる向上、加えて地元事業者の健全育成や受注機会の確保に努められることを強く求め、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委 員 長	森　　康　哲
副委員長	谷　口　周　司
委　　員	川　村　幸　康
委　　員	土　井　数　馬
委　　員	早　川　新　平
委　　員	樋　口　博　己
委　　員	三　平　一　良
委　　員	村　山　繁　生

総務常任委員会

〇消防救急体制について

１．はじめに

本市消防については、消防車及び救急車の現場到着時間の短縮に向け、平成29年に南消防署南部分署が、平成30年には北消防署北部分署が開署され、さらなる消防力・救急力の向上が期待されるところであります。しかし、決算審査においては、新設の南部分署の平成29年度の救急出動は、中消防署中央分署と同程度の件数が確認されており、平成30年度についても７月までの状況で、中央分署と北部分署・南部分署の救急出動件数は大差のない状況となっていることが明らかとなりました。このような状況においても、２部隊が配置されている中央分署に対し、１部隊しか配置されていない南部分署・北部分署については、救急車と消防車の同時出動が不可能であり、状況に応じた人員の適正配置を図るべきであるということは、当委員会においても以前より指摘しているところであります。

また、８月定例月議会の一般質問において、消防本部からは、緊急走行のできる軽自動車に、消火器具や救急資機材を積載した多機能型の消防車両の活用を新たに検討していく方向性が示されました。このような新たな車両の活用も含め、本市の消防力・救急力の向上に向けては、今後、どのような体制で臨むべきであるのか研究するため、消防救急体制について、所管事務調査を実施することといたしました。

なお、非常備消防の体制に関し、平成31年度末を目途に進められている楠地区消防分団の一分団化に向けた現在の進捗状況について、併せて確認することといたしました。

２．現状の体制について

四日市市消防本部は、四日市市及び三重郡朝日町、川越町の１市２町を管轄区域とし、消防本部に、総務課、消防救急課、予防保安課、情報指令課（三重北消防指令センター）、救急救命室、防災教育センターを設けるとともに、市街地に中消防署、北消防署、南消防署を、海上・沿岸地域に港分署を、内陸部に中央分署、北部分署、南部分署を、西部地域に西分署・北西出張所・西南出張所を、三重郡朝日町に朝日川越分署を配置している。

また、四日市市の消防力としては、消防職員358人（定数361人）、消防車両84台のほか、市内各地区に消防分団26分団、団員582人（定数620人）、消防団車両29台が配備されている。

＜次頁図参照＞

○四日市市消防本部の諸所配置

※赤○数字は、初動出動配置部隊

（１）職員及び部隊の配置状況（平成30年４月１日現在）

所属	本部	中	中央	西	港	北	北部	北西	朝川	南	南部	西南	合計
配置人員（人）	85	61	30	17	2	45	26		19	47	26		358
配置人員のうち交替人員（人）	27	53	28	15	0	39	24		16	39	24		265
初動出動配置部隊（隊）	—	4	2	1	—	3	1	1	1	3	1	1	18
配置部隊のうち救急車数（台）	—	2	1	1	—	1	1	1	1	1	1	1	11

（２）所属別出動状況

ア．火災出動件数

所属	中	中央	西	北	北部	北西	朝川	南	南部	西南	合計
28 年度	70	43	15	44	—	2	12	41	—	2	229
29 年度	62	54	23	43	—	6	10	35	27	3	263
30 年度 4～7 月	24	12	5	9	8	2	8	11	9	1	89

イ．救急出動件数

所属	中	中央	西	北	北部	北西	朝川	南	南部	西南	合計
28 年度	4,757	1,605	688	2,130	—	787	1,027	2,636	—	875	14,505
29 年度	4,673	1,464	627	2,211	—	855	1,061	1,596	1,446	533	14,466
30 年 4～7 月	1,592	520	217	737	475	141	334	590	473	167	5,246

（３）消防団員の定数（平成30年４月１日現在）

区　分	内　　訳	定数（人）	小計(人)
団本部	団長（１）、副団長（４）	５	７５
	警防部（水防対応班、昼間災害対応班） 広報指導部（訓練指導班、広報班）	５５	
	サルビア分団	１５	
北ブロック （７分団）	羽津、富田、富洲原、大矢知、八郷、下野、保々	２２	１５４
中ブロック （９分団）	橋北、海蔵、海上	１７	１８３
	常磐、三重、神前、川島、県、桜	２２	
南ブロック （９分団）	塩浜、河原田	１７	２０８
	日永、内部、四郷、小山田、水沢	２２	
	北楠	３７	
	南楠	２７	
		合　計	６２０

３．軽の救命消防車（ミニ消防車）について

（１）軽の救命消防車について

消防本部において、緊急走行のできる軽自動車に、消火器具や緊急資機材を積載した多機能型の消防車両を検討している。

（横浜市消防局ＨＰから引用）

○積載を検討する資機材

・消火器具（小型ポンプ、消防ホース、消火器など）

小型ポンプ	消防ホース	消火器	AED	人工呼吸器	簡易担架

・救急資機材（ＡＥＤ、人工呼吸器、簡易担架など）

（２）ミニ消防車の活用案

①ＰＡ連携出動における活用案

※ＰＡ連携とは、重篤な症状の傷病者や搬送等の救急活動が困難な救急現場へ、ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）を同時に出動させるもので、双方の頭文字から「ＰＡ」と名前をつけたもの。

ア．通常のＰＡ連携出動

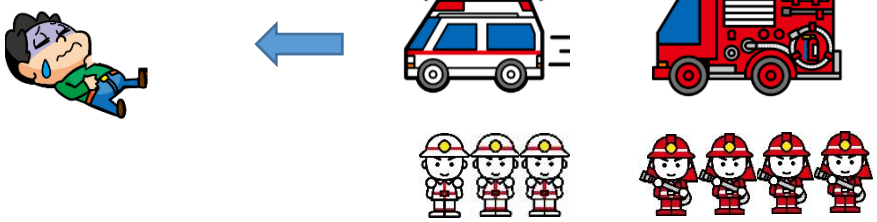

イ．狭隘地域へのミニ消防車を活用したＰＡ連携出動

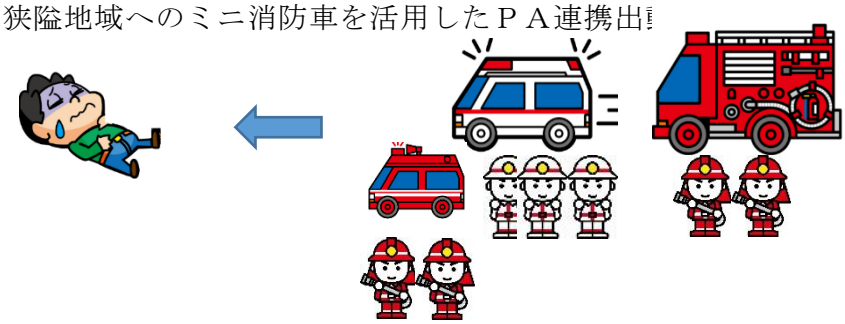

（ミニ消防車）

②その他の活用案

ア．狭隘地域における初期消火活動

イ．災害発生時における情報収集や住民への広報活動

ウ．火災予防広報、消防パトロール、立入検査などの日常業務

４．楠地区消防分団の一分団化について

平成22年４月の四日市市消防団と楠消防団の一団化により、楠地区に２分団（北楠・南楠分団）を設置した。また、この一団化に併せて、定員数を620人にするとともに、機能別団員の制度を導入した。

現在、平成31年度末の消防分団の一分団化に向けた取り組みが進められている。

（１）一分団化に向けたこれまでの取り組み

平成26年６月　楠地区消防分団組織検討委員会を設置

平成28年３月　市議会での附帯決議「楠地区における消防分団の一分団化を平成31年度末までに確実に推し進めること。」

平成28年12月　「平成28年度楠地区消防分団組織検討委員会結果報告書」に一分団化に向けたスケジュールや一分団化後の運用が示される。

平成29年度～　上記の報告書に基づき、北楠分団、南楠分団及び楠地区連合自治会と協議

（２）一分団化後の運用方針

項目	内容
定数	２２人
車庫・詰所	北楠分団車庫を活用
車両	南楠分団車を活用

※現在の協議、調整事項

定数を２分団64人から１分団22人にすることが、消防力の低下にならないように、現在、活躍している団員の活動の場（団本部付きの基本団員や機能別団員）について、協議、調整を行っている。

（３）今後のスケジュール

平成30年度下半期　団本部事務局及び地元分団との協議調整

平成31年度上半期　一分団化についての説明（議会、地元自治会、消防団

条例、規則（四日市市消防団設置等に関する条例、四日市市消防団規則）の改正

平成31年度下半期　一分団化のための施設、装備、車両等の調整

平成31年度末　　一分団化完了

○四日市市消防団組織図

H32.4.1

				（定数）	（定数）（増減）	
団長	副団長（団本部付け）	団本部付き基本団員		55	97	＋42
		機能別団員	警防部	水防対応班		
				昼間災害対応班		
			広報指導部	訓練指導班		
				広報班		
		サルビア分団		15	15	0
	副団長（北ブロック）	羽津分団		22	22	0
		富田分団		22	22	0
		富洲原分団		22	22	0
		大矢知分団		22	22	0
		八郷分団		22	22	0
		下野分団		22	22	0
		保々分団		22	22	0
	副団長（中ブロック）	橋北分団		17	17	0
		海蔵分団		17	17	0
		海上分団		17	17	0
		常磐分団		22	22	0
		三重分団		22	22	0
		神前分団		22	22	0
		川島分団		22	22	0
		県分団		22	22	0
		桜分団		22	22	0
	副団長（南ブロック）	塩浜分団		17	17	0
		日永分団		22	22	0
		河原田分団		17	17	0
		内部分団		22	22	0
		四郷分団		22	22	0
		小山田分団		22	22	0
		水沢分団		22	22	0
		北楠分団		37	22	−42
		南楠分団		27		
合計	1		4	615	615	0

５．機能別団員について

（１）機能別団員の現況

部	班	人員	主な活動
警防部	水防対応班	12 人	水防活動
	昼間災害対応班	7 人	昼間のみの災害対応
広報指導部	訓練指導班	8 人	防災訓練、応急手当指導 消防本部が主催する救命講習
	訓練指導班 （大学生）	14 人	防災訓練、応急手当指導 消防本部が主催する救命講習 避難所運営サポート ボランティアセンターサポート
	広報班 （消防音楽隊）	16 人	演奏による火災予防広報

平成30年９月１日現在　57人

（２）機能別団員の充実強化について

【現在の水防対応班】

・人員　12 人（すべて楠地区在住）
・拠点　小倉車庫、南川車庫
・車両　２ｔダンプ　２台
・資機材　可搬式消防ポンプ　２台
　　消防ホース、管槍、スコップ等

全市対応の水防対応班の拠点が楠地区のみであることから、全市的な拠点（中消防署管内、北消防署管内、南消防署管内）について検討するとともに、各地域における機能別団員の確保についても検討する。

また、地震等の大規模災害対応などの任務や訓練指導や広報などの機能別団員の充実強化に向けた対応を検討する。

６．委員からの質疑及び意見

Ｑ．現在の南部分署、北部分署には１部隊ずつしか配置されておらず、管内で火災や救急案件が発生した際、救急車と消防車の同時出動ができないなど、ＰＡ連携に当たっても人員配置が十分でないと考える。体制をもう少し手厚くし、本市の消防力・救急力の強化につなげるべきと考えるが、どうか。

Ａ．同署所からのＰＡ連携を行うには２部隊の配置が必要であり、現状、北部分署や南部分署の場合は、近隣諸所の車両と合流するという運用となるが、理想は、同じ場所から救急車と消防車が出動できることである。しかしながら、南部分署、北部分署以外にも乗換え運用による署所はあり、どこにどれだけの部隊を配置するかについては、各署所の需要を見ながら判断したいと考えている。全体の出動件数が変わらないのであれば、現状の消防力のまま部隊の配置場所を変えることで対応することも一つの方策であるが、平成30年においては救急出動件数が非常に増えているということも念頭に対応していかなければならない。

Ｑ．救急出動件数が増加傾向にある原因は把握しているか。

Ａ．熱中症の増加による部分が大きい。また、熱中症でなくとも、猛暑が原因となって体力の低下を招き、他の病気を誘発したという場合も多い。

Ｑ．救急隊が現場に到着したものの、患者の回復等により搬送に至らなかった不搬送事案は増えているのか。

Ａ．平成 30 年１月から８月までの救急出動において、不搬送事案は過去と同程度の数値となっている。

（意見）狭隘地域において、傷病者の重症度の高い案件が発生した際、救急現場へ一刻も早く到着するためにも、軽の救命消防車の活用は非常に有効であると考える。機動性に富み、小回りの利く軽の救命消防車が先行して現場に到着し、速やかに後発の救急隊につなげていく手法が重要となるため、その他の活用法も含めて十分に検討の上、ぜひ活用してもらいたい。

（意見）現在の本市の消防行政の課題に対して、軽の救命消防車の導入は効果的であると考える。まずは試験的に導入し、当該車両を有効にＰＡ連携に組み込むためにはどのような人的配置が望ましいのかを含めて検証する必要があるため、前向きな取り組みを期待する。

（意見）機能別団員のうち水防対応班については、これまで楠地区に拠点を置き、もともと楠地区の分団員であった人たちに全市的な対応をお願いしてきたところであるが、地域の中での活動を第一に考える消防団員の思いをくみ取り、全市的な拠点や各地域における機能別団員の確保について検討するとのことである。よい方向性であると考えるため、今後も消防団員の思いを第一に議論を進めてほしい。

７．まとめ

本市の消防行政においては、総合計画において「消防力の強化・消防救急体制の充実」を重点的な施策として位置付け、消防署所の配置や出動範囲の適正化に取り組んできました。平成30年４月には北消防署北部分署が開署となり、これで、全市的な消防署所の適正配置は完了したことになります。

全市的な「８分消防５分救急」の実現が期待されるところでありますが、南部分署の運用を開始した平成29年においても、救急車の出動指令から現場到着までの時間は、平成26年、平成27年の実績よりも長くなっています。消防本部においては猛暑等の影響により、近年救急の件数が増加傾向にあり、救急車の管轄区域外への出動が多くなっていることから時間の短縮が図れていないのではないかと分析されているとのことでありますが、特に平成29年度の南部分署管内の救急出動件数は、２部隊を配置する中央分署に匹敵する実績となっております。さらに、南部分署においては、火災出動中のため救急要請に応じられなかったケースが平成29年度中に５件発生しているなど、現状の体制が十分であるとは言えない状況となっています。新設の北部分署においても、平成30年度内の救急出動件数が中央分署と同程度となることが予測されることからも、消防車と救急車が同時に出動することのできる人員の配置など、現場までの到着時間の短縮に向けたさらなる体制の強化が切に求められます。

また、救急現場までの到着時間の短縮に加え、現場での活動をスムーズに、かつ効果的に行うという観点から、ＰＡ連携の充実は、今後、より一層求められるものと考えます。特に高規格の車両の走行が困難な狭隘地域で発生した救急事案においては、傷病者の搬送が遅れることが懸念されるため、一分一秒でも早い現場への到着、及びいかに効率的に人命救助に取り組むかが課題となります。８月定例月議会の一般質問及び本調査において、消防本部からは、消火器具や救急資機材を積載した軽の救命消防車について、ＰＡ連携出動における活用等を視野に導入を検討していく方針が示されました。機動性に富んだ軽自動車が救急車・消防車に先行して現場に到着し、初期に必要な対応を行った上で速やかに後発部隊に引き継ぐことで、傷病者の重症化を防ぐといった効果も期待されるところであります。この他にも火災予防広報や災害発生時における情報収集など、様々な活用方法も考えられるところであるため、運用面について多角的に検証の上、導入に向けた前向きな検討を望みます。

本調査におきましては、このほか、平成31年度末を目途に進められている楠地区消防分団の一分団化に向けた進捗状況を確認いたしました。機能別団員のうち水防対応班については、楠地区にのみ全市対応の拠点が存在していることが長年の課題となっていましたが、自らの地域を第一に考えたいとの消防団員の意向を尊重し、中消防署管内・北消防署管内・南消防署管内への全市的な拠点の設置や、各地域での機能別団員の確保について検討されていることが示されました。１分団化により楠地区消防分団の定数が減となることから、現在活躍し

ている団員の活動の場の確保についても引き続き課題として検討していく必要がありますが、平成31年度末をもって非常備消防の全市的な体制の整備が、一応の完了を迎えることとなります。「８分消防５分救急」の確実な実施に向けた適切な人員配置、軽の救命消防車等を活用した新たな視点からの消防救急活動の検討など、常備消防のさらなる体制強化に向けて積極的に取り組むことを強く求めるとともに、各地区の消防団員が誇りを持って任務に当たれる環境整備に引き続き努められることを望み、当委員会の調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	森　康哲
副委員長	谷口周司
委員	川村幸康
委員	土井数馬
委員	早川新平
委員	樋口博己
委員	三平一良
委員	村山繁生

５．行政視察報告書

平成 30 年 11 月 1 日

四日市市議会

議長　竹野　兼主　様

総務常任委員会

委員長　森　康哲

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

１．視察日時　　平成 29 年 7 月 23 日（月）～7 月 25 日（水）

２．視察都市　　札幌市、千歳市

３．参 加 者　　森　康哲　　谷口周司　　土井数馬　　早川新平
樋口博己　　三平一良　　村山繁生
（随行）笠井厚徳

４．調査事項　　別紙のとおり

（札幌市）

１．市勢

市政施行　大正 11 年８月１日

人　　口　1,961,225 人（平成 30 年４月１日現在）

面　　積　1121.26 平方キロメートル

２．財政

平成 30 年度一般会計当初予算	1 兆 116 億円
平成 30 年度特別会計当初予算	3616 億 7500 万円
平成 29 年度企業会計当初予算	2611 億 3300 万円
合　　計	1 兆 6344 億 800 万円

３．議会

条例定数　68

６常任委員会（総務、財政市民、文教、厚生、建設、経済観光）

４特別委員会（予算・決算、大都市税財政制度・人口減少対策調査、冬季五輪招致・スポーツ振興調査、総合交通調査）

４．視察事項（ＩＣＴ活用戦略及びオープンデータの取り組みについて）

（１）視察目的

札幌市では、近年のＩＣＴの発展を受け、平成 28 年度に「札幌市ＩＣＴ活用戦略」を策定し、ＩＣＴの積極的な利活用を進めることで、札幌の抱える課題を解決し、暮らしの満足度の向上、地域の活性化、行政サービスの効率化等を実現するための取り組みを進めている。当戦略に基づくオープンデータの利活用を推進する取り組みとして、一般財団法人さっぽろ振興財団と共同でウェブサイト「札幌市ＩＣＴ活用プラットフォーム　ＤＡＴＡ－ＳＭＡＲＴ ＣＩＴＹ ＳＡＰＰＯＲＯ」を平成 30 年１月に構築。企業や大学などがオープンデータを活用しやすい環境を整備するとともに、市民にも気軽にオ

ープンデータに触れてもらえる取り組みを開始した。

本市では、世帯数・人口や商業・工業の状況といった統計情報について、オープンデータでの公開を開始したところであるが、さらなるオープンデータの公開及びその利活用の推進を図るなど、今後の施策におけるＩＣＴの活用について、調査研究を進める必要があることから、札幌市の近年の取り組みについて、本市の参考とすべく視察を行った。

（２）札幌市ＩＣＴ活用戦略の概要について

①札幌市ＩＣＴ活用戦略の位置付け

総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（平成 25 年度～34 年度）を実現するための中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」（平成 27 年度～31 年度）に基づく個別計画。

個別計画の一つではあるものの、ＩＣＴはあらゆる分野で活用されるため、各計画に対して横断的に位置する戦略である。

②札幌市ＩＣＴ活用戦略の目標

○まちづくり戦略ビジョンに基づく目指すべき都市像

（ⅰ）北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち

（ⅱ）互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち

○アクションプラン 2015 における未来の札幌の姿

（ⅰ）誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街

（ⅱ）世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街

ＩＣＴの活用により、「目指すべき都市像」、「未来の札幌の姿」の実現に寄与

札幌市ＩＣＴ活用戦略の目標

Ｓａｐｐｏｒｏ　Ｖａｌｕｅ（札幌の価値）の創造と向上

〔地理的価値　・　人的価値　・　技術的価値　・　創造的価値〕

Ａ．価値の創造

○イノベーション・プロジェクト

＜位置付け＞先進的、分野横断的な取り組みであり、イノベーションの創出により新たな価値の創造につながるプロジェクト

＜構成＞・イノベーションを生む「環境」づくり

・その環境のもとでの具体的な「事業」

＜具体的な取り組み＞

・データを収集、管理するためのプラットフォーム（システム及び体制）構築

・札幌駅前通地下歩行空間を先行的な実施エリアに位置付け、データ活用の取組を実施

Ｂ．価値の向上

○ＩＣＴ活用の基本施策

１－１　暮らしの質の向上（生活）

１－２　安全・安心の実現（生活）

２－１　産業の振興（経済）

２－２　多様な雇用と働き方の創造（経済）

３　　人材の育成（教育）

４　　効率的で信頼される行政（行政）

↓

〇多様な価値を創造し、向上させた取り組みの成果を内外へ積極的に発信していく

〇札幌がＩＣＴ活用のトップランナーとして注目されることで、さらなる価値の創造・向上につながる。

③「札幌市ＩＣＴ活用戦略」イノベーション・プロジェクトのイメージ

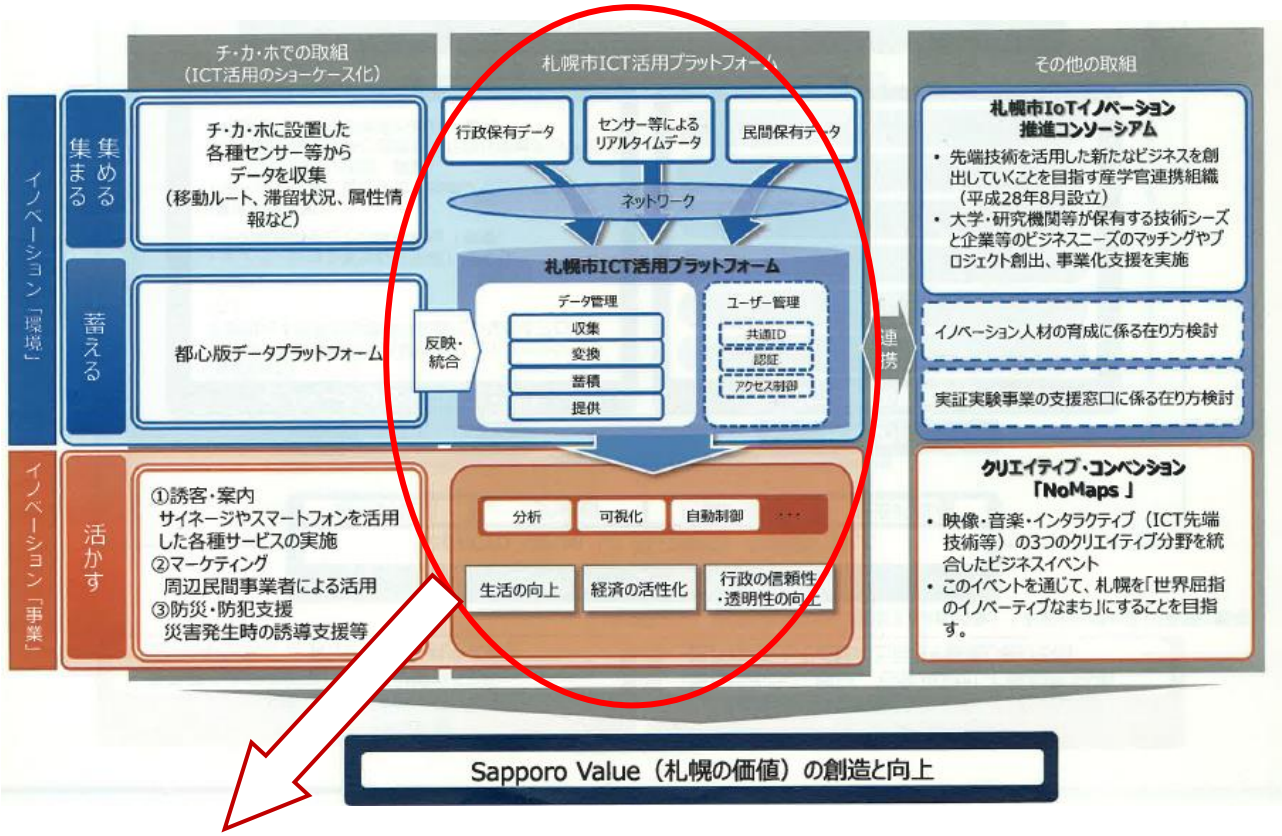

（３）札幌市ＩＣＴ活用プラットフォームについて

官民の様々なオープンデータ、ビッグデータを活用するためのプラットフォーム（Ｗｅｂサイト「札幌市ＩＣＴ活用プラットフォーム ＤＡＴＡ－ＳＭＡＲＴ ＣＩＴＹ ＳＡＰＰＯＲＯ」）を構築。データの収集・管理だけでなく、イノベーション創出の契機となるよう、市内外の民間事業者や大学・研究機関、市民等が取り組むデータ利活用を促進するための窓口機能も併せ持っており、データカタログ、ダッシュボード、データ活用アイデアの３コンテンツで構成される。

①札幌市ＩＣＴ活用プラットフォーム検討会

オープンデータやビッグデータを活用するためのシステム基盤及び産学官の連携体制の確立に向け、平成 28 年に開設。

＜検討内容＞

・データ活用の推進指針

　オープンデータ・ビッグデータの収集・蓄積・活用の指針

・プラットフォームの要件

　機能、システム構成、個人情報保護、情報セキュリティ等

・プラットフォームの運用体制

　運営・維持管理組織の検討等

各部会

○スポーツ・観光ＩＣＴ推進部会（平成 30 年 7 月 25 日設立）

・スポーツイベント等に関する、観客、選手、運営者向けＩＣＴ活用検討

・観光客の利便性向上、誘導、効果的なプロモーションに関するＩＣＴ活用検討

○交通・雪対策ＩＣＴ推進部会（平成 28 年 12 月 13 日設立）

・公共交通機関の利用促進、運用最適化に関するＩＣＴ活用検討

・除雪事業についての市民満足度、運用効率化に関するＩＣＴ活用検討

○健康ＩＣＴ推進部会（平成 30 年 1 月 25 日設立）

・市民の健康促進の向上等に向けたＩＣＴ活用検討

②プラットフォーム構築事業概要（イメージ）

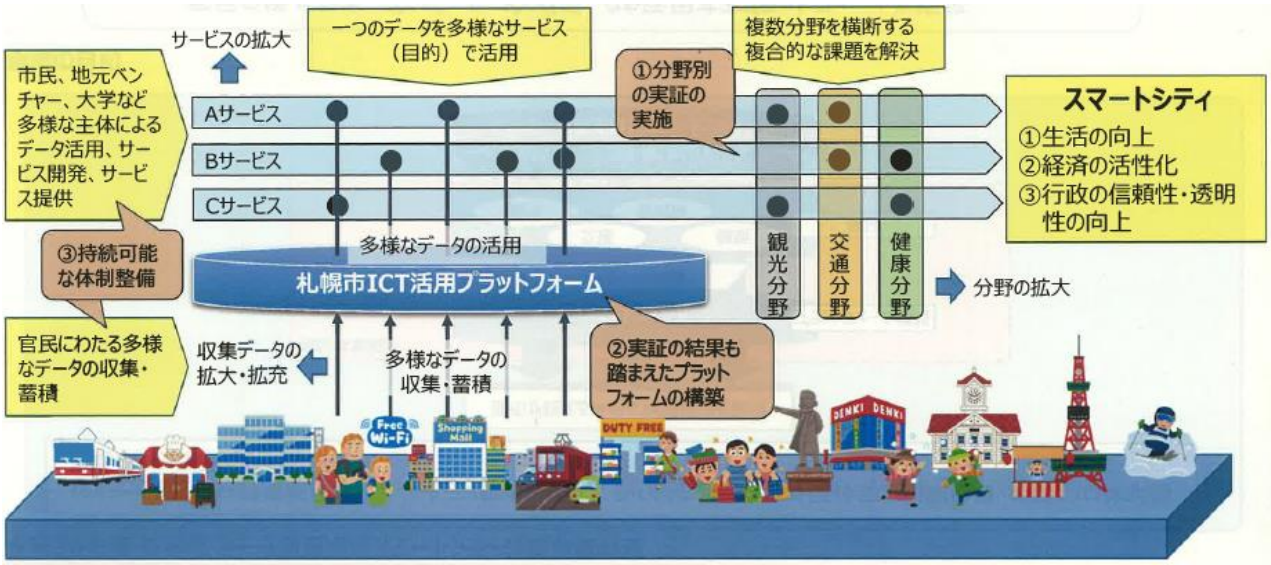

③プラットフォーム構築に係る事業費について

総事業費：１億２千万円（うち６千万円は、総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業による補助金を活用）

※総務省「データ利活用型スマートシティ推進事業」について

⇒ＩＣＴを活用した分野横断的なスマートシティ型のまちづくりに取り組む、地方公共団体等の初期投資・継続的な体制整備等に係る経費の一部を補助。

＜目的＞「官民の様々なオープンデータ、ビッグデータを活用するプラットフォームの構築」、「サービス提供やオープンデータ化において多様な主体が参画可能な環境の整備」を通じ、ＩＣＴによる「まちづくり」を推進し、「生活の向上」、「経済の活性化」、「行政の信頼性・透明性の向上」を図る。

④Ｗｅｂサイトについて

データ登録、蓄積・管理、提供といったデータ関連機能、データ利活用の普及・促進を図るためのダッシュボード機能、アカウント管理機能を持ったプラットフォームを構築（Ｗｅｂサイト名：札幌市ＩＣＴ活用プラットフォーム　ＤＡＴＡ－ＳＭＡＲＴ ＣＩＴＹ ＳＡＰＰＯＲＯ）。

＜トップ画面＞

＜データカタログ画面＞

〔データセット数・サイト訪問数の変化〕

項目	目標値 （既存札幌市オープンデータカタログサイトからの伸展）	実績 （H30.2月末）	実績 （H30.4月末）
登録されるデータセット数	87→130 （1．5倍）	137 （1．57倍）	142 （1．63倍）
プラットフォーム月平均訪問数 （セッション数）	257→600 （2．3倍）	9981 （38．8倍）	5406 （21．0倍）

〔ダッシュボードの例〕※ダッシュボード：各種データを活用・分析し、地図やグラフで分かりやすく表示したもの

Ａ．札幌の暮らしＭａｐ

区別の人口統計データを使用し、区ごとの人口グラフと年代・男女別のヒートマップを表示。人口統計データと生活関連施設の位置データを使用し、人口と施設配置のバランスをマップ上で表示。

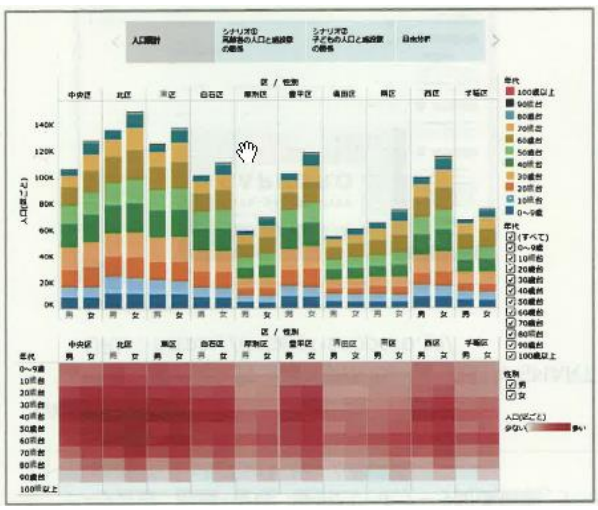

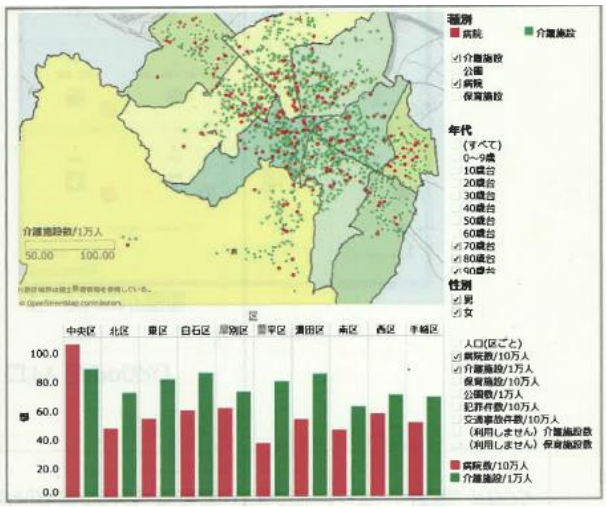

Ｂ．地下鉄人流Ｖｉｅｗ

１日の中で、地下鉄の乗客数がどのように推移しているか、地下鉄車両の動きも併せて表示し、地下鉄と人々の流れを可視化。

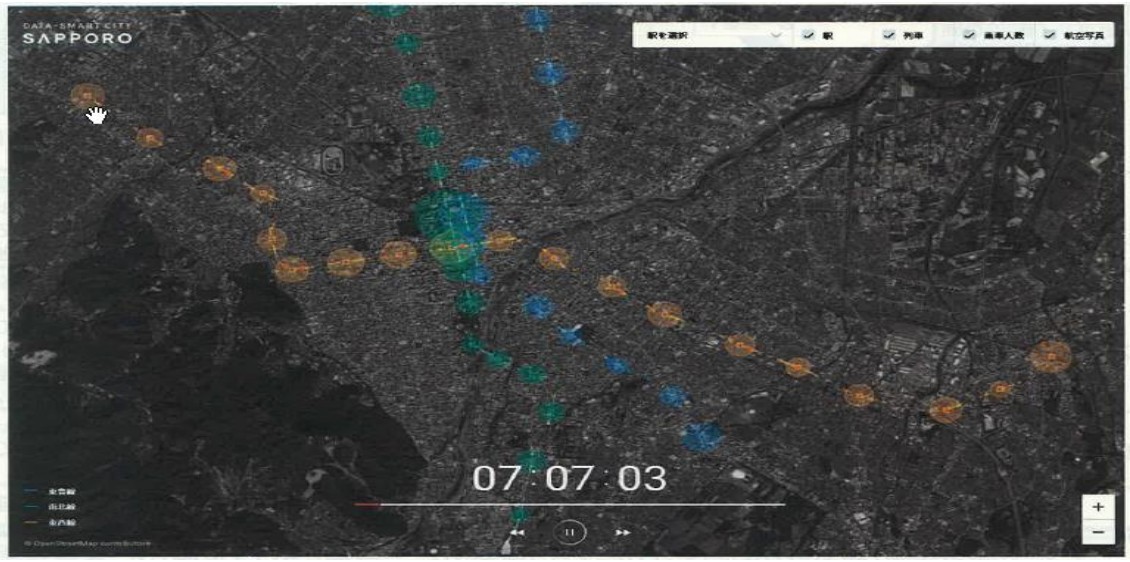

⑤プラットフォームを活用した実証事業

Ａ.【観光】人流×購買データを活用したインバウンド向け消費促進・周遊促進サービス

〔テーマ〕民間企業が有効にデータを利活用できる仕組みの構築

〔課題〕・インバウンドの滞在中の移動、購買行動等の把握

・市内中心部に偏っている観光客の郊外施設等への誘客案内

〔取得するデータ〕

・人流データ：提携基地局データ、ＧＰＳ、ビーコンの位置情報

・購買データ：商業施設の購買データ

〔実証ポイント〕

・人流・購買データの分析⇒インバウンドの動態把握

分析に基づいたマーケティングによる販路拡大、購買データ比較による自社販促（品揃え等）の検討、インバウンドの呼び込みのためのプロモーション検討

・観光アプリの活用⇒魅力ある郊外施設への誘導

おすすめスポットに誘客するための施設情報、交通手段情報等の提供（近隣のおすすめスポットをＰｕｓｈ配信）

〔実施状況〕

・平成 30 年２月 15 日～商業施設等へのデータ分析結果提供開始

・平成 30 年４月末現在：商業施設４団体、周遊施設７団体８カ所、
宿泊施設６団体７カ所が参加

〔事業のＫＰＩ（平成 30 年２月末時点)〕

・購買データを収集する店舗　目標：５店舗以上
結果：５団体 18 店舗

・位置情報を収集するアプリ　目標：２アプリ以上
結果：２アプリ

Ｂ.【観光】観光客向け「交通情報一元化提供」サービス

〔テーマ〕交通情報の集約と情報発信環境の整備

〔課題〕・荒天等の交通混乱時における、運行状況の一元的な把握

・適切な交通情報を提供することによる観光客満足度の向上

〔取得するデータ〕

・各交通機関の運行・遅延情報

〔実証ポイント〕

・市内各交通機関の運行情報を集約。荒天・災害・事故発生時における遅延、運休情報を多言語に変換し提供

・観光案内所やチ・カ・ホ（札幌駅前通地下歩行空間）等のデジタルサイネージやＷｅｂページなどで一元的に掲示

・集積した情報はプラットフォームに蓄積し、二次利用可能な形式で提供

〔実施状況〕

・平成 30 年１月 29 日～Ｗｅｂサイト・サイネージによる情報提供開始

〔事業のＫＰＩ（平成 30 年２月末時点)〕

・参加する交通事業者　目標：４事業者以上　結果：６事業者

・提供サービスの発信媒体　目標：２媒体以上　結果：３媒体

Ｃ．【雪対策】冬季プローブカーデータの収集・提供及びスマート除排雪サービス

〔テーマ〕ビッグデータを活用した効果的・効率的な除排雪のあり方検討

〔課題〕・路肩の雪山や路面のわだち等による渋滞発生、交通機関運行状況の乱れ

〔取得するデータ〕

・ゴミ収集車等に搭載したセンサーから路面情報（画像データ、位置データ、加速度データ、温度）を新たに収集

※別途取得する路肩積雪データ、ＧＰＳデータ、除排雪実施記録データ、気象データ等も活用

〔実証ポイント〕

・収集したデータを分析し、渋滞が発生しやすい区間の特定を行い、スポット的な除排雪を実施

⇒交通状況の変化などについて効果検証を実施

・収集データはプラットフォームに蓄積。大学等研究機関の、プローブカー・データを活用した研究等の活性化や、民間企業のマーケティングやアプリ開発など、ビジネス化促進につなげる

〔実施状況〕

・平成 29 年 12 月 17 日～平成 30 年２月末

ごみ収集車によるデータ取得

〔事業のＫＰＩ（平成 30 年２月末時点)〕

・データ取得対象道路の総延長

目標：前年度比３倍（９ｋｍ→27ｋｍ）結果：90.7ｋｍ（10 倍）

Ｄ．【雪対策】冬季路面情報の収集・提供および砂まき行動促進サービス

〔テーマ〕市民との協働による滑り止め材散布の促進

〔課題〕・冬季の路面凍結による歩行者転倒事故の防止

・凍結防止の砂箱（滑り止め材）の認知・利用向上

〔取得するデータ〕

・市内の砂箱の位置情報

・歩行者転倒者情報

・路面観察情報（市民等からアップロードされた情報を蓄積）

・砂箱在庫情報

〔実証ポイント〕

・市民からの情報発信による歩道路面状況の収集（協働の取り組み促進）

・利用者の現在位置の状況を分析することによる、転倒リスク判定結果の表示による注意喚起

・近隣の砂箱位置の表示による、市民による滑り止め材散布の促進

・砂箱在庫情報を、定期的に砂箱補充者へ提供

⇒上記より、転倒者数の削減、転倒による緊急搬送者数の削減、効果的な砂袋補充作業を目指す

〔実施状況〕

・平成 29 年 12 月１日～平成 30 年３月 30 日

Ｗｅｂサイト運用

〔事業のＫＰＩ（平成 30 年２月末時点)〕

・転倒危険箇所の提供　目標：20 カ所以上

結果：月平均 21.75 カ所、延べ 87 カ所

・路面情報収集協力者数　目標：100 名以上

結果：163 名

Ｅ.【健康】健康行動促進を目的とするＩｏＴによるビッグデータの収集と活用サービス

〔テーマ〕健康活動状況や健康状態の可視化による健康意識向上

〔課題〕・若年齢層の健康意識向上

・少子高齢化による将来的な医療費増加の抑制

・市民の健康促進による生産年齢人口の確保

〔取得するデータ〕

・属性情報（性別、身長、体重など）

・歩行に関する活動量情報

・健康行動の意識調査（アンケート）

〔実証ポイント〕

・健康イベントと連携し、会員の登録、スマホアプリを利用したデータ収集の実施

⇒健康活動状況や健康状態の可視化による健康意識向上

※健康ポイント参加企業（ドラッグストア・薬局など）は、ビッグデータを活用し、医薬品、健康食品等の購買情報分析を行う。

※将来的な活用イメージは、

・複数事業者の参加によるポイント制度の多面的運用

・アプリへの入力可能なパーソナルデータの拡張（健診情報、服薬情報等）

・収集したデータを民間企業等による研究・販売活動に活用

〔実施状況〕

・平成 29 年 11 月 23・24 日健康促進イベント実施

～平成 30 年２月末アプリ登録、活動量データなど収集

〔事業のＫＰＩ（平成 30 年２月末時点）〕

・活動量や健康意識に関するデータを提供する個人

目標：300 名以上　結果：289 名

⑥ＩＣＴ活用プラットフォームで提供するデータ

・札幌市保有データ（札幌市オープンデータカタログサイト掲載データ、札幌市公式ホームページ掲載データ等）

・実証事業取得データ（インバウンド滞留×購買分析データ（限定公開）、交通機関遅延情報、砂箱位置情報、緊急搬送者情報）

・民間事業者データ

＜プラットフォームで提供している札幌市データ例＞

カテゴリ	データセット名
防災	火災発生件数、事故発生状況（LPガス）、緊急貯水槽、避難所情報、過去の災害記録
人口	札幌市人口移動実態調査、住民基本台帳人口、区・男女別人口及び世帯数（推計人口）、札幌市将来人口推計
都市計画	公園緑地の統計、地区計画書・計画図
交通	市内各種輸送機関輸送状況（1日平均）、路面電車輸送状況、路面電車営業路線長、運転系統数、停留場数、在籍車数、路面電車軌道データ、市内各輸送機関別乗車人員、タクシー運送状況、バス事業者別1日平均乗車人員経年変化、主要地点の交通量と混雑度の経年変化
経済・観光	産業連関表、市民経済計算
教育・文化・スポーツ	教育データ集
保健・福祉	札幌市の要介護認定等の状況、有料老人ホーム一覧、国民健康保険料早見表、介護事業者・施設一覧
子育て	認可保育所等一覧
環境	札幌市環境マネジメントレポート、ゴミ袋等販売取扱店一覧、空間放射線量測定結果、ごみ分けガイド、公園トイレ一覧、資源物の回収拠点
建設	札幌駅北口地下駐車場情報
上下水道	指定給水装置工事事業者一覧、緊急時給水管路
その他	札幌市オープンデータ推進方針、札幌市オープンデータ推進ガイドライン、広報さっぽろ、市政世論調査、庁舎管理課入札・契約情報、札幌市競争入札参加資格者名簿、石油製品小売価格調査、投票所一覧

今後も札幌市のデータ、民間事業者のデータ等、ニーズの高いデータをプラットフォームへ順次掲載予定

⑦平成 30 年度の取り組み

Ⅰ．官民データ活用シーンの創造

・一般財団法人さっぽろ産業振興財団の「データ活用コーディネーター」と連携。官民によるデータ活用の活性化を図る。

・官民データ活用推進計画の策定を念頭に置き、先進的なデータ利活用事例などに関する調査研究を実施。

Ⅱ．行政のオープンデータ推進

・庁内に札幌市ＩＣＴ活用推進本部を設置。ワーキンググループにおいて全庁的なオープンデータの推進や重点分野などを検討。

・「札幌市オープンデータ推進方針」及び「札幌市オープンデータ推進ガイ

ドライン」を踏まえ、研修を通じてオープンデータの意義や原則、具体的なデータ作成・公開方法など、職員の対応力を向上させる。

Ⅲ．外部組織との連携

・一般社団法人 Code for Japan による実践型共創人材育成プログラム「地域フィールドラボ」の活用を検討。

・NoMaps、インターナショナル・オープンデータ・デイなどの既存イベントと連携した普及啓発。

Ⅳ．データ利活用人材の育成

・プラットフォームを北海道大学をはじめとする教育機関に活用してもらい、データ利活用人材の育成をサポート。

Ⅴ．プラットフォーム支援機能追加の検討

・データオープン化の効率化に寄与する機能、ＡＩを活用したデータのクレンジング機能など、プラットフォームの価値が向上し、利活用を促進するための機能追加を検討。

Ⅵ．札幌市ＩＣＴ活用プラットフォーム検討会（産官学連携）

・プラットフォームの自走化・持続化に向けた方策などについて、産学官の有識者からの意見を交えて検討。

↓

○官民データ活用の推進

○シビックテック（ＩＣＴ等の技術を活用した、地域・社会の課題を解決するための取り組み）の推進

（4）委員からの質問

Q．健康行動促進を目的とした実証事業を行っているが、マイナンバーカードの活用は視野にあるのか。

A．マイナンバーに対する嫌悪感もあり、札幌市では全国的に見てもマイナンバーカードの普及率が低い。普及率が五、六割となれば可能性はあると考える。なお、当事業のデータ提供者の実績は 289 名であるが、登録作業を煩雑に感じる人もおり、なかなか集まらなかった。

Q．将来的には国民健康保険証もマイナンバーカードに統一していく想定もあるが、そのためには健診等様々なデータが必要となる。この点について、まだマイナンバーカードの活用に向けてはハードルが高いと考えているのか。

A．将来的なマイナンバーカードの活用の想定はあるが、市民のプライバシーやセキュリティに対する不安感が背景にあり、第一に庁内でのデータ活用に対する理解が進んでいないというところである。

Q．289 名から健康関係データを収集しているが、庁内では、これらのデータの今後の活用について踏み込めない状況であるのか。

A．市民感情への配慮から、現実に、動きにくい面はあり、個人のデータが「奪われる」替わりにそれに応じた便益の提供を検討していく必要がある。健康情報の場合、健診データや医療データ等、相当量の情報となるため、市民にとって、それに見合った目先の便益とは何かが課題となっている。

Q．289 名のデータ収集に苦労しているとのことだが、収集に当たっては、若年層の健康に対する意識の低さ等の現状も示しながら啓発を行ったのか。

A．子供向けのイベント会場等、若年層が多く集まる場所を選んで募集を行った。

Q．主要事業として、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付システム構築等事業が挙げられているが、カードの普及が進まない理由をどのように捉えているか。

A．個人情報の流出に対する不安感や、窓口での受け取りが必要であるなど手

続きが煩雑であることのほか、マイナンバーカードを活用したサービス展開が全国的に進んでいないことが挙げられる。引っ越しの際に、ガスや水道、電気等の手続きがカード１枚でできるようになるなど、ワンストップサービスが進めば、普及していくのではないかと考えている。札幌市の場合、ＳＡＰＩＣＡというＩＣカードを独自に発行しており、市内全ての公共交通機関の利用や、図書館での本の貸し出し等ができることから、市民カードとしてかなり普及している。このため、マイナンバーカードとＳＡＰＩＣＡのどちらを進めるのか、悩ましいところである。

Ｑ．市を挙げてＩＣＴ活用を推進することは、市民や地域の企業にどのようにかかわりを持ち、どのように地域の活性化につながるのか。

Ａ．データの活用がもっとも肝要である。人流と購買データの掛け合わせの実証事業では、小売店等が、実際に収集したデータをいかに活用できるか気づき、実感してもらうことに意義がある。除排雪の実証事業においては、データ活用により、どこにどれほどの積雪があるか、除排雪が現在行われているルートがどこかを可視化することで、一般市民にとっても便益がある。

Ｑ．データを活用して初めて有益性に気付くということは、全体的にはＩＣＴの推進について周知が行き渡っていないということか。

Ａ．ＩＣＴを活用しているということについて、市民は意識せずとも利便性が向上することが理想である。例えば、除排雪実施ルートの可視化についても、市民は除雪車にＧＰＳが備わっていることを知っているわけではないため、ＩＣＴの活用自体を市民に周知する必要はないと考えている。

Ｑ．行政の保有データと異なり、民間企業としては、自身のデータを提供することには抵抗があると考える。オープンデータの利活用が進みにくい要因とはならないのか。

Ａ．最初は民間企業からの反応は良いものではなかったが、実際にデータの集約・活用を行ったところ、その利活用の有益性について理解が得られたところであり、現在はホテル業界と交渉を行っている。地域の中で顧客を奪い合

うのではなく、地域が一丸となって市を盛り上げていくという機運が高まっているのではないかと考えている。

（意見）マイナンバーカードについても、個人情報流出等の不安から普及が進まないという面がある。官民のオープンデータの利活用についても同様で、どのように民間に理解を求め、普及させていくかが重要であり、非常に難しい問題であると感じる。

Q．現在、ホテル業界と交渉しているとのことだが、行政側から、事業者側に必要な情報を伝えた上で、データの提供を求めているのか。

A．ホテルに対しては、１日当たりの外国人観光客の宿泊者数に関するデータを求めている。これに人流データを掛け合わせて分析を行うこととなると考える。また、小売店に対しては、外国人観光客の免税での購買データを求めており、どの商品がいつ売れたかが国別に分かるようになっている。小売店によっては、独自の商品コードを使用している場合もあり、他の小売店のデータと紐づけが困難であることから、商品の標準化が現在の課題である。

Q．子育て支援の充実が基本施策に挙げられているが、どのようなことを行っているか。

A．子育て支援アプリを作成し、子供の年齢で検索すれば、予防接種等、その年齢に関するイベント情報が見られるよう、市から情報発信を行っている。

Q．札幌市の独自アプリはどれほどあるのか。

A．七、八ほどのアプリがあり、市からの委託等により民間事業者が開設している。しかし、サービスごとのアプリが乱立するとかえって分かりにくいという議論もあり、多いことがよいわけではない。現在は、せめてデザインだけでも統一できないかといったことも議論している。

Q．プラットフォームで教育データ集のデータを提供しているとのことである。学力等のデータは公開しにくいと考えるが、どこまで提供しているのか。

A．各学校の予算や、給食、児童生徒数の推移等、統計的なデータである。現

状はＰＤＦデータとなっているため、個別のデータとして提供できるよう検討したいと考えている。

（意見）民間の学習塾と学校側のデータが組み合わさればさらなる発展があると考える。

Ｑ．札幌市の保有データをオープンデータとするための手続きはどのようなものか。部局長決裁等を要するのか。

Ａ．所属によって異なるが、データ活用の推進指針の中で、現在ホームページに掲載されているデータは全てオープンデータとする方針を立てていることから、特段の手続きは必要ないと考えている。また、各所属には、特にニーズの高いものや、国がオープンデータ化を推奨しているものについては、オープンデータとするよう要請している。

Ｑ．民間事業者から、特定行政データのオープンデータ化を求められることもあるのか。

Ａ．それほど数は多くない。平成30年度はデータ活用コーディネーターによる民間事業者へのニーズ調査も行っており、特に中小企業に対してデータを活用した事業展開の理解促進に努めているところである。

Ｑ．ＳＡＰＩＣＡのデータは、登録していないのか。

Ａ．個人情報が含まれており、ＳＡＰＩＣＡの交付申請時に、オープンデータとしての利用の許諾をとっていないため、登録していない。しかし、交通系データは有益であるため、ＳＡＰＩＣＡのデータの活用については今後の課題である。

Ｑ．ＳＡＰＩＣＡデータの庁内での活用はないのか。

Ａ．交通局で活用する分にはよいが、個人情報保護条例の関係上、他部局で当然に活用することは難しい。個人情報保護に対する市民意識の変革に向け、総務省にも具体的な取り組みの要望を行っており、全国的にそのようなデータ活用の機運が高まれば、将来的に条例改正の可能性もあると考える。

Ｑ．除排雪の実証事業において、ゴミ収集車等に取り付けたドライブレコーダ

ーからの情報は、映像のみであるのか。

Ａ．映像のほか、レーザー照射により凹凸を感知するセンサー等もある。

Ｑ．アンケート調査によれば、インターネットを利用していない人が 26%いるが、このような層に対してどのように配慮しているか。

Ａ．インターネットやデジタルに対応できていない世代もあるため、ホームページの情報を広報誌等で併せて周知するなど、アナログ部分での対策を図っている。

Ｑ．札幌市ＩｏＴ推進コンソーシアムにおいてＡＩの活用に取り組むことにより、研究者の人材確保につなげたいとのことだが、具体的な効果はあるのか。

Ａ．札幌ＡＩラボが平成 29 年度に立ち上がり、積極的にＡＩ開発を進める地場企業も出てきており、しっかり連携して取り組みを進めていくこととなるが、まだ効果の出ている段階ではない。ただし、北海道大学出身者がＡＩの研究を進めるために、東京からＵターンで札幌市の地場企業に再就職したという例も出てきており、札幌市がＡＩの発信都市となれれば、人材確保にもつながると考える。

Ｑ．行政でのＡＩ活用に向け、市で専門家を雇う考えはないのか。

Ａ．行政事務のＡＩ活用による効率化という動きはあるが、現状、どのように活用できるかわからない状況であり、まずは、前段階のＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）の実証を行おうという段階である。次段階としてＡＩの活用を考える際、企業との連携という目的も含め、専門職員を採用することもあると考える。

Ｑ．札幌市では、現状、ＡＩを活用した行政サービスは行っていないのか。

Ａ．札幌市コールセンターのＱＡデータを活用し、札幌市の公共交通機関の乗換案内をＡＩにより行う実証実験を平成 29 年度に行った。札幌市の地場企業が開発したＡＩツールを公開することで、他の企業の新たな取り組みを創出する産業振興の目的で行っており、データはプラットフォームでも公開して

いる。アクセス数が非常に多く、事業者等による活用が多いものと考える。現在は、観光セクションでＡＩの活用を検討している。

Ｑ．外国人観光客の来訪に向け、市内に Wi-Fi 環境は整っているのか。

Ａ．Sapporo City Wi-Fi を整備しているが、環境としては後発である。Wi-Fi サービスの向上に向けては議論もあるが、近年ではポケット Wi-Fi や SIM フリー携帯も多くなっているため、必要性については疑問もある。

（５）委員会としての所感

札幌市のＩＣＴ活用戦略は、平成 28 年度に策定され、これに基づき平成 29 年度にオープンデータ推進方針、オープンデータ推進ガイドラインを定めるなど、オープンデータに関する取り組みを本格始動しています。同時に、官民データの活用シーンを創造すべく、ＩＣＴ活用プラットフォームを立ち上げ、平成 29 年度においては観光、雪対策、健康分野で５つの実証事業を行っています。

ＩＣＴ活用プラットフォームの立ち上げは平成 30 年１月であり、官民含めたデータ活用の推進についてはまだ手探り段階であるとの印象を受けましたが、それでも登録されるデータセット数やプラットフォームへの月平均訪問数については、従来のオープンデータカタログサイトから大きく進展しているなど、特に民間事業者等が、今後の事業展開に、様々なデータの利活用をすべく注目していることがうかがえます。平成 29 年度の実証事業「人流×購買データを活用したインバウンド向け消費促進／周遊促進サービス」においては、民間小売店等の購買データの提供が目標以上に進んでいる点は特に印象深く、企業秘密等の秘匿の必要性以上に、様々なデータ活用の有効性を事業者が実感しているのではないかと感じるところであります。

また、肝心の行政のオープンデータの推進については、札幌市ではこれまでホームページで公開してきたデータについては、全てオープンデータとしていくという方針を持っています。しかしながら、庁内でのオープンデータの推進に関する理解が進んでいないことが大きな課題であり、事務負担の増に対する

懸念やオープンデータの有益性を疑問視する声もあるとのことです。このような中、札幌市では、庁内に設置されたＩＣＴ活用推進本部のワーキンググループにおいて、オープンデータの推進や重点分野等の検討を重ねており、地道に庁内での理解促進を図っているところです。これはマイナンバー制度の普及についても言えることですが、官民含めたデータの利活用の促進に当たっては、事業者、市民に加えて、行政自身がその利便性・有益性について理解を深め、次なる取り組みに繋げていくことが重要であると考えます。

札幌市では、今後、「データ活用コーディネーター」を活用し、民間事業者へのニーズ調査の上、さらなる官民データ活用シーンの創造に努めていくとのことであります。北海道大学という研究機関を持つ大都市であることで進められる施策もあると考えますが、今後、本市においてオープンデータの活用を初めとしたＩＣＴの利活用を推進していく上で、札幌市の取り組みは非常に参考となると考えます。本市はまだオープンデータについても取り組みを開始したばかりであり、全市的なＩＣＴの推進については今後の課題であります。札幌市をはじめとした先行事例について調査研究を行い、ＩＣＴの活用について、他都市に行き遅れることのないよう取り組みを進められることを期待し、視察報告といたします。

（千歳市）

１．市勢

市政施行　昭和 33 年７月１日

人　　口　96,119 人（平成 30 年４月１日現在）

面　　積　594.50 平方キロメートル

２．財政

平成 29 年度一般会計当初予算	394 億 3000 万円
平成 29 年度特別会計当初予算	144 億 7000 万円
平成 29 年度企業会計当初予算	155 億 7000 万円
合　　計	694 億 7000 万円

３．議会

条例定数　23

３常任委員会（総務文教、厚生環境、産業建設）

４．視察事項（千歳市防災学習交流センター『そなえーる』について）

（１）視察目的

千歳市の防災学習交流センター『そなえーる』は、災害を「学ぶ・体験する・備える」をキーワードに、さまざまな災害の疑似体験をしながら防災に関する知識や、災害発生時の行動を学ぶ施設として開設された。地震体験・避難者体験・避難器具体験・119 番通報体験など、災害を疑似体験するコーナーが設けられており、とりわけ地震体験においては、国内で過去に起きた複数の大きな地震の揺れ等を体験できる起震装置があり、平成 29 年度には東日本大震災や熊本地震の揺れ方を加えるなど、それぞれの特徴を捉えた体験ができるよう更新が行われている。

本市では、防災に関する知識や技術を高め、その行動を楽しみながら体験学習ができる施設として、北消防署の建て替えを機に平成９年に防災教育センタ

ーを開設しているが、施設の手狭さや展示物の老朽化等、市民の防災教育の拠点としては課題もあると考えられることから、今後の本市の防災教育センターのあり方を考えるに当たり、千歳市の取り組みを参考とすべく視察を行った。

（２）施設建設の経緯と目的

千歳市は、自衛隊が市街地の三方を取り囲むような形状で、北東に陸上自衛隊東千歳駐屯地、南東に航空自衛隊千歳基地、南西に北千歳駐屯地が位置しており、しかも市街地の縁周部には、装軌車両、主に戦車が頻繁に通行する、延長約 10ｋｍの行動（通称「Ｃ経路」）が通っており、東千歳駐屯地と北千歳駐屯地、その奥に続く北海道大演習場を結んでいる。

①Ｃ経路対策の基本方針

Ｃ経路は、一部住宅地を通ることから、沿線住民から騒音振動による被害などが寄せられており、Ｃ経路における騒音などの課題解決を図るため、道路整備や緩衝地帯の整備などを盛り込んだ基本方針を定め、沿線地域の生活環境の改善に努めるも、地域の活性化や生活環境の一層の改善が要望される。

②まちづくり構想策定支援事業に基づく解決

平成 14 年度に、防衛施設周辺地域の発展に向けた新たな国の高額補助制度「まちづくり構想策定支援事業」の創設

Ｃ経路沿道の課題解決を図るとともに、市の総合計画で位置付けられた総合的な防災対策の推進や自主防災組織の充実などの観点から、住民要望や住民懇話会での議論を踏まえ、防災学習交流施設の整備を決定。

平成 17 年 12 月に補助事業として採択され、防衛施設と共存した災害に強い安全なまちづくりを進めることに。

＜総事業費＞約 21 億円・・・防衛省所管民生安定事業で実施

国庫補助率 75%、残り 25%は起債 75%、市債 25%

（３）施設の概要

防災学習交流施設：総面積約 8.4ha であり、Ａ・Ｂ・Ｃの３ゾーンから成る。

○Ａゾーン：防災学習交流センター「そなえーる」（３階建て・延面積約 2300 ㎡）

広さ約 2.4ha の防災訓練広場、ロープ訓練塔、防災備蓄倉庫を兼ねた副訓練塔、常設ヘリポート、駐車場等を配置。

災害を「学ぶ」「体験する」「備える」をテーマに、災害の疑似体験や防災学習を通じて、防災に対する意識を高めてもらうことを目的とした、起震装置、煙避難装置、予防実験装置、避難器具などを備えた施設となっている。

＜主な施設＞

①災害学習コーナー

千歳市の災害の取り組みについて紹介。また、非常持ち出し品や防災グッズを手に取って見ることができる。

②地震体験コーナー

震度１～７までの揺れを体験できるほか、東日本大震災や熊本地震など、実際に起こった大地震の揺れを体験することができる。プレート型・断層型等の違いも感じられる。

③煙避難体験コーナー

火災時に発生する煙をリアルに再現し、煙の特性や危険性を学び、視界のきかない中で避難行動を体験することができる。

④通報体験コーナー

ディスプレイに表示される緊急事態のアニメーション映像と、受話器から聞こえる消防署員の問いかけに答え、緊急事態に遭遇した場合の 119 番通報を疑似体験できる。

⑤予防実験コーナー

実験装置を利用して、天ぷら油やコンセントからの発火現象を見ながら、火災の原因を学習することができる。

⑥避難器具体験コーナー

「救助袋」など、ホテルやマンションに実際に設置されている避難器具の取扱いや、避難方法を体験できる。

○Ｂゾーン：学びの広場（広さ 1.1ha）

造成に伴う雨水調整池と消化体験や救出体験を通し、自助・共助を学ぶことを目的に設置した広場。消化体験広場に設置されている屋内消火栓や水消火器を実際に使用し、使用方法、使用時の注意点及び火災時の初期消火技術を学ぶことができる。

また、救出体験広場では、自主防災組織等の救出活動技術向上のための訓練を行うことができる。

○Ｃゾーン：防災の森（広さ３ha）

約 150 人がキャンプ利用できる「野営生活広場」、調整池を兼ねた「多目的広場」、湧水を利用した「河川災害訓練広場」「土のう訓練広場」、アスレチック遊具などを設置した「サバイバル訓練広場」のほか管理棟、駐車場を配置し、共同作業が体験できる広場となっている。

（４）管理・運営について

①開館時間

午前８時 45 分から午後９時まで、施設、屋外訓練場の貸付を行っているが、展示場の開館時間は、午前 10 時から午後５時までとなる。

休館日は、毎週月曜日、第４火曜日。

②職員体制

１種非常勤職４名、臨時職員５名の９名体制で、施設管理・屋外管理及び施設の説明並びに展示場の案内業務を行っている。

ただし、５月から 10 月までの間は、「防災の森」がオープンすることから、

臨時職員３名を採用して運営している。
※勤務体制は、変則勤務（早出勤務と遅出勤務体制。週休日は各自に指定）
※１種非常勤職員は、１週間当たり 29 時間以内

（５）事業内容・施設の利用状況

防災意識を高めていただくため、千歳市総合防災訓練や町内会、自主防災組織等による消火・救出等の防災訓練、救急救命率の向上のための救急講習会、市民を対象とした千歳市民防災講座や町内会、自主防災組織及び事業所等を対象とした防災関係の講座、防災イベント等を開催している。

防災学習交流施設の利用状況については、平成 22 年度 37,644 人、平成 23 年度 58,393 人、平成 24 年度 48,615 人、平成 25 年度 47,484 人、平成 26 年度 44,399 人、平成 27 年度 42,027 人、平成 28 年度 39,526 人となっている。平成 24 年度以降減少傾向にあるが、平成 29 年度 41,891 人と、再び増加に転じている。

また、開設から利用者数は 30 万人を突破している。

（６）今後の予定・課題

①今後の予定について

近年全国各地で頻発している地震を教訓に、千歳市総合防災訓練や町内会、自主防災組織等による消火・救出等の防災訓練、市民を対象とした千歳市民防災講座や町内会、自主防災組織及び事業所等を対象とした防災関係の講座、防災イベント等を開催し、防火・防災に対する意識の向上に取り組む。

また、市民や市内の小中学生には、災害から自分の身を守る自助や共助、公助などについて防災学習や災害模擬体験などを通じて学んでもらい、防災に対する関心がより一層高まるとともに市民、自主防災組織及び防災関係機関の意識付けを図る取り組みを進めていく。

②今後の課題について

市民の方々に防災力の向上をより一層高めてもらうため、展示施設、見学施設の利用のみではなく、防災学習や防災訓練などに多くの方に参加してもらい、自主防災組織や防災関係団体などと連携して各種防災事業に取り組むとともに、防災面以外でも、より多くの方々に様々な分野で活用してもらえるよう、施設運営への工夫が必要。

また、ハード面では、今後、体験展示設備等の更新に多額の経費がかかることが予想されている。

（7）委員からの質問

Q．平成 29 年度には、市内約 900 人の小学校４年生が当施設での防災学習に参加したとのことだが、１日フルで使っているのか。

A．教育委員会と調整し、学校ごとに日にちを決め、１回３時間程度の防災学習を行っている。平成 29 年度においては全校に参加してもらっている。

Q．防災教育という明確な位置づけのもと、全校に対して参加呼びかけを行っているのか。

A．そのとおりである。また、全国的に災害時の高校生ボランティアの活躍が目立つ中、平成28年度より防災講座のジュニア編への参加を呼びかけており、防災ジュニアリーダーを育成している。初年度は５人が、平成 29 年度は 20 人が参加しており、平成 30 年度は現時点で６人が参加している。

Q．平成 29 年度は、小学校５年生も３クラスが当施設を活用したとのことであるが、内容を確認したい。

A．ある小学校の５年生の担任から、防災についてより深い内容の授業を行いたいとの投げかけがあり、当施設から内容を提案し、５年生３クラスへの防災授業が実現した。具体的には少量の飲料水での炊飯、ズボンを活用したリュックの製作、段ボールベッドの製作、地震体験コーナーや煙避難体験コーナーを利用した災害運用ゲーム等の体験を行っている。

Q．当施設での防災教育は、社会見学とは別物であるのか。

Ａ．社会見学には、各校割り当てのバスもあり、全くの別物である。千歳市以外からは社会見学や修学旅行で訪れる児童も多い。また、大学の地質学の授業での活用も毎年あり、当施設は有効に活用されていると感じている。

Ｑ．平成 30 年度で当施設完成から９年目を迎えるが、非常に広大な敷地がある中、当施設のあり方自体を見直すことは考えているのか。

Ａ．千歳市では毎年大掛かりな防災訓練を行っているが、場所の確保が困難であったことから、広大な敷地で施設整備を行ったとの経緯もあり、現段階で施設のあり方を見直すことは考えていない。また、現在の千歳市役所本庁舎は耐震基準を満たしておらず、災害対策本部が機能不全となった場合は当施設が代替となる。現在建設中の第二庁舎に災害対策本部が移転すれば、当施設は災害時の備蓄の中継点とすることを考えている。

Ｑ．当施設は水没する可能性はないのか。

Ａ．当施設はかなり内陸部に位置しており、川からも離れている。標高も高いことから水害は考えにくい。

Ｑ．市の職員の配置はあるのか。

Ａ．常勤職員はおらず、非常勤職員が４名おり、１名が消防職員ＯＢ、３名が自衛隊ＯＢである。臨時職員も含めて、多くの職員が自衛隊とかかわりのある状況である。

Ｑ．入館料等は徴収するのか。

Ａ．防災に関する利用であれば、料金は全て無料である。屋内訓練室やグラウンドはスポーツ用に貸出しをすることもあるが、そのような場合は使用料を徴収している。このほか、防災の森（Ｃゾーン）の宿泊についても料金を徴収しているが、年間ランニングコスト約 3300 万円かかるのに対して、収益はほとんどない。

Ｑ．実際に災害が発生した場合の活用法をどのように考えているのか。

Ａ．「Ｃ経路」は非常に頑丈な道路であり、国道にもつながっていることから、他の自治体からの救援の中継地点となりうると考えている。

（８）委員会としての所感

千歳市の「そなえーる」は、全国的にも珍しい消防署併設型とは異なる単独の防災学習施設であり、大規模な防災訓練を行うことができる場所の確保と、「Ｃ経路」における騒音等の対策の必要性が相まって、非常に広大な敷地の中に整備されています。また、屋内訓練室には、救助袋や避難梯子といった避難器具が展示されており、日常的にこの体験を行うことができるという点も特徴的であるといえます。

当委員会でも視察の中で、実際に地震体験や煙避難体験を行い、トラッキング現象を再現した予防実験等についても確認しました。平常時より防災については意識を高めるよう努めているところでありますが、実際に体験した場合、どのように行動すべきか戸惑うこともあると実感したところであります。災害発生時に落ち着いて行動するためにも、日常的な意識向上を図るにとどまらず、実際に「災害」を「体験」し、平時の「備え」につなげていくことが重要であると考えます。

当施設は、通常、町内会や自主防災組織による防災訓練等に活用されていますが、平成 29 年度においては市内全小学校の４年生が、防災学習の一環で来訪し、５年生についても当施設を活用した防災授業が自主的に行われたケースもあるなど、防災学習の拠点としての意義が着実に増していることがうかがえます。東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨など想定外の災害が立て続けに発生している現代において、幼い頃より防災に関する経験・知識を身に付け、恒久的な防災意識を培うことは極めて重要であり、「そなえーる」を拠点に、幼い世代への積極的な呼びかけを図る千歳市の取り組みは、大変参考になると考えます。

視察の際、千歳市は比較的災害の少ない市であるとの説明がありましたが、その後、北海道胆振東部地震が発生し、千歳市でも震度６弱を観測しています。このように想定外の災害が、いつ発生しても不思議ではない状況で、市民の防災に対する知識・経験のさらなる向上を図ることは急務であります。国の高額補助や広大な敷地といった条件下で整備された「そなえーる」と同等の施設を

整備することは難しいと考えますが、本市においても、市民が「災害」を実際に「体験」し、その経験から有事に「備える」といった観点から防災教育を行うことは重要であると考えます。本市の防災教育センターについては施設や展示物の古さ、規模の小ささといった課題についてこれまでに議会でも指摘があり、この施設・機能の見直しも視野に、本市の防災教育のさらなる充実を図ることを強く求め、視察報告といたします。

６．議会報告会の概要

平成 30 年 7 月 5 日　総務常任委員会　議会報告会／シティ・ミーティング概要

【議会報告会】

○委員会室の音響設備の更新に当たり、現在の設備はどのように処分するのか。

⇒議員　現在の音響設備については老朽化が激しく、他の会議の音声との混信があるなど、録音にも支障のある状況であることから更新を行うものである。動産の取得契約に当たっては指名競争入札を行っており、現在の設備の処分業務も含めて発注しているものと考える。

○委員会室の音響設備について、更新するのであればよりよいものを導入すべきと考えるが、取得金額約 2100 万円は安いのではないか。

⇒議員　マイクについては、発言を感知し、自動で電源をオンオフする機能を有した機器を導入すべきと考えていたが、多額の経費を要することから平成29年度の議会運営委員会においては、仕様においてそのような機能は謳わないこととなった。しかし、今回の総務常任委員会では、入札の結果、電源の自動オンオフ機能も備えた機器が、想定よりも安い金額で納入されることとなったことが判明したという経緯がある。

○人権プラザ神前の集会所で活用している音響設備の性能が悪いため、委員会室の現状の設備を民間に払い下げてもらうことはできないか。

⇒議員　現状の機器の払い下げに関する事項も契約に含まれているのかは確認したい。しかし、市の判断で払い下げができるとしても、他の地区にも意向の確認を行うことが必要であると考える。

○議場スクリーンへの資料の映写について、文字が小さく読めないため、高解像度にできないのか。また、傍聴席では、行政側の答弁の声が小さく、聞こえない場合がある。

⇒議員　市民に負担いただいている税金の有効活用の観点から、スクリーンについては現状にとどめている。また、声の小ささについては、会議進行の中で、議長の采配により是正すべき問題と考える。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○四日市北消防署北部分署が開署されたが、ここは最終避難場所となるのか。海岸から近い富田地区から徒歩で 90 分ほどかかるが、津波を回避できても車の危険運転等からは逃れられないのではないか。

⇒議員　北部分署は拠点防災倉庫を併設しているが、避難所とはなっていない。

⇒議員　南海トラフ地震における津波は、１ｍの津波が地震発生から77分後に本市に到達し、最大のものは174分後に到達するとシミュレーションされている。北部分署は標高が高いために津波を避けることは出来ると考えるが、想定外の災害が発生する可能性もあり絶対安全とは言えない。また、車の危険運転などは予測できず、危険は常について回ることから、最終的には自分の身の安全は自分で守ることを念頭に行動していただく必要がある。

○先日の大阪府北部を震源とする地震での事故を受け、全国的に学校に隣接するブロック塀の点検が行われているが、本市の状況を確認したい。また、通学路のブロック塀など危険箇所の点検は行っているのか。

⇒議員　公立小中学校のブロック塀については、点検の結果、11校14カ所が危険と判定され、現在は、児童生徒がそこに近づかないような対応を行っているところであり、今後は撤去等が行われるものと考える。通学路については、国からの通達に基づき、各学校やＰＴＡ、地域住民の協力のもと７月20日を目途に点検を行っており、その結果出された危険箇所について専門家の目で確認を行った上で、所有者に必要な措置を求めることとなると考える。本市において、現在、個人所有のブロック塀の撤去については補助の対象となっていないが、市長は新たに助成制度を設ける考えを表明しており、10月頃には制度ができる見通しである。

⇒議員　四日市市内には戦没者の慰霊碑等が多くあるが、これは、ブロック塀よりも危険である。行政が関与できるかという問題もあるが、大阪北部の地震を契機に対策を考えなければならない。

○本年に四日市港を会場とした大規模な津波防災総合訓練が予定されているが、その日程と主体を確認したい。また、市民総ぐるみ総合防災訓練は、いつ、どこで行われるのか。

⇒議員　四日市港での大規模津波防災総合訓練については、国、県、市が主体となり、11

月３日に開催される予定である。また、市民総ぐるみ総合防災訓練について、正式な日程、場所はまだ決まっていないとのことである。

○小学校でのＡＥＤ講習の際、指導者側である消防分団員のＡＥＤ装着がもたついており、たとえ現場に８分以内に到着したとしても、実際の人間であれば助からないのではないかと感じた。

⇒議員　ＡＥＤ講習について、消防団員全員が指導員の資格を持っているが、現在は、20年ほど前に比べて機械も変わっており、指導方法もかなり簡素化されている。過去に学んだことを現在では教えなくてもよい場合があるなど、手法が大きく変わったことから戸惑う場合も当然ある。しかし、救命措置については、実施することがもっとも重要であり、たとえ手法を誤ったとしても罪には問われないため、勇気をもって取り組んでもらいたいと考えており、そのような指導のもと、消防分団員の技術向上に努める必要がある。

○神前地区に整備予定の総合防災拠点について、整備の進捗状況、及び土地をどのように活用していくのかが地域住民にうまく伝わっていないため、確認したい。

⇒議員　工期については、現在、詳細設計を実施しており、７月末に完了予定である。工事契約については平成31年２月定例月議会での議案上程が予定されており、工事は平成32年３月末の完了を予定している。地域住民への情報がうまく伝わっていないのは、地権者の合意を得るのに時間がかかったためであると考える。

⇒議員　津波が発生した際、現在の消防本部が浸水区域に当たることから、中消防署中央分署が替わりにその機能を担うこととなり、中央分署に近い寺方町及び曽井町地内での総合防災拠点の整備が決まった。位置づけとしては、全国からの消防・自衛隊等の受援拠点となり、三重県営サンアリーナの広域防災拠点のような形態になると考えている。

⇒議員　当拠点について、すぐに建物を建てる予定はないが、救援物資の受け入れや、消防・自衛隊等の受援の後は、応急仮設住宅用地としても活用される予定である。

○三重地区の大沢台在住であり、もっとも近い指定避難所は八郷西小学校であるが、自治会では、同じ地区内の三重北小学校へ避難しなければならないという考え方を持っ

ており、避難訓練もそこで行っている。しかし、三重北小学校までは距離も遠く、道中に高圧電線や危険な傾斜地があるなど、安全とは言えない。非常時は、もっとも安全に行くことのできる指定避難所を利用するという考え方でよいか。

⇒議員　災害は、勤務時、在校時等、さまざまな場面で起こり得るものであり、最終的に自分の命は自分で守る必要があることからも、災害発生時にいる場所からもっとも近い場所への避難が原則であると考える。実際に災害が発生した際には、各地域の防災訓練が行われる場所へ避難することとならないケースも十分考えられることから、いただいた意見を担当部局に伝え、今後の防災訓練のあり方について検討していきたい。

○本市の場合、津波よりも内陸型地震による被害の方が懸念されると考えるが、行政においては、市内の危険箇所について、日常的にどれほどの真剣さで点検を行っているのか。

⇒議員　例えば、市が管理する橋については、耐震強度等について１カ所ずつ点検を行っているところであり、結果として危険と判断されたものについては、限られた予算の中、優先順位をつけて修繕を実施しているところである。市の管理する施設以外については、現状、65 歳以上の単身世帯等に対し、家具固定の補助を行うなどの取り組みを行っており、また、大阪府北部を震源とする地震に端を発し、危険箇所の解消の機運も高まっているところであるが、個人の資産への行政の関与については限界があると考える。スピード感が上がらないと感じる部分もあると考えるが、今後も、行政、民間でしっかり協力しながら取り組みを進めたい。

⇒議員　防災対策、耐震対策については、一度に多くを実施するのではなく、限りある予算の中、優先順位とエリアを決めて順次実施している状況である。また、地震の発生を防ぐことはできないため、日常的に発災時の備蓄を行うことが重要であるとの考え方から、行政としては、防災拠点の順次整備に力を入れている。

○大阪府北部地震において、水道管の破損が発生したが、本市では水道管の耐震化は進んでいるのか。

⇒議員　阪神淡路大震災、東日本大震災を経て、本市では国の補助メニューも活用し、道路の歪みに対応できる耐震管への入れ替えを進めている。

○各地区で自主防災組織ができつつあるため、行政との連携により地区ごとに危険箇所の点検を行うことにより、防災意識の向上にもつながるのではないかと考える。しかし、行政は縦割りであることから、せっかく連携しても最少範囲での情報共有となることに課題を感じる。防災も含め、さまざまな事項について全市的に情報がいきわたる仕組みを模索してほしい。

⇒議員　行政は縦割りであり、部局間の連携に課題があることは事実であるが、災害時には、災害対策本部を立ち上げ、市長のもと危機管理監が主導権を握り、全市的に情報の一元化を図る体制は構築済みである。ただし、訓練等の場合についても想定に入れる必要があると考えるため、よりスムーズに全市的な連携が取れる体制の構築について、議会としても要望していきたい。また、現在特別委員会において協議中である防災対策条例（案）においても、防災対策に当たっての連携体制については謳っているところである。

○災害時に交通が遮断された際、ドローンは非常に貴重であると考えるため、各地区市民センターに１台ずつ配備してはどうか。

⇒議員　平成30年度予算において、新しい試みとして、消防活動用ドローンの整備事業が行われている。ドローンについては操作が難しく、導入後もどのように活用するのか研究する必要があることから、消防活動用ドローン１台に加えて訓練用ドローン１台を導入し、操作員の養成も含めて計約240万円で事業が行われる予定である。

○桜地区に住んでいるが、地域の避難訓練についての情報を聞いたことがないが、どのようなものか。

⇒議員　地区の情報については、地区市民センターに掲示されているほか、地区広報誌等で知ることができるため、自治会に加入することが重要となる。地区の防災訓練は、地区内の小中学校で開催されることが多く、ぜひ参加していただきたいと考えるが、まずは、自治会への加入等により、地域に溶け込んでもらいたい。

○なやプラザのプールは、現状では活用されていない状況であるが、周囲のブロック塀や石垣にひびが入り、危険な状況である。なやプラザは、利用者も多いことから、使わないのであれば撤去し、駐車場やグラウンドとして整備した方がよいと考える。

⇒議員　なやプラザは、現在指定管理者により管理が行われているが、プールについては指定管理の対象外となっている状況である。なやプラザは市民文化部の所管となるため、いただいた意見については、産業生活常任委員会に伝えさせていただく。

○神前里山を守る会は、大日山を拠点に30年ほど活動を続けており、大日山へのトイレと炊事場の設置を求めているが、市有地であることから許可されずにいる。替わりに、これまでホースを用いて文化財整理作業所の水道施設の水を使っていたが、当水道施設が移転し、分水も認めてもらえなかった。規則に従うだけでなく、長年にわたる活動の趣旨も踏まえ、もう少し柔軟に対応してもらえれば、市民として、さらに活動意欲もわくのではないか。

⇒議員　各地区の里山について、トイレ等の整備がなされていないことは課題であると考えている。実現に向けて様々な課題はあるものの、可能となる仕組みを作りたいと考えている。また、行政の対応の柔軟性のなさを感じることはあるが、一度に物事を進めるのは難しい面もあるため、可能な限り努力したい。

平成 30 年 10 月 9 日　総務常任委員会　議会報告会／シティ・ミーティング概要

【議会報告会】

○南消防署南部分署や北消防署北部分署の完成により、対象地域については、救急出動における現場までの到着時間の短縮につながっているとのことだが、現在、楠地区にはどれほどの時間で救急車が到着できるのか。

⇒議員　個別の地区への到着時間については示されていないため、後日確認したい。

⇒議員　現在の南部分署の人員配置では、例えば四郷地区で火災が発生した際、消防車の出動により救急車が同時に出動することができなくなり、楠で救急事案が発生した際、救急車は中消防署から出動することとなる。中消防署から楠地区までは20分程度かかることとなり、現行の体制では新たに２分署を開設しても、市全体としてはそれほど現場到着時間の短縮につながらないのではないかと考える。今定例月議会の審査においては、市で所有する11台の救急車がフルで出動できるような人員配置について、要望したところである。

○楠地区においては、平成 32 年４月までに消防分団を一分団化することとなっており、その後、当面は現北楠分団の消防車庫を活用することとなる。しかし、特に南部方面へ出動する際、道路が非常に狭く、消防車が通りにくいことから、火災現場への消防車の到着が今より遅れることが懸念される。楠地区としても、防災道路の適切な整備について行政に要望しており、このような背景を理解の上、議会からも声を上げてほしい。

⇒議員　ご意見として承る。

○水防法の改正に伴い、防災マップ改正の内容を検討しているが、亀山地域での大雨による鈴鹿川の破堤について、どれほどの浸水が想定されるか把握しているか。被害想定については、国のデータに基づくのか。

⇒議員　詳細については把握していないが、基本的な被害想定のデータは国が示すことになると考える。しかし、被害想定の内容と現場の感覚にはずれもあると考えるため、今後開催されるワークショップにおいて、ぜひ現場の意見も伝えてほしい。

⇒議員　以前の防災マップにおいては、津波の河川遡上についての想定が反映されていなかったが、今後は国の想定に基づき、これも加味した上で計画を策定していくこと

となると考える。

○楠地区は、鈴鹿川本川の右岸と派川の左岸に囲まれた三角洲である。今後の防災マップの作成においては、本川の右岸が破堤した場合、派川の左岸が破堤した場合のそれぞれについて、どのように浸水が発生するのかを示してほしい。

⇒議員　ご意見として承る。

○アセットマネジメント基金について、建物の耐用年数が 60 年であるということが分かっているのであれば、施設整備の段階で、後の長寿命化等に係る計画を立て、必要な経費を確保しておくべきではなかったのか。今になって、新たな基金積立が議論されていることに疑問を感じる。

⇒議員　本件は、ＩＴ関連企業の法人市民税が予想以上の増収が見込まれ、単年度での使途を見つけることが難しいことから、基金の積立てに至ったとの印象を持っている。市は、公共施設の整備を行う際は、具体的な計画を立てた上で、それに必要な予算を確保している状況であるが、当基金の創設に当たっては、具体的な方針に基づく目標積立額の精査がされておらず、当初は活用範囲も明確でなかったことから、いたずらに積立額が増え、現在の納税者へのサービス還元を怠ることとなってはならないと考えてきたところである。このような中、財政に余裕のあるうちに、貯金を行うのではなく、次なる産業誘致に向けた種地を確保するなど、将来に向けた投資を行うべきとの意見もあった。

⇒議員　例えば学校施設の更新に当たって計画を立てる際、児童・生徒数の変動に係る推計はこの先10年が限度であり、大幅な人口減は想定されるものの、四、五十年後の地区の状況まで予測することができないことから、将来的に施設をどうしていくのか早い段階で見通すことが困難であるという面もある。

⇒議員　当年度の歳出は当年度の歳入で賄うという原則がある中、これまでは公共施設管理に係る長期的視点でのコストが把握しにくい状況であったが、公会計制度の改革により、行政においても、ようやく民間企業のような施設管理に係るコスト分析に動き出したところであり、一定の評価をしているところである。長期的な視点に立ったコスト分析について、より精度が高まるよう努めたい。

○市税をコンビニで納付した場合、市への着金はいつごろになるのか。

⇒議員　後日確認させていただく。

○市税等においてクレジットカード決済の導入を検討していくのであれば、併せて電子マネーの活用についても検討していくべきである。

⇒議員　ご意見として承る。

○８年ほど前に耐震補強工事の見積もりをとったところ、高額であったため、耐震シェルターを導入した場合に費用助成できないのか市に問い合わせたところ、前例がないとのことで断られたことがある。前例がないことを理由にしていては、いつまでも前例はできないままであり、非常に遺憾であるが、耐震シェルター設置に係る補助はいつから始まったのか。

⇒議員　平成22年度から開始されている。耐震補強工事については非常に高額である中、耐震シェルターについては高いものでも100万円程度であるが、補助については効果的に周知がなされておらず、平成29年度の補助実績も１件にとどまっている。地区市民センターや本庁舎に見本を置くなど、耐震シェルター及びその補助についてさらに周知を図るべきとの議論もなされたところである。

○耐震シェルター設置の周知については行政の努力が足りないと感じる。市民としても自治会を通じて周知するが、議員においても、周知に努めてほしい。

⇒議員　ご意見として承る。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○楠地区においては、津波の河川遡上があった際、人命にかかわる甚大な被害が予想されるが、現状では高台に逃げる場所がない。伊勢市においては、指定避難所とは別に高台に避難所を整備したとも聞いている。楠地区は水害には非常に敏感な地域であり、かつての伊勢湾台風の際は一人の死者も出さなかった経緯もある。このような背景を踏まえ、人命を第一に、沿岸地区に必要となる避難施設の整備をお願いしたい。

⇒議員　本市では満潮時に最大５ｍの津波が想定されており、磯津でもっとも高い津波が到来するとシミュレーションされているが、当該地域に津波避難ビルはない。市全

体としても、民間事業者との協定が進まないこともあり、津波避難ビルの登録が当初の目標に達していないなど、津波避難ビルと逃げ場所の確保については課題であると考える。また、防災については、まずは想定に基づき、具体的な対策を行っていく必要があるが、津波の河川遡上については、遡上高等具体的な想定が遅れている状況である。このような中、磯津等の津波避難ビルのない沿岸地域への対策について、地域の声も聞きながら行政に訴えていきたい。なお、逃げ場所の確保について、高台をひとつ整備したとしても、多くの住民が避難してきた際に対応できないという面もあるため、そのような点にも留意する必要がある。

○津波到来時、楠地区の住民が他地区の高台等に避難することとした場合、当該地区の住民が、沿岸地域に住まう住民の危機意識を理解できない可能性も考えられる。楠地区は水害に非常に敏感であるという特性があることを踏まえ、災害時はオール四日市で助け合う体制が必要であると考える。

⇒議員　ご意見として承る。

○津波の鈴鹿川への遡上が発生した場合、水量はどの程度を想定しているのか。また、遡上時の堰の開閉について、方針はあるのか。

⇒議員　現段階で遡上する水量がどの程度か、具体的な想定は把握しておらず、堰の開閉の方針についても決まっていないのではないかと考える。

○台風等の際は、地区の各団体長が地区市民センターに参集して対応に当たっているが、市災害対策本部がどのような協議を行っているのか情報が地区まで行き届いていない。災害対策本部と地区市民センター間の情報共有をしっかり行ってほしい。災害の状況に対し、災害対策本部が地区への応援をどのように考えているかが分かればよい。

⇒議員　各地区の被害状況や河川の状況については、消防分団が警らし、消防指令センターに報告している。この情報をもとに災害対策本部も対応を行っているため、各消防分団が最新の情報を持っていることが多い。したがって、地区市民センター、消防分団、自主防災組織の密な情報連携を図ることで、より災害対策の内容を充実させることができると考える。

⇒議員　国の施策として、災害情報を電子地図で共有するシステムの運用が開始されてお

り、平成 29 年の九州北部豪雨の際にも活用されている。様々な機関が収集した情報を電子地図へ入力することにより、誰でもどこでも、災害に関する情報を確認することができるようになるため、当システムの今後の活用についても注視していきたい。

⇒議員　本市では、災害情報アプリの運用を開始しており、地域の消防団員は、被害を発見した際、その情報や写真を登録することで、他のアプリ登録者と共有することができるシステムを構築している。このように災害に関する生の情報を共有する体制はできているため、ぜひ活用してほしい。

○災害発生時において、自治会長等が避難所の鍵開け等に向かう途中でけがをしたような場合、保険は適用されるのか、その範囲を確認したい。

⇒議員　保険の適用範囲については、後日確認させていただく。

○避難を行う際は、自らの食糧、飲料水を持参することが基本ではあるが、ひとり暮らしの高齢者の方や障害者の方が避難する場合、これらが負担となることも考えられる。自助は当然であると考えるが、もう少し高齢者や障害者への配慮があっても良いのではないかと感じる。

⇒議員　食糧や飲料水については、賞味期限の関係もあり、常日頃から行政が確保しておくことが難しい面もある。避難所での高齢者や障害者に対する支援について、どのようにすればよいか意見を聞かせてほしい。

○自治会側で避難者への食糧や飲料を準備することは予算的に厳しいと考える。賞味期限等の課題もあるが、台風到来時期に合わせてその都度備蓄してもらえればありがたい。

⇒議員　ご意見として承る。

○地区防災組織の活動に係る補助について、資機材への補助の項目が減らされ、困ることがある。また、災害時の情報共有は重要であるものの、現在、災害待機の際は個人用のパソコンを持ち込んで情報取得を行っている状況であり、危機管理室にも情報端末の補助について要望しているが、認めてもらえていない。本市財政が豊かであるというのであれば、議会としてもこのようなハード整備への支援について市に申し入れてほしい。

⇒議員　当補助金の補助項目については、その時期の必要性に合わせて適宜変更している

と考えるが、その中で不足しているものもあると考える。まさに災害時の情報収集を行うための端末については不足していると考えるため、そのようなハード整備について補助項目としていけるよう、市に強く要望していきたい。

○地区防災組織の活動に係る補助について、資機材等整備のハード事業については補助対象経費の２分の１が上限とされているが、世帯の少ない地区にとっては実費部分は負担に感じる面もある。地区間で格差があるのではないかと感じるが、どのように考えるか。

⇒議員　国においては、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、水防法の改正を行った。改正法の中では、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されていることからも、今後は、楠地区や富洲原地区等、エリアを洪水等の危険度が高い地域に絞ってハード・ソフトの充実が行われる流れとなると考える。改正法の理念の一つは、「社会経済被害の最小化」となっていることから、国としても、多少の被害の発生はやむを得ないとの立場にあるものと考えるが、一定の的を絞った税金の投入の是非については、議会でも議論していくこととなると考える。

○四日市市地域防災計画では、市は、自主防災組織及び関係機関などと連携し、避難所におけるペット受け入れ体制やルール等について検討するとされているが、ペットとの同行避難について、本市としてはどのような体制で受け入れるのか。

⇒議員　今後、議論を行う可能性もあるが、現状では、ペットとの同行避難があった際の対応については、各自治会の判断に任せることとなっている。なお、地震をはじめとした災害はいつ発生するか分からず、ほとんどが自宅以外の場所で遭遇するのではないかと考える。このため、職場、病院、介護事業所等その場所に応じた避難所や、避難経路について必ず確認をしてほしい。

⇒議員　静岡県が避難所運営をカードで模擬体験する「避難所ＨＵＧ」というゲームを開発し、ペットとの同行避難があった際の対応についても体験することができるようになっている。このような訓練を通じて住民同士が意識共有を行うことにより、実際の避難所での適切な対応につながると考える。

【議会報告会】

○多くの自治体でコンビニ窓口での行政サービスが進んでいる中、本市では行政当局に慎重さが感じられるが、今後、進めていく必要があるのではないか。

⇒議員　これまでも地区市民センターについて、ブロック化など統廃合に関する議論がなされた経緯もあるが、各地区で事情が異なることから、取り組みは進まなかった。また、数年前には、市民窓口サービスセンターの市内ショッピングセンターへの増設が提案されたこともあるが、その運営については市民全体で経費を負担することになること、窓口が増えても証明書等の発行が爆発的に増えるとは考えられず、過剰なサービス供給となることが危惧されること、また、地区市民センターの業務縮減につながり、統廃合にかかる議論の再燃につながりかねないこと等の理由から、議会として予算を否決した。コンビニでの行政サービスの利便性を否定するものではないが、このように既存の地区市民センターのあり方も含めた費用対効果をセットで慎重に検討する必要があると考える。

⇒議員　以前は、市内ショッピングセンターに窓口を設置し、地区市民センターは公民館業務に特化していくことも検討されたが、自治会連合会等からの反対も大きかった。コンビニ交付の実施についても、利便性は高まるものの、全国的にもコンビニでの証明書発行件数は多いものではなく、経費をかけるだけの効果が発揮できるか懸念はある。今後、市民の意見も聞きながらコンビニでの行政サービスのあり方を考えていく必要があるが、いまだ一般的になっていないマイナンバーカードの普及率向上に向けた施策としての一面もある。

○税の確定申告の電子化により利便性は向上しているものと考える。住民窓口サービスは確定申告よりも身近であるのであるから、コンビニでのサービスは広めていく必要があると考える。

⇒議員　マイナンバーカードを活用したコンビニでの証明書交付については、本年２月よりサービスが開始される。現在、本市でのマイナンバーカードの普及率は非常に低い状況であるため、ぜひ活用してもらいたい。

○アセットマネジメント基金積立金 75 億円について、市内道路の渋滞緩和策にも活用す

べきとの意見が出されているが、市内のいたるところで渋滞は発生している。どのような基準で、市費の投入による渋滞対策を行っていこうと考えるのか。

⇒議員　今回の法人市民税増収の要因となったＩＴ関連企業については、その開発の経緯から、通常の生活道路と企業のための道路が一体となっている側面があり、従業員の通勤にも時間がかかっているとともに、通勤ラッシュ時には当該地域の住民が市街地に出るまでに１時間ほど余分に時間がかかっている。このような特殊事情があることから渋滞対策を急ぐべきと考えている。

⇒議員　近鉄四日市駅から中部国際空港へ向かうバスについては、当該ＩＴ関連企業周辺を通ることになるが、通勤ラッシュ時には約70分遅れとなる実態がある。このような深刻な渋滞に対し、周辺住民からこの緩和を求める声が多く上がっているのが実態である。

○地区市民センターの窓口で相談ができる体制は、今後の高齢化社会に向けても存続すべきであると考えるが、マイナンバーカード１枚提示すれば、住民票や印鑑証明等、各種証明書がわりとなるようなペーパーレス化ができないかと考えるが、どうか。

⇒議員　国としてもペーパーレス化を推進していく方向であると考えるが、全てをペーパーレスとすることは難しいと考える。また、将来的な地区市民センターについては対面で相談業務ができる場として存続し、ＩＣＴ化の推進により、市役所本庁に行かずとも全てをその場で解決できるようにすることが理想であると考えている。

⇒議員　各種証明書のペーパーレス化については、セキュリティの観点から難しいと考えており、また、そのためには相当の経費を要することとなると考える。また、マイナンバー制度の開始から数年が経過しているにもかかわらず、カードの普及が進まないことも障壁となるのではないか。

○韓国では全国的にキャッシュレス化が進んでいる状況である。日本も、マイナンバーの活用について段階を踏んで行うのではなく、最終到達地点を定めて一気に施策展開すれば、カードの普及率も飛躍的に伸びると考える。また、段階的に取り組みを進めることで余分な経費がかかると考えるが、その意味では、今回、アセットマネジメント基金に75 億円を積み立ててもよかったのではないかと考える。増収分を現役世代に還元しすぎることによって、将来、税収が元に戻った際に大きなギャップが生じるのではないかと危惧する。

⇒議員　市税の一時的な上振れ分である75億円全額を当基金へ積み立てた場合、アセットマネジメント以外の使途での取崩しができないこととなり、これは無策であると考える。アセットマネジメント基金への積立て自体には賛成しているが、この75億円の一部でも現在の納税者が必要とするサービスに還元すべきではないかという趣旨で議論を行ったところである。

⇒議員　貴重なご意見として承る。

○窓口での証明書交付に際し、本人確認は対面で、運転免許証等との照合により行うことができるが、マイナンバーカードを活用したコンビニでの証明書交付は暗証番号によるとのことである。カードが盗難に遭った場合、本人確認が適切に行われないまま悪用されることもあるのではないかと危惧するが、対策はあるのか。

⇒議員　国の機関等では、今後もマイナンバーカードを活用したサービスが増えると予測される。現在は、このようなサービス展開を促進し、カードの取得率向上に努めていく段階であるが、今後、指摘の内容も含めた様々な問題が出てくると考えられるため、その都度対応を検討していく必要があると考える。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○小山田地区では、指定避難所として小山田小学校、西陵中学校、地区市民センターが指定されているが、鹿間町や和無田町からは、川を渡って向かう必要があり、川が氾濫している場合などは危険である。同様に、防災備蓄倉庫も場所が偏っているように感じるが、離れた地域に住む住民の一時的な避難に対応できる場所を整備できないか。

⇒議員　指定避難所については地震等の災害が発生した際、主に住民の長期的な滞在を目的として、開設・運営されるものであり、発災直後の一時的な非難については、津波避難ビルや地域の集会所等を活用してもらうこととなる。防災対策については、自分の命は自分で守る「自助」が基本であるため、日常的に、自宅の耐震対策や、非常時に効率的に避難所へたどり着けるよう訓練をお願いしたい。また、小山田地区は、市街地に比べても地域コミュニティのつながりは、より密であると考えるため、「共助」の意識も大切にしていただきたいと考える。町単位で防災倉庫を準備するような場合、防災資機材の整備に要する経費の２分の１が地区防災組織に対して交付される補助制度もあるため、活用してほしい。

○急傾斜地に建物が建っている場合、土砂崩れ等で市民の生命・財産に危険を及ぼす可能性があるが、市として何らかの対策は行っているのか。

⇒議員　急傾斜地等については、土砂災害防止法に基づき、土砂災害（特別）警戒区域の指定が三重県により行われているが、平成30年11月に、小山田地区でも数カ所が指定を受けている。そのうち、土砂災害特別警戒区域に指定された場所に以前から建っている住宅に対して、その除却等に要する費用や、それに代わる住宅の建設（購入）に要する資金を借り入れた場合の借入利子に相当する費用の補助を行う制度が、市で設けられている。

⇒議員　急傾斜地と認められる場所については、看板等で地域住民に対して周知を図り、災害発生時には避難するよう呼びかけているところであるが、土砂崩れ等の危険性に対するハード面での対策は、よほど大きな災害が予測される場合でなければ国においても行わないと認識している。また、民有地の場合は、原則として所有者の責任となると考える。

○消防について、南消防署南部分署、北消防署北部分署が新たに開署したが、救急車が出動中に火災が発生した場合、職員数の関係上、消防車が出動できないという事態が発生する。消防団もカバーするが、職員数を増員することはできないか。

⇒議員　北部分署が開署していない平成 29 年度時点で、南部分署の救急出動件数がかなり多いことが分かっていたが、消防本部からは、北部分署開署後の運用を検証した上でさらなる増員について判断したいとの答弁があった。中央分署と同程度の救急出動件数が北部分署において認められる場合は、職員を増員するように強く求めてきたところであるが、現時点で、北部分署の救急出動件数は中央分署を超えるのではないかとの予測を聞いている。１部隊のみの配置である北部分署において、救急車と消防車の同時出動ができないことになることに加え、夜間の出動があった場合、職員の仮眠時間を削ることにもなりかねないため、職員定数の変更・増員は必ず行わなければならないと考え、消防本部に対して働きかけているところである。なお、職員定数変更後は、段階的に増員を行っていくこととなると考えるため、ご理解いただきたい。

○地区防災組織活動補助金において、防災資機材の整備に要する経費の補助メニューがあるが、チラシの作成等に係る業務には使えない。地区での防災について、自治会や防災連絡協議会が担う部分が多くなっている現状において、補助金予算額の増や、もう少し使途を自由にすることについて検討してほしい。また、自治会等の責任が重くなる中、何らかの見返りがなければ、特に若者の担い手はどんどん少なくなると考える。

⇒議員　当補助金については、使い勝手が悪いという意見を様々な地区から聞いている。以前は、防災倉庫の設置自体に対して補助を行っていたが、必要な場所には充足したとの判断から廃止となった経緯がある。しかし、東日本大震災を契機に、被害が想定される地域も変動し、これまで防災倉庫の必要がなかった地域でもニーズが発生するなど、時代によって防災資機材等のニーズも変動している。当補助金のメニューが、現状のニーズにそぐわなくなっている部分もあると考えるため、ご意見を受け、行政とも議論していきたい。

○市民の安心・安全を守るという性格上、防犯外灯や防犯カメラの設置については市の全額補助が望ましいと考えるが、どうか。これにより、浮いた自治会等の予算を、他の活動に回すことができると考える。

⇒議員　各補助メニューについては、一定の受益者負担を求めることは原則であると考えるが、ごみの盗難など、犯罪行為が増える状況においては、指摘のように、防犯外灯や防犯カメラについて100％行政の負担により設置することが望ましいと考えている。

○小山田地区は起伏の激しい地域であることから、簡易型無線機を使って連絡を取り合う場合、音声が途切れて聞き取りにくいことがある。災害時に相互に連絡が取りやすい環境整備について、工夫が必要ではないか。また、指定避難所となっている箇所については、災害時に使用する特設公衆電話も充実させていく必要があると考える。

⇒議員　本市では、各地区での防災計画の策定は進んでいるところであるが、今後は、より小さい集落単位での避難行動計画等を策定していく必要がある。その中で、地形上、電波が届きにくいなどの固有の事情があぶり出され、地域の特性に応じた支援につながるものと考えている。行政としてもそのような観点を持ち、責任を持って対応できるようにしたい。

⇒議員　防災行政無線についても、広い地区内では聞こえにくい場所もあるとのことであ

る。防災行政無線は、津波避難を主眼に、沿岸部を中心に設置してきた経緯があり、今後は、内陸部への充実を検討していくこととなる。地域によって聞こえに差があるのであれば、積極的に声を上げてほしい。

○平成 29 年度に、小山田地区も含めてデマンド交通の社会実験を行っていたが、再度実施される予定はあるのか。

⇒議員　平成 29 年度の社会実験については、平成 30 年２月 18 日から同３月 31 日までの間、河原田地区、内部地区、小山田地区を対象に行われ、利用登録者 267 人、利用者 49 人、利用回数 201 件という結果が出ている。平成 30 年度については、本年２月１日から同３月 31 日まで、70 歳以上の方、及び 18 歳以上で普通自動車運転免許非保有者の方を対象に、小山田地区、水沢地区、桜地区で行われる予定である。

⇒議員　平成 29 年度の社会実験においては、対象者を高齢者に限定したが、実験案が示された際に、かかる経費は別にして、対象者や利用回数を制限せず、フリーな条件で実験しなければ、真にどのようなニーズがあるのかは把握できない。その上で、どの範囲に税金投入していくのか判断していくべきであるとの指摘を行った。実験の結果、適切なデータ把握はできなかったと考えている。

○近年、路線バスが廃線の傾向にあり、高齢者は不便を感じているため、代替となる手段を考えていかなければならない。その一つとして、せっかくデマンド交通の社会実験を行うのであれば、行政がより積極的にＰＲする必要があると考える。現時点では、自治会等の関係者を除き、一般の地区住民にまで周知が行き届いていないように感じる。

⇒議員　デマンド交通の社会実験は事前登録制であるため、地区住民に周知が行き届いていなければ利用も進まない。意見についてはしっかり受け止めさせていただく。

○自治会長会において、都市整備部より平成 30 年度のデマンド交通の社会実験について説明を受けたが、都市整備部が単独で計画するのではなく、健康福祉部も含めた全市的な判断のもとで行われるのでなければ、この実験は生きないのではないかという意見を持っている。

⇒議員　社会実験を行う際は、モデル地区を選定して行うが、その際には当該地区住民も極力利用しようと努力するため、結果として正確なデータは集まらないのではないかと考えている。以前、特定の地方で、列車事故の関係でバス輸送に切り替えよう

とした結果、大渋滞を引き起こし、結果として経費のかかる鉄道輸送がより適切であったと判明したケースがあったと記憶しているが、このように偶然の産物で正確な社会的ニーズが導き出される面が強いと考える。

○四日市市は、20年前と比較して人口、世帯数ともに伸びているのに対し、小山田地区についてはいずれも減少しており、特に山田町については人口減が顕著である。小山田地区は区域のほとんどが市街化調整区域であり居住の条件が厳しいこと、幼稚園・保育園が設置されていないこと、山田町については公共下水道の整備も進んでいないことから、特に子育て世代の若者にとって魅力のない地区であることが主な理由であると考える。自治会活動や地域の行事への若者の参加も少なく、地域でのまちづくりを考える以前の問題であると感じている。都市計画や福祉といった各セクションで物事を考えるのではなく、総合的な視点で四日市市の将来を考える中で、小山田地区のケースについても検証してほしい。

⇒議員　四日市市民の９割近くは市街化区域に居住しているが、これは、過去に佐世保市のようなコンパクトシティを目指したまちづくりを行ってきたことが背景にある。結果として、特に中山間地域の過疎化が進んでいるところであり、乱開発は好ましくないものの、最低限のコミュニティが維持できるような規制緩和は進めるべきと考えている。今後、小学校の統廃合等も進むと、さらにコミュニティの維持が難しくなる可能性もあり、新たな総合計画の策定時期でもあるため、都市計画の視点だけでなく、総合的な視点を持ち、これからどのような四日市市を目指すのかしっかり議論していきたい。

⇒議員　意見をしっかり受け止め、対応も検討していきたい。なお、市街化調整区域における規制緩和について、平成 28 年４月から平成 30 年 11 月までの間に小山田地区において、住宅建築の申請が 20 件あったとの報告がなされている。

【議会報告会】

○本市の税収は好調であるというが、この状況は継続する見込みであるのか。

⇒議員　市税全体で見れば平成31年度当初予算額は約769億円であり、平成21年度の約611億円と比べてもそれほど大きく伸びているものではないが、ＩＴ関連企業の会社の分割・売却・合併等の特殊事情があり、平成30年度においては法人市民税の税収が当初の見込みよりも大幅に伸び、約70億円の上振れが生じたものである。今後、二、三年のうちは本年度ほどとはいかないものの、引き続き税収は好調であろうとの予測はあるが、法人市民税は事業者の業績に左右されるものであり、不確定要素もある。

○法人市民税の増収分について、基金に積み立てるのではなく、各地区の道路整備等に活用することはできないのか。

⇒議員　地域で多くの土木要望がある中、実現に至っていない工事も多いことは理解しており、平成28年度には地区土木要望に基づく生活道路の整備に係る予算について、議会として２億円を増額して可決した経緯もある。しかし、２億円の増額をしただけでも職員は手一杯となり、予算全てを使い切ることはできなかった。市民の意見をくみ取った上での増額修正であったが、地区からの土木要望に十分応えるためには現状の職員数では不足すると考える。

○地域の防災力向上を図るため、防災大学等の講座を開催している中、こうした講座の受講者にはぜひ地域貢献をしてもらいたいと考えている。しかし、誰が講座の受講者・修了者であるのかが分からない状況であるため、市で明らかにしてもらえればありがたい。

⇒議員　例えば、防災士の資格に関し、防災大学を通じた資格取得者については本市でも把握しているものの、それ以外の資格取得者については把握していないとのことであり、資格取得者の全体像を本市として適切に把握し、地域の防災活動にかかわってもらうよう働きかけるべきであるとの意見を委員会の場で述べたところである。現在、水防法の改正に伴う河川ごとのハザードマップの作成に向け、対象地域ごとにワークショップを立ち上げて順次活動を開始していくところであり、その中に防災の知識を有した地域住民が参画することにより、全市的な防災力向上につながれ

ばよいと考えている。

○先日、送水管工事における事故により送水が停止となり、断水の恐れがあることから羽津地区でも水道の使用を控えてほしいとの連絡が行政よりあったため、地区内組織の緊急連絡網を活用して各自治会長に連絡し、給水対応について周知を図った。羽津地区では広報車も出動しているが、夜間で雨戸が閉まっているなどの事情から、音声が聞き取りづらく、結果として地区住民全員に情報が行き届かなかった。非常時の広報について、全員に適切に情報が行き届くような手法を検討してほしい。緊急告知ラジオの活用も一つの手法ではないか。

⇒議員　近年の住宅は遮音性が高いことから、広報車で放送しても聞こえないことがあるのは事実である。また、停電が発生した場合はテレビ等の媒体も活用できなくなり、緊急告知ラジオも所有している人が非常に少ない状況である。このような中、現状では「安全安心防災メール」の活用が、もっとも情報が行き届きやすく、効率のよい手法ではないかと考えている。他に有効な手法があれば、ぜひ提案してほしい。

⇒議員　羽津地区では、広報車、危機管理室ホームページから登録できる安全安心防災メール、ＣＴＹ・三重テレビ、上下水道局や市のホームページ等、あらゆる媒体を活用して情報の周知が図られたが、課題は残る状況であった。自治会等の緊急連絡網も一つの手法として有効であるため、どこまで連絡が行き届いたか確認がとれるような仕組みを整えるなど、この活用の精度を高めることも必要であると考える。

⇒議員　今回の送水管工事における事故を通じ、広報の手法に課題があることが分かったほか、夜間の給水に当たっては、照明施設が必須であることも明らかとなった。大規模災害時の対応に向け、解決すべき課題が分かっただけでも収穫があったと考える。

○聴覚障害者は、テレビ、ラジオはもとよりメールを受信しても通知音が聞こえないことから、緊急時に必要な情報を得にくい状況である。緊急時の広報の手法の検討に当たっては、聴覚障害者への対応についても考えていただくようお願いしたい。

⇒議員　今回の送水管工事における事故への対応について、適切に反省点を洗い出し、次につなげていきたいと考えている。いただいたご意見についても、担当部局にしっかり申し伝えていきたい。

○今回の送水管工事における事故について、行政から発信される情報量が非常に少なく、適切に緊急連絡網で周知を図ることが困難であった。細かな状況が分からなければ伝えにくいため、できるだけ多くの情報を流してほしい。

⇒議員　送水管工事は、三重県企業庁が行っていたものであることから、情報量が少なかったという面もあると考える。本市と三重県との連携について課題が残ったと感じるため、担当部局に申し伝えていきたい。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○大規模地震等が発生した際、本市だけではなく、県内や東海地区において多くのがれきが出ることが想定される。これまでの事例からは、その処理に非常に時間を要していたことからも、市内の空き地等をがれきの集積所として取り決めておくことはできないか。また、市内だけでなく、広域的な視点での場所の選定も必要となると考える。

⇒議員　国において各自治体での災害廃棄物処理計画の策定を推進している中、本市はすでに同計画を県に提出しているところである。がれきの集積所等の詳細については現在調整を行っているところであると記憶しており、何ら取り組みを行っていないというわけではない。

○定期的に開催されている市民総ぐるみ総合防災訓練について、挨拶や説明を広い校庭内でマイク１本で行うため、声が拡散し、聞き取りづらいことがある。聴覚障害者向けに数年前より手話通訳者が配置されているが、通訳者からは、声が拡散することからどのように通訳すればよいかが分からないとの意見も聞くことがあるため、説明者等の声を聞き取りやすくするための工夫をお願いしたい。また、体育館にも防災用品等が展示されているが、そこには手話通訳者が配置されておらず、聴覚障害者にとっては少々不親切ではないかと感じる。誰もが平等に情報を得られるよう配慮してほしい。

⇒議員　聞こえにくい音声について、リアルタイムで手話通訳することは難しいと考えるため、事前に進行について担当部局と手話通訳者側が打ち合わせをしておくことが有効であると考える。また、手話通訳者の増員配置等は可能ではないかと考えるため、いただいた意見を担当部局にお伝えする。

⇒議員　音響設備については、学校の放送設備を使うのではなく、市で準備したものを活用していると考えるが、その設備の性能が悪いのではないかと考えている。誰もが聞き取りやすい性能の設備を整える必要があると考える。

⇒議員　手話通訳者専用の小型スピーカーを配置するなどで対応が可能ではないかとも感じるため、そうしたことも提案していきたい。

○水沢小学校で開催された平成 30 年度の市民総ぐるみ総合防災訓練に参加したが、音響設備は、一般市民のいる場所の逆を向いていたと記憶している。このような環境が聞き取りづらさにつながっているのではないかと感じるところである。

⇒議員　いただいたご意見を担当部局に伝えさせていただく。

○防災・減災人材の育成として、家族向けのファミリー防災講座を開催し、若年層への防災意識の向上を図るとのことであるが、地区の防災訓練などに中学生は参加しているか。教育委員会から中学校に対し、生徒の地区の防災訓練への参加を働きかけることはできるのか。

⇒議員　橋北地区では、地区の防災訓練に中学生が授業の一環として参加している。中学生は逃げるだけでなく、助ける側にも回らなければならないため、炊き出し訓練や高齢者を連れた避難訓練等を実施しており、非常に効果的である。学校によっても様々な考え方があるが、それぞれの地区で学校と連携した取り組みが行われればよいと考える。

⇒議員　中学生は災害時には助ける側に回ることから、富洲原地区では、土日に防災訓練を開催したとしても中学生の参加がある。

⇒議員　下野地区では、西朝明中学校において学校主催の防災訓練があり、学年ごとに役割分担を決め、地震発生時の土砂崩れ等の対応や避難所運営の訓練を行っており、そこに地域が参加している。防災訓練の手法については地区によってさまざまであるため、他地区の学校との連携事例も参考の上、羽津地区においてもぜひ中学校との連携を推進してほしい。場合によっては議会としても後押しできればと考える。

○小学校における防災訓練について、教育委員会からもすでに地区に対して働きかけがあり、どのように取り組むべきか協議したところである。地区の防災訓練に児童を参加さ

せることは難しいため、学校の教育の一環で実施してもらえれば地区としても入りやすいとの意見を申しべた。

⇒議員　ご意見として承る。

○東海・東南海地震がいつ発生しても不思議ではない状況にあるが、防災訓練についてはひたすら逃げるということに重点が置かれているように感じる。羽津地区で津波が発生した場合、霞や白須賀の住民は到底高台までは逃げられないと考えるが、羽津古新田に展望台のような津波避難ビルを建てることはできないのか。

⇒議員　南海トラフ地震では、本市にもっとも影響のある場所が震源地の場合、津波の第一波は 77 分後に本市に到達し、最大のものは 174 分後に到達すると想定されている。この場合の海面高は満潮時に 4.29ｍと想定されているが、場所は磯津であり、現状の防潮堤は５ｍ以上となっている。また、富双緑地の海面高は 3.82ｍと想定されていることからも、羽津古新田に津波避難ビルを建てなくても津波から十分逃げられると考えている。地震の揺れによる防潮堤の地盤沈下により、想定よりも早く浸水するケースもあると考えるが、５ｍも浸水する想定はないことから、現状では家具の固定などできる対策に力を入れるべきであると考える。本市では、65 歳以上の単身世帯等に対し、無料で家具の固定を実施しており、市内各地域を３年単位で巡回している。当事業については民生委員が窓口となっていることから、自治会長が知らない場合も見受けられるが、市の耐震に係る補助制度等については、地域で連携して周知を図ることが重要と考える。

○近鉄四日市駅周辺からＪＲ四日市駅周辺で新図書館の整備を計画していくとのことだが、当該地周辺は雨が降れば広く浸水する地域であると記憶している。このような点は把握しているのか。

⇒議員　平成 12 年の東海豪雨の際は、大規模な浸水があったが、それ以降中心市街地の雨水浸水対策を見直し、現在は浜田通りに貯留管を整備している。完成により、中心市街地の浸水の軽減につながると考える。

○四日市市防災対策条例が可決されたとのことだが、市民に対しては広報されているのか。

⇒議員　防災対策条例は平成 30 年 12 月 25 日に施行されており、当条例が可決されたと

いう内容は市議会だよりに掲載しているが、内容についてどこまで広報しているかは確認したい。なお、市ホームページに条例は掲載されているため、ぜひご一読いただきたい。

○防災対策条例の内容に対して、予算はついているのか。

⇒議員　条例は四日市市の最高峰のルールである。防災対策条例ができたことにより、今後は、この理念を実現するために様々な防災関係事業に対して予算が計上されることとなる。今定例月議会で提案された応急給水栓・復旧給水栓の整備事業が具体的な例である。

○米洗川について、順次河川の改修に取り組んでもらっているところであるが、近鉄線周辺から車検場にかけての範囲の整備が進んでいない。護岸の崩壊を防ぐためにも対策は急ぐべきと考えるが、一度現地の状況を見に来てほしい。

⇒議員　米洗川については準用河川の改修計画に基づき改修を進めているところであり、平成30年度をもって護岸工事が完了することから、平成31年度以降堤防道路の整備に入る予定である。しかし、米洗川は以前より何度も護岸が崩壊しており、さらに架かっている橋に耐震性がないことから羽津北小学校は現時点で津波避難ビルに指定されていない状況となっている。現在河川の改修と合わせて、当校を津波避難ビルとするための防災対策も進めている状況であり、近鉄線より東側の整備の必要性についても見落としているわけではない。護岸崩壊を防ぐため、重点的に改修するよう指摘していきたい。

○羽津北小学校隣の堤防道路の側溝で、草が生え放題となっていることから、コンクリートで整備するなどの対応をお願いしたい。工事のために堤防道路にトラックが入り込むが、雨天時等に崩れてしまうのではないかと危惧している。

⇒議員　避難路でもある米洗川の堤防道路について、しっかり安全性の確認を行いながら整備に努めたいと考える。

○先日の送水管工事における事故について、情報の到達度合いに地域格差があったことを非常に課題に感じているが、消防団を活用して広報することも必要ではないのか。また、今回の工事については県が実施していたことから情報の詳細が分からなかったとのこと

であるが、市は県に対して情報の提供を強く求めるべきではなかったのか。送水管の工事でこのような状況では、大災害が発生した際に必要な情報が必要な場所に行き渡らないのではないかと考える。

⇒議員　確実に情報が行き届くようにしておくことは、緊急時の原則である。今回の事案では、議員間でも、住んでいる地域や消防団活動等の有無によって情報格差があった。行政は縦割りであり、効率的に業務を行える反面、自らの業務の守備範囲を決め、必要な連携が取れていない場合もある。何らかの課題がある場合、この体制を改めるのは議会の仕事であるが、これまでも同様に県市で適切な情報共有ができていなかったということがあったとのことであり、議会からの声が十分でなかった部分があると感じている。ご指摘を真摯に受け止め、同様のことが発生した際、県市の情報共有が密にできるようしっかり市に伝えていきたい。

○大気汚染について、羽津地区はコンビナートによる影響を受けている可能性があることから、平成29年度から30年度にかけて移動測定車による大気汚染物質の測定を行った。結果は良好であったが、担当部局では移動測定車による測定結果をもとに、新たに大気汚染監視測定局の適正配置計画を策定するとのことである。地域住民が大気汚染の影響を心配していることからも、羽津地区に測定局を設置してほしいと考えているが、いつ頃配置を見直すのかとの問いに対して担当者の回答は力がないように感じた。議会においても測定局の適正配置については、しっかりフォローしてほしい。

⇒議員　羽津中学校において移動測定車による測定を行ったところであり、その結果を受けてどのように対応していくのかは当然検討していかなければならない。いただいたご意見を都市・環境常任委員会に申し送り、行政に対して真摯な対応を求めていきたいと考える。

７．高校生議会意見書

平成 31 年２月 26 日

各常任委員長　様

広報広聴委員長（四日市市議会議長）
竹　野　兼　主

四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

平成 31 年 1 月 26 日に開催されました四日市市議会高校生議会につきましては、開催にあたり多大なご尽力をいただきましたことをお礼申し上げます。

高校生議員の皆様からいただきました意見書につきまして、別添のとおりでございますので、各常任委員会の所管事務調査等の項目として取り扱っていただくなど、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、改選後の体制に引き継いでいただく場合につきまして、平成 30 年定例会常任委員会年間白書へ明記いただくことにつきましても、併せてよろしくお願いいたします。

意見書（これからの公共交通を考える委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

１．バスの利用環境の向上のため、近鉄四日市駅の発着場を１つに集約し、行き先の表示が他府県からの来訪者でも利用しやすいように、わかりやすい案内表示にすること。

２．朝夕の公共交通機関の本数が多い時間帯とは違い、学校の試験期間中は電車の本数が少ない時間帯に帰宅することから、待ち時間が長くなるため、利便性の向上のため、試験期間中に限り、その本数を増便すること。

３．バスの料金が高く、料金表がわかりづらい。また、路線によってはＩＣ乗車券の利用ができないことから、利用環境の改善に余地があるため、利用環境の改善に努めること。

４．公共交通機関は通勤や通学に利用するだけでなく、電車に乗ることを楽しむ方も見えるため、電車に乗ると面白いと思えるような取り組みも取り組むこと。

５．自転車通学の際に危険個所にカーブミラーの設置や歩道と車道の区別を明確に行い、自転車や歩行者の安全・安心に取り組み交通事故の減少につなげること。

以上、意見書を提出します。

平成31年１月26日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（どうなっているんだ？図書館委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

１．託児所、学習室、小ホール、カフェなど、様々な世代のニーズに応えることができる機能を有した総合的な文化発信拠点として、市民が集う魅力的な図書館とすること。
２．本を通じて、多世代・多文化同士が集い、交流することができるコミュニティースペースの設置やイベント開催など、本を読むだけなく、人との関わりを持つことができる図書館とすること。
３．ユニバーサルデザインの配慮、駐車場の利便性向上、海外図書の充実、開放的なスペースの設置など、世代、年齢、国籍に関係なく、誰もが利用しやすく、憩いの場としての図書館とすること。
４．図書館と周辺施設が連携し、一体的なコミュニティーを形成することで、相互につながりを持たせるような図書館とすること。

以上、意見書を提出します。

平成31年１月26日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（帰ってきたい・ずっと住みたいまちづくり委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1　市民が四日市市に誇りを持てるような、また、四日市市を訪れる人が再訪したいと思えるような幅広い世代が楽しめるイベントの定期的な開催や写真映えするスポット、名所のＰＲ・創設を若い世代の参画のもとに行うこと。
　また、商店街のにぎわいを増やし、明るい街にするため、飲食店だけではなく雑貨店や洋服店など若者向け店舗の誘致や商店街の店舗紹介・アーケードの屋根の透明化、既存の店舗の口コミ等が記載されたマップを駅や商店街入口等に設置するなどの対策を図ること。

2　四日市市にずっと住み続けたいと思えるよう、子育て支援や医療・福祉施設を充実させるほか、市が一括して不用学用品等のマッチングの場を市が提供するなど教育負担の軽減や、防犯外灯を設置して、幅広い世代が安心・安全に住める環境を整えること。

3　地域コミュニティが活性化するよう世代を超えて人々が集えるような公園等の環境整備や仕組みづくりを行うことで、高齢者から若者までの世代間交流が図れるよう対策を検討すること。

4　チーム三重として、四日市市だけではなく近隣市町等と地域の魅力をお互いに発信できるよう更なる広域的な連携を図ること。また、地域の魅力や文化を学べるような学習環境を学生に提供すること。

以上、意見書を提出します。

平成31年１月26日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛